

債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用  
及び債権譲渡登記制度等の在り方についての  
調査研究報告書

平成 25 年 3 月

公益社団法人 商事法務研究会

## 【 目 次 】

第 1 編 調査研究の目的及び概要 .....	小粥太郎	1
-------------------------	------	---

第 2 編 債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用についてのヒアリング .....	井上 聡・大矢一郎・宇治野壮歩	9
--	-----------------	---

[別紙資料] ヒアリング内容一覧	15
------------------	----

第 3 編 債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例に関する調査 .....	佐藤正謙・青山大樹・足立 格・小島冬樹・粟生香里・長谷修太郎	41
--	--------------------------------	----

[別紙資料] 裁判例一覧	46
--------------	----

### 第 4 編 諸外国の制度の概要

韓 国 .....	高 禎賢 (訳：権 敬殷)	142
-----------	---------------	-----

[別紙資料] 動産・債権等の担保に関する法律	154
動産・債権等の担保に関する法律施行令	171
動産・債権等の担保に関する規則	172
動産・債権担保登記の現況と分析	175
動産・債権担保登記の書式例	190

中 国 .....	射手矢好雄	195
-----------	-------	-----

アメリカ・カナダ・オーストラリア .....	藤澤治奈	203
------------------------	------	-----

第 1. 報告書の趣旨	204
第 2. アメリカの債権譲渡登記制度	205
第 3. カナダの債権譲渡登記制度	233
第 4. オーストラリアの債権譲渡登記制度	263

# 第1編 調査研究の目的及び概要

一橋大学大学院法学研究科教授  
小粥 太郎

## 1 目的

債権譲渡の対抗要件制度は、明治29年に制定された民法に定められている。対抗要件制度の実質は、一定の範囲の債権譲渡について特別法（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律等）が設けられたことを除けば、制定以来、変わっていない。

ところが、民法制定当初とはいささか異なり、債権譲渡は、不動産等の物的担保や保証に依存しない資金調達手法として、特に中小企業にとって、重要な役割を果たすようになってきていることが指摘されている。

また、この対抗要件制度は、債務者をインフォメーションセンターとするものと理解されているが、このことが、債務者に過大な負担を強いるのではないかと、公示性が十分でないなどの問題が指摘されてきたところである。

こうした問題状況をも受け、法制審議会民法（債権関係）部会は、債権譲渡の対抗要件制度について、見直しを検討している。公表されている部会資料・議事録によれば、同部会では、金銭債権の譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する考え方（登記一元化案）や、登記とそれ以外の対抗要件制度を併存させた上で、登記にそれ以外の対抗要件制度に優先する効力を付与する考え方（登記優先ルール案）など、債権譲渡の対抗要件として、登記の役割を拡大する制度の導入を検討しているようである。

債権譲渡の対抗要件制度を見直し、対抗要件として登記の役割を拡大する制度を導入することの是非を検討する際には、さまざまな事情を考慮に入れた上での判断が行われることになるだろう。本報告書は、基本的には、そうした判断を適切に行うための資料の提供を目的とするものである。もちろん、こうした情報は、すでに行われてきた立法論的検討の過程で、一部の研究者・専門家の間では、事実上共有されていたものであるかもしれない。本報告書は、あらためて、第一線で活躍する弁護士・専門の研究者の手によって、そうした情報を参照容易な形で整理し、債権譲渡の対抗要件制度として登記を導入するか否かの判断に役立てようとするものとなる。

具体的には、本報告書は、3種類の情報を提供する。第1は、実務運用にかかわる。すなわち、民法・動産債権譲渡特例法における債権譲渡の対抗要件制度及び同特例法における動産譲渡登記制度の実務運用についてのヒアリングを行い、現行制度の運用状況をあらためて確認するとともに、対抗要件制度として登記の役割を拡大する制度を導入するか否かの判断に資する材料を整理したものである。第2は、裁判例である。債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例について、網羅的な調査の結果をまとめたものである。裁判例を紛争類型によって整理し、対抗要件制度の見直しに必要な観点からの分析を加えている。第3は、外国の制度の概要である。すでに、さまざまな機会を通じて諸外国の動産債権譲渡制度の紹介検討が行われてきたところであるが、韓国、中国及びカナダについて

は、その具体的内容が必ずしも十分に知られていなかった。そこで、本報告書は、これらの諸国の制度の概要及び可能な限りでのその運用実態を紹介することとした。

本報告書は、冒頭に、第1編として、上記3種類の情報の概要及び簡単なコメントを付したものを置く。つづいて、上記第1（実務運用のヒアリング）を第2編、上記第2（裁判例の調査）を第3編、上記第3（外国の制度）を第4編とした。

なお、各部分の執筆分担は、次のとおりである。第1編は、小粥太郎（一橋大学教授）、第2編は、長島・大野・常松法律事務所の井上聡弁護士、大矢一郎弁護士及び宇治野壮歩弁護士、第3編は、森・濱田松本法律事務所の佐藤正謙弁護士、青山大樹弁護士、足立格弁護士、小島冬樹弁護士、栗生香里弁護士及び長谷修太郎弁護士、第4編は、韓国について、高楨賢弁護士（翻訳は、権敬殷氏〔一橋大学大学院法学研究科博士後期課程〕）、中国について、森・濱田松本法律事務所の射手矢好雄弁護士、カナダ等について、立教大学の藤澤治奈准教授である。

## 2 概要

（1）第2編の、「債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用についてのヒアリング」は、債権譲渡に関わり合いを持つ企業および司法書士会を通じて、詳細に債権譲渡等の実務運用を明らかにするものであり、対抗要件制度として登記を導入する際に考慮すべき事情についても考察が加えられている。以下では、本ヒアリングの結果の概略を紹介するとともに、第1編担当者として、ごく簡単なコメントを加える。

### （ア）概略

本ヒアリングは、債権譲渡の対抗要件制度等に関して、取引社会ないし専門家に共有されていた暗黙知、一般に知られていなかった取引慣行、現行動産債権譲渡登記制度の実務的感触などを明らかにした、たいへん貴重なものと考えられる。本ヒアリングの項目はきわめて多岐にわたるため、的確な要約は困難である。そこで、以下では、いささか主観的にならざるをえないが、第1編執筆者にとって興味深く思われた点を中心に、紹介する。

#### ① インフォメーションセンターとしての債務者の負担

民法の債権譲渡対抗要件制度に関して、インフォメーションセンターとされる債務者の負担の大きさが問題視されることがあった。その負担のひとつは、債権を譲り受けようとする者からの、先行処分の有無を確認するための事前照会への対応であろう。ところが、本ヒアリングの結果からは、債権譲渡（譲渡担保権設定）の前に、インフォメーションセンターとされる債務者に対して先行処分の有無を確認するという作業が、それほど頻繁に行われているわけではないことがわかる。すなわち、債務者が、そうした照会を受ける頻度も小さい。したがって、民法の債権譲渡の対抗要件制度において債務者がインフォメーションセンターとされているために各方面からの照会に対する回答が負担になる、という

問題も、企業にとっては、必ずしも深刻な問題と意識されているようではない。別の負担としてあげられるのは、債務者にとって、対抗要件としての通知到達の先後の判断が容易でないおそれがあることである。しかしながら、本ヒアリングの対象となった複数の企業においては、郵便受付を社内一元化することにより、債権譲渡通知を含む郵便物到達時刻の管理が行われているとのことであった。もっとも、多数の支社等を通じて広域で営業を行っている企業が、全社レベルで通知の到達時点を正確に把握するシステムを導入することは現実的でないとの回答があったことには留意が必要である。

## ② 債務者の立場からのリスク回避

本ヒアリングの結果からは、企業が債務者になった場合の、対抗要件競合等に由来するリスクを回避するための企業行動のいくつかが浮かび上がるようになった。

まず、企業間取引で譲渡禁止特約が活用されていることが改めて確認されている。債務者たる企業は、同特約を利用することによって、債権譲渡を抑制し、支払先の判断に迷う可能性を小さくすることができる。

譲渡禁止特約が締結されていても、これに違反した譲渡が行われることはある。この場合、民法466条2項ただし書き及び判例によれば、債務者は、善意・無重過失の譲受人に対して同特約を対抗できない（最判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁）。ところが、本ヒアリングの結果によれば、債務者たる企業は、譲渡禁止特約違反という形で想定外の譲受人が登場した場合、譲受人の善意悪意等の主観的態様が不明であることを理由に、債権者不確知供託によって対応している例があることが確認された。

## ③ 動産債権譲渡登記制度の改善提案

本ヒアリングにおいては、現在の企業実務の立場から、動産債権譲渡登記制度の運用等に関する感触が明らかにされている。本ヒアリングから得られた情報は多岐にわたっており、そこには、現在の動産債権譲渡登記制度を一層改良する手がかりが少なからず含まれている。

### (イ) コメント

民法の債権譲渡対抗要件制度においては、インフォメーションセンターとされる債務者の負担の大きさに対する懸念が示されてきたところである。ところが、本ヒアリングからは、必ずしも債務者に対する事前照会が積極的に行われているわけでないことが知られる（第3編の裁判例調査の結果もこれを裏付ける）。そのため、債務者にとって、各方面からの照会に応じるという負担は、重荷とは意識されていないといえそうである。また、債務者は、債権譲渡の有無・対抗要件具備の先後の判断を強いられるという負担もある。ところがこの点については、企業は、郵便受付事務の合理化によって問題のかなりの部分を解決しているように思われた。

もっとも、以上は、債務者が然るべき業務体制を構築できた企業である場合については妥当するが、債務者が自然人である場合や十全な業務体制を構築できない事業体である場合には、妥当しないだろう。むしろ、後二者の場合には、民法の債権譲渡対抗要件制度に

ついて従来から指摘されてきた、インフォメーションセンターとしての債務者の負担は、残らざるをえないように思われる。また、広域で事業展開している企業が、全社レベルで通知到達の先後管理を行うシステムを導入することは現実的でないとの見方も示されていたところである。

また、本ヒアリングからは、債務者の立場からみての供託の重要性があらためて浮かび上がることになった。とりわけ、譲渡禁止特約違反と組み合わせての供託については、これまで必ずしも十分な議論がされていなかったようにも思われる。供託は、債務者にとって、譲渡人と譲受人、譲受人相互の紛争に巻き込まれないで済むという点で、効果的な手段であることはもちろんだが、本ヒアリングの結果によれば、債権譲受人と称して登場する反社会的勢力との関係を絶つという観点からも、明確な要件の下での供託の許容が重要であることが示唆されているように思われる。

さらに、現行の動産債権譲渡登記制度について、利用者の視点から詳細な意見が収録されている。債権譲渡の対抗要件制度の見直しによって登記制度の役割が大きくなるのであれば、登記制度を一層使いやすいものとする必要があろう。本ヒアリングの結果の中には、そのための貴重なアイデアが散在していると考えられる。留意すべきと考えられる主要な点は2点ある。ひとつは、複数のヒアリング先から、動産債権譲渡登記が債権譲渡人の信用不安を惹起するおそれがある旨の指摘がされたことである。仮に債権譲渡の対抗要件制度の見直しによって登記制度の役割が大きくなるのであれば、この指摘に対する応答が必要となろう。この点については、取引社会に無用の不安を惹起しないようにするため、債権譲渡が、取引社会における通常の行動の一環として行われるものであることについて、取引社会の理解を得る努力が求められる。すなわち、一方で、金融機関に対する債権譲渡が債権譲渡人にとって合理的な資金調達手法のひとつであること、あるいは、サービスーに対する債権譲渡が債権者にとって合理的な債権回収方法のひとつであることなどを強調しつつ、同時に、正常な債権譲渡と、倒産間近の債権譲渡人による詐害的な債権の投げ売り・多重譲渡との違いを丁寧に説明する、ということである。もうひとつは、ファクタリング等の場合について、債権譲渡登記制度に不便さがあるとの指摘である。すなわち、同一の債務者に対して債権を有する多数の者が、1人の譲受人に対して債権を譲渡する場合、現行制度においては、債務者の承諾に確定日付を得ることによって簡単に第三者対抗要件を具備することができるところ、現行の債権譲渡登記制度によって対抗要件を具備しようとするなら、債権者の数だけ登記をしなければならなくなる。こうした場合に登記を1件で済ませるニーズには、汲むべきところがないだろうか。現在の民法の対抗要件制度における債務者の確定日付ある承諾に対応する登記制度を設けることができれば、登記制度の利便性は、非常に高いものとなるだろう。

(2) 第3編の、「債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例に関する調査」は、関連する多数の裁判例を4つに分類し、丹念に整理・検討したものであり、対抗要件制度

として登記を導入する際に考慮すべき事情についても考察が加えられている。以下では、裁判例の調査の概略を紹介するとともに、第1編担当者として、ごく簡単なコメントを加える。

(ア) 概略

① 債権譲渡と仮差押え・差押えが競合する事案類型

債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例の中では、この類型の事件の数をもっとも多いとのことである。

② 同時到達又は到達先後不明の事案類型

この事案類型に属する紛争の発生は、通知を対抗要件具備方法の1つとして認める限り、不可避的だとされる。判例は、通知の時ないし差押命令の送達の際の先後によって優先劣後を決するため、譲受人ないし差押債権者は、互いに優先的地位を主張できないものとしていること、譲受人ないし差押債権者のうちの1人が弁済を受けた場合の債権者相互間の事後処理ルールが判例では不明であることが、確認されている。

③ 通知又は承諾の記載不備等が争われた事案類型

とりあげられた15件の裁判例のうち7件は、地方公共団体が債務者であり、その承諾ないし日付付与が、確定日付ある対抗要件を具備したことになるかが争われた事案である。

④ その他の事案類型

債権譲渡と、債権譲渡または質権設定との競合ケースなどがこの類型に属する。

①から④までの事案類型いずれについても、対抗要件制度のタテマエからすれば、債権を譲り受けようとする者、債権を差し押さえようとする者は、当該債権に関する先行処分の有無について、インフォメーションセンターたる債務者に事前に照会を行うことが考えられる。しかし、本報告書第3編の詳細な裁判例分析によれば、こうした先行処分の有無に関する事前調査が行われた例はないようである。

(イ) コメント

裁判例において、債務者に対する事前調査（債権を譲り受けようとする者、差し押さえようとする者から、債務者に対して、債権の先行処分の有無に関する事前調査）が行われたとの認定がされた例がないとの事実は、きわめて興味深い。

この事実は、さまざまな解釈を可能とする。第3編で収集された裁判例の数が80件にも及ぶことを考慮すれば、たとえば、民法の債権譲渡の対抗要件制度が、およそ公示機能を果たしていないのではないかという疑惑が生ずる。すなわち、②の事案類型に属する事件（8件）を除けば、大半の事件においては、対抗要件具備の時期は数日以上離れており、相互の先後関係は明白であるため、債務者に対する事前照会と回答が行われていれば、そもそも、紛争が生じていなかったのではないかとさえ思われる、ということである。もちろん、裁判例の分析のみを通じてそうした疑惑の確証を得ることは無理がある。実際、第2編のヒアリングの内容を参照すれば、かかる事前調査が行われていないとまではいえないことが判明する。とはいえ、同ヒアリングは、同時に、基本的には、債権を譲り受け

ようとする者から債務者に対する照会が、積極的に行われているわけではないことを示している。少なくとも、民法の対抗要件制度の公示機能に対する取引関係者の期待が小さいということは、認められよう。債権譲渡登記制度が利用された場合には、登記を手がかりとした調査が普通に行われることとは対照的である。

また、①③④の事案類型に属する裁判例を観察するなら、債権譲渡、債権質権設定、差押え、仮差押えが競合した場合に、対抗要件具備の先後のみによる単純な紛争処理が行われていないことがわかる。事案類型①④は、対抗要件具備の先後は明白であるにもかかわらず、対抗要件具備において後行した債権者が、対抗要件において先行した債権譲渡なり差押えなりの「効力」を争う例が中心を占める。不動産譲渡が競合した場合と比較してみよう。不動産譲渡が競合する場合、対抗要件具備に後行した者Aが、先に対抗要件を具備した者Bに勝とうとするなら、今日では、Bの譲渡の効力を争うよりも、Bが背信的悪意者に該当する旨を主張立証する方法を選択するのが一般的であろう（もちろん、Bの譲渡が公序良俗に反するような場合には当該譲渡の効力を争うことになる）。どのような者が背信的悪意者に該当するかについては、不動産登記法第5条の内容なども参照しつつ、裁判例の分析による類型化が行われており、その輪郭は、相当程度、明らかになっているように思われる。これに対して、債権譲渡において、背信的悪意者排除論に相当する議論はほとんど行われていない。背信的悪意者排除論は、不動産取引の場合には不動産の占有ないし利用の保護に資する機能を担うのに対して、債権譲渡の場合には同様の要請（占有ないし利用の保護）がないとして、債権譲渡における背信的悪意者排除論は必要ないと考えられている可能性もある。しかしながら、事案類型①の裁判例からは、債権譲渡（差押えも含め）の対抗要件競合紛争の中でも、相当の数の紛争は、対抗要件具備の先後だけでは解決できない問題を含んでいること、（取立目的での債権譲渡に関する判例を別にすれば）この問題を解決するまとまったルールが見えにくいことは、確認できると思われる。譲渡の対価が僅少ないし名目的であるような場合に、紛争が生じやすいとの印象を禁じ得ない。

さらに、事案類型③は、通知又は承諾の記載事項のゆらぎ等のため、当該通知又は承諾が民法の対抗要件制度に定める通知又は承諾に該当するか否かが争われたものである。不動産登記制度、動産債権譲渡登記制度においては、何が登記に該当するか否かが争われることは希であろう（ただし、第2編のヒアリングの結果によれば、動産債権譲渡登記の記載事項の要求が厳格すぎるために登記が無効になるリスクのあることが指摘されている）。しかしながら、対抗要件としての通知又は承諾については、登記制度一般と異なり記載事項や方式が自由であることの半面で、そもそも当該通知又は承諾が対抗要件としての通知又は承諾に該当するか否かが問題となるわけである。こうした紛争は、何が対抗要件となり何が対抗要件とならないかが明確であれば、回避できるはずのものである。民法の対抗要件制度において、かかる問題の回避措置が十分講じられていないことは確かである。

（3）第4編の外国の制度は、韓国、中国及びカナダの制度の紹介からなる。韓国は、近

時、わが国の動産債権譲渡登記制度ときわめて似た制度を導入している。本報告書は、韓国の同制度について、法律の規定内容の調査のみならず、ヒアリングを通じて、運用面にもわたる詳細な知見を提供するものである。中国についても、表面的な制度の紹介にとどまらない、実務的な観点を生かした調査結果を提供する。さらに、「カナダの動産・債権担保登記制度の概要」は、わが国においてこれまで十分に紹介検討されてこなかったカナダの制度を明らかにするものである。カナダは、動産債権担保につき、登記ないし登録制度を採用しているが、その具体的内容が必ずしも十分に知られていなかった。アメリカのUCCとの共通点もみられることから、報告書は、アメリカの制度の概略を紹介した上で、アメリカと比較しつつ、カナダの制度を明らかにしている。報告は、実体法の概要を示した上で、登記ないし登録のシステムの仕組みを紹介する。中国、韓国の制度の調査と同様に、登記ないし登録の書式や具体的手続までイメージできるものとなっている。いずれの調査結果も、わが国の動産債権譲渡制度を評価するに際して有益な情報を含む。

(4) 本報告書の概略及びコメントは以上のとおりである。各編の内容については、ごく簡単かつ部分的な概略を紹介しえたにとどまる。読者諸賢には、第2編第3編第4編の貴重な調査報告に、直に接していただくことを希望する。

## 第2編 債権譲渡の対抗要件制度等に関する 実務運用についてのヒアリング

長島・大野・常松法律事務所  
弁護士 井上 聡  
弁護士 大矢 一郎  
弁護士 宇治野 壮歩

債権譲渡の対抗要件制度及び動産債権譲渡登記制度に関する実務運用についてのヒアリングの結果は、別紙記載のとおりであるが、大要、以下のように整理することができる。なお、ヒアリング先は、いずれも事業規模の大きい企業であるため、ヒアリングの結果を検討するには、ヒアリング先に中小企業や個人が含まれていないことに留意する必要がある。

## 1. 現在の債権譲渡の対抗要件制度について

### (1) 債務者の立場

#### a. 取引先（債権者）の経営危機時に行われる債権譲渡（多重譲渡）の場合

ヒアリング先が債務者として債権譲渡に関与する場面のうち最も典型的なのは、取引先（債権者）の経営危機時に行われる債権譲渡（多重譲渡）である。近年その件数は減少する傾向にある<sup>1</sup>。この場合の第三者対抗要件は、民法上の通知による例が多い。また、この場合に、譲受人候補者が債権譲渡に先立って債務者に対し先行する債権譲渡等の処分の有無について照会する事例は少ない。これに対し、差押え（動産売買先取特権の物上代位に基づく差押えを含む。）に際して事前に差押債権者が照会を行い、ヒアリング先がこのような照会に応じている例があった。

ヒアリング先は、多くの取引先（債権者）との間において、譲渡対象債権の発生根拠となる契約に譲渡禁止特約を付している。そのため、ヒアリング先は、（多重譲渡がなされていない単純な債権譲渡が行われた場合も含めて）債権譲渡の通知を受け取った場合、債権者不確知を理由とする供託により債務を免れている<sup>2</sup>。このように、債務者が通知の先後を判断することのリスクを負担していない例が多数である<sup>3</sup>。

これに対し、譲渡禁止特約が付されていない契約から発生した債権が多重譲渡された場合や差押えが競合した場合には、譲渡禁止特約が付されている場合と異なり、

---

<sup>1</sup> 当該減少の理由に関する認識は、ヒアリング先によって異なっていた。

<sup>2</sup> 現在の判例法理においては、譲渡禁止特約に反する譲渡の効力は譲受人が同特約について善意無重過失であるかに左右され、そのような譲受人の主観的態様について債務者は必ずしも容易に知りえないことから、譲渡禁止特約が付された債権の多重譲渡の事例では、債権者不確知を理由とする供託が通常認められる。

<sup>3</sup> そのため、債権譲渡制限特約に関する改正案（「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」の第18の1）の下においても従前と同様の範囲において供託が認められるかどうかという点に関心を示す企業が多かった。

供託が認められない場合が多いことから、通知等の先後に関する判断が必要となり、当該判断に関するリスクを債務者が負担することとなっている。多くのヒアリング先において、通知の到達時を記録する実務を採用しており、概ね判例法理に則って第三者対抗要件具備の先後に従って適切な判断がなされている。しかし、通知の記載に不備がある場合のほか、事業の規模が大きく、通知の到達日時を全社的に集約して正確に把握することが難しい場合<sup>4</sup>などにおいて、通知等の先後関係の判断が困難であった事例の存在も指摘された。

#### b. 債権流動化やファクタリングによる債権譲渡の場合

上記 a.のほか、ヒアリング先が債務者として債権譲渡に関与する場面として、大企業である債権者（取引先）により債権流動化が行われる場合のほか、多くの場合中小企業である取引先債権者の早期現金化手段として債権譲渡（ファクタリング）が行われる場合に、承諾を求められる例がある。なお、確定日付のある承諾を第三者対抗要件とする現在の債権譲渡の対抗要件制度が債務者に過大な負担を強いているという問題点の指摘はなく、むしろ対抗要件を登記に一元化した場合にファクタリングに対する悪影響があるとの指摘があった<sup>5</sup>。

### (2) 譲受人・担保権者・差押債権者の立場

#### a. グループ間の債権譲渡の場合

商社やメーカー等の業種においては、取引先とグループ会社との間で相互に債権債務関係に立つことが多く、グループ会社間で、取引先との間の相殺を目的として債権の譲渡又は債権譲渡担保の設定が行われる例がある。これらの場合には、承諾により対抗要件を具備している<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> 日々届けられる大量の郵便物のうち到達時を記録することが求められる郵便物は少ないことも踏まえて、このような万全な管理体制を整えることを債務者に求めるのは現実的でないとの指摘もなされた。

<sup>5</sup> ファクタリングのように、債権者が多数で、債務者と譲受人がそれぞれ単一である債権譲渡については、確定日付のある承諾により第三者対抗要件を具備する場合に、確定日付のある承諾を1通作成すればすむのに対し、登記により第三者対抗要件を具備する場合には、現行の債権譲渡登記制度を前提とする限り、多数の債権者の数だけの債権譲渡登記をしなければならない。したがって、現行の債権譲渡登記制度のまま第三者対抗要件を債権譲渡登記に一元化すると、ファクタリング取引の手間及び費用が著しく増大してしまうのではないかという懸念が指摘された。

<sup>6</sup> たとえば、企業グループ A に属する A1 社が取引先 B 社に対し売掛債権を有し、B 社が企業グループ A の別の会社 A2 社に対し売掛債権を有する場合に、相殺による処理

#### b. 債務者の有する債権への担保設定の場合

債務者（担保設定者）の有する債権に担保の設定を受ける場合、債務者（担保設定者）との継続的な取引関係の存在が前提になっていることが多く、それゆえ、債務者（担保設定者）が担保対象債権を二重譲渡するなど、競合する処分を行うケースは少ない。むしろ、担保設定後に債務者（担保設定者）が倒産した場合に、管財人に対する対抗の可否が問題になるケースが多いとの指摘があった。もっとも、第三者対抗要件を具備することによって債権担保の設定が債務者（担保設定者）の取引先に知られるところとなり、それが債務者（担保設定者）の信用不安を惹起するおそれがあるとの指摘が多かった。そのため、対抗要件制度に関する制度設計にあたっては、信用不安の惹起の有無という点が考慮要素となるものと思われる。とりわけ、登記一元化案との関係では、通知又は承諾であれば対抗要件を具備することに抵抗感が少ないものの、債権譲渡登記であれば対抗要件を具備することが事実上難しいという認識がどの程度取引社会において一般的であるかの検討及び取引社会におけるそのような認識に対する配慮が求められる可能性がある。

#### c. 差押えの場合

差押えの緊急性・密行性の観点から事前に照会を行わないケースが多いが、動産売買先取特権の物上代位に基づく差押えについては第三債務者に連絡するケースがある。登記一元化につき、先行する処分又は差押えの有無を登記のみで確認できるとすればメリットがあるとの指摘があった。

## 2. 債権譲渡登記について

現行の債権譲渡登記制度の問題点として、概ね部会資料 37 別紙「特例法上の債権譲渡登記に関する指摘事項」に記載されているとおりの事項が指摘された。そのうち、現行民法上の対抗要件制度によれば問題が生じない事項（担保権に関する同順位の対抗要件の具備や根担保権に関する対抗要件の具備等）の改善が登記一元化案との関係で重要となりうるが、そのほかにも、債権譲渡登記の使いやすさという点から以下のような指摘がなされた。

---

を可能にするために、A1 社の B 社に対する売掛債権を A2 社に譲渡することが行われる。あるいは、上記の場合に、A1 社の B 社に対する売掛債権を被担保債権として、B 社の A2 社に対する売掛債権に譲渡担保を設定することもある。

オンライン申請につき、譲渡当事者の電子署名が必要である点及び添付書類の別送が認められていない点が障害になっているとの指摘がなされた。添付書類の別送が認められていない点に関連して、即時処理の仕組みを放棄して（不動産登記・商業登記と同様に）登記を閉鎖する仕組みを導入すべきであり<sup>7</sup>、このような仕組みを採用すれば、登記申請日になされた登記申請の有無を確認することができないという問題点も解決できるとの指摘があった。もっとも、同一の譲渡人が複数の債権譲渡を同時期に行うことが考えられるところ、譲渡人毎に編成されている債権譲渡登記を閉鎖する仕組みを採用することが可能であるかどうかは問題となりうるが、オンライン申請の利用が進まない要因に関して示唆に富む指摘である。

登記事項が厳格に定められていることにより、登記事項が債権譲渡取引の内容と一致しない場合に登記が無効になるリスクがある。また、そのリスクを別にしても、登記事項が硬直的であるために債権譲渡登記制度が使いにくいものになっている。それを解決するため、登記事項をより柔軟なものにすべきであるとの指摘がなされた。この指摘に対しては、①譲渡当事者以外の記載をすべて任意的記載事項として当事者が通知・承諾と同様に自由に記載する方法や、②必要的記載事項を限定し、登記事項の記入につき可能な限り選択式（プルダウンメニュー方式。選択肢に該当しない場合に限り「その他」欄に記載する。）にする方法など、登記申請時の必要的記載事項の範囲や任意的記載事項の記載方法の点において様々な改善策が考えられる。その中であって、譲渡対象債権の特定方法の定式化が困難であることを踏まえれば、必要的記載事項を限定して使いやすい制度を実現する一方で、任意的記載事項の記載が不十分であることにより譲渡対象債権が特定されず登記が無効とされるリスクを登記申請者が負担するという方向性を指向することがありうる。

### 3. 動産譲渡登記について

動産譲渡登記を備えることによって担保設定者の信用不安を惹起するおそれがあることへの懸念や、動産譲渡の対抗要件具備の方法として占有改定による引渡しと比較して動産譲渡登記によることの積極的なメリットが見出せないことを理由に、動産譲渡登記制度を利用していないという指摘があった。

なお、動産譲渡登記制度と民法上の対抗要件（引渡し）が併存していることによる不都合

---

<sup>7</sup> 即時処理の代わりに登記を閉鎖する仕組みが導入されれば、登記のオンライン申請は司法書士による代理申請で行い、添付書類（代理人の代理権限を証する書面を含む。）については別送することが可能になる。そのようになれば、たとえ譲渡当事者自身が電子証明書を取得していなくても、代理人である司法書士の電子署名による登記申請が可能となり、不動産登記・商業登記と同様に、債権譲渡登記においてもオンライン申請が普及するのではないかという指摘である。

の有無及び内容等についてもヒアリングを行ったところ、動産の譲渡（担保）に際して先行する譲渡（担保）につき占有改定が存在する可能性を排除できず、動産の譲渡（担保）につき動産譲渡登記を具備したとしても、先行する譲渡（担保）につき占有改定が存在した場合には優先権を確保できないという懸念が指摘された。

以上

## 1. ヒアリング先

ヒアリング先 (事業内容)	債権譲渡に対する主な関与 ※動産譲渡登記制度の利用	
	立場	態様
A 社 (メーカー)	債務者	取引先である譲渡人の破綻時に当社に対する債権が多重譲渡されることがある。
	担保権者	事例は少ないが、取引先の保有する債権に担保を設定して担保権者になることがある。
B 社 (専門商社)	債務者	取引先である譲渡人の破綻時に当社に対する債権が多重譲渡されることがある。
	債務者	主として、①大企業の資金調達・代金支払いの早期化を目的としてSPC等を活用した債権の流動化（現金化）を行うケース、②経営危機に瀕した企業の混乱に乗じた債権譲渡が行われるケース、③執行逃れを目的にした債権譲渡が行われるケースが挙げられる。
D 社 (小売業)	債務者	取引先である譲渡人の破綻時に当社に対する債権が多重譲渡されることがある。
E 社 (メーカー)	債務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が債務者として債権譲渡に関与する場面は、主に①取引先の早期現金化手段として行われる場合（ファクタリング）と②取引先（納入業者）の資金繰りが悪化した際に当該取引先が当社に対する債権を担保に借入れを行い、破綻後に譲渡通知が行われるケースがある。</li> <li>・①取引先の早期現金化手段として債権譲渡を用いるファクタリングは、取引先に対する手形の振出しの代替手段として導入されたものである。多数の取引先との間でグループの金融子会社に対する債権譲渡についてファクタリング契約で事前に合意し、当該契約において当社は当該契約に基づく債権譲渡に限り譲渡禁止特約を解除する。毎月当社から取引先に債権の金額を通知し、取引先から異議がなければグループの金融子会社に對する債権譲渡が確定し、当該譲渡につき毎月確定日付を取得している。なお、取引先がグループの金融子会社の割引率が悪いことを理由に他の金融機関の利用を希望する場合、譲渡禁止特約をその限度で解除すること</li> </ul>

ヒアリング先 (事業内容)	債権譲渡に対する主な関与 ※動産譲渡登記制度の利用	
	立場 態様	
	譲渡人 譲受人	<p>がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が譲渡当事者として債権譲渡に関与する場面は、③売掛金の相殺による回収を目的としたグループ会社間の債権譲渡と④当社の会計上の都合から行われる債権譲渡である。</li> <li>・③売掛金の回収を目的としたグループ会社間の債権譲渡は、取引先の信用状態に懸念がある場合の担保として利用される。金融円滑化法の影響により年数十件程度であるが、今後増加する可能性がある。グループ会社間の債権譲渡が出来ない場合、債権の実在を確保することが出来ないことから、信用状態が悪化した場合に売掛金担保等の設定を受ける例は多くない。仮に登記一元化がなされたとしても、取引先の信用が悪化したときには債権が発生しないリスクがある。</li> <li>・④当社の会計上の都合から行われる債権譲渡は、当社の売掛債権を金融機関に譲渡してキャッシュフローの増加や売上げの早期計上を目的として行われるものである。この場合、特約店等に対する債権を譲渡して債権譲渡登記を行っており、当該債権が更に譲渡されて証券化に供されることもある。なお、このような類型の債権譲渡においては、当社自ら登記申請事務を行っているわけではない。</li> </ul> <p>※当社が取引先に販売した商品を担保に取る場合であっても、所有権留保の形式によることが多い。また、他社が取引先に販売した商品は他社が所有権留保による担保を得ている可能性が高いため、かかる商品を担保に取ることは少ない。</p>
F社 (ノンバンク)	担保権者	<p>当社が債権譲渡に関与するのは、主に担保権者として関与する場面であり、具体的には、ABLやLBOローンのレンダーとして貸付を行い、担保設定者からその有する債権につき担保を受ける場合である。</p> <p>※ABLやLBOローンのレンダーとして貸付を行い、担保設定者からその有する在庫につき担保を受ける場合</p>

債権譲渡に対する主な関与 ※動産譲渡登記制度の利用		債権譲渡に対する主な関与 ※動産譲渡登記制度の利用	
ヒアリング先 (事業内容)		立場	態様
G 社 (商社)	譲受人 担保権者	<p>に動産譲渡登記制度を利用する例がある。</p> <p>債権譲渡に関与する場面は主に譲受人・担保権者としての立場である。メーカーが問屋に商品を販売する際の与信リスクを商社が両社の間に入って引き受けるような場合に取引先（問屋）から担保設定を受けるようなケースのほか、事業譲渡の対象に債権が含まれているケースがある。債権譲渡につき対抗要件を具備する方法としては、登記が3割から4割程度を占めているが、その場合であっても、書類を事前に受領するものの申請を行わないという登記留保のケースが多い。譲渡人・担保設定者が登記を望まない場合には、債務者・第三債務者に対する通知（留保）又はその承諾を得ている。</p> <p>※取引先から在庫に動産担保の設定を受ける際、占有改定だけでは心許ないことを理由に登記を利用した例がある。</p>	
H 社 (商社)	譲受人 担保権者	<p>・取引先の保有する債権に担保を付するため債権譲渡を行うケースがある。従前は当社が単独でビジネスを行っていたため、取引先との間で債権債務関係が相互に生じており、取引先が倒産した場合には相殺による保護を受けることができたが、分社化してグループによる経営に移行したため、グループ内の会社に対して債権を負担する特定の取引先がグループ内の別の会社に対して有する債権又は担保設定を受けるとが必要になっている。このような場合、債務者から将来債権譲渡の承諾を得て第三者対抗要件を具備している。このような構成を採用することが出来ない場合であっても、取引先から債権に担保の設定を受ける事例があるが、信用不安を惹起するおそれがあり第三債務者に照会を行うことは難しいため、そもそも担保としての価値が認められないことが多い。</p> <p>・債権譲渡の第三者対抗要件が問題になる事例は、多重譲渡がなされる場合よりも、譲渡人・担保設定者が倒産して管財人への対抗の可否が問題になるケースが多い。</p>	

債権譲渡に対する主な関与 ※動産譲渡登記制度の利用	
ヒアリング先 (事業内容)	立場 状態
	<p>※取引先から担保の設定を受ける場合であっても、在庫は取引先以外の者が使用できず、担保としての価値が低い場合が多い。また、仮に在庫に担保の設定を受ける場合であっても、コンサイメント売買（当社は商品の所有権を留保して取引先に売り、取引先の倉庫にて保管し（所在場所は特定することが多い）、取引先がその顧客に商品を売って、商品が倉庫からピックアップされた時点で当社と取引先との売買が成立する。）によることが多く、そうでない場合であっても、取引先の信用不安を惹起するおそれがあることから、原則として動産譲渡登記は利用せず、占有改定による場合が殆どである。動産譲渡登記制度の利用により信用不安を惹起した例として、立体駐車場に対して担保を設定するような場合、実質的には不動産担保であるにもかかわらず、（法的には不動産ではなく動産であるため）動産譲渡登記がなされることとなり、動産譲渡登記がなされた事実を信用調査会社に取り上げられた事例がある。</p>
日本司法書士 会連合会	<p>登記申請代理人</p> <p>※債権譲渡登記では（譲渡人ではなく）譲受人が登記事項証明書を送付することにより債務者に対する通知を行うことができるというインセンティブが認められるのに対し、動産譲渡登記は、これを用いることについて占有改定に比して優位性が認められないため、利用が進んでいない。</p>

## 2. 現在の債権譲渡の對抗要件制度に関するヒアリングの結果

### (1) 債務者の立場からのヒアリング

ヒアリング事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の多重譲渡が行われた事例の有無及び内容（譲渡人の資力悪化の有無・債権者に対する事前の照会の有無・債務者の行動・最終的な解決方法等）</li> <li>・通知の到達や承諾の時点の先後を管理する方法</li> <li>・通知の到達や承諾の時点の先後を把握できなかった事例の有無、内容及び理由</li> <li>・通知の到達や承諾の時点の先後を把握できなかったことにより、二重払いを強いられたり、紛争に巻き込まれたりした事例の有無、内容及び理由</li> <li>・通知・承諾の記載の不備等により、支払先の判断が困難となり、二重払いを強いられたり、紛争に巻き込まれたりした事例の有無、内容及び理由</li> <li>・債務者に広く供託を認めることにより二重払いの危険を回避できると考えるか否か、及び回避できないと考えるので</li> </ul>	<p><b>【A社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の取引先が当社に対する売掛債権（譲渡禁止特約なし）を第三者に多重に譲渡し、その結果、複数の譲受人から確定日付ある通知が複数到達した事例がある。当該事例において、債権譲渡に先立ち、譲受人候補者からの照会が行われていない。</li> <li>・当社は、通知等の先後関係を明確化するために到達時を記録する実務を採用している。</li> <li>・上記の事例においては、通知等の先後関係が明確であったものの、事実関係に照らし、最初に通知が到達した譲受人に対する債権譲渡の有効性が疑わしかった点を捉えて供託を行うことによつて解決することができた。</li> </ul> <p><b>【B社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業が債権者であるときは別として、債権譲渡の有無に関する照会を受けた場合には、取引先である債権者の信用不安の疑いを生じさせる（得意先の信用力の審査の際に譲渡登記の有無を確認することがある）。それゆえ、債務者（第三債務者）としての立場で譲受人候補者から債権譲渡の有無につき照会を受けることはあまりない。</li> <li>・同様に、債権譲渡の承諾を求められられることは少なく、大企業による債権譲渡について行うことが若干ある程度であり（なお、異議をとどめて行う。）、それ以外の会社から承諾を求められることは少ない。</li> <li>・本社では、債権譲渡通知の到達時刻を受付簿により管理している。支社に対して債権譲渡通知が到達することは少ないし、仮にそのようなことがあったとしても（また、本社の受付簿による管理が上手く機能しなかったとしても）、郵便局の配達証明により到達時刻を確認することが可能であ</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<p>あればその理由</p>	<p>る。その他、譲渡通知と撤回通知が同時到達した事例（債権者不確知を理由に供託した。）を除き、記載事項の不備等により支払先の判断が困難になるような事例も少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者の債権回収の便宜よりも第三債務者の負担軽減を優先させ、債務者による供託を広く認めても良いと考える。当社の場合、（譲受人が信用できる場合には債権譲渡を承諾して譲受人に弁済するが）多くの契約書には債権譲渡禁止特約が導入されているため、債権が譲渡された場合には債権者不確知を理由に供託している。他方、譲渡禁止特約が付されていない契約書を用いている取引先の債権譲渡がされた場合において、譲渡人に債権譲渡の有効性等を確認することができない場合に供託をすることができなくて困ることがある。</li> <li>・仕入先が破綻した場合も大量の債権譲渡通知が到達することがある。ただし、停止条件型・予約型債権譲渡を否認する裁判例の出現及び債権譲渡登記制度の導入後は、このような事態は減っている。</li> <li>・確定日付の先後と通知の到達の先後が逆になるような場合もあるが、判例法理をまとめた書籍を参考に優劣関係を判断し、適切に対応している。</li> </ul> <p><b>【C社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引先である債権者がSPC等を活用して行う債権の流動化としての債権譲渡は、年間2～3件程度の事例はあり、取引基本契約に付された譲渡禁止特約を維持したまま個別の承諾により対応している。このような場合の承諾は、大きな負担ではなく、むしろ当社の関与の下で債権の帰属を適切にコントロールしているという認識である。当社の承諾につき確定日付を付すのは債権者側であるため、当社において第三者対抗要件の具備のタイミングを直ちに把握することが出来ないという問題はあるものの、当社は別の譲渡につき承諾することはないし、当社に承諾を求める場合に譲渡人の信用が悪化しているケースは殆どないため、事実上問題は生じていない。</li> <li>・経営危機に瀕した企業の混乱に乗じた債権譲渡は、平成年代初頭～平成10年頃までは年十数件と</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
	<p>多く、多重譲渡が行われるケースも散見されたが、与信管理を厳しくしたこと及びその一環として平成10年頃に譲渡禁止特約を導入したこともあって、現在ではこのような債権譲渡自体が減少し、多重譲渡は年数件程度に減少している。また、当社が債務者となる主要な契約にはほぼ全て譲渡禁止特約が付されており、債権譲渡が行われても債権者不確知を理由に供託できるケースが殆どである。供託に関する負担（供託に要するコスト及び法務局の運用が区々であることにより供託が認められないリスク）はあるものの、反社会的勢力等が債権を取得することによるレピュテーションリスクの点も含めて、供託をすることが認められることは不可欠である。なお、このような場合、譲受人は第三者に優先することをさほど期待していないケースが多いこともあって、通知に先立って譲受人候補者から照会を受けた事例はない。なお、この場合、いずれも民法上の通知が行われており、債権譲渡登記が利用されたケースはない。</p> <p>・執行逃れを目的にした債権譲渡がなされることもあり、公的機関（税務署、年金機構等）の差押えと競合するケースも稀にあるが、通知の到達の先後の判断及び供託により穏当に処理しており、トラブルになるケースは少ない。ただし、通知の到達の先後の判断については、下記のような問題点がある。なお、このような場合には公的機関は事前に照会してることがあり、そのような照会に対して回答を行っている。なお、この場合、いずれも民法上の通知が行われており、債権譲渡登記が利用されたケースはない。</p> <p>・通知に関して過去に問題になったケースとして、①「取引先との●契約に基づく債権一切」という特定がなされており、当社との取引が含まれているのか否かが明確でないケース、②「貴社に対して有する売掛金一切」という特定がなされた通知が複数の支店に到達し、各支店で管理している売掛金のみを譲渡対象としているのか否かが明確でないケース、③通知の同時到達（先後不明を含む。）のケース、④通知の体裁から譲渡の有効性に疑義が生じるケースなどがあり、多くの場合は譲渡禁止特約を用いた債権者不確知を理由とする供託により二重払いのリスクは回避しているが、譲</p>

ヒアリング事項	回答
	<p>渡の対象となった債権に譲渡禁止特約が付されていない場合には難しい対応を迫られることになる。</p> <p>・当社では、通知の到達時点を管理するように支社も含めて指導を行っているものの、担当者が不在である場合等、全ての支社において正確な時刻が記録されているわけではない。また、各支店に対する通知は、いずれかの支店から本社に通知が到達したことが報告された場合に、本社で全支店の取引データベースを確認し、譲渡人と取引関係のある支店に情報提供を依頼するという取扱いを採用しており、必ずしも自動的に集約されたもの本社がこれを把握せざるに通知の先後を判断してし引関係のない支店に通知が到達したものに日々届けられる郵便物が大量に存在する場合、その仕分まったケースがある。また、本社のように日々届けられる郵便物が担当者の手元に届くまでにタイム等を外部業者に委託しているため、配達がなされてから郵便物が担当者の手元に届くまでにタイムラグが生じることもあり、外部業者で仕分けを行わずに優先的に担当者に届けられる裁判所等からの送達書類との先後関係が不明になったケースがある。このように通知の到達の先後の判断が難しいケースが生じており、譲渡禁止特約が導入される以前にはこのような事例が頻発し、また、譲渡禁止特約が導入された後においても差押えが行われた場合を中心にこのような事例が発生しているもの、日々大量に到達する郵便物の中で到達時点を記録することが求められる郵便物は少なく、また、通知の送付先に関する特段の規律が設けられていないため、多数の支社、支店及び営業所を通じて広域で事業を行っている会社において、通知の到達時点を正確に把握するシステムを導入することは現実的ではない。</p>

ヒアリング事項	回答
	<p><b>【D社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲受人候補者から先行処分の有無につき照会を受けることはないが、金融機関や取引先の原料仕入先から差押えに先立って照会を受けることがある。</li> <li>・当社は、取引先への支払いにつき銀行に対して決済日の2週間前に振込予約をしており、支払先が変更されないようにする必要があるため、取引先との契約に譲渡禁止特約を付している。そのため、当社に対する債権が譲渡された場合には原則として債権者不確知を理由に供託している（例外的に相殺により処理しているケースもある）。当社に対する債権譲渡通知の中には、印影が一致していないかたり、債権の特定が不十分であったりするものがあることから、現在のようないかな供託が認められなくなつた場合には不都合が生じることとなる。</li> <li>・当社に対する通知は、その郵便が届いた時点を記録して先後を管理している。各店舗を支店として登記していないことから、各店舗に通知が到達するケースは少ない（各店舗に到達した場合には、郵便局の配達証明を用いて到達時刻を確認している。）。</li> <li>・当社に対する債権譲渡通知は、債権の特定が不十分である場合がある。</li> <li>・5年以上前は年10案件程度の債権譲渡通知・差押通知を受領していた。法的整理の整備等によるものだと思われるが、3年から4年前から年間5件から6件程度の通知に減少し、現在は年数案件程度である。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
	<p><b>【E社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引先（納入業者）の破綻に関して債権譲渡がなされる事例は、金融円滑化法の影響で年10件程度となっており、これらの事例では、多重譲渡や債権差押えとの競合が生じることが多い。もっとも、債権発生日の翌月以降に譲渡された場合にはファクタリングのための譲渡が優先するし、仮に債権発生日の属する月に譲渡がなされた場合であっても、当社は、事務処理の一律化や二重払いの回避を目的として、一部の大企業を除いて取引先との間で譲渡禁止特約を付しており、債権者不確知を理由に供託をすることによって対応している。なお、このような場合において、譲受人候補者から事前に照会がなされることはなく、また、譲受人から登記事項証明書が送付されてくるケースは少ない。</li> <li>当社と規模の大きい子会社においては、郵便受付窓口で書留郵便が到着した日時を記録している。工場等に通知が届いた場合であっても、取引先からの部品の納入が滞ることを事前に察知するため、部品の調達を担当する部署に集約する運用がなされている。なお、規模の小さい子会社においては、そのようなプラクティスを採用しなくても、到着の先後を把握することは容易である。</li> </ul>

(2) 譲受人・担保権者・差押債権者の立場からのヒアリング

ヒアリング事項	回答
<p>① 債務者がインフォメーション・センターとしての役割を果たしているのか 否か（譲渡・担保設定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務者に債権についての先行処分や確定日付のある通知・承諾の有無を照会し</li> </ul>	<p><b>【B社】</b></p> <p>債務者の債権を担保に取るような場合には、債務者の信用不安を惹起することとなるため、第三債権者に対する照会が行わない。</p> <p><b>【E社】</b></p> <p>グループ会社間の譲渡を行う場合、グループ会社が他に売却債権を譲渡することはないため、問題は生じない。</p>

ヒアリング事項	回答
<p>たにもかかわらず、債務者にその回答を拒絶された（又は真実の回答を得られなかった）事例の有無、内容及び理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者に債権についての先行処分や確定日付のある通知・承諾の有無を照会したにもかかわらず、債務者にその回答を拒絶された（又は真実の回答を得られなかった）ことを理由として債権を譲り受けなかった事例（担保を取得しなかった事例を含む。以下同じ。）の有無、内容及び理由</li> <li>・債権の譲受（担保の取得を含む。以下同じ。）に先立って債務者に直接確認を行わない事例の有無、内容及び理由</li> </ul>	<p><b>【F社】</b> 先行処分の有無については、第三債務者への接触を認められるケースが原則であるが、債務者と第三債務者の取引関係に対して配慮するため、顧客が第三債務者への接触を望まない場合には、他の調査方法によって可能な範囲で確認した上でリスクを取っている。</p> <p><b>【G社】</b> 第三債務者に確認しないケースが殆どだが、多重譲渡に巻き込まれたケースはない。第三債務者に確認しなかったケースの具体例として、売り先の資金繰りに問題がある場合に売り先の転売先に対する債権の譲渡を受けた事例があるが、その際には第三債務者に確認することを債務者が拒否したため、第三債務者に確認しなかった（登記により第三者対抗要件を具備した。）。</p> <p><b>【H社】</b> 担保権者の候補者として第三債務者に照会を行うケースがあるが、そのようなケースでは担保設定者との間の継続的な取引の実施が予定されているため、担保設定者（及び第三債務者）の協力が得られるケースが多いという認識であるが、かかる協力が得られない場合には担保としての価値を見出さないことが多い。</p>
<p>② 債務者がインフレーション・セクターとしての役割を果たしているのか 否か（仮差押・差押え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮差押・差押債権者として先行処分の有無について確認するために第三債務</li> </ul>	<p><b>【E社】</b> 動産売買の先取特権に基づき差押えを行う場合が殆どである。このような差押えが必要になるのは取引先の信用状態が非常に悪化したような場合に限られることから（取引先も当社に対する債権を処分することは当社との取引関係が終了する結果となるため、信用状態が非常に悪化したような状況でない限り、当社に対する債権の処分行われることはない。）、第三債務者に照会することによって第三債務者と取引先との取引関係に悪影響を与える心配はあまりない。</p>

ヒアリング事項	回答
<p>者への照会を行った事例の有無及び内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権譲渡の第三者対抗要件を債権譲渡登記に一元化する仕組みを採用した場合には、差押債権者としてリスクを回避することができるとお考えでしょうか。</li> <li>回避できないとお考えの場合にはその理由を御教示下さい。</li> </ul>	<p><b>【F社】</b> 差押えの緊急性・密行性の観点から、現在、第三債務者に対する照会を行わず、また、登記の確認も行っていないが、登記に一元化された場合には登記を確認するというプラクティスを採用する可能性がある。この観点では、差押えも含めて一元化することが望ましい。</p> <p><b>【G社】</b> 裁判所に差押えの対象となる債権の存在を疎明するための資料を作成する目的で第三債務者に照会を行うケースがある。そのほか、物上代位により第三債務者に対する債権の差押えを行うケースでは、第三債務者に照会を行って債権の有無を確認すると共に、当該債権の支払いを待つて貰うようをお願いすることがある。</p> <p><b>【H社】</b> 差押えの緊急性の観点から、第三債務者に対する照会よりも差押えの申立てを急いでいるケースが多いが、動産売買の先取特権に基づく差押えにおいて、第三債務者に事前に連絡して支払いを待つて貰ったことがある。</p>
<p>③ 債権譲渡登記による先行処分の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の譲受に先立って債権譲渡登記による確認を行う事例の有無、内容及び理由</li> <li>・債権の譲受に先立って債権譲渡登記による確認を行うものの、債務者に直接確</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行処分の有無を確認する際には、登記のほか、取締役会議事録等の資料によって確認している。そのため、登記に一元化された場合には確認及びリスク判断が容易になるという側面がある。但し、登記一元化に移行する場合、移行前の民法上の対抗要件が全て登記に移行しない限り、登記一元化のメリットを最大限に享受することはできない可能性があるため、現行民法上の対抗要件の順位保全効付の登記を行うための経過期間が必要である。</li> <li>・今まで多重譲渡がなされていたことがのちに発覚した事例はない。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<p>認を行わない事例の有無、内容及び理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の譲受に先立って債権譲渡登記による確認を行うものの、債務者に直接確認を行わなかった場合において、先行する処分が行われており、かつ、当該処分につき民法に基づき対抗要件が具備されていることがのちに発覚した事例の有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡による買収等では、譲渡の対象となるすべての債権の債務者に事前に照会することが業務上困難であるため、事業譲渡後に当該債権が先行する譲渡又は差押えの対象になっていることが発覚するケースがある。登記に一元化されればそのようなリスクを避けることができ、それゆえ、購入価格の掛け目が高くなるというメリットがある。</li> <li>・他方、債権譲渡登記がなされたという事実を銀行が与信管理上不利な事情として取り扱うことから、登記によって譲渡の事実が第三者に明らかになることを譲渡人・担保設定者が望まないケースがあり、債権者・第三債務者に対する民法上の通知・承諾によるケースもある（この場合、通知は留保するケースが多いが、対抗要件否認の対象となる可能性があることを認識している）。但し、譲渡人・担保設定者が登記を望まない場合には債権を担保として評価しない判断をするだけであるため、当社としては問題ない（が、譲渡人・担保設定者にとっては担保として利用可能な財産が減って不利益になる可能性がある。）。</li> </ul> <p><b>【H社】</b></p> <p>取引の金額次第ではあるものの、登記による確認を行うケースが多いものと思われる。</p>
<p>④ その他現在の債権譲渡の対抗要件制度に関する問題点及び不都合な点</p>	<p><b>【H社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権譲渡登記を行った場合には信用調査会社による調査等を通じて取引先の信用不安を惹起するおそれがあることから、民法上の対抗要件制度（とりわけ承諾）によるニーズがある場合もある。</li> </ul>

### 3. 債権譲渡登記制度に関するヒアリングの結果

#### (1) 登記申請手続・登記事項に関するヒアリング

ヒアリング事項	回答
<p>① 複数の債権者による同順位の質権設定登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の債権者への質権設定として登記をした上で、備考欄に準共有ではなく、同順位での質権設定であると記載する手法の利用の有無</li> <li>・ 郵便等の送付の方法により同順位の質権を設定する手法の利用の有無</li> <li>・ 郵便等の送付の方法により同順位の質権を設定する手法を利用しておられないのであれば、その理由</li> <li>・ 当該質権設定登記と同順位の質権設定登記がある旨が登記に記載されるニーズの有無</li> <li>・ 郵便等の送付の方法について実務上、どのような問題がございますか</li> <li>・ 同順位の質権の設定登記の方法として、郵便等の送付の方法以外にどのような方法があれば便利でしょうか</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <p>当社は、ABL では同順位の質権を設定する事例は少ない。また、LBO ファイナンスでは単独でのローンが多いものの、シンジケーションでローンを実行することもある。但し、シンジケーションでローンを実行する場合であっても、そのような案件は規模が大きくセキュリテータラストを用いることが可能であるため、同順位の質権設定を求められるケースは少ない。</p>
<p>② 債権譲渡の前の第三者対抗要件の具備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権譲渡の前に第三者対抗要件を具備するニーズの有無</li> <li>・ 債権譲渡の前に第三者対抗要件を具備するニーズがあるので</li> </ul>	<p><b>【G社】</b></p> <p>同順位の担保権者が存在する場合、①債務者との関係では当社が単独で信用を供与し（第三者対抗要件を具備し）た上で、別途シンジケート方式で信用供与への参加（ローンパートナーシップ）を得るほか、②複数の担保権者の間で担保権の行使につき合意を結ぶことにより対応している。</p>
	<p><b>【F社】</b></p> <p>決済日において、法務局が業務を開始してから銀行の振込処理を行う時刻までの時間において、先行する登記の有無を確認した上で登記申請しなければならぬが、前日までの登記の有無しか確認できないため、決済当日に先</p>

ヒアリング事項	回答
<p>あれば、当該ニーズが認められる取引の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該取引において債権譲渡後に第三者対抗要件を具備することが不都合である理由</li> </ul>	<p>行する処分が行われるリスクがある。前日の登記申請が可能なら時間が経過した後にはその日までの登記の有無を確認して登記申請を行い、翌日の法務局の営業開始と同時に登記が完了するよう処理が認められる仕組みを作ることが望ましい。</p> <p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業譲渡の際に先行処分の有無を確認してからクロージングまでの期間が長い場合に、仮登記によって順位保全効を認めて貰うことができれば、当該期間を価格の掛け目において考慮する必要がなくなる。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <p>登記概要事項証明書・登記事項証明書は前日までの登記申請しか反映しておらず、当日に先行する登記申請がなされているか否かを把握することは出来ない点に対する対処としては、登記申請がなされた時点において譲渡人ベースで登記を閉鎖する制度の導入が考えられる。</p>
<p>③ 根担保権の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法上の通知・承諾の方法によって根担保権の設定について第三者対抗要件を具備する場合の根担保権の具体的な内容（極度額の定め・被担保債権の範囲）</li> <li>・根担保の登記を認める場合に現行の債権譲渡登記制度に関して不都合な点</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <p>法務局は根担保権の登記申請は受理しない運用を採用していることから、実体法上は根担保に該当する場合であっても、極度額の記載を行わずに登記しているケースがある。この場合につき、当該登記の有効性に加えて、事後的に極度額の変更を行った場合の登記の取扱いが不明確になっている。そのため、根担保権の登記を認めるとともに、極度額の変更を行った場合の変更登記・付記登記を認めて欲しい。</p>
<p>④ 債権譲渡登記の登記事項</p>	<p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・殆どの譲渡対象債権が売掛債権であるため問題になる事例は少ない。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項を簡易化する必要性の有無及び理由並びに現行の債権譲渡登記において登記申請時に申請書に記載するのが煩雑な登記事項</li> <li>・(譲渡しようとしている債権と登記されている債権との同一性の判断を容易にするために) 登記事項を詳細にする必要性の有無及び理由並びに追加すべき登記事項の内容</li> <li>・登記事項のうち必要的記載事項を限定し(必要的記載事項を限定することが使いやすい制度を実現する一方、任意的記載事項の記載が不十分であることにより譲渡対象債権が特定されず登記が無効とされることにより譲渡対象債権が特定されないこと) 登記事項の記入につき可能な限り選択式(プルダウンメニュー形式。選択肢に該当しない場合には「その他」欄に記載します。)を採用した場合に、登記申請を簡単にできるようにする要請及び検索(債権の同一性の確認)を容易にできるようにする要請は、いずれも利用者の観点から合理的に満足できる程度に充足されるとお考えでしょうか。充足されないとお考えの場合には、その理由を御教示ください。</li> </ul>	<p><b>【F 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の種類を選択において悩ましい事例があるところ、債権の種類が必要</li> </ul> <p><b>【E 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買と請負の区別等の債権の特定に関する問題が生じうる。プルダウンメニュー方式を採用する場合には、「その他」を選んだ場合の有効性が明確にならなければ、かかる問題は解決しないと思われる。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の債権譲渡登記制度の下では、登記の記載が新しい類型の登記申請について法務局との間で事前のすり合わせが必要になるもの、法務局が認められた登記の内容が裁判所で有効と判断されるわけではない。むしろ当事者のリスクで登記させ、法務局に登記に関する判断を求めない方がよいのではないかと。具体的には、譲渡当事者以外の記載(発生済み債権における第三債務者の記載も含む。)は全て任意的記載事項にして当事者が自由に債権の特定等を行う形を採用することが考えられる。</li> </ul>
<p>⑤ 債権者多数、債務者と譲受人が特定されている債権譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権者多数、債務者と譲受人が特定されている債権譲渡を行う取引(一括支払システム等)の取扱いの有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【E 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引先への支払手段としての債権譲渡(ファクタリング)につき数千社の取引先に関して毎月登記申請を行うこととした場合、金融子会社が取引先の印鑑証明書を毎月取得しなければならなくなる等の問題がある。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<p>・上記取引を取り扱っている場合には、登記一元化を行う前提として現行登記制度を改善する必要性の有無及び理由</p>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保付シンジケートローンの譲渡に際して、債権者が多数で、債務者と譲受人がそれぞれ単一の債権の処分が行われることがありうる。但し、このような場合、セキリティテラストラストにより対応することが可能である。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一括支払システムが用いられるような債権について多重譲渡が行われる現実的なリスクはないのではないか。</li> </ul>
<p>⑥ 変更登記・更正登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更登記及び更正登記の制度がないために実務的な不便を感じたことがあります。また、御教示下さい。</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根担保の登記を認める場合、事後的に極度額を変更したような場合に改めて登記を取り直さなくて良いような手当てが必要である。</li> </ul> <p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担保の対象となる債権の発生期間を延長する必要がある場合に、登記を取り直した直後に倒産したような事例がある。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長登記と同様、従前の登記に付記する形の変更登記を認めても良いのではないかと。</li> </ul>
<p>⑦ 一部譲渡の登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の一部譲渡の登記を利用した事例がございましたら、御教示下さい。</li> <li>・債権の一部譲渡の登記を利用した事例において問題となった</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <p>大口の債権を複数の投資家に譲渡するケースが考えられる。また、増減する複数の債権を担保の対象としている場合において、第三債務者が特定の者に集中することが制限される場合には、債権の一部を担保の対象にする必要がある。</p>

ヒアリング事項	回答
<p>点がございましたら、御教示下さい。</p>	<p><b>【E社】</b> 売掛金の債権回収を目的としたグループ会社間の債権譲渡につき、一部譲渡を行った事例がある。</p>
<p>⑧ 登記原因の日付の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記原因の日付の記載が必要的記載事項となっていることによる不都合がございましたら、御教示下さい。</li> </ul>	<p><b>【F社】</b> バルクセールの特許譲渡日が、書面に記入されていないことが多い。</p>
<p>⑨ 添付書類の原本還付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原本還付を請求できないことにより不都合がございましたら、御教示下さい。</li> </ul>	<p><b>【G社】</b> ・担保の設定につき登記をする場合において、債務者に関する資料を使い回すニーズがある。</p>
<p>⑩ 申請システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトの申請システムを整備し、登記事項のうち必要の記載事項を限定し（必要的記載事項を限定することが使いやすしい制度を実現する一方、任意的記載事項の記載が不十分であることにより譲渡対象債権が特定されず登記が無効とされるリスクは登記申請者が負担します。）、登記事項の記入につき可能な限り選択式（プルダウンメニュー方式）を採用する（選択肢に該当しない場合には「その他」欄に記載します。）のであれば、平易な利用しやすい申請システムといえらるかとお考えでしょうか。</li> </ul>	<p><b>【G社】</b> 現在の申請システムは、申請データの入力作業が過大になることがあり、アルバイト等を雇って行うケースもある。</p>

ヒアリング事項	回答
<p>⑪ 指定法務局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権譲渡登記が1カ所で行えないうことによる不都合の有無及び内容</li> <li>・オンライン申請を行う事例の有無及び内容</li> <li>・オンライン申請を行わない場合、その理由及びオンライン申請のシステムの改善点</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子認証のシステムの使い勝手が悪いこと、登記申請書に不備があったときに窓口申請の方が円滑に不備を是正できることから、オンライン申請は利用していない。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局は近年減少しており、他の法務局における債権譲渡登記を認めることは、このような方向性に逆行するものであるため、現実的ではない。オンライン申請を容易にするとともに、コンビニエンスストア等での証明書の発行を認める形に対応する必要がある。</li> <li>・不動産登記・商業登記においては司法書士の電子署名による申請が可能であり、また、オンライン申請につき添付書類を別途郵送することが認められ、かつ、当該書類が到着するまでの間は登記が閉鎖される仕組みが採用されている。これに対し、債権譲渡登記においては司法書士の電子署名による申請は認められておらず、譲渡当事者の電子署名による申請が必要であるため、オンライン申請の前提として電子署名を取得する手続が必要となっており、債権譲渡登記を頻繁に利用する者を除いてオンライン申請の利用が進んでいないと思われる。また、債権譲渡登記は即時処理が原則であるため、添付書類を別途郵送することが認められず、オンライン申請の利用が進んでいない一因となっていると思われる。そこで、債権譲渡登記についても不動産登記や商業登記と同様のシステムを採用すれば良いのではないか。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<p>⑫ その他現在の債権譲渡登記制度の登記申請手続・登記事項に関する問題点及び不都合</p>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局の営業日と銀行の営業日が異なる場合に予定通りに登記を完了させることができないうリスクがある。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項を譲渡当事者の記載を除いて任意に記載できる仕組みを採用した場合、非金銭債権をも登記制度の対象として取り入れることが可能になると思われる。</li> <li>・自然人に関する登記については、債権譲渡登記を利用しようとする者に事前に登録することを求め、個人商号の登記に類似した仕組みを導入することが考えられる。</li> </ul>

(2) 公示に関するヒアリング

ヒアリング事項	回答
<p>① 先行登記の有無の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書を取り寄せて先行登記の有無を確認している事例の有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <p>登記事項証明書の取得費用が高いため、現在は登記事項概要証明書によって先行処分の有無を確認しているケースが多い。但し、登記一元化がなされた場合、些細な譲渡であっても登記がなされるため、登記事項概要証明書による先行処分の有無の確認では足りないケースが出てくることが予想される。</p>
<p>② 債権の同一性の判断</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡しようとしている債権につき、債権譲渡登記により債権譲渡の有無を確認した場合において、別の債権譲渡がおこなわ</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての債権を対象にした処分の登記が認められれば、全ての債権を担保にした金融実務の慣行が成立し、同一性を問題にする必要がなくなるののではないか。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
<p>れており、かつ、当該譲渡につき債権譲渡登記がなされていることがのちに発覚した事例の有無及び内容</p>	<p><b>【E 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権に担保を設定する場合において、当該債権が対象に含まれるか否かが不明確な債権譲渡登記が存在する場合には、担保設定者に追加の担保の提供を求めることとなる。そのため、実際にこれによる問題が生じたことはない。</li> </ul>
<p>③ 債権譲渡登記の存続期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存続期間の定めがあることにより問題が生じた事例の有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【E 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権に担保を設定する場合には短期間で債務の弁済を受ける場合が殆どであるため、存続期間が問題になったことはない。</li> </ul> <p><b>【F 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存続期間の廃止の現実的な必要性は感じていない。</li> </ul> <p><b>【H 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般に5年間の存続期間で登記を行うケースが多いが、5年経過する頃にもう一度登記する形を採用している。特に問題が生じた事例はない。</li> </ul>
<p>④ 譲受人候補者による登記事項証明書の交付請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権を譲り受けようとする者において独自に先行する譲渡登記の有無を確認する必要がある事例の有無</li> <li>・当該事例において債権を譲渡しようとしている者の協力を得られない理由</li> </ul>	<p><b>【C 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業会社にとってはどのような会社と取引しているかということが営業上の機密事項になることもあり、譲渡対象債権の内容が公示されることは望ましくない。</li> </ul> <p><b>【G 社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡人又は担保設定者に頼れば登記事項証明書の提出を受けられるケースが殆どである。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項概要証明書の記載を譲渡当事者に限定すれば、譲渡人の信用不安を惹起するリスクを相当程度減らすことができるのではないか。</li> </ul>

#### 4. 動産譲渡登記制度に関するヒアリングの結果

ヒアリング事項	回答
<p>① 動産の特定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の動産譲渡登記制度における動産の特定方法に関する不都合の有無及び内容</li> <li>・ 動産・債権譲渡登記規則 8 条 1 項 2 号イにつき「在庫一切」という記載を認め、同号ロにつき在庫保管場所の記載を不要とする事によって、当該不都合が解決するかにつき、御教示下さい。</li> </ul>	<p><b>【F 社】</b> シリアルナンバーが付されていないような在庫を担保に取る場合には動産の特質による特定は難しく、保管場所による特定によるほかないが、移動中の在庫（たとえば宝石類）や各支店に保管中の在庫が担保の対象から外れる可能性があるため、「在庫一切」という特定方法による担保を認めて欲しい。</p> <p><b>【G 社】</b> 「在庫一切」という特定方法が認められるのであれば望ましいものの、実務上、保管場所が特定されていなければ執行できないと認識している。</p>
<p>② 「登記の時刻」も登記事項とされ（同規則 16 条 1 項 4 号）、同日であっても申請の受付順に登記の順位が付けられるにもかかわらず、動産譲渡登記制度検索の結果得られる登記事項証明書・登記事項概要証明書に表示される登記情報は、検索日の 1 執務日前の時点での登記情報となっていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 登記申請日の登記事項概要証明書を踏まえて登記申請を行っている事例の有無及び内容</li> <li>・ 登記申請日の登記事項概要証明書を踏まえて登記申請を行っていない場合には、その理由</li> <li>・ 登記申請日の登記事項概要証明書を踏まえて登記申請を行ったものの、登記申請日になされた別の動産譲渡登記に劣後した事例の有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【G 社】</b> 同日に競合する処分について登記がなされるという事案は少ないため、かかるリスクはあまり気にしていない。</p>

ヒアリング事項	回答
<p>③ 個人事業主による登記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・譲渡人として個人事業主が対象とされていないことによる不都合の有無及び内容</li> </ul>	<p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主を譲渡人・担保設定者とする取引のニーズは殆どない。</li> </ul> <p><b>【H社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業主を譲渡人・担保設定者とする取引のニーズは殆どない。</li> </ul>
<p>④ 民法上の対抗要件との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産譲渡について、動産譲渡登記制度と民法上の対抗要件(引渡し)が併存していることによる不都合の有無及び内容</li> <li>・動産譲渡担保設定契約の締結に先立ち、当該譲渡担保の目的物につき先行する譲渡(担保)契約の有無を調査したか。調査した場合、どのような方法により調査を行ったか。</li> <li>・上記の調査を行ったものの、先行する譲渡(担保)契約が存在し、かつ、対抗要件が具備されていることが後に発覚した事例があったか。事例があった場合には、事例の具体的内容はどのようなものであったか。</li> </ul>	<p><b>【F社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産の譲渡(担保)につき動産譲渡登記を具備したとしても、先行する譲渡(担保)につき占有改定が存在する場合には優先権を確保できないという懸念がある。また、先行する譲渡(担保)契約の有無を調査するプロセスを法律事務所に依頼することにより、動産の譲渡(担保)に要する費用が増加する一因となる。そのため、動産譲渡の対抗要件を可能な限り登記に一元化すべきである。</li> <li>・先行する譲渡(担保)契約の有無を調査する場合、借入人に対する聴取や信用情報レポートの確認のほか、デューデリジェンス(借入人の事業所等における実地監査)において過去の取締役会議事録を閲覧している。但し、借入人の会社設立時に遡って全ての取締役会議事録を確認することは、特に業歴の長い借入人については現実的ではない。なお、このような調査に加えて、融資契約において、借入人等による先行する担保権設定がない旨の表明保証条項を置いている。</li> <li>・先行する譲渡(担保)契約が存在し、かつ、対抗要件が具備されていることが後に発覚した事例はない。但し、先行する譲渡(担保)につき占有改定が存在しないことの確信が得られないまま、動産譲渡(担保)取引を行っていることは望ましいことではない。</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
	<p><b>【G社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産譲渡について、動産譲渡登記制度と民法上の對抗要件（引渡し）が併存していることによる不都合があったことはない。</li> <li>・動産譲渡担保設定契約の締結に先立ち、当該譲渡担保の目的物につき先行する譲渡（担保）契約の有無を調査した。債務者からの聞き取りによるほか、登記を確認するケースもある。</li> <li>・先行する譲渡（担保）契約が存在し、かつ、對抗要件が具備されていることが後に発覚した事例はない。</li> </ul> <p><b>【H社】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動産譲渡について、動産譲渡登記制度と民法上の對抗要件（引渡し）が併存していることによる不都合があったことはない。</li> <li>・動産譲渡担保設定契約の締結に先立ち、当該譲渡担保の目的物につき先行する譲渡（担保）契約の有無を調査した。債務者からの聞き取りによるほか、登記を確認するケースもある。</li> <li>・先行する譲渡（担保）契約が存在し、かつ、對抗要件が具備されていることが後に発覚した事例はない。</li> <li>・上記のように不都合が生じていない理由は、在庫等の動産に譲渡担保を設定する場合、動産の特定に際して倉庫等の保管場所に保管された動産の全てを担保の対象とすることになるため、当社が債務者にとってメインの取引先であることが取引実行の前提になっているからであると思われる。</li> </ul> <p><b>【日本司法書士会連合会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行する譲渡（担保）につき占有改定が存在する可能性を排除することが</li> </ul>

ヒアリング事項	回答
	<p>できない点に不都合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先行する譲渡（担保）契約の有無を調査する場合、依頼者のニーズ及びコストを勘案した上、動産譲渡登記の登記事項証明書等による確認のほか、担保設定者に対するヒアリングによる確認や動産所在場所における明認方法等の有無の確認といった調査を行っている。</li> <li>・先行する譲渡（担保）契約が存在し、かつ、対抗要件が具備されていることが後に発覚した事例はない。</li> </ul>

以上



# 第3編 債権譲渡の対抗要件具備の先後が 争われた裁判例に関する調査

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 佐藤 正謙  
弁護士 青山 大樹  
弁護士 足立 格  
弁護士 小島 冬樹  
弁護士 粟生 香里  
弁護士 長谷修太郎

債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例<sup>1</sup>については、別紙記載のとおりであるが、大要、次のように分類することが可能であるように思われる。

## 1. 債権譲渡と仮差押・差押が競合する事案

### (1) 紛争類型の概要

債権譲渡の対抗要件具備の先後が争われた裁判例のうち、多くが債権譲渡と譲渡対象債権を目的とする仮差押・差押命令（物上代位権の行使による場合を含む。）が競合する事案である（別紙記載の 1.の各裁判例<sup>2</sup>）。

### (2) 紛争発生の制度的背景

債務者をインフォメーションセンターと位置付ける現行制度の下では、仮差押・差押債権者や債権譲受人が先行処分の有無について確認するためには、債務者（第三債務者）への照会を行う必要がある。しかし、たとえば仮差押手続においては第三債務者に対して照会を行えば手続の密行性を害し債権回収に支障を来たしてしまうことが懸念される等の問題もあり、債務者に対する照会は必ずしも行われていないようである。上記(1)や下記 4.記載の各裁判例においても、仮差押・差押債権者や債権譲受人等が先行処分の有無について第三債務者に確認した事実が認定されたものは存しない。

### (3) 対抗要件制度改正との関係

仮に債権譲渡の対抗要件が登記制度に一元化された場合、登記制度の設計次第では、債権の仮差押・差押や譲受を行おうとする者が、第三債務者に接触することなく、登記のみを確認することにより先行処分の有無を確認する途も開かれ得ると考えられる（特に、仮差押・差押についても登記に反映される制度が採用される場合には、先行する債権譲渡との関係のみならず、先行する仮差押・差押と

---

<sup>1</sup> 判例基本データベース「判例秘書 HYBRID」及び第一法規法情報総合データベース「判例体系」の判例検索において民法第 364 条、同法第 467 条、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を参照条文又は参照法令とする裁判例や「債権」、「質権」、「対抗要件」といった用語をキーワードとする裁判例を検索し、その中から債権譲渡（債権質権の設定、債権の仮差押・差押を含む。）が競合した事案に関する裁判例を抽出した。

<sup>2</sup> 債権譲渡と譲渡対象債権を目的とする仮差押・差押命令（物上代位権の行使による場合を含む。）との競合が主たる争点となった別紙記載の 1.の各裁判例 26 件に加え、別の争点が存することにより本 1.以外に分類したものの、上記競合についても認定された裁判例（別紙記載の 2.No.2 ないし No.4 及び No.6 ないし No.8、別紙記載の 3.No.1、No.4、No.7 ないし No.9 及び No.13 ないし No.15、別紙記載の 4.No.21（ゴルフ会員権の譲渡と差押が競合）、No.23、No.24、No.26 及び No.28（債権譲渡担保権の設定と差押が競合））も合わせると、別紙記載の 78 件のうち 45 件となる。

の関係でも、このようにいえることとなる。)。もっとも、実際の便宜の程度は、債権の仮差押・差押や譲受を行おうとする者が取得することが許される登記情報の範囲など、具体的な登記制度の設計に左右されるように思われる。

## 2. 同時到達又は到達先後不明の事案

### (1) 紛争類型の概要

競合する複数の債権譲渡の通知、又は債権譲渡通知と譲渡対象債権を目的とする差押命令とが、同時に債務者に到達した事案（別紙記載の2.No.2 ないし No.5 及びNo.8）、あるいは、それらの到達時期の先後が不明である事案（別紙記載の2.No.1、No.6 及び No.7）が挙げられる<sup>3</sup>。

### (2) 紛争発生 of 制度的背景

通知を債権譲渡の対抗要件具備方法の一つとして認める限り、通知の同時到達・先後不明の事態が生ずることは一定程度不可避である。かかる場合、裁判所は、競合する複数の譲受人同士又は譲受人と差押債権者が相互に相手方に対して優先的地位を主張できないことを前提に、事案の解決を図ってきた<sup>4</sup>。しかし、このように同順位の譲受人又は差押債権者のうちの一人が、債務者から全額の弁済を受けた場合における、他の譲受人との権利義務関係（清算義務の存否等）については、これを判断した最高裁判例はなく、未解決の問題として残されている。

### (3) 対抗要件制度改正との関係

債権譲渡登記制度は、債権譲渡登記の時刻まで記録される<sup>5</sup>点で、複数の登記の先後不明という状態がほとんど生じない利点があり、仮に債権譲渡の対抗要件が登記制度に一元化された場合、第三者対抗要件具備の先後不明に起因する紛争は大幅に減少すると思われる<sup>6</sup>。

<sup>3</sup> 最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁（別紙記載の2.No.6）が、差押通知と債権譲渡通知について債務者への到達の先後が不明である場合、これらが同時に到達したものとして取り扱うのが相当である旨判示しているとおおり、裁判例においては先後不明の場合と同時到達の場合とが同様に取り扱われている。

<sup>4</sup> 債権譲受人と仮差押・差押債権者の優劣に関する一般的な判断基準としては、最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁（別紙記載の1.No.14）、最判昭和58年10月4日裁判集民140号1頁（別紙記載の1.No.17）により、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある承諾の日時と仮差押・差押命令が第三債務者たる債務者に送達された日時との先後により決するという基準が確立しているが、競合する通知の先後関係が不明であるケースでは、最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁（別紙記載の2.No.6）は、債権者不確知を理由に債務者が弁済金を供託した事案で、差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する旨判示した。

<sup>5</sup> 現在の債権譲渡登記はそのような取扱いによっている。

<sup>6</sup> ただし、仮差押・差押について債権譲渡登記の対象とならず、仮差押・差押と債権譲渡の先後が登記により一元的に管理されない場合には、（民事保全・執行実務において仮差押・差押命令の送達時刻まで管理されていない以上）債権譲渡登記の日時と仮差押・差押命令の第三債務者への到達の日時の先後に関して、

### 3. 通知又は承諾の記載不備等が争われた事案

#### (1) 紛争類型の概要

債権譲渡に係る通知書や承諾書について、①記載・体裁に不備がある、②真に作成権限のある者により作成されたものであるか否かが不明確である、③債権譲渡の対抗要件を備える趣旨で作成された書面であるか否かが不明確である、等の事情により、通知や承諾としての有効性が問題となった事案が存する（別紙記載の3.の各裁判例）。

#### (2) 紛争発生 of 制度的背景

通知・承諾を債権譲渡の対抗要件具備方法の一つとして認め、かつ、通知書・承諾書の記載・体裁を当事者の自由に委ねる限り、通知書・承諾書の記載・体裁不備等、上記①ないし③の問題が生ずることは一定程度不可避である。

#### (3) 対抗要件制度改正との関係

債権譲渡登記における登記事項・登記手続等の定型性を前提とすれば、債権譲渡登記の記載・体裁の不備が問題となる余地は通知・承諾の場合に比して相対的に低いとも考えられ、また、債権譲渡登記が対抗要件を備える趣旨で行われたものであるか否かが問題となる余地も少ないものと考えられる<sup>7</sup>。もっとも、債権譲渡登記制度を改正し、登記事項・登記記載文言の定型性を緩和することにより当事者が比較的自由に登記上の記載を決定することができるようにする場合には、登記上の記載の趣旨を巡る紛争が現行登記制度に比して高まる可能性は存するが、現行の通知・承諾制度において当事者が通知書・承諾書の記載内容を自由に決定していることを考えると、登記事項・登記記載文言の定型性を緩和することによりこの点のリスクが増大するという関係にはないと整理し得るように思われる。

また、登記申請書類の偽造等の事情により登記の有効性が争われる事例が生ずる可能性は完全には払拭しがたいと思われるが、通知・承諾の制度においても印鑑が冒用される等のリスクは存するから、債権譲渡登記制度において通知・承諾の制度におけるのと比較してこの点のリスクが大きいという関係にはないと整理し得るように思われる。

---

先後不明の問題が生ずる可能性はなお残ることとなる。

<sup>7</sup> 債権譲渡登記の記録事項について争われた事例として、別紙記載の4.No25（譲渡対象債権の終期の記載の欠缺）及びNo.27（原債権者及び債務者の記載の不備）がある。

#### 4. その他の事案（多重譲渡、債権譲渡と債権質権が競合する事案、その他）

上記 1.ないし 3.に分類できない事案を「その他」と分類した。これらの事案の中には、（債権譲渡と差押の競合ではなく）複数の債権譲渡がなされた事案（別紙記載の 4.No.2、No.4、No.12、No.14、No.22、No.23、No.25 及び No.29）、債権譲渡と債権質権設定が競合する事案（別紙記載の 4.No.1、No.3 及び No.6）、債権質権設定と差押命令（物上代位権の行使による場合を含む。）が競合する事案（別紙記載の 4.No.7、No.8、No.10、No.11、No.13、No.16 及び No.18）が含まれるが、上記 1.(2)で述べたとおり、第二譲受人や後れて債権質権の設定を受けた質権者が、自ら債権譲渡や質権設定を受ける前に債務者に対して先行処分の有無について確認したか否かについて、裁判所により特に認定された事例は見当たらない。

以上

## 1. 債権譲渡と仮差押・差押が競合する事案

別紙

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>1 大判大正3年12月22日民録20輯1146頁  <b>債権譲渡と仮差押との競合</b>            (仮差押目的物に対する異議の件)</p>	<p><b>概要</b>            債権者が債務者に対する債権を譲受人に譲渡し、債務者に対し確定日付なき書面による通知を行い、債務者に到達した(大正2年6月9日)。その後、同一の債権について仮差押がなされ、仮差押命令が債務者に到達した(同年同月13日)。譲受人が仮差押債権者に対し仮差押目的物に対する異議を申立てた。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき債権譲渡と債権仮差押がなされた。  <b>債務者の行動</b>            譲受人から譲渡通知・履行請求を受けたがすぐに弁済しないでいたところ、仮差押命令の送達を受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第467条第2項は、債権の譲渡を債務者以外の第三者に対抗せんとするには、債務者に対して旧債権者のなす通知行為又は債務者のなす承諾行為につき確定日付ある証書を必要としたものであって、通知又は承諾があったことを確定日付ある証書をもって証明すべきことを規定したのではない。</li> <li>同条は、通知又は承諾についての対抗要件を定めたものではなく、債権譲渡についての対抗要件の規定であるため、通知又は承諾があったことの証明方法として確定日付ある証書を必要とするものと解することはできないからである。</li> <li>譲受人は確定日付ある証書をもって通知していない以上、債権を譲り受けたことを第三者に対抗することはできない(譲受人の請求を排斥した原審の判</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大判明治36年3月30日民録361頁の判断を変更し債務者において通知を受けた日を確定日付ある証書をもって証明する必要はない旨判示した。</li> <li>債権譲渡通知書(例えば内容証明郵便)が債務者に到達するまでに日数を要し、確定日付の前後と債務者への到達の前後がずれることもあり得るという問題は残る。(この点について、我妻榮「聯合部判決巡歴【第三三話】指名債権譲渡の対抗要件としての確定日付は、通知・承諾について存すれば足りる—大審院民事聯合部大正三年一月二日判決(民録一一四六頁)—」ジュリスト127号(1957年4月1日)29頁は、大判明</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
2 大判大正 8 年 11 月 6 日 民録 25 輯 1972 頁 <u>債権譲渡と差押との競合</u> (転付金請求の件)	<p><u>概要</u>            債権者が債務者に対する債権を譲受人に譲渡した。当該譲渡につき債務者に対し確定日付なき書面による通知がなされた後(大正 6 年 2 月 22 日)、譲渡人の債権者が同一の債権を差押させた上で、転付命令を取得した(同年同月 23 日)。転付命令を取得した債権者が債務者に対し弁済を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>            同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。  <u>債務者の行動</u>            判決文上は特に債務者の積極的な行為が認定されていない(以下「特に積極的行為なし」という)。</p>	<p>断は至当)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権の転付は転付命令が債務者及び第三債務者に送達されたときは債権の存する限りその効力を生じ、何ら対抗要件の具備を要しないため、債務者及び第三債務者のみならず、その他の第三者にもこれを対抗することができる。</li> <li>指名債権の譲渡がなされた後、譲渡人の債権者が当該債権を差押さえ、転付命令を得た場合、もしその譲渡が確定日付ある証書をもって通知又は承諾されたときは債務者以外の第三者にこれを対抗できることから、転付債権者もその譲渡を認めざるを得ない結果、譲渡人の債権としてなした転付命令は債務者及び第三債務者に送達されても目的債権が存在しないため実質上無効で</li> </ul>	<p>治 36 年 3 月 30 日 民録 361 頁の方がより立法の目的に適合するが、債権譲渡を甚だしく厄介なものにするから、本判決の方法で我慢すべきということになる)と述べる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転付命令を取得した債権者を、大判大正 8 年 3 月 28 日 民録 25 輯 441 頁にいう第二譲受人と同視した。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>3</p> <p>大判昭和7年5月24日民集11巻1021頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b>  (養魚場賃料請求事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>債権者が債務者に対する債権を譲受人に譲渡し(昭和3年8月22日)、その3日後に口頭にて債務者に通知した。その後、当該債権譲渡につき確定日付ある書面による通知が債務者に到達した(同年9月28日午後2時から3時までの間)。当該通知の到達前に、同一の債権を目的とする差押・転付命令が債務者に送達されていたが(同年同月同日午前11時30分)、債務者は譲受人に二</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり債権の転付がないものとする。</li> <li>債権譲渡が確定日付ある証書をもって通知又は承諾されなかつたときは債務者以外の第三者にこれを対抗することができないことから、譲渡人の債権者はなお譲渡を否認することができ結果、譲渡人の債権としてなした転付命令は債務者及び第三債務者に送達された以上法律上有効にして何人にもこれを対抗することができ、転付債権者は譲受人に対し優先する権利を有する。</li> <li>債権譲渡の通知が確定日付ある証書をもってなされなかつたため、その債権譲渡をもって当該債権につき差押・転付命令を得、その送達を了した第三者に對抗することができない場合において、第三債務者が右債権譲受人に対してなした弁済は債権の準占有者になした善意の弁済ということとはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲受人と差押債権者の優先につき、確定日付ある債権譲渡通知と転付命令の送達の先後関係に基づいて処理した。</li> <li>最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁が確定日付の先後ではなく確定日付ある通知が債務者に到達した日時の先後により債権譲渡の優劣を決する旨(いわゆる到達時説)を明らかにするまでは、下級審判決</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>度に分けて全額を弁済した(昭和4年1月22日、同年2月25日)。差押債権者が債務者に弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>譲受人に弁済した。</p>		<p>は確定日付の先後により債権譲渡の優劣を決する説(いわゆる確定日付説)を採用していたが、本判決は到達時説に立つたのよう判示した。</p>
<p>4 大判昭和7年6月28日民集11巻1247頁 <b>債権譲渡と差押との競合</b> (講金請求事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>債権者が債務者に対する債権を譲受人に譲渡した。債務者はかかる譲渡につき口頭により承諾した(昭和3年4月8日)。他方、譲渡人の債権者が同一の債権について差押・転付命令を取得した(同年9月22日)。譲受人が債務者に対し弁済を求めて提訴した(原審は、漫然と上記事実を認定した上で、譲受人の請求を認めたが、本判決は確定日付ある書面による債務者の承諾、差押・転付命令の取得の有無につき審理させるため原審に差戻した)。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の債権を甲乙両人が譲り受けた場合において、確定日付ある証書をもって債務者に通知し又は承諾を得た者が優先して債権者となる結果、債務者はその債権者に限り弁済をなすべき義務を負担する(大判大正8年11月6日民録25輯1972頁を引用)。</li> <li>譲受人が債権譲渡を受けた際、口頭に債務者の承諾を得ることとなり、確定日付ある証書をもって承諾を得ていないとすれば、当該譲渡は民法第467条第2項の規定に基づき債権者以外の第三者に対抗することができないため、差押債権者が差押・転付命令を得たと</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考	
5	<p>札幌高判昭和 31 年 12 月 14 日高民 9 卷 10 号 640 頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b> (転付金請求事件)</p>	<p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p> <p><b>概要</b> 債権者は債務者に対する債権を第一譲受人に対し譲渡し(昭和 29 年 7 月 31 日)、当該譲渡について同日債務者に口頭で通知し、債務者はこれを承諾した。その後、債権者は上記債権を第二譲受人に譲渡し(同年 8 月 1 日)、当該譲渡について債務者に対して確定日付ある証書によらず通知した。第一譲受人は上記債権について、差押・転付命令を得(同年同月 3 日)、同命令は同年同月 5 日債権者に送達され、債務者はこれを任意に受領した(同年同月 3 日)。第一譲受人(差押債権者)が債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一債権につき、債権の二重譲渡と債権差押がなされた。</p>	<p>すれば、譲受人と差押債権者の関係において、差押債権者をもって債権者とすべきである。</p>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権が二重に譲渡され各その旨の通知又は承諾がなされても、それが確定日付ある証書によらないため、互いにその債権譲渡をもって他方の譲受人に対抗することができないときは、債務者はいずれの譲受人に対しても債務の弁済を拒むことができると解すべきである。</li> </ul>		

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>6 高知地判昭和 35 年 4 月 28 日訟月 6 卷 5 号 942 頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b> (抵当権移転登記抹消請求事件)</p>	<p><b>債務者の行動</b> 第一譲渡について承諾した。</p> <p><b>概要</b> 差押債権者は債権者が債務者に対して有する抵当権付債権を差押さえ（昭和 34 年 6 月 19 日）、債権者及び債務者に対して差押の通知をなした（同年同月 26 日）。しかし、上記債権は、債権者より譲受人に譲渡され（同年 2 月 16 日）、同日抵当権移転の付記登記がなされていた。当該譲渡については、上記差押通知の送達後に債務者に対して確定日付ある証書により通知された（同年 7 月 24 日）。差押債権者が譲受人に対して、上記付記登記の抹消を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一債権につき、債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p>	<p>判旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税滞納処分による差押についても民法第 467 条の適用はある。</li> <li>・ 本件のような被担保債権の譲渡に随伴して抵当権が移転した場合は主たる被担保債権の譲渡についてかような對抗要件を欠缺する限り、その結果として、たとえ従たる抵当権につきその對抗要件たる移転の付記登記がなされていたとしてもこれをもって第三者に従たる抵当権の移転を主張し得ないことになる。</li> </ul>	
<p>7 最判昭和 43 年 8</p>	<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己の権利に属さない他人の有する債</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原審判決（東京高判昭和 41 年</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>月2日民集22巻8号1558頁</p> <p><u>債権譲渡と差押との競合</u></p> <p>(転付金請求事件)</p>	<p>差押債権者により、債権者（主債務者の差押債権者に対する債務を連帯保証）の債務者に対する金銭債権（以下「本件債権」という。）につき、差押・転付命令が発せられ、債務者に到達した（昭和38年11月23日）。しかし、それ以前に上記差押・転付命令に係る請求債権は差押債権者より訴外会社に譲渡され、当該譲渡はその主債務者により承諾されていた（昭和36年3月22日）。そこで債務者及びその連帯保証人である債権者は差押債権者を提訴し、上記請求債権の不存在と本件債権の債権者への再譲渡、債務者に対する譲渡通知を求めたところ勝訴判決を得たため、同判決に基づき債権者への本件債権の再譲渡及び当該再譲渡についての債務者への通知がなされた（昭和40年11月2日）。ところで、債権者はこれより先、本件債権を譲受人に譲渡し、当該譲渡につき債務者に確定日付ある書面による通知が到達していた（遅くと</p>	<p>権を他に譲渡し、その債権の債務者に対して確定日付ある譲渡通知をした場合に、当該債権が譲渡人に帰属することになったならば、特別の意思表示を要せず当然に当該債権は譲受人に移転し、その後譲受人は右譲渡通知をもつて民法第467条第2項の對抗要件を具備したものであると、以後これと両立しない法律上の地位を取得した第三者に対し右債権譲渡を對抗できると解すべきである。</p>	<p>12月21日民集22巻8号1567頁）は、本判決と同様の判示に加え、本件の差押債権者は、譲渡人から譲受人への本件債権の再譲渡の事実を知りながら第二の差押・転付命令を得たものと認めるべきであり、かような悪意の第三者は債権の帰属を決するについて法律上保護の利益を欠くから上記債権譲渡について對抗要件の具備の点いかにあつても、差押債権者はその譲渡の効果を否認することができないと判示したが、差押債権者が債務者への確認を行ったか否かについては認定されていない。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>8 名古屋高決昭和43年12月25日下民19巻11～12号843頁</p> <p><b>商標権質権付債権の譲渡と差押との競合</b></p> <p>(商標権差押並びに換価命令取消決定に対する即時抗告事件)</p>	<p>も昭和38年12月5日頃)。その後、債権者に対する別個の請求債権に基づき、差押債権者が、本件債権につき再び差押・転付命令を得て、債務者に送達され(昭和40年11月3日)、債務者に対してその支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>特に積極的行為なし。</p> <p><b>概要</b></p> <p>債権者(質権者)は、債務者に対して有する金銭債権(以下「本件債権」という。)を担保するため、債務者の有する商標権(以下「本件商標権」という。)につき質権を設定していたが、本件債権の一部を質権付きで第一譲受人に譲渡(昭和42年9月5日)及び登録(同年同月6日)し、また同様にその一部を第二譲受人に譲渡(同年10月26日)及び登録(同年同月27日)し、いずれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権差押命令は、本来、差押債権者に対し、差押債権者に対する関係において、被担保債権の処分を禁ずるものであるところ、担保物権の附従性により、当然に、その質権についても差押の効果が生ずるのであるから、その効力の発生につき特許法(商標法により準用)に定める登録を経る必要はない。</li> <li>差押命令発令前にされた債権の二重譲渡の対象債権につき、差押対象となっていない部分が存在する場合、第三者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商標権質権付債権の譲渡の事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>の債権譲渡についても債務者に対して確定日付ある書面で通知がなされた(同年11月10日)。その後商標権は債務者から訴外取得者に譲渡された。他方、それ以前に、上記債権者に対して債権を有する差押債権者が債権者の有する本件債権の一部につき差押命令を得て、同差押命令が債務者及び債務者から本件商標権を譲り受けた訴外取得者に送達されていた(同年10月28日)。その後、質権者たる債権者、第一譲受人及び第二譲受人(以下「質権者ら」という。)が本件債権の弁済に充てるため本件商標権に対して差押・換価命令を得た(同年12月22日)。これに対し、差押債権者が異議を申立てたところ、裁判所が上記差押・換価命令を取消し、質権者らの上記申請を却下したため(昭和43年4月20日)、質権者らが即時抗告した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一債権につき、債権の分割譲渡と債</p>	<p>保護の見地から、各譲受人が譲り受けた債権額に按分して譲渡されているものと解するのが相当である。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>9 東京地判昭和 45 年 7 月 25 日金法 597 号 34 頁</p> <p><b>債権譲渡と仮差押との競合</b> (譲受債権請求事件)</p>	<p>権差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p> <p><b>概要</b> 譲渡人は、債務者に対する債権を譲受人に譲渡し(昭和 44 年 8 月 1 日)、同日付の確定日付ある書面による通知が債務者に到達した(同年同月 13 日)。他方、仮差押債権者は、譲渡人に対する債権をもって債務者に対する上記債権の仮差押をし、その仮差押命令は、上記債権譲渡通知よりも早い同年同月 9 日に債務者に到達した。譲受人が債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき債権譲渡と債権仮差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 譲受人から支払請求を受けたが、債権譲渡通知よりも仮差押命令が先に到達したことを理由として、これを拒絶した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の二重譲渡若しくはこれと同視すべき場合の権利の優劣の決定は、通知の到達又は承諾の日の先後によるのではなく、それがなされた書面の確定日付の先後によると解するのが相当である(本件では譲受人が仮差押債権者に優先する)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 卷 2 号 174 頁により、左記判示とは異なる判例(債務者への到達ないし送達の後によって優劣を決する)が確立している。</li> <li>なお、本判決を前提に、債権仮差押手続を行おうとする者が、当該債権につき先行処分の有無を事前に確認するためには、第三債務者に問い合わせる必要があるが、これは仮差押手続の密行性を害するリスクがある(これは、債権の仮差押に共通の問題点である)。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>10 福岡地判昭和 46 年 10 月 28 日金判 295 号 17 頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b>  (解約返戻金請求事件)</p>	<p><b>概要</b>  債務者に対して解約返戻金返還請求権を有する債権者が、同債権を譲受人に譲渡し(昭和 42 年 6 月 29 日)、同日付の譲渡人及び譲受人連名の債務者宛「債権譲渡承諾依頼書」を差入れ、債務者の承諾の意思表示(捺印)を得た(同年同月同日)。譲受人は当該書面に公証人による確定日付を得た(同年 7 月 5 日)。他方、譲渡人の債権者は同年 11 月 25 日付で債権差押・取立命令、同年 12 月 4 日付で転付命令を得、各命令は譲渡人及び債務者に送達された。譲受人が債務者に対して上記解約返戻金返還請求権の支払を求めたところ拒絶されたため、提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b>  同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b>  特に積極的行為なし。</p> <p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡の対抗要件である確定日付は、債権譲渡の通知後に作成されてもよい。</li> <li>確定日付ある証書により対抗力の生じた後に、譲渡人を債務者として発せられた同一債権を目的とする債権差押・転付命令は無効である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決は、いわゆる確定日付説を判示するもの。しかし、最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 巻 2 号 174 頁により判例はいわゆる到達時説に立つ旨明らかにされた。確定日付説に立つと、確定日付ある債権譲渡通知が競合する場合、確定日付が先の通知が後に到達するおそれもあることを考えると、債務者のインフォメーションセンターとしての機能は没却されるといえる。</li> </ul>
<p>11 東京高判昭和 47</p>	<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権の二重譲渡又はこれと同視す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決は、いわゆる確定日付説</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>年 3 月 15 日 高民 25 卷 1 号 136 頁</p> <p><b>債権譲渡と仮差押との競合</b></p> <p>(譲受債権請求事件)</p>	<p>債務者に対して売掛代金債権を有する譲渡人が、同債権を譲受人に譲渡し(昭和 44 年 8 月 1 日)、譲渡通知書を作成し、これに同日付の公証役場の確定日付を受けた。譲渡人は同通知書の電子複写機による写しを債務者に送付し、同年同月 4 日に到達した。その後、譲渡人は更に確定日付ある譲渡通知書の原本を債務者に(確定日付のない)普通郵便で送付し、当該郵便は同年同月 13 日に債務者に到達した。他方、譲渡人の債権者は譲渡人の債務者に対する上記売掛代金債権について仮差押命令を得(同年同月 8 日)、その決定正本が同年同月 9 日に債務者に送達された。その後、譲受人は債務者に対し、上記売掛代金債権の支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権仮差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p>	<p>べき場合における第三者に対する対抗要件の優劣決定は、その譲渡につき譲受人から債務者に対してなされた通知、又は債務者がした承諾の書面に付された確定日付の前後によりその日付の先んずるものをもって優先せしむべく、通知又は承諾が相手方に到達した時をもって決すべきでないとするのが判例(大審院連合部大正 3 年 12 月 22 日判決・民録 1、146 頁、同決定昭和 6 年 11 月 6 日法律新聞 3341 号 11 頁等参照)の趣旨とするところであり、学説もおおむねこれを支持しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務者の主張の重点は、むしろ、債権譲渡通知が、内容証明郵便による通知という方法によらずに、債権譲渡通知書に公証人の確定日付を得た後これを普通郵便で郵送するときは、その間通知書が債権譲渡人の手中に存するたため、確定日付の日時と現実の発信の日時との間に時間的ずれが生じ得るわけ</li> </ul>	<p>を判示するもの。しかし、最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 卷 2 号 174 頁により判例はいわゆる到達時説に立つ旨明らかになされた。確定日付説に立つと、確定日付ある債権譲渡通知が競合する場合、確定日付が先の通知が後に到達するおそれもあることを考えると、債務者のインフォメーションセンターとしての機能は没却されるところといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、左記判決は「もつとも、右の場合に故意または著しい悪意により通知書に付された確定日付の日時より長期間経過してからこれを郵送したような場合には、民法第 467 条第 2 項が書面による通知または承諾という行為そのものに確定日付のあることを要求している趣旨にかんがみて、当該確</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>特に積極的行為なし。</p>	<p>であり、しかもそれが譲渡人の都合等により短くも長くもなり得ることからして、このような場合にも譲渡通知書に付された確定日付の日時を基準として対抗力の優劣をきめるとすれば、実際上きわめて不当な結果を生じ得ることを強調し、それは確定日付ある証書による譲渡通知又は承諾相互間の対抗力の優劣をきめるのに、通知又は承諾の到達の日時の先後を基準としないことに由来するものであるというにあるのでないかと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しかしながら、民法第 467 条の趣旨からすれば、債権譲渡通知書に公証人の確定日付を得た上、これを普通郵便で債務者に送付した場合もやはり確定日付ある証書によつてした債権譲渡通知と解すべきであると同時に、通知書に公証人の確定日付を得た後譲渡人が直ちにこれを郵送しなかつたからといって、それだけで当然に確定日付ある証書による譲渡通知としての効力を有し</li> </ul>	<p>定日付の効力をそのまま認められることが相当と認められない場合を生じることが考えられるし、また譲受人の態度とも相まって、対抗力の主張を信義則により制約すべき場合の生じうることも考えられるところである」と補足する。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>12</p> <p>大阪高判昭和 47 年 9 月 27 日判時 690 号 53 頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b> (請求異議事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>譲渡人が債務者に対して有する債権について、譲渡人の債権者は、差押・転付命令を得、譲渡人に昭和 38 年 9 月 26 日、債務者に対し同年 10 月 8 日に送達された。他方、同債権は、同年 9 月 27 日（譲渡人への差押・転付命令の送達日の翌日）に譲渡人から譲受人に譲渡されていたが、当該譲渡通知について確定日付による通知又は承諾はなされなかった。譲受人が差押債権者に対して、請求異議の訴えを提起した。</p>	<p>ないものとすべき理由は、ない。</p> <p>指名債権の譲渡通知が公証人の付した確定日付ある譲渡通知書によってなされたが、その発信が右確定日付の付された日時より約 9 日遅れてなされた場合において、差押債権者の得た債権の仮差押命令が債権譲渡通知の発信前に第三債務者に到達したときでも、右債権譲渡をもって第三債務者に対抗し得る。</p>	
		<p>・ 第三債務者への転付命令送達前に債権譲渡があったが、第三者に対する対抗要件が具備されていない場合に、転付命令が無効となるのか、転付命令は有効で、執行債権消滅の効果を生じるかの点については、債権の転付命令は、執行債権の弁済に代えて、被転付債権を券面額で差押債権者に移転する移付命令なのであり、第三債務者に対する転付命令の送達と同時に、被転付債権の差押債権者への移転並びに執行債権が弁済されたものとみなされるという</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>多重譲渡等の原因 同一の債権につき債権譲渡と債権差押 がなされた。 債務者の行動 特に積極的行為なし。</p>	<p>効果を確定的に生じさせ、かつこの債権移転の効果は国家の執行行為によって発生するものであるから、民法上の対抗要件を要せずして第三者に対抗できるものであるところ、第三債務者に対する転付命令送達のとしまでに、既に被転付債権が債務者から他に譲渡されていたとしても、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件がまだ具備されていない場合には、譲受人は、債権の取得につき競合する関係に立つ執行債権者に対し、当該債権譲受をもって対抗することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、執行債権者との関係では、右債権は依然として債務者の責任財産として把握すべきことになり、転付命令のもつ被転付債権の移転と執行債権の弁済擬制の効果は、第三債務者に対する転付命令の送達と同時に有効に生じ、かつ右移転の効果は譲受人に優先するものといわねばならない。</li> </ul>	
13	大阪地判昭和48 概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質上他へ譲渡され確定日付ある通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インフォメーションセンター</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>年2月23日判タ 297号277頁 <u>債権譲渡と差押 との競合</u> (譲受債権請求 事件)</p>	<p>債務者に対する売掛代金請求権 (154,624円)を有する譲渡人が第一譲 受人に対して同債権を譲渡し、債務者 に対し内容証明郵便(昭和45年1月21 日付)をもって債権譲渡の通知(以下、 本欄において「本件通知」という。)を 行い、債務者に到達した(同年同月同 日頃)。第一譲受人は第二譲受人に対 し、同債権を譲渡し、債務者に対し内 容証明郵便(同年3月9日付)をもつ て債権譲渡の通知を行い、債務者に到 達した(同年同月10日頃)。他方、譲 渡人の債権者は、上記売掛代金債権に ついて差押・転付命令を得、同命令は 債務者に送達された(同年2月4日頃)。 譲渡人は本件通知の数日後、債務者に 対し本件通知に係る書面は第一譲受人 が偽造したものである旨通知し(同年1 月24日)、同年2月28日に譲渡人及び 差押債権者は債務者方を訪れ、譲渡人 から第一譲受人に対する譲渡はなかつ た旨説明して債務者に対して売掛代金</p>	<p>がなされた債権につき、この譲渡通知 後譲渡人が債務者に対しこれは譲受人 が譲渡人の印章を冒用して偽造した旨 の通知をなし、ついで債権差押・転付 命令を得た転付債権者と共に債務者宅 へ赴き同人への支払を求めたのに応じ て、同人に弁済をした場合には債権の 準占有者に対する弁済としての効力を 有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二譲受人の債務者に対する請求は、 第二譲受人が譲り受けた債権額 (154,624円)から債務者が譲渡人の債 権者に支払った金額(107,192円)を控 除した残額(47,342円)の支払及び遅 延損害金の支払を求めめる限度で理由が あるが、その余の請求は棄却される。</li> </ul>	<p>である債務者が事実には反する 説明を譲渡人から受けてお り、真の債権者を見極めること を強いるのが酷といえる事案 である。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>債権に係る支払を求めた。債務者はこれに応じて差押債権者に対して（当時の売掛代金債権額 151,006 円のうち）107,192 円を支払った（これに加え 43,814 円相当分の商品を返品）。第二譲受人は債務者に対して売掛代金債権の全額の支払を請求したが、債務者が拒絶したため提訴した。譲渡人が債務者に対して第一譲受人への債権譲渡を否定し、差押債権者への支払を主張した経緯は、第一譲受人も譲渡人の債権者であり、債務者に対する売掛金回収の権限を与える目的で第一譲渡を行ったところ（第一譲受人に譲渡人の印鑑も預託）、後日別の債権者である差押債権者から当該譲渡について責められると、差押債権者をして第一譲受人に預けていた譲渡人の印鑑等を取り戻させたというものである。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。また、譲渡人が、譲渡人</p>		

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>14 最判昭和 49 年 3 月 7 日民集 28 巻 2 号 174 頁</p> <p><b>債権譲渡と仮差押との競合</b> (第三者異議事件)</p>	<p>の債権者(差押債権者)との通謀の上、債務者に対し第一譲渡の事実を否定する虚偽の説明を行った。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>譲渡人から第一譲渡はなかつた旨の説明を受け、当該説明を信じて譲渡人の債権者である差押債権者に弁済した。なお、第一譲渡に係る経緯(譲渡人の債権者の競合)については一切知らなかつた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権が二重に譲渡された場合、譲受人相互の間の優劣は、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある承諾の日時の先後によって決すべきである。この理は、債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣を決する場合において何ら異ならず、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある承諾の日時と仮差押命令が第三債務者たる債務者に送達された日時との先後により決することとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重譲渡の場合における譲受人相互の優劣の判断基準について、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある承諾の日時の先後によることを明示した。</li> <li>第一審判決(東京地判昭和 45 年 12 月 26 日金法 608 号 30 頁)及び原審判決(東京高判昭和 47 年 3 月 22 日高民 25 巻 2 号 168 頁)はいわゆる確定日付説に立ったが、本判決により否定</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>を求めて提訴した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき債権譲渡と債権返差押がなされた。  <b>債務者の行動</b>            特に積極的行為なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権者が債権譲渡証書に確定日付を受け、これを即日しかも短時間内に債務者に交付したときは、民法第467条第2項所定の確定日付ある通知があったものと認めることができる。</li> </ul>	<p>された。</p>
<p>15            最判昭和52年3月17日民集31巻2号308頁  <b>債権譲渡と差押との競合</b>            (転付債権請求事件)</p>	<p><b>概要</b>            債務者よりビルの一室を賃借した者が債務者に対して差し入れた保証金に係る保証金返還請求権(譲渡禁止特約付)を譲受人に譲渡し(昭和45年8月26日)、同日、当該譲渡について債務者に対して確定日付ある証書をもって通知したが、譲受人は譲渡禁止特約につき悪意であった。その後、債務者より譲渡人及び譲受人に対し、同年11月27日頃までに上記債権譲渡を承諾する旨の通知を行った(書面によるかは不明)。他方、譲渡人に対して貸金債権を有する差押債権者は、昭和46年1月20日、譲渡人の債務者に対する保証金返還請求権を差押さえ、転付命令を得た。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡禁止の特約のある指名債権を譲受人が特約の存在を知って譲り受けた場合でも、債務者がその譲渡につき承諾を与えたときは、債権譲渡は譲渡の時に遡って有効となり、譲渡に際し債権者から債務者に対して確定日付ある譲渡通知がされている限り、債務者は、右承諾後の債権の差押・転付命令を得た第三者に対しても債権譲渡の効力を対抗することができる。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>16</p> <p>札幌地判昭和 52 年 12 月 19 日判タ 369 号 291 頁</p> <p><b>抵当権付債権の譲渡と差押との競合</b></p> <p>(転付金請求事件)</p>	<p>そこで、差押債権者は債務者に対し、保証金返還請求権に係る支払を求め提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>譲渡禁止特約付の債権譲渡について譲渡人及び譲受人に対して承諾した。差押債権者からの支払請求に対し、保証金返還請求権は既に譲受人に譲渡されているとして支払を拒絶した。</p>		
	<p><b>概要</b></p> <p>債権者（抵当権設定者）は、債務者に対する貸金債権につき、債務者所有の建物に抵当権を設定した（昭和 49 年 3 月 7 日受付）。その後債権者は譲受人に対して抵当権付債権を譲渡し、債務者もこれを承諾したが、かかる承諾は確定日付を備えていなかった（同年 4 月 20 日）。ただし、譲受人は当該抵当権につき移転の付記登記を経由した（同年 5</p>	<p>・ 抵当権付債権が譲渡された場合に、当該抵当権について移転の付記登記手続を行っても、当該抵当権を基礎付ける債権の譲渡を第三者に対抗する要件を具備しない以上、右抵当権付債権の取得を債務者以外の第三者に対抗できない。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>月4日)。他方、差押債権者は、上記抵当権付債権につき差押・転付命令を取得し、同命令は債務者に送達された(同年4月30日)。差押債権者が上記抵当権付債権の支払を求めて債務者を提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一債権につき、債権譲渡及び債権差押がなされた。譲受人は抵当権の付記登記を経由した。</p> <p><b>【債務者の行動】</b></p> <p>債権譲渡につき承諾したが、確定日付は付さなかった。</p>		
<p>17</p> <p>最判昭和58年10月4日裁判集民140号1頁</p> <p><b>債権譲渡と差押との競合</b></p> <p>(損害賠償請求事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>債権者は債務者に対する債権を譲受人に譲渡し、当該譲渡につき確定日付ある書面による通知が債務者に到達した(昭和52年12月3日)。他方、譲渡人の債権者は同一の債権の一部についての差押・転付命令を得、上記債権譲渡通知の到達日の前日に同命令の決定正本が第三債務者である債務者に送達され</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の譲受人と同一債権に対し仮差押命令の執行をした者との間の優劣は、確定日付ある譲渡通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある債務者の承諾の日時と仮差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決すべきものであることは当裁判所の判例とするところ(最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁)、この理は、債権</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁(仮差押命令の執行をした債権者との優劣が問題となったケース)の示した基準は、債権差押・転付命令の執行をした者との優劣を決する場合にも同様に妥当することを判示した。</li> <li>なお、本判決を前提に、債権差</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>譲受人は上記譲渡が上記差押・転付命令に優先するとして債務者に対し、差押・転付に係る債権部分の弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>特に積極的行為なし。</p>	<p>の譲受人と同一債権に対し、債権差押・転付命令の執行をした者との間の優劣を決する場合においても、何ら異なるものではない（債権の譲受人と同一債権に対し債権差押・転付命令を得た者との間の優劣は、確定日付ある通知が債務者に到達した日時又は確定日付ある債務者の承諾日時と債権差押命令が第三債務者たる債務者に送達された日時の先後によって決すべきである）。</p>	<p>押手続を行おうとする者が当該債権につき先行処分の存否を事前に確認するためには、第三債務者に問い合わせる必要があるが、これは差押手続の密行性を害するリスクがある（これは、債権の差押に共通の問題点である）。</p>
<p>18</p> <p>最判昭和 61 年 4 月 11 日民集 40 卷 3 号 558 頁</p> <p><b>債権譲渡と仮差押・差押との競合</b></p> <p>（運送代金請求事件）</p>	<p><b>概要</b></p> <p>①譲渡人と譲受人との間で債権譲渡契約が締結され、譲渡人の債務者に対する運送代金債権が譲受人に譲渡され（昭和 54 年 6 月 27 日）、当該譲渡につき確定日付ある書面による通知が債務者に到達し（同年同月 28 日頃）、譲受人は上記譲渡債権の一部の支払を受けた（同年 7 月 6 日）。その後、②譲渡人は、譲受人の債務不履行を理由として上記債権譲渡契約を解除し、その旨を</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重に譲渡された指名債権の債務者が、民法第 467 条第 2 項所定の対抗要件を具備した他の譲受人より後にこれを具備した譲受人（仮差押命令及び差押・取立命令の執行をした者を含む。）に対してした弁済についても、同法第 478 条の規定の適用がある。</li> <li>債権者において、劣後譲受人が真正の債権者であると信じてした弁済につき過失がなかったというためには、優先譲受人の債権譲受行為又は対抗要件に</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>債務者に通知したが(同年8月8日頃)、 ③暫くして解除が誤解に基づくものであったことが判明し、譲渡人は債務者に対して上記解除を撤回する旨を通知した(同年9月1日頃)。譲渡人の債権者は、上記①よりも後に、上記譲渡債権の一部について仮差押命令を取得し、同命令が債務者に送達された(同年8月15日頃)。更に、譲渡人の債権者は上記譲渡債権の一部を差押さえ、差押・取立命令が債務者に送達された(同年11月1日頃)。債務者は、上記解除通知がなされる前に、譲渡人から上記債権譲渡契約を解除する旨聞き及んでいたもので、当該解除は有効にされ、上記譲渡債権は譲渡人に復帰したものと信じていたところ、その後の仮差押命令の送達を受けた後に譲渡人から上記債権譲渡契約の撤回の通知を受けて、譲渡人の一貫しない態度に不信を抱かなくなかったが、更に差押・取立命令が裁判所により発せられ</p>	<p>瑕疵があるためその効力を生じないとの誤信してもやむを得ない事情があるなど劣後譲受人を真の債権者であること信ずるにつき相当な理由があることが必要である(結論として、本件においては過失ありとした。)</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>たものであったこと、差押債権者の代理人弁護士から再三の催告を受けたことから、差押債権者が正当な取立権限を有しているものと考えて、差押債権者に対して上記譲渡債権の一部の弁済を行った。その後、譲受人が債務者に対し、上記譲渡債権の支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権仮差押・差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>差押債権者が正当な取立権限を有しているものと考えて、差押債権者に対して弁済を行った。</p>		
19 東京高判平成9年2月20日東京高等裁判所判決時報民事48巻1～12号11頁 <b>債権譲渡と抵当権に基づく物上</b>	<p><b>概要</b></p> <p>譲渡人は、譲受人に対する継続的消費貸借契約に基づく債務を担保するために、債務者に対する平成6年3月以降の建物の賃料債権を譲渡し(同年2月4日)、翌日までに内容証明郵便により債務者らに債権譲渡の通知をした。他方、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産の賃貸人は、未発生の賃料債権を譲渡することが可能であり、譲受人は、譲渡人(債権者)である賃貸人が債務者である賃借人に対し確定日付のある証書をもって通知し又は賃借人が確定日付ある証書をもって承諾することによって、未発生の賃料債権の譲渡</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>代位による差押 との競合 (供託金還付請 求権確認請求事 件)</p>	<p>昭和58年12月14日受付により上記建物に抵当権の設定登記を受けていた抵当権者は、平成7年4月18日、物上代位により上記建物の賃料債権を差押さえた。債務者らは、譲受人の債権譲受と抵当権者による差押の効力の優劣に疑義が生じたとして、債権者不確知により同年7月以降の賃料を供託した。譲受人は抵当権者に対し、自らの債権譲受が抵当権者による債権差押に優先するとして、供託金の還付請求権の確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の賃料債権について債権譲渡及び抵当権者による物上代位に基づく差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	<p>につき第三者に対する対抗要件を具備することができるのであり、その債権の発生時又はその後改めて対抗要件を具備する必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的不動産の賃料債権に対する抵当権者の物上代位権は、抵当権の一内容であるから、抵当権設定登記により、公示され、かつ、第三者に対する対抗要件を具備するものというべきである。そうだとすると、未発生賃料債権について、その譲受人の権利と右債権に対する抵当権者の物上代位権との優劣は、右債権の譲渡につき第三者に対する対抗要件を具備した時と抵当権設定登記を経た時との先後によって決すべきこととなる。 </li></ul>	
20 最判平成10年1 月30日民集52卷 1号1頁	<p><b>概要</b> 抵当権者は、譲渡人より同人所有の建物につき、抵当権の設定を受け、その</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第372条において準用する同法第304条第1項但書の趣旨目的は、二重弁済の危険から第三債務者を保護するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高裁の裁判例が物上代位肯定 (大阪高判平成7年12月6日 判タ901号283頁(最判平成</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>債権譲渡と抵当権に基づく物上代位による差押との競合  (取立債権請求事件)</p>	<p>登記を経由した(平成2年9月28日)。譲渡人は、譲受人に対し、借入債務に對する代物弁済として、上記建物に係る債務者に対する賃料債権(以下「本件債権」という。)を譲渡し、債務者は確定日付ある証書によりこれを承諾した(平成5年4月20日)。その後、抵当権者は、抵当権に基づく物上代位権の行使により、本件債権につき差押命令を取得し(平成6年6月10日)、その支払を求めて債務者に対して取立訴訟を提起した。  <b>多重譲渡等の原因</b>  同一の賃料債権について債権譲渡(代物弁済)及び抵当権者による物上代位に基づく差押がなされた。  <b>債務者の行動</b>  債権譲渡につき確定日付ある証書により承諾し、抵当権者からの支払請求に對しては譲受人が優先するとして支払を拒絶した。</p>	<p>とである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同項の「払渡又は引渡」には債権譲渡は含まれず、抵当権者は債権譲渡の第三者對抗要件備後の物上代位権の行使が可能である。</li> <li>物上代位の目的債権が譲渡された後に抵当権者が物上代位権に基づき目的債権の差押をした場合において、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前に債権譲受人に弁済した債権についてはその消滅を抵当権者に對抗することができ、弁済をしていない債権についてはこれを供託すれば免責されるのであるから、抵当権者に目的債権の譲渡後における物上代位権の行使を認めても第三債務者の利益が害されることはならず、抵当権の効力が物上代位の目的債権についても及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができ、對抗要件を備えた債権譲渡が物上代位に優先するものと解するならば、抵当権設定者は、抵当権者から</li> </ul>	<p>10年2月10日裁判集民187号47頁の原判決)、東京高判平成9年2月20日東京高等裁判所判決時報民事48巻1～12号11頁(高裁判決が確定))と物上代位否定(東京高判平成8年11月6日東京高等裁判所判決時報民事47巻1～12号37頁(本判決の原判決))に分かれていた論点について、判断を統一したものである。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>21</p> <p>最判平成 10 年 2 月 10 日裁判集民 187 号 47 頁</p> <p><u>債権譲渡と抵当権に基づく物上代位による差押</u> <u>との競合</u></p> <p>(第三者異議事件)</p>	<p><u>概要</u></p> <p>不動産の共有者二者(持分各 2 分の 1)は、一方の債権者に対する債務を担保するために、同不動産に抵当権を設定し、抵当権設定登記を経由した(昭和 62 年 6 月 1 日)。上記不動産の共有者は、同不動産を賃借人に賃貸していたところ(平成元年 10 月 31 日)、訴外会社譲受人に対する債務を担保するため、賃借人に対する平成 5 年 12 月分以降の賃料債権を譲渡し(同年 11 月 10 日)、当該譲渡に係る内容証明郵便による通知が賃借人に到達した(同年 10 月 13 日)。抵当権者は物上代位に基づき上記不動産を差押さえ(平成 6 年 10 月 17 日)、差押命令が賃借人に送達された(同年 10 月 19 日)。賃借人は賃料を供</p>	<p>の差押の前に債権譲渡をすることによって容易に物上代位権の行使を免れることができが、このことは抵当権者の利益を不当に害するものというべきだからである。</p> <p>・ 民法第 304 条第 1 項但書は、先取特権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前差押をすることを要すると規定しているところ、同法第 372 条がこの規定を抵当権に準用した趣旨は、抵当権の効力が物上代位の目的となる債権にも及ぶことから、右債権の債務者(以下「第三債務者」という。)は、その債権者である抵当不動産の所有者(以下「抵当権設定者」という。)に弁済をしても弁済による目的債権の消滅の効果を抵当権者に対抗できないという不安定な地位に置かれるおそれがあるため、差押を物上代位権行使の要件とすることによって、第三債務者は、差押命令の送達を受ける前には抵当権設定者に弁済をすれば、その効果</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>託したため、裁判所は抵当権者に供託金を交付した。譲受人は抵当権者による物上代位権の行使の不許を求めて第三者異議の訴えを提起した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の賃料債権について債権譲渡及び抵当権者による物上代位に基づく差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>賃料を弁済供託した。</p>	<p>を抵当権者にも対抗することができることとして、二重弁済を強いられる危険から第三債務者を保護しようとする点にあると解される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>右のような民法の趣旨目的に照らすと、同法第 304 条第 1 項の「払渡又は引渡」には債権譲渡は含まれず、抵当権者は、物上代位の目的債権が他に譲渡され、その譲渡について第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差押さえて物上代位権を行使することができるものと解するのが相当である。</li> </ul>	
<p>22</p> <p>東京地判平成 10 年 7 月 30 日金判 1055 号 20 頁</p> <p><b>債権譲渡と抵当権に基づく物上代位による差押との競合</b></p> <p>(取立債権等請求事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>根抵当権者は、訴外会社所有の建物に根抵当権付で被担保債権を譲受けその旨の登記を経由し(平成 6 年 3 月 25 日)、同会社が賃借人に同建物を賃貸していたので、物上代位に基づいて賃料債権を差押さえ、差押命令が送達された(賃借人：平成 7 年 6 月 8 日、訴外会社：同年同月 13 日)。ところが、既に同賃</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抵当権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においても、自ら目的債権を差押さえて物上代位権を行使することができるものと解するのが相当である(最高裁平成 10 年 1 月 30 日第二小法廷判決及び同年 2 月 10 日第三小法廷判決参照)。</li> <li>本件において、根抵当権者は、譲受人</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>料債権は譲受人に譲渡され、当該譲渡に係る内容証明郵便による通知が賃借人に到達していた（同年5月1日）。そこで、根抵当権者が賃借人及び譲受人に対し、賃借人が供託した供託金に係る賃料債権が賃貸人である訴外会社に帰属することの確認を求めるとともに、賃借人に対してはその余の未払賃料の支払を、譲受人に対しては差押後賃借人が譲受人に支払った金員を不当利得であるとしてその返還を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の賃料債権について債権譲渡及び根抵当権者による物上代位に基づく差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 賃料を弁済供託した。</p>	<p>が法律上の原因なくして弁済を受けた平成7年7月分から平成8年5月分までの賃料について、譲受人に対して不当利得返還請求権を行使できるものと解するのが相当である。なお、仮に、このように解さずに、根抵当権者が賃借人に対して右期間中の賃料の取立権を依然として有していることを理由に不当利得返還請求権の発生を否定するとすれば、差押債権者の保護を目的とする民法第481条によって結果的に差押債権者が不利益を被るということにもなりかねない。</p>	
23 最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁 <b>債権譲渡と差押</b>	<p><b>概要</b> 債権者（譲渡担保設定者）は、譲受人（譲渡担保権者）との間で、集合債権につき、債権譲渡担保契約を締結した</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いわゆる集合債権譲渡担保においては、既に生じ、又は将来生ずべき債権は確定的に譲渡されており、ただ、譲受人に帰属した債権の一部について譲</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>との競合 (供託金還付請求権確認請求事件)</p>	<p>(平成9年3月31日)。当該譲渡について確定日付ある書面による通知が債権者に到達した(同年6月5日)。他方、差押債権者(国)は、上記集合債権の一部(以下「本件債権」という。)につき、債権者に対する滞納処分による差押をし、同差押通知が債権者に送達された(平成10年4月3日及び同年同月6日)。債権者は本件債権につき、債権者不確知を理由として弁済供託した(同年5月26日)。その後、債権者は破産宣告を受け管財人が選任された(同年6月25日)。譲受人が差押債権者(国)及び破産管財人に対し、本件債権の供託金の還付請求権が自己に帰属することの確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一債権につき、集合債権譲渡担保権の設定及び(その一部の)滞納処分による差押がなされた。</p> <p><b>債権者の行動</b> 債権者を確知できないことを理由に弁</p>	<p>渡人に取立権限を付与し、取り立てた金銭の譲渡人への引渡しを要しないと合意がなされているものと解すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集合債権譲渡について第三者対抗要件を具備するには民法第467条第2項の方法によることができる。</li> <li>第三債務者に対し、譲渡人に付与した取立権限の行使への協力を依頼しても、第三者対抗要件の効果を妨げない。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
24	<p>東京地判平成14年5月17日金法1674号116頁</p> <p>債権譲渡と動産売買先取特権に基づく物上代位による差押との競合</p> <p>(第三者異議本訴事件、詐害行為取消反訴事件)</p>	<p>済供託した。</p> <p>概要</p> <p>譲受人は、平成11年10月12日、A会社に対して有し、又は将来有する銀行取引上の一切の債権を担保するため、A会社が債務者に対して有する機械の売買代金債権(4億2,787万5,000円)の債権譲渡(以下「本件債権譲渡」という。)を受け、A会社は、債務者に対し、内容証明郵便によって本件債権譲渡を通知した(同年12月13日)。先取特権者は、A会社に対し、上記機械を代金4億215万円で売却したが、A会社が同機械をB会社に転売したため(平成11年4月19日)、A会社のB会社に対する同機械の売買代金債権(以下「本件債権」という。)を物上代位により差押さえた(以下「本件差押」という。)(平成12年1月13日)。そこで、譲受人は、本件債権譲渡は先取特権者の本件差押に優先すると主張し、先取特権者に対して、本件差押の排除と本件債権がX</p>	<p>・ 動産の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、債権譲受人に対し、目的債権を差押さえて代物代位権の優先権を主張することができない。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>に帰属することの確認を求めて第三者異議の訴えを提起した。これに対し、先取特権者は、先取特権者の本件差押は、譲受人の本件債権譲渡に優先し、譲受人の本件債権譲渡を先取特権者に対抗することができないとした上、A会社と譲受人との間の本件債権譲渡は詐害行為に当たるとし、譲受人に対し、詐害行為取消権に基づき、本件債権譲渡の取消しを求める反訴を提起した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権について債権譲渡及び動産先取特権者による物上代位に基づく差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>特に積極的行為なし。</p>		
<p>25</p> <p>最判平成17年2月22日民集59巻2号314頁</p> <p><b>債権譲渡と動産</b></p> <p><b>売買先取特権に</b></p> <p><b>基づく物上代位</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>A社は、B社に対し、商品（動産）を売り渡したところ、B社は、買主三者に対し、これを転売した。B社は、東京地裁において破産宣告を受け（平成14年3月1日）、破産管財人が選任され</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第304条第1項但書は、先取特権者が物上代位権を行使するには払渡し又は引渡しの前に差押をすることを要する旨を規定しているところ、この規定は、抵当権とは異なり公示方法が存在しない動産売買の先取特権について</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>による差押との 競合 (売掛代金請求 及び独立当事者 参加事件)</p>	<p>た。破産管財人は、平成 15 年 1 月 28 日、破産裁判所の許可を得て、B 社の買主三者に対する転売代金債権を譲受人に譲渡し、同年 2 月 4 日、買主三者に対し、内容証明郵便により、上記債権譲渡の通知をした。A 社は、東京地裁に対し、動産売買の先取特権に基づき物上代位権の行使として、B 社の買主に対する転売代金債権について差押命令の申立てをしたところ、同裁判所は、買主二者に転売債権に対する債権差押命令をそれぞれ発令したが（それぞれ同年 1 月 22 日、同年 5 月 1 日に買主二者に送達）、買主一人に対する転売代金債権に対する債権差押命令の申立ては却下した。譲受人は、買主三者に対し、転売代金の支払を求めて提訴した。これに対し、買主三者は、上記債権譲渡に拘わらず買主三者が譲受人に対して支払をするまでは、A 社は、上記転売代金債権について、動産売買の先取特権に基づく物上代位権を行使す</p>	<p>は、物上代位の目的債権の譲受人等の第三者の利益を保護する趣旨を含むものというべきである。そうすると、動産売買の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され、第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、目的債権を差押さえて物上代位権を行使することはできないものと解するのが相当である。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>26</p> <p>国税不服審判所 裁決平成 23 年 5 月 18 日裁決事例 集 No.83</p> <p><b>営業譲渡と差押 との競合</b></p>	<p>ることができるなどと主張し、譲受人 の請求を争った。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権について債権譲渡及び動産 売買の先取特権者による物上代位に基 づく差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p> <p><b>概要</b> 債権者らは、譲受人との間で、フラン チャイザーたる債務者に対する預託金 返還請求権（以下「本件請求権」とい う。）を含む外食フランチャイズ店舗の 営業を譲渡する契約を締結した（平成 20 年 9 月 1 日）。その際、債務者との間 で、譲受人が債権者の地位を承継する 旨の合意をし、覚書を作成したが、同 覚書に確定日付は付されなかった。そ の後、差押債権者（国）により、本件 請求権につき差押処分がなされ、債務 者に通知書が交付送達された（平成 22 年 4 月 22 日）。右差押処分に対して譲</p>	<p>・ 営業譲渡契約により譲受人に承継され ることとなった指名債権は、当該譲受 人に移転するが、当該指名債権につい て二重譲渡や差押との競合が生じるこ とは通常の債権譲渡の場合と同様であ ることからすれば、営業譲渡による指 名債権の移転を第三者に対抗するため には、民法第 467 条所定の第三者対抗 要件を具備する必要があると解するの が相当である。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>受人が異議を申し立てたが、棄却されたため、譲受人は更に審査請求をなした。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の請求権につき、当該請求権を含む営業の譲渡及び債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 譲受人との間で、譲受人が本件請求権を含むフランチャイジーとしての権利義務関係の一切を承継することについて覚書を締結した。</p>		

## 2. 同時到達又は到達先後不明の事案

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>1 東京地判昭和 35 年 12 月 24 日下民 11 卷 12 号 2757 頁  <u>先後不明</u>            (譲受債権請求事件)</p>	<p><u>概要</u>            譲渡人は、昭和 31 年 8 月 30 日、第一譲受人に対して請負代金債権の全部を譲渡し、その旨を同年 12 月 24 日付内容証明郵便で債務者に通知し、同通知はその頃債務者に到達した。他方、譲渡人の代理人は、同年同月 11 日、第二譲受人に対して同一の債権の一部を譲渡し、その旨を同年同月 24 日付内容証明郵便で債務者に通知し、同通知は翌 25 日に債務者に到達した。第二譲受人が債務者に対し弁済を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>            同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <u>債務者の行動</u>            特に積極的行為なし。</p>	<p>・ 同一債権が二重に譲渡され、その各譲渡が同一日付の内容証明郵便で債務者に通知された場合は、債務者は、その通知の先後を知ることができず、従って、いずれの譲受人に支払うべきかを決定し得ないから、当該債権の譲受人は、双方とも、他の譲受人に対し、ひいては、債務者に対し、自己が当該債権の債権者であることを主張し得ない。</p>	
<p>2 最判昭和 53 年 7 月 18 日裁判集民 124 号 447 頁</p>	<p><u>概要</u>            債権者が債務者に対する債権を重複して三名に譲渡し(昭和 50 年 2 月 26 日)、</p>	<p>・ 同一債権が重複して譲渡された場合において確定日付が同一日付である複数の債権譲渡通知が同時に債務者に到達</p>	<p>・ 本判決においては、相互に優劣を決することのできない複数の譲受人が債務者に対してど</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>同時到達 (転付債権、不当利得返還請求事件)</p>	<p>債権譲渡通知を同日付内容証明郵便にて発送し、いずれも同時に債務者に到達した(同年同月 27 日)。その後、譲受人の一人 A は譲渡人に対する債務名義を取得していたため、これに基づき譲渡対象債権に対する差押命令の発令を受け、同命令は譲渡人及び第三債務者としての債務者にそれぞれ送達された。A が他の譲受人、債務者、譲渡人に対し、上記債権が A に帰属することの確認を、債務者に対し、弁済を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>          同一の債権につき多重譲渡と債権差押がなされた。  <u>債務者の行動</u>          特に積極的行為なし。</p>	<p>したときは、各譲受人は、互いに他の譲受人に対して自己のみが唯一の優先的譲受債権者であると主張することには許されず、したがって債務者に対しても同様の主張をすることはできないが、後順位の譲受人に対する関係においては先順位の各譲受人が等しく債権者たる地位を有効に取得したものととして対抗することができる。</p>	<p>のような地位に立つか、弁済請求を受けた債務者がどのように行動すべきか明らかでない。          ・ 債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</p>
<p>3 最判昭和 55 年 1 月 11 日民集 34 巻 1 号 42 頁          同時到達 (譲受債権請求事件)</p>	<p><u>概要</u>          債権者は債務者に対する債権を第一譲受人に代物弁済として譲渡し(昭和 49 年 3 月 4 日頃)、同日債務者に対し確定日付ある書面による通知を行い、債務者に到達した(同年同月 6 日午後 0 時から</p>	<p>・ 指名債権が二重に譲渡され、確定日付ある各譲渡通知が同時に債務者に到達したときは、各譲受人は、債務者に対しそれぞれ譲受債権全額の弁済を請求することができるが、譲受人の 1 人から弁済の請求を受けた債務者は、他の譲受人に対</p>	<p>・ 複数の確定日付ある債権譲渡通知と債権差押通知が数時間の間に債務者に到達したが、それ以上には各通知間の先後関係が確定できない場合であっても、これらの通知は同時に到</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>午後 6 時までの間)。他方、譲渡人は第一譲渡後、第一譲渡に係る通知が債務者に到達する前に、同一の債権を第二譲受人二名にそれぞれ譲渡し（同年同月 5 日）、内容証明郵便をもって債務者に通知したところ、第一譲渡に係る通知と同じ時間帯に債務者に到達した（同年同月 6 日午後 0 時から午後 6 時までの間）。他方、社会保険事務所が譲渡人の滞納金につき同一の債権を差押さえ、債権譲渡通知の到達と同日の午後 0 時から午後 6 時までの間に債務者に到達した。第一譲受人は債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき多重譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>特に積極的行為なし。</p>	<p>する弁済その他の債務消滅事由が存在しない限り、弁済の責を免れることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権の譲渡に係る確定日付ある譲渡通知と右債権に対する債権差押通知とが同時に第三債務者に到達した場合であっても、右債権の譲受人は第三債務者に対してその給付を求め訴えを提起・追行し無条件の勝訴判決を得ることができるのであり、ただ、右判決に基づいて強制執行がなされた場合に、第三債務者は、二重払の負担を免れるため、当該債権に差押がされていることを執行上の障害として執行機関に呈示することにより、執行手続が満足的段階に進むことを阻止し得る（最判昭和 48 年 3 月 13 日民集 27 卷 2 号 344 頁参照）。</li> </ul>	<p>達したものとして処理（この点は明確な説示がないが、最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3334 頁において明らかにされた）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲受人相互間の優劣を決定できないうちの各譲受人から債権者に対する請求の可否（最判昭和 53 年 7 月 18 日民集 124 号 447 頁において未解決となっていた点）について判断した。</li> <li>ただし、各譲受人相互間の関係については未解決の問題として残る。</li> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> </ul>
4 東京地判昭和 55 年 3 月 31 日下民 31 卷 1～4 号 27	<p><b>概要</b></p> <p>債権者は、第一譲受人から第五譲受人まで、同一の売掛代金債権（以下「本件債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権担保の目的で、現在及び将来にわたって継続的に生ずる特定の売掛債権を譲渡し、信用を悪化させる事由が発生し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>本事件は弁論が分離され、別の</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
頁 <u>同時到達</u> (譲渡債権確認 請求事件)	<p>権」という。)を譲渡(第二譲渡については譲渡担保)し、各譲渡につき債務者に対し確定日付ある書面による通知が到達した(第一譲渡及び第二譲渡につき昭和51年2月14日)。また、本件債権については、複数の債権者により差押命令等が取得され、債務者に送達された(いずれも上記通知に遅れた)。第一譲受人が他の譲受人及び差押債権者等に対し、本件債権が自己に帰属することの確認を求めて提訴した。</p> <p><u>多重譲渡等の原因</u>            同一の債権につき債権譲渡及び債権差押等がなされた。</p> <p><u>債務者の行動</u>            債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	<p>た場合に、譲渡債権額を確定すべく、譲受人が譲渡人に代わって第三債務者に譲渡通知ができるように日付、金額等を空白にした譲渡通知書を予め譲受人に交付するような譲渡契約も違法なものではなく、また当該通知書を用いた通知も有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>同順位で債権者たる地位を有効に取得した各譲受人は、第三者に対し、互いに譲受債権について自己を債権者として主張することができるものと解される。</li> <li>第三債務者は、同順位の譲受人のうちのいずれか、もしくは両名に対して債務全額を弁済すればその債務は消滅するものであり、また同順位の譲受人相互の法律関係は、その終局的解決としては、互いに債権を独占できる地位にないことの必然的な帰結として、債務額が同順位の譲受債権の合計額を下回るときには、譲受債権額の割合で清算がなされるべきである。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権が二重に譲渡され、確定日付あ</li> </ul>	<p>判決(東京地判昭和55年3月31日判タ424号140頁)が存するが、同判決では左記第一点目と同様の判示がなされた。</p>
5	<u>概要</u>		

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>年11月30日下民 32巻9～12号 1061頁 <u>同時到達</u> (供託金還付請 求権確認請求事 件)</p>	<p>譲渡人が、債務者に対する複数の債権（債権1、債権2(1)、債権2(2)、債権3)を第一譲受人に担保のために譲渡し(債権譲渡契約は昭和54年6月8日、10日の両日にわたり締結された)、第一譲受人は譲渡人の名において当該譲渡について昭和55年3月7日付の確定日付ある書面をもって債務者に通知し、当該通知はそれぞれ債務者に到達した(債権1：同年同月8日、債権2(1)：同年同月9日、債権2(2)：同年同月14日午後0時から午後6時までの間、債権3：同年同月10日)。他方、譲渡人は第二譲受人に対して同一の債権をそれぞれ譲渡し、譲渡人は当該譲渡について同年同月6日付の内容証明郵便により債務者に通知し、当該通知はそれぞれ債務者に到達した(債権1：同年同月14日、債権2(1)：同年同月同日、債権2(2)：遅くとも同年同月同日の午後、債権3：同年同月同日頃)。その結果、第一譲受人及び第二譲受人への債権2(2)の譲</p>	<p>る各譲渡通知が同時に債務者に到達した場合には、二重譲受人の一方は、他方に対し、互いに平等の割合で、譲受債権に対する権利を主張することができる。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>6 最判平成5年3月30日民集47巻4号3334頁  <u>先後不明</u>  (供託金還付請求権確認本訴、同反訴事件)</p>	<p>渡通知について、債務者への到達の先後が不明となった(判決はいずれも同時に到達したものと推認するのが相当とした)。債務者は、右債務金額を供託した。第一譲受人は第二譲受人に対し、自己が右供託金の還付請求権を有することの確認を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>  同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <u>債務者の行動</u>  債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差押通知と債権譲渡通知の到達の先後が不明である場合、これらが同時に第三債務者に到達したものと取り扱うのが相当である。</li> <li>この場合、国税の徴収職員は、国税徴収法67条1項に基づき差押さええた右債権の取立権を取得し、また、債権譲受人も、右債権差押の存在にかかわらず、第三債務者に対して右債権の給付を求める訴えを提起し、勝訴判決を得ることができ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決は、債務者が債権者不知供託をしないとき、又は各通知が同時に債務者に到達したときに、譲受人の一人が他の譲受人に対し、債権が自己に帰属することの確認請求訴訟を提起した場合、譲受人の一人が債務者から任意の弁済を受け、後に他の譲受人から清算金の支払請求訴訟を提起された</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>不明であるため債権者不確知を理由に債権相当額を供託した。国は譲受人に対して供託金返還請求権の取立権(国税徴収法第67条第1項)の確認を求めて提訴し、譲受人も供託金返還請求権の確認を求める反訴を提起した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>競合する通知の先後関係が不明であるため、債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このような場合には、差押債権者と債権譲受人との間では、互いに相手方に対して自己が優先的地位にある債権者であると主張することが許されない関係に立つ。</li> <li>差押債権者と債権譲受人は、公平の原則に照らし、被差押債権額と譲受債権額に応じて供託金額を案分した額の供託金還付請求権をそれぞれ分割取得する。</li> </ul>	<p>場合などについてまでその射程距離を有するものではなく、今後残された問題である(最高裁判所判例解説民事篇平成5年度(上)600頁)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> </ul>
7 東京高判平成11年2月24日金判1063号25頁 <b>先後不明</b> (ゴルフ会員権確認等請求事件)	<p><b>概要</b></p> <p>譲渡人はゴルフ会員権を担保のために第一譲受人に譲渡し、当該譲渡について内容証明郵便による通知がなされ、債務者に到達した(平成7年4月27日)。他方、譲渡人は同一のゴルフ会員権を第二譲受人に譲渡し、当該譲渡について内容証明郵便による通知がなされ、債務者に到達した(同年同月同日)。なお、同一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二譲受人の第一譲受人に対する清算金請求を認めることはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>のゴルフ会員権については第一譲受人及び第二譲受人以外の者に対する譲渡や債権差押がされている。第一譲受人が、債務者との間の訴訟上の和解により、会員権を債務者に譲渡し、その譲渡代金として金銭の支払を受けた。第二譲受人は、自らが真正な権利者であるとして、①債務者及び他の譲受人に対してゴルフ会員権の資格保証金返還請求権を有することの確認を、②債務者に対して預託期間満了を理由とする保証金の返還を、③第一譲受人に対して債権譲渡通知の同時到達の場合における二重譲受人の一人として、不当利得又は不法行為あるいは公平の原則に基づき、裁判上の和解に基づき受領した金銭の一部（半分に相当する金額）の支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一のゴルフ会員権につき、多重譲渡及び債権差押がなされた。また、偽造された会員資格保証金預り証が多数出回っ</p>		

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>8 東京地判平成 13 年 3 月 13 日金法 1626 号 142 頁 <u>同時到達</u> (供託金還付請求権確認請求事件)</p>	<p>ていた。  <u>債務者の行動</u>  先訴訟を提起した第一譲受人に対して和解金を支払った。</p> <p><u>概要</u>  債権者は、第一譲受人との間で、売掛金債権（以下「本件債権」という。）につき債権譲渡の予約をした（平成 9 年 10 月 3 日）。また、債権者は第二譲受人との間でも本件債権につき条件付債権譲渡契約を締結した（同年 12 月 2 日）。その後、債権者の資力悪化により第一譲受人は予約完結権を行使し、第二譲受人は条件が成就したとして、あらかじめ債権者から取得していた債権譲渡通知を発送し、いずれも債務者に到達した（いずれも平成 10 年 1 月 6 日）。他方、差押債権者（都）は、債権者に対する滞納処分により、本件債権を差押さえた（同年同月 21 日）ため、債務者は債権者不確知を理由として弁済供託した。第一譲受人及び第二譲受人が差押債権者に対し、当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差押債権者との関係では両譲受人が優先するため、差押債権者に対して供託金の還付金請求権を確認することは認められる。</li> <li>譲渡通知が同一期日に第三債務者に到達している、いずれが優先するか判断としないことから、同時に到達したものと推認し、少なくとも差押債権者との関係では両譲受人が本件債権の債権者であることを主張できるとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>本判決は、同時到達の場合の両譲受人間の優劣については言及していない。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>該供託金の還付請求権を有することの          確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b>          同一の債権につき債権譲渡及び債権差          押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b>          債権者を確知できないことを理由に弁          済供託した。</p>		

### 3. 通知又は承諾の記載不備等が争われた事案

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>1 大阪地判昭和 33 年 6 月 9 日 下民 9 卷 6 号 1029 頁</p> <p><b>通知の効力</b> (譲受債権請求事件)</p>	<p><b>概要</b> 譲渡人は債務者に対する債権を譲受人に譲渡し、当該債権譲渡につき、債務者に対して債権譲渡通知書を交付して通知した(昭和 32 年 7 月 2 日)。しかし、当該通知書には確定日付がなかったため、当該債権の譲受人は、債務者及び譲渡人の了解を得た上で債務者から当該通知書を借り受け、当該譲受人において翌 3 日に確定日付が具備され、同日債務者に確定日付ある通知書が返戻された。その後、譲渡人の債権者が、同一の債権について、同年同月 15 日、同年 10 月 9 日に仮差押命令を取得し、同命令はそれぞれ数日後に譲渡人及び債務者に到達した。その後、譲受人が債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき債権譲渡と債権仮差</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡債権の通知又は承諾に関する証書の確定日付は、通知又は承諾の意思表示のあった当時から、その後においてその証書に確定日付があるに至ったときは、その日付以後において初めて債権の譲渡を債務者以外の第三者に対抗し得ることを得るものであると解する。そして、一旦債権譲渡の通知がなされた後において、当該通知に関する証書に確定日付を得る者は、法律上譲渡人において通知をなすべきものである関係上、通常譲渡人であるが、譲渡人の承諾によって譲受人が確定日付を得た場合でも、前記説示は当てはまるべきものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権仮差押とが競合した事案でもある。</li> <li>一旦債務者に対して確定日付のない通知がなされた後に譲渡人の承諾を得て譲受人が当該通知について確定日付を具備した場合でも、その時点で第三者対抗要件を充足したといえるかが争点となった事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>2 横浜地判昭和 33 年 6 月 23 日下民 9 卷 6 号 1168 頁 <u>通知・承諾の効力</u> (工事請負代金請求並びに譲受債権請求等参加事件)</p>	<p>押がなされた。 <u>債務者の行動</u> 確定日付を得るために譲受人に通知書を貸し出すことについて了承した。</p> <p><u>概要</u> 譲渡人は、工事代金が確定する前に、第一譲受人に対し、工事代金 432,000 円の将来の債権うち 380,000 円を譲渡し (昭和 32 年 4 月 8 日)、更に第二譲受人に対しても同一の債権 432,000 円を譲渡した (同年同月 11 日)。第二譲受人への譲渡については、同年 5 月 22 日付の書留内容証明郵便により債務者 (市) に通知がなされ、同日又はその翌日に債務者に到達した。他方、債務者は第一譲渡に係る債権譲渡書を示され、その副本を受領するとともに、当該譲渡書の末尾に収入役名義で同日の日付を記入した上で、「右了知する」との文言を記載し押印した (同年同月 8 日)。第二譲受人が債務者に対し、譲受債権の支払を求めて提訴した。</p>	<p>・ 「右了知する」というのは譲渡人の届出により債権譲渡のなされた事実を認識したことを意味するにとどまるから、第一譲受人の主張するように、これをもって債務者から債権譲渡の承諾があったものとはいえないが、私署証書たる債権譲渡書そのものによる譲渡の通知に公署である被告川崎市の収入役が「右了知する」旨と、その日付を記載した以上、右通知は以後民法施行法第 5 条第 5 号所定の確定日付ある証書となったものとして解するのが相当である。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>多重譲渡等の原因 同一債権につき多重譲渡がなされた。 債務者の行動 債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		
<p>3 東京高判昭和 34 年 4 月 17 日高民 12 卷 3 号 103 頁 通知の効力 (工事請負代金請求事件)</p>	<p>概要 譲渡人は債務者(市)に対する債権を第一譲受人に対し譲渡し、譲渡人及び第一譲受人の連署をもって当該債権譲渡の通知書を債務者(市)の収入役に提出した。収入役は私署証書である債権譲渡通知書に「右了知する。昭和 32 年 4 月 8 日、川崎市収入役岡本竜」と記載した(右の了知というには通知到達の意味であると解される旨認定されている)。かかる到達に遅れて譲渡人は第二譲受人に対して同一の債権を譲渡した。債務者はいずれの債権譲渡が優先するか確知できないとして弁済供託した。第二譲受人が債務者に対し、供託金の還付金請求権が自己に帰属することの確認及び供託書の引渡しを求めて提訴した。</p>	<p>市の収入役は少なくとも債権譲渡の通知を受領することについては、右の地位権限に基づき、その受領の権限を有するものと認めるのが相当である。また、そのような権限を有する収入役が通知書に記載した日付は公署の記載した日付とすることができる。確定日付といえる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務者(市)の収入役に対してなした通知が確定日付あるか、また、市の収入役に当該通知の受領権限があるかが争点となった事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>多重譲渡等の原因 同一の債権につき多重譲渡がなされた。 債務者の行動 債務者（市）の収入役が債権譲渡通知を受領し、日付を記載した。また、債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		
<p>4 福岡高判昭和 34 年 7 月 11 高民 12 巻 6 号 277 頁 承諾の効力 （保証金返還請求事件）</p>	<p>概要 譲渡人は債務者（町）に対して建築工事請負契約の保証金として 55 万 5,000 円を交付し（昭和 31 年 11 月 28 日）、その後建築工事を完成させ同額の保証金返還請求権を取得した（昭和 32 年 5 月 23 日）。譲渡人は同年 6 月頃、譲受人に対して上記保証金返還請求権を譲渡し、同年 7 月 15 日、譲渡人の代表取締役の命を受けた取締役と譲受人とが共に債務者（町）の役場を訪れ、町長不在のため助役に面接して上記債権譲渡について承諾を求めた。同助役はこれを承諾した上、収入役に上記債権譲渡承諾の事実を告げてこれを証する書面の作成を指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町長職務代行者である助役により適法に債権譲渡の承諾がなされたことを告げられた収入役が、町の支払金として確定した保証金を債権譲受人である控訴人に支払うことを承諾する旨の証書であるから、それは町の支出の執行に関する証書であることは明らかであり、従って収入役は自ら町の代表機関として右証書作成の権限を有するものといわなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>債務者（町）の収入役が作成した債権譲渡承諾書が、第三者對抗要件となる公署作成の証書にあたるか、即ち、収入役は町を代表して証書を作成する権限を有するかが争われた事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>したので、同収入役は「本件保証金 55 万 5,000 円を支払期到来の上は譲受人に支払することを承諾する」旨記載し、かつ「昭和 32 年 7 月 15 日」の日付を記載した同収入役名義の承諾書を作成して譲受人に交付した。譲渡人の債権者は、上記保証金返還請求権の一部につき仮差押命令を得て（同年 8 月 27 日）、同命令が債務者（町）に送達され（同年同月 28 日）、更に差押・転付命令を得て（同年 12 月 16 日）、同命令が債務者及び譲渡人に送達された（同年同月 18 日、同年同月 19 日）。譲受人が債務者に対し、上記保証金返還請求権のうち上記差押にかかる部分の支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 債務者（町）の収入役が債権譲渡承諾書を作成した。</p>		
5	<p>千葉地判昭和 35 年 1 月 30 日下民</p> <p><b>概要</b> 債権者は、債務者（市）に対する請負代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 149 条第 4 号、第 168 条、第 169 条、第 170 条、第 232 条第 2 項等</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>11 卷 1 号 194 頁  <u>通知の効力</u>  (工事代金等請求事件)</p>	<p>金債権 (以下「本件債権」という。) を、それぞれ担保として第一譲受人及び第二譲受人に譲渡 (第一譲渡: 昭和 32 年 11 月 3 日付、第二譲渡: 昭和 33 年 2 月 12 日付)。第一譲渡及び第二譲渡のいずれについても、債務者の収入役が、債権譲渡契約書に、同人名義で債権譲渡を承認する旨及び日付を記載した上で押印 (第一譲渡: 昭和 32 年 11 月 13 日付、第二譲渡: 昭和 33 年 2 月 13 日付)。第一譲受人が債務者に対して本件債権の支払を求めて提訴し、第二譲受人がこれに訴訟参加した。  <u>多重譲渡等の原因</u>  同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <u>債務者の行動</u>  債権者の資金不足で請負工事の続行が不能となったため、債権者との間で請負契約を合意解約し、債権者に対して出来高分の代金を支払うことを約した。</p>	<p>の規定に照らすと、その収入支出の執行については市の収入役は市長に対して独立の権限を有するものであることを認め得るから、新たな債務を負担する行為でない限り、市の代表権をも有するものと解するのを相当とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異議を留めない承諾は債務者の譲渡人に対抗しうる事由をもって譲受人に対抗しえないこととなる効果をもつから、結果的には新たな債務負担行為と同様の効果をもつ場合があり、収入役はこの権限は有しない。</li> <li>しかし、別段異議を留めた跡が認められなくとも、結局異議を留めた承諾がなされたものとして効力を認めるのが相当である。</li> <li>公署である市の収入役がその日付を記載した以上、その記載は民法施行法第 5 条第 5 号にいう公署の記載した日付とすることができるから、これをもって確定日付といえる。</li> </ul>	
6	<u>概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡の対抗要件たる通知なし、承</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>年11月16日高民17巻7号496頁  <u>承諾の効力</u>            (譲受金請求事件)</p>	<p>譲渡人は第一譲受人に対し債務者に対する構内運搬車の代金債権を譲渡し、当該譲渡につき債務者に対する確定日付ある書面による通知が到達した(昭和37年7月7日)。他方、譲渡人は、第二譲受人に対する債務を担保するため、同年1月1日以降同年12月31日までの間に発生する債務者に対する債権(納品代金、請負代金その他の債権)を譲渡し、債務者において当該譲渡を確定日付ある証書をもって承諾した(同年1月8日)。第一譲受人が債務者に対して上記代金債権の弁済を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>            同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <u>債務者の行動</u>            第二譲渡について承諾した。</p>	<p>諾は少なくとも、これにより特定の債権を譲受人に移転したという事実を通知しない承諾する行為であり、しかも当該債権が二重に譲渡された場合には確定日付ある証書によってなされた右通知、又は承諾によりその優劣が決められるのであるから、右譲渡をもって債権その他の第三者に対抗するには通知、承諾の時点において当該債権は既に発生しているか、発生していないとしても、将来の債権としてその同一性を認識し得る程度に内容が特定し、明確にされていないければならないことは理の当然といふべきである。</p>	
<p>7            横浜地判昭和40年5月29日判夕180号134頁  <u>通知の効力</u>            (保証金支払請求)</p>	<p><u>概要</u>            譲渡人は債務者に対する債権を譲受人に譲渡し、債務者(市)に対し、当該譲渡について通知し(昭和34年8月17日)、同日債務者はこれを受領し、受付</p>	<p>・ 右受付印の押捺は文書受領の地位権限のある債務者の吏員によってなされたものであるから、その日付の記載は民法施行法第5条第5号にいう公署の記載した日といふことができるから、これを確</p>	<p>・ 債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
求事件)	<p>印を押印した。譲渡人の債権者が上記債権について差押・転付命令を得、同命令は債務者に送達された（同年同月 18 日）。譲受人が債務者（市）に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>債権譲渡通知書に受理印を押印した。</p>	<p>定日付というべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務者は債権譲渡の通知書が被通知人に到達する以前においてその通知書上に確定日付が現存しなければならぬというが、民法施行法第 5 条の規定に徴すれば、そのように解すべきでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押・債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>町長による日付の記載と記名押印のある「承諾願書」なる書面をもって第三者對抗要件即ち確定日付ある通知又は承諾があるといえるかが争われた事案である。</li> </ul>
8 仙台高判昭和 41 年 7 月 13 日高民 19 卷 4 号 316 頁 <b>承諾の効力</b> （取立請求事件）	<p><b>概要</b></p> <p>同一の債権について、①第一差押債権者による仮差押、②訴外第三者（譲受人）への債権譲渡、③第二差押債権者による仮差押、④第二差押債権者による取立命令、⑤第一差押債権者による転付命令がなされた。上記②の債権譲渡の経緯は以下のとおりである。譲渡人は、譲渡人の債権者による譲渡人の債務者（町）に対する請負代金債権の第一仮差押後に、同一の債権を譲受人に譲渡し、譲渡人及び譲受人の連名にて債務者（町）に対し債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承諾願書を町長作成の承諾書と認め得るとすれば、債務者において確定日付ある承諾をしたことになるし、承諾書とは認められないとしても、承諾願書は債権譲渡通知としての効用をも兼ねるものと認めるべきであり、確定日付ある通知をしたことになると解すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押・債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>町長による日付の記載と記名押印のある「承諾願書」なる書面をもって第三者對抗要件即ち確定日付ある通知又は承諾があるといえるかが争われた事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>権譲渡の承諾願書を提出し、承諾を求めた。債務者（町）は当該承諾願書の末尾に「右証明す」「昭和34年11月4日」と明記し、町長の記名押印をし、譲受人にこれを交付した。第一差押権者及び第二差押権者が、債務者に弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権仮差押等がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>債務者（町）の町長が提出された承認願書の末尾に日付を記載した。</p>		
<p>9 最判昭和43年10月24日民集22巻10号2245頁 <b>通知の効力</b> （保証金支払請求事件）</p>	<p><b>概要</b></p> <p>債権者は譲受人に対して、債務者（市）に対する債権（以下「本件債権」という。）を譲渡し（昭和34年5月27日）、更に譲受人は転得者に本件債権を譲渡した（同年6月2日）。債権者及び譲受人からの各譲渡通知は債務者に送達され、これを受領した債務者の文書課係員は、債務者の文書処理規定に基づき、それぞれ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体たる市の文書受領権限のある文書課係員により、同市の文書処理規程に基づいてなされた債権譲渡通知書への受付印の記載は、民法施行法第5条第5号にいう公署の記載した日付に該当し、右通知書は確定日付ある証書となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>・ 原審判決（東京高判昭和42年5月9日民集22巻10号2254頁）は、民法第467条第2項の確定日付が、第三債務者に到達する以前に通知書上に現存する必要はない、即ち、確定日付のない証書によって通知がなされ</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>に受付印（時刻の記載を含む。）を押捺した（いずれも同年 8 月 17 日）。その後、本件債権につき、差押・転付命令が発せられ、同命令が債務者に到達した（同年同月 18 日）。転得者が本件債権の支払を求めて債務者を提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>債権譲渡通知書につき、受付印を押捺した。その後、当該通知には第三者に対する対抗力がないと主張して支払拒絶した。</p>		<p>ても、その後に確定日付が付されれば、その日付以後所定の対抗力を生じると判示した。</p>
<p>10 大阪高判昭和 47 年 1 月 27 日民集 27 卷 3 号 493 頁</p> <p><b>通知の効力</b></p> <p>（債権譲渡無効確認請求事件）</p>	<p><b>概要</b></p> <p>債権者は、譲受人に対し、手形の担保の趣旨で債務者に対する売掛債権を譲渡し、譲受人が割引いた手形が不渡りになった場合に当該譲渡担保を実行するものとして、予め債権譲渡通知書を譲受人に交付した。その後、手形が不渡りとなつたため、譲受人は、上記通知書（確定</p>	<p>・ 譲渡担保契約の被担保債権の一部減少があつたとしても、そのような変動を当事者が予期していたなどの判示事情のもとでは、譲渡人が譲受人に交付した譲渡人名義の通知書を用いた通知は有効である。</p>	<p>・ 上告審（最判昭和 48 年 4 月 6 日民集 27 卷 3 号 493 頁）では、債権譲渡通知についての否認権行使の起算日が争点となつた。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
11 東京高判昭和 51 年 3 月 31 日東京 高等裁判所判決 時報民事 27 卷 3 号 79 頁 <u>通知の効力</u> (譲受債権請求 事件)	<p>日付ある書面)により債権者に対して譲渡通知をなした(昭和 40 年 9 月 21 日)。その後、債権者は破産宣告の決定を受けた(同年 10 月 8 日)。破産管財人が、譲受人に対し上記売掛債権が破産財団に帰属することの確認を求めて提訴した。</p> <p><u>多重譲渡等の原因</u> 債権譲渡後、譲渡人が破産した。</p> <p><u>債権者の行動</u> 特に積極的行為なし。</p>		
	<p><u>概要</u> 第一譲受人は、債権者が債務者に対する債権(以下「本件債権」という。)を第一譲受人に譲渡し(昭和 46 年 8 月 3 日)、委任状と題する書面が債務者に交付された(同年同月 5 日、第一譲受人が確定日付と主張する同書面における受理印の日付は同年 7 月 21 日)。その後、債権者は第二譲受人に本件債権を譲渡し、当該譲渡につき債務者に対して確定日付ある書面により通知がなされた(同年 8 月 21 日)。第一譲受人が、債務者に対し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡より以前の日付でされた確定日付は、債権譲渡の第三者に対する対抗要件として確定日付ある証書を要求する法の趣旨に反するものというべきで、対抗要件としての効力を生じない。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
12	<p>本件債権の支払を求めて提訴した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <b>債務者の行動</b>            債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		
<p>最判昭和 58 年 6 月 30 日民集 37 巻 5 号 835 頁  <b>承諾の効力</b>            (供託金還付同意請求事件)</p>	<p><b>概要</b>            店舗の賃借人が、敷金返還請求権につき、質権設定を承諾する旨の確定日付ある書面を賃貸人から取得した上、質権者のために質権を設定したが、更にその後、この敷金返還請求権を譲受人に譲渡し、その旨を確定日付ある証書により賃貸人に通知した。賃貸人による上記承諾書面には、担保権者が誰であるか記載されていなかったため、賃貸人は、債権者を確知できないことを理由に、敷金を弁済供託した。そこで、譲受人が、供託金の還付請求につき、質権者の同意を求めて提訴した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき質権譲渡と質権設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第 364 条第 1 項、第 467 条の對抗要件制度は、第三債務者が質権設定の事実を認識し、かつ、これが右第三債務者によって第三者に表示され得ることを根幹として成立しているものであり、第三債務者が当該質権の目的債権を取引の対象としようとする第三者から右債権の帰属関係等の事情を問われたときには、質権設定の有無及び質権者が誰であるかを告知、公示することができ、また、そうすることを前提とし、これにより第三者に適宜な措置を講じさせ、その者が不当に不利益を被るのを防止しようとするものであるから、第三者に対する関係での対抗要件となり得る第三債務者に対する通知又はその承諾は、具体的に</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>がなされた。  <b>債務者の行動</b>  先行する質権設定について上記の承諾書面を交付した。また、債権者を確知できないことを理由に、敷金を弁済供託した。</p>	<p>特定された者に対する質権設定についての通知又は承諾であることを要するものと解すべきである（結論として、貸與人のした承諾は対抗要件とならない。）。</p>	
<p>13  東京地判平成10年2月5日判タ985号214頁  <b>通知の効力</b>  （供託金還付請求権確認請求事件）</p>	<p><b>概要</b>  譲渡人が譲受人に対し、債務者に対する売掛代金債権を譲渡し、当該譲渡につき債務者に対する通知が到達した（平成9年4月17日）。しかし、当該通知における対象債権の記載は、「売掛代金の総額」と記載されているのみだった。その後、譲渡人に対する滞納処分により、差押債権者は、債権者がかかる滞納処分の当時有していた債務者に対する売掛債権（以下「本件債権」という。）につき差押さえ、差押通知が債務者に到達した（同年同月21日）。債務者は本件債権について債権者不確知を理由として本件債権を弁済供託した（同年6月9日）。譲受人が差押債権者に対し同供託金還付請求</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡契約が有効であるためには、譲渡の対象となる債権の範囲が譲渡人と譲受人間で確定していなければならぬ。本件では、譲渡対象となる売掛金債権で将来発生するものについては、その範囲が確定しているとはいえないため、将来債権の譲渡の部分については無効である。</li> <li>第三債務者の二重払いの危険を防ぐため、確定日付ある証書においては譲渡された債権の同一性を認識し得る程度に内容を特定し、明確にされていなければならない。</li> <li>「売掛代金の総額」と記載されているのみでは、上記特定がなされているとは到底言えず、対抗要件としての効力を欠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
14 東京地判平成 16 年 7 月 15 日金法 1730 号 74 頁 <u>通知の効力</u> (請負代金 (譲受 債権) 請求事件)	<p>権が自己に属することの確認を求めて、 提訴した。 <u>多重譲渡等の原因</u> 同一の債権につき債権譲渡及び債権差 押がなされた。 <u>債務者の行動</u> 債権者を確知できないことを理由に弁 済供託した。</p> <p><u>概要</u> 譲渡人は債務者に対する請負代金債権 を第一譲受人に譲渡し、当該債権譲渡に ついて内容証明郵便によって債務者に 対し通知し、かかる通知は平成 14 年 10 月 7 日、債務者に到達した。当該債権譲 渡通知においては、譲渡債権は「種類 工事売掛金債権、金額 金四百貳拾万円 也」とだけ記載されていた。他方、譲渡 人は第二譲受人に対し同一の請負代金 債権を譲渡し、債務者に通知した。更に、 社会保険事務所は同一の請負代金債権 を差押さえ、債務者は、第二譲受人及び 差押債権者に対して弁済をした。債務者</p>	<p>く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債務者としては、先行する債権譲渡通知 によって、譲渡債権が当該債権を指すも のであることを認識したものと認めら れる。</li> <li>しかし、債権譲渡の通知は他の債権譲受 者及び差押債権者との間での優劣をも 決するものであるから、同通知における 譲渡債権の特定は単に債務者が譲渡債 権を認識し得ればよいというものでは なく、その記載自体から譲渡債権の内容 及び範囲が特定されるものでなければ ならないと解すべきであり、そのような 譲渡債権の特定を欠く通知は無効であ るといえるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合 した事案でもある。</li> <li>債務者を「インフオメーション センター」とする考え方を前提 とすれば、債務者にとって譲渡 債権を特定することができ 記載になつていれば、当該債権 譲渡通知を有効としてよ も考えられる(特に、本件では、 債務者の譲渡人に対する未払 債務が本件の譲渡対象債権に 係る債務以外に存しなかつた のであるから債務者は譲渡対 象債権を認識したものと認定</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>15 島原簡判平成 19 年 1 月 31 日判タ 1242 号 219 頁 <b>通知の効力</b> (供託金還付請求権取立権確認本訴請求事件)</p>	<p>は、その理由として、先行する上記債権譲渡通知においては譲渡債権が特定されていないと判断した旨主張した。第一譲受人が債務者に対し、上記請負代金の支払を求めて提訴した。 <b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 先行する債権譲渡通知において譲渡債権が特定されていない旨主張し、第二譲受人及び差押債権者に対して弁済した。</p>		<p>されている) が、左記判示は、より客観的な特定性を要求している。</p>
<p>15 島原簡判平成 19 年 1 月 31 日判タ 1242 号 219 頁 <b>通知の効力</b> (供託金還付請求権取立権確認本訴請求事件)</p>	<p><b>概要</b> 譲渡人(株式会社)が債務者との間の請負契約に基づく請負代金債権を譲受人に対して譲渡することについて、確定日付ある書面(内容証明郵便)により通知を行い債務者に送達されたが(平成 17 年 2 月 23 日)、当該債権譲渡通知に会社の代表者印ではなく代表者個人の姓を記載した印が押捺されていたことから、債務者は、再度代表者印を押捺した債権</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡通知が有効であるというためには、債務者に対する関係では、債務者保護の観点から、当該債権譲渡通知が真正なものであると信じたことについて債務者に過失がないと評価される程度の外観を具備していることが必要である。</li> <li>第三者との関係では、債権譲渡通知において、譲渡債権の特定その他、債権者本人からの通知であることについて疑義が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>左記判示によれば、債権譲渡通知書が真に作成権限のある譲渡人によって作成送付されたものであっても、外観上そのことが不明確であるために対抗要件として無効となる場合があり得ることになるが、その有効性の判断基準は微妙である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>譲渡通知書を提出するよう文書で求めた。しかし、譲渡人はこれに応じなかった。その後、国が当該債権を差押さえ、差押通知書が債務者に到達したため（同年3月29日）、先行する債権譲渡通知の有効性が問題となった。なお、上記差押後、譲渡人は譲受人への債権譲渡通知書を改めて作成し、会社の代表印を押印して債務者に交付した。債務者は上記請負契約には譲渡禁止特約が付されており、かかる譲渡禁止特約についての譲受人の善意・悪意が不明であり、真の債権者を確知できないとして、被供託者を譲渡人又は譲受人として弁済供託した。差押債権者は譲渡人が有する供託金還付金請求権を差押さえ、供託金還付金請求権の取立権に基づくものとして譲受人に対し供託金払渡請求のための承諾を求めたが、拒絶されたため自らが供託金還付金請求権の取立権を有することの確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p>	<p>生じない記載がなされていることが必要である。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>同一の債権につき債権譲渡と債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>債権譲渡通知書が真正なものか疑義があったため、譲渡人に対して債権譲渡通知書の再提出を求めた。また、債務者は上記請負契約に付された譲渡禁止特約についての譲受人の善意・悪意が不明であり、債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		

4. その他の事案（多重譲渡、債権譲渡と債権質権が競合する事案、その他）

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>1 大判明治 36 年 3 月 30 日民録 9 輯 361 頁  <b>債権譲渡と債権質権との競合</b>            （供託証書引渡請求の件）</p>	<p><b>概要</b>            譲渡人が債務者に対する供託金返還請求権を譲受人に譲渡し、債務者に対し明治 33 年 6 月 15 日付の確定日付ある書面による通知を行い債務者に到達した（同年同月 18 日）。その後、譲渡人が同一の債権に質権を設定し、質権者が供託証書を占有したため、譲受人が質権者に対し、供託証書の引渡しを求めて提訴した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき債権譲渡と質権設定がなされた。  <b>債務者の行動</b>            特に積極的行為なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第 467 条第 2 項は確定日付ある証書をもって債務者に通知しなければならぬという趣旨ではなく、債務者において通知を受けた日を確定日付ある証書をもって証明しなければ第三者に対抗できないという趣旨に解釈すべきである。</li> <li>債務者において通知を受けた事実を確定日付ある証書をもって証明するには種々なる方法があるが、例えば執達吏が職務の執行につき作成する公正証書をもって証明するが如きは、譲渡人及び譲受人のため後日安全に立証しうべきものである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決によれば債権譲渡通知は執行吏送達等でなければ安全にはできないこととなるが、大判大正 3 年 12 月 22 日民録 20 輯 1146 頁により判例変更されている。</li> </ul>
<p>2 大判大正 8 年 3 月 28 日民録 25 輯 441 頁  <b>多重譲渡</b></p>	<p><b>概要</b>            債権者が債務者に対して有する債権を第一譲受人に譲渡した後、第二譲受人に対して同一の債権を二重に譲渡した。債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二譲受人は確定日付ある証書をもって債権譲渡の事実を債務者に通知していることから、民法第 467 条第 2 項の規定により、爾後その債権をもって第一譲</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>(貸金請求の件)</p>	<p>債務者が第一譲渡について確定日付なき書面による承諾を行った後、譲渡人が第二譲渡につき債務者に確定日付ある書面による通知を行った。第二譲渡人が債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>第一譲渡につき（確定日付なき）書面により承諾した。その後、第二譲渡人から確定日付ある書面による譲渡通知を受領するも、第一譲渡人が債権者であると主張し、第二譲渡人への弁済を拒絶した。</p>	<p>受人に対抗することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その結果として第一譲受人はその債権を債務者に対抗することができず、一旦取得した債権も取得しなかつたこととなり、第二譲受人が唯一の債権者となる。</li> <li>民法第 467 条第 2 項の立法趣旨は、債権譲渡において債務者その他の利害関係人が共謀してその通知又は承諾をなした日時を遡らしめることにより、第三者の権利を害することを予防するために確定日付ある証書による通知又は承諾をもって権利優劣の標準となしたものである。</li> <li>上述の場合に第二譲受人を唯一真正の債権者とする場合は、立法の精神に合致する。</li> <li>もし法文の字句に拘泥して第一譲受人が（債務者の承諾により）絶対的に債務者に対抗できるものとし、民法第 467 条第 2 項をもって債権の譲受人と債務者以外の第三者の関係を規定したものと</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
		<p>すれば、第一譲受人は債務者に対する関係においては債権者となるが、第三者に対する関係においては債権者ではないこととなり、権利の本質に反する奇観を呈するのみならず、債務者の資力を信頼して債権を譲り受けた第二譲受人は法律に定められた厳格の手續を履践したにも拘わらず、第一譲受人が弁済を受けこれを費消して無資力となった場合においては救済を受ける方法がなくなってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従って、第二の債権譲渡についての確定日付ある通知がなされる以前に債務者が第一譲受人に対してなした弁済は有効であることは勿論だが、なおその債権が残存する場合には、債務者は第二譲受人に対してこれを弁済すべきである。</li> </ul>	
3	<p>大判大正8年8月25日民録25輯1513頁</p> <p><b>概要</b> 債権者が自らの債権者に対する債務を担保するため、債務者に対して有する債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権者がその債権を目的として質権を設定した後、更に同債権を他人に譲渡した場合において、質権設定の通知又</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決は、質権者、譲受人いずれも確定日付を具備していないにも拘わらず、債務者の承諾</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>債権譲渡と債権 質権との競合 (無尽金払渡請 求の件)</p>	<p>債権に質権を設定した(大正元年10月30日)。かかる質権設定につき、債務者が確定日付なき書面による承諾を行った。その後、譲渡人が同一の債権を譲受人に譲渡したが(大正2年7月25日)、当該譲渡について確定日付ある書面による通知又は承諾はなされていない。質権者が債務者に対し、弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき債権譲渡と質権設定がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 質権設定について承諾した。</p>	<p>は承諾が確定日付ある証書をもってなされず債権譲渡の通知又は承諾のみ確定日付ある証書をもってなされたときは、質権者はその質権をもって債権譲受人に対抗することができない反面、譲受人は債権譲渡をもって質権者に対抗することはできない結果、第三債務者は譲受人の権利を尊重し質権の行使を拒むことができないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡の通知又は承諾も確定日付ある証書をもってなされなかったときは、譲受人もその譲渡をもって質権者に対抗することができず、従って第三債務者は前に通知あり又は承諾をなした質権の設定を尊重しこの行使を拒むことができな</li> </ul>	<p>を先に取得した質権者を勝訴させているところ、大判大正8年3月28日民録25輯441頁の判示(民法第467条第2項は確定日付ある証書による通知又は承諾をもって権利優劣の標準とするもの)からすれば、より早く確定日付ある通知・承諾を備えた方を勝たせるべきと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質権設定に係る債務者による承諾について確定日付を得ていない質権者を勝たせた理由は疑問である。</li> </ul>
<p>4 大判昭和7年12月6日民集11巻2414頁 <b>多重譲渡</b> (貸金請求事件)</p>	<p><b>概要</b> 譲渡人が、債務者に対する債権を第一譲受人に譲渡し(昭和2年12月23日)、かかる譲渡につき債務者に対する通知又は債務者による承諾はなされず、その後、譲渡人は第二譲受人に対し同一の債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権者が債権を第三者に譲渡し、その譲渡の通知が確定日付ある証書によらない場合において、更に同一債権を他の第三者に譲渡し、その譲渡の通知が確定日付ある証書による場合であっても、第一譲渡後、第二譲渡前に第一譲受人が債務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二譲受人による譲渡前に債権が消滅した事案である。</li> <li>債権譲渡の対抗問題は生じないため、対抗要件制度の設計の問題とは直接関係しない。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>権を二重に譲渡したが（昭和3年6月27日）、当該譲渡について確定日付ある書面によらず債務者に対する通知がなされた。第一譲渡後、第二譲渡がなされる前に、第一譲受人が債務者に対して公正証書により債務免除の意思表示がなされた（同年5月25日）。第二譲受人が債務者に対し弁済を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>第一譲渡人から債務の免除を受け、第二譲受人に対する弁済を拒絶した。</p>	<p>の免除をなしたときは、第二譲受人は債権の取得をもって債務者に対抗することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第一の債権譲渡の後、その債権が弁済その他の事由により消滅したにも拘わらず、更に当該債権につき第二の譲渡が行われた場合については、第一譲受人が債権譲渡の対抗要件を具備していないとしても、第二の譲受人が既に消滅した債権を譲り受けたことに他ならないため、その譲渡行為は無効であって当該債権を取得しない。この場合においては何ら債権譲渡の対抗問題を生じる余地はなく、第二の譲渡行為について確定日付ある証書をもってその通知をなしたとしても当該債権の取得をもって第一譲受人に対抗できるような問題は生じない。</li> </ul>	
5 大判昭和8年11月30日民集12巻2781頁 <b>譲渡人の破産</b> （保管金請求事	<p><b>概要</b></p> <p>債権者が債務者に対する債権を譲受人に譲渡した（昭和3年8月18日）。当該譲渡につき第三者対抗要件を備えないでいたところ、その後譲渡人につき破産</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 債権の譲渡が対抗要件を具備していない場合において、譲渡人の破産管財人がその債務者より弁済を受領し、これを破産財団に組み入れても、譲受人は不当利得返還の請求権を有しない。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
件)  6 広島高松江支判 昭和 31 年 3 月 30 日高民 9 卷 5 号 297 頁 債権譲渡と債権 質権との競合 (債権存在確認 請求事件)	手続が開始し(昭和 4 年 7 月 1 日)、譲 渡人の破産管財人が同一の債権につき 債務者より弁済を受領した。譲受人が破 産管財人に対し、不当利得返還を求めて 提訴した。 多重譲渡等の原因 債権譲渡後、譲渡人が破産した。 債務者の行動 破産管財人に弁済した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>右質権設定に関する被控訴人(債務者) の抗弁は、これを首肯せしめるに足りる 証拠がない。</li> <li>質権者に対する指名債権の上に質権を 設定した場合、民法第 364 条を適用する 余地がないことは当然であるが、質権設 定契約書を作成したときは、これに確定 日付を付しない限り、その質権をもって 第三者に対抗することができないものと 解するのが相当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に債権質権設定の事実 認定されていない。</li> <li>なお、債務者は定期預金債権に 譲渡禁止特約が付されている 旨も主張したが、当該定期預金 債権は「一般の定期預金とは全 く種類を異にする特殊のもの として取扱われていたもので ある」として譲渡禁止特約の存 在は認定されなかった。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考	
7	<p>金沢地判昭和 32 年 4 月 3 日下民 8 卷 4 号 683 頁</p> <p><b>債権質権と差押</b> <b>との競合</b> (転付金請求事 件)</p>	<p>い。 <b>債務者の行動</b> 譲受人への弁済を拒絶した。</p> <p><b>概要</b> 譲受人は債務者が第三債務者(銀行)に 対して有する普通預金債権の一部につ いて、差押・転付命令を取得し、同命令 は第三債務者に送達された(昭和 31 年 6 月 9 日)。しかし、昭和 30 年 7 月 1 日、 第三債務者は債務者に対する手形取引 約定に基づく貸付債権を担保するため、 上記普通預金債権に根質権を設定し、質 権設定契約証書に確定日付が付された (昭和 31 年 3 月 20 日付)。譲受人(差 押債権者)が第三債務者に対して弁済を 求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき差押・転付命令と根質 権の設定がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 譲受人への弁済を拒絶した。</p>	<p>自己の債務に対して質権を設定する場 合には、第三債務者と質権者とはいづれ も銀行であるから、特に民法第 364 条所 定の第三債務者に対する通知又は承諾 を必要とする問題を生じないことは明 らかである。ただ、第三債務者たる銀行 以外の第三者に対して対抗問題を生ず る。</p> <p>しかしして質権設定契約の当事者がその 設定契約証書を作成した場合にはその 証書に確定日付を付して対抗要件とす ることは民法第 364 条、第 467 条第 2 項 の規定するところであるが、本件におい ては質権設定契約証書に確定日付が存 すること明らかであるからこれをもつ て質権者たる銀行は差押債権者に対抗 し得る。</p>	
8	<p>福岡高宮崎支判</p> <p><b>概要</b></p>	<p>民法第 372 条、第 304 条第 1 項によれば、</p>	<p>第 1 審(鹿児島地判昭和 32 年</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>昭和 32 年 8 月 30 日 (下民 8 卷 8 号 1619 頁)</p> <p><b>債権質権と抵当権に基づく物上代位による差押との競合</b></p> <p>(転付命令無効確認等請求事件)</p>	<p>抵当権者は、債権者 (抵当権設定者) よりその所有する建物その他の不動産につき根抵当権の設定を受け (昭和 30 年 9 月 9 日)、その旨登記した (同年 9 月 20 日)。他方、質権者は、債権者 (質権設定者) の上記不動産に係る火災保険契約に基づき保険金請求権の上に質権を設定し (同年 11 月 27 日)、債権者 (保険会社) の承諾を得て保険証券の交付を受け、それを確定日付ある証書とした (同年 12 月 13 日)。その後、上記不動産の一部が火災により全焼し、あるいは損害を生じ、債権者は前記保険契約に基づいて保険金請求権を取得した (昭和 31 年 5 月 17 日)。そこで抵当権者は、抵当権に基づく物上代位権の行使として、当該保険金請求権につき債権差押・転付命令を取得した (同年 6 月 27 日)。これに対し、質権者が、抵当権者に対しそれらの無効確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の保険金請求権につき質権設定及</p>	<p>抵当権は、債権者が抵当不動産の売却滅失等により他人より金銭その他の物を受くべき債権に対してもこれを行うことができない旨規定し、他に何等の制限規定もないから、保険金に対しては物上代位の法則の適用がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法第 304 条第 1 項但書の「払渡又は引渡」は、債権の譲渡又は質入のように債権をそのまま処分する行為をも包含するものと解すべきであるから、保険金請求権に対する質権と物上代位権による差押をした抵当権がある場合、その優先順位は、質権設定の第三者に対する対抗要件を具備した時と、抵当権の場合はその登記時ではなく、物上代位権に基づく差押の時との前後により決すべきである。 </li></ul>	<p>1 月 25 日下民 8 卷 1 号 114 頁) は、「(民法 304 条第 1 項但書で) 差押が要件とされているのは、物上代位権の行使の対象となる金銭その他の物が債権者の他の財産と混同し権利関係が混乱するのを防ぐために他にないのであって、その公示方法としては、抵当権の登記で充分である。したがって、(抵当権と質権の) 優先順位としては、抵当権の登記の時と質権の第三者に対する対抗要件を備えた時との前後によって定めらるべきもの」とした。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
9	<p>大阪地判昭和 35 年 7 月 13 日民集 19 卷 2 号 359 頁</p> <p><b>譲渡人の破産</b> (否認権行使等請求事件)</p>	<p>ひ抵当権者による物上代位に基づく債権差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	
	<p><b>概要</b> 譲渡人は、譲受人に対し、譲受人に対する借入債務の担保として、債務者に対して有する債権(以下「本件債権」という。)を譲渡し(昭和 33 年 8 月 5 日)、譲渡人による確定日付ある証書による譲渡通知が債務者に到達した(同年 12 月 5 日)。ところで、譲渡人は同年 11 月 26 日にはその債務の支払を停止しており、また上記通知の当時、譲受人はそのことを知っていた。その後、譲受人による債務者に対する取立訴訟において、裁判上の和解が成立し(昭和 34 年 4 月 7 日)、その翌日、譲渡人に破産宣告がなされた(同年 同月 8 日)。破産管財人が譲受人及び債権者を相手として、上記和解調書に基づく債権の不存在確認等を求めて提訴し、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件債権譲渡の通知行為は否認の要件を具備する。</li> <li>• 第三債務者と譲受人の裁判上の和解により、債権譲渡について、第三債務者譲受人に対して確定日付ある証書による承諾を与えたものと解するのが相当である。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
10 京都地判昭和 35 年 8 月 30 日 下民 11 卷 8 号 1816 頁 債権質権と差押 との競合 (差押債権請求 事件)	<p>前記債権譲渡につき否認権を行使した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            債権譲渡後、譲渡人が破産した。  <b>債務者の行動</b>            譲受人による取立訴訟において、本件債            権のうち一部につき支払義務を認め、裁            判上の和解を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法第 364 条の趣旨は、指名債権の譲渡 若しくは質権の設定について通謀によ りその日付をさかのぼらせて第三者に 不測の損害を与えることを防止するた め特に公示の方法を定めたものと解さ れる。従って、本件のように質権者と第 三債務者が同一である場合には、公示 の方法としては、第三債務者を基準とす る確定日付ある通知又は承諾は要しな いが、そのかわり質権設定者との間の質 権設定契約証書に確定日付のあること を要し、それがないかぎり、その質権を もって第三者に対抗することができな いものと解するのが相当である。</li> </ul>	
	<p><b>概要</b>            質権者（債務者）は、債権者との間で、            質権者を債務者とすする預金債権の上に            質権を設定（昭和 28 年 11 月 14 日、質            権設定契約証書に確定日付はなし）し            た。その後、差押債権者は、上記預金債            権を差押さえ、その支払を催告し、この            通知及び催告が債務者たる質権者に到            達した（昭和 29 年 3 月 26 日）。差押債            権者が債務者に上記預金債権の支払を            求めて提訴した。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権につき質権設定と債権差押            がなされた。  <b>債務者の行動</b></p>		

裁判例	事案の概要	判旨	備考
11	<p>東京地判昭和 37 年 9 月 8 日金法 320 号 8 頁</p> <p><b>債権質権と仮差押えとの競合</b>          (取立命令に基づく取立の訴事件)</p>	<p>質権設定契約書に確定日付は付さなかった。質権実行により優先弁済を受けたとして、差押債権者への支払を拒絶した。</p>	
	<p><b>概要</b>          質権設定者は、質権者に対し、手形取引契約に基づく一切の債務等並びに質権者に対し現在及び将来において負担するすべての債務を担保するために、質権設定者の定期預金債権に質権を設定した(定期預金債権(1)について昭和 33 年 11 月 26 日に設定し、担保差入書に同年 同月 29 日に確定日付を取得した。定期預金債権(2)について昭和 34 年 6 月 25 日に設定し、担保差入書に同年同月 30 日に確定日付を取得した)。質権設定者が質権者に対する債務の履行を怠ったため、質権者は同質権を実行した。なお、同質権実行当時、同質権に係る被担保債権は存在していた。他方、同質権設定後、実行前に上記定期預金債権につき仮差押がなされ、仮差押債権者が質権者に対</p>	<p>・ 債権質権について確定日付ある質権設定通知がある場合には、第三者が、その被担保債権の発生前に担保債権に対する仮差押をしても質権実行の際に被担保債権が発生していれば、質権者は、その仮差押債権者に優先して担保債権から弁済を受けることができる。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考	
12	<p>大阪高判昭和 39 年 2 月 24 日高民 17 卷 1 号 67 頁</p> <p><b>多重譲渡</b> (譲受債権請求 同参加事件)</p>	<p>し、取立命令に基づく取立の訴えを提起した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき質権設定と債権仮差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p>	<p>・ 債権譲渡の對抗要件は、第三債務者に対して債権者の移動を告知して、その効果を承認させる（一方的又は合意により）目的にほかならないから、譲受人が譲渡人と債務者とを共同の相手方とした訴訟において、当該訴訟の裁判により、右の債権移転が発生し確認される場合には、その当事者たる債務者は当然債権者の移動を知るとともに、その効果を受けざるを得ない立場にあるから、改めて債権移転を告知させるための對抗要件の具備は必要ない。否認による債権移転は通常譲渡人の意に反する移転であり、譲渡人による任意の通知は到底期待することが出来ず、これを履行させるために</p>	<p>・ 否認権行使による債権復帰と 對抗要件具備の必要性が争点 となった。</p>
	<p><b>概要</b> 譲渡人が債務者に対する売掛代金債権（以下「本件債権」という。）を第一譲受人に譲渡し、譲渡通知が債務者に到達した（昭和 28 年 2 月 25 日）。本件債権は債権者から第二譲受人にも譲渡された（同年 3 月 5 日）が、当該譲渡についての債務者の承諾には確定日付がなかった。その後、譲渡人は破産宣告を受けた（昭和 30 年 3 月 23 日）。第一譲受人が債務者に対し、本件債権の支払を求めて提訴した。これに譲渡人の破産管財人が訴訟参加し、第一譲渡に対して否認権を行使した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p>	<p>・ 債権譲渡の對抗要件は、第三債務者に対して債権者の移動を告知して、その効果を承認させる（一方的又は合意により）目的にほかならないから、譲受人が譲渡人と債務者とを共同の相手方とした訴訟において、当該訴訟の裁判により、右の債権移転が発生し確認される場合には、その当事者たる債務者は当然債権者の移動を知るとともに、その効果を受けざるを得ない立場にあるから、改めて債権移転を告知させるための對抗要件の具備は必要ない。否認による債権移転は通常譲渡人の意に反する移転であり、譲渡人による任意の通知は到底期待することが出来ず、これを履行させるために</p>	<p>・ 否認権行使による債権復帰と 對抗要件具備の必要性が争点 となった。</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>同一の債権につき多重譲渡がなされた後、譲渡人が破産した。  <u>債務者の行動</u>  特に積極的行為なし。本訴訟においては、参加人たる破産管財人に同調した。</p>	<p>改めて別の訴えの方法によるのは、その目的に比べて過度の負担であって、当該訴訟の当事者たる債務者について、その相手方にこのような過度の要求を課すものである對抗要件欠缺の主張を容認するような利益は想定することができないから、結局否認による債権復帰の効果を債務者に主張するためには、その否認がなされたことを主張するをもって足り、他に債権譲渡の對抗要件を必要としない。</p>	
<p>13  高知地判昭和 43  年 3 月 26 日判時  526 号 78 頁  <u>債権質権と抵当  権に基づく物上  代位による差押  との競合</u>  （取立命令金請求事件）</p>	<p><u>概要</u>  訴外人は、債権者より債権者に対する貸付債権（以下「本件債権」という。）を被担保債権として、債権者所有の船舶につき抵当権の設定を受けた。抵当権者は、訴外人から本件債権とともに抵当権の譲渡を受け、その移転登記を経由した（昭和 38 年 8 月 13 日）。その後、上記船舶が滅失し（同年 10 月 3 日）、債権者は保険金請求権を取得した。上記保険金請求権につき複数の質権が設定され、債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本来、抵当権は、その滅失によって当然に消滅し、その代価等については、抵当権の効力が当然に及ぶことはなく、その物上代位は、抵当権者による差押を要件として、法律上特に認められた効力であると考えられること、そして、一般に抵当権の目的物とその代価等の請求権とは、別個に処分することが可能であつて、これに対する取引の安全を保護する必要があること、などを総合すれば、抵当権者による差押時と質権設定の第三</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>務者（保険会社）はそれぞれにつき、下記の抵当権者による物上代位に基づく差押前に確定日付ある証書をもって承諾した上で弁済した（一部は弁済供託）。その後、抵当権者は物上代位に基づき差押・取立命令を取得し、同命令が債務者に送達され（同年11月29日、同年12月26日）、抵当権者が債務者に対して支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の保険金請求権につき質権設定及び抵当権者による物上代位に基づき差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>各質権設定につき承諾し、質権者に対して弁済したが、残債権につき差押が競合した後は、債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>	<p>者に対する対抗要件を具備した時との前後によって両者の優先順位を決すべきものと解するのが相当である。</p>	
14 福岡地判昭和45年11月9日金判252号17頁 <b>多重譲渡</b>	<p><b>概要</b></p> <p>譲渡人（工事業者）は、債務者に対する工事請負代金債権3,328万円につき、そのうち250万円を第一譲受人に譲渡し、</p>	<p>・ 履行不能により全債権が遡って消滅するものと解すべきであるから、異議を留めた承諾を受けたにすぎない第一譲受人は債権を有しない。</p>	<p>・ 債務者と第一譲受人・第二譲受人との間で具体的にどのようなやり取りがなされたのかわからないが、債務者は、第二譲</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>(工事代金請求事件)</p>	<p>他方で3,328万円全額を第二譲受人に譲渡した。第一譲受人は債務者から異議を留めない承諾を得たが、その確定日付は、第二譲受人が得た承諾より遅れていた。他方、第二譲受人が債権譲渡と同日に得た債務者の承諾は、「1500万円を限度」とし、かつ異議を留めた承諾であった。第一譲受人は、債務者から250万円の支払を受けたが、その後、譲渡人が工事を完成できず履行不能に陥り、第二譲受人が債権の支払を受けられないこととなったので、第二譲受人は、債務者が第一譲受人に対してなした250万円の弁済は第二譲受人に対抗できないことを理由として、債務者に対し重ねての支払を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 第一譲受人へ譲渡された分を除いた額の範囲内で、第二譲受人に対し債権譲渡の承認をした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の点を措くとしても、第一譲受人に対しなされた弁済による工事請負代金債権額の減少によっても、なお、第二譲受人の譲受債権金額以上の請負代金未払金額が存する場合は、第二譲受人の譲受債権が害されたものということにはならず、第一譲受人との対抗上の問題を生じない。</li> </ul>	<p>受人に対して、債権譲渡と同日に、第一譲受人へ譲渡された分を除いた額の範囲内に限定して承諾を行っていることから、債務者がインフオメーションセンターとしての機能を果たしていたとも考えられる。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>15 東京高判昭和 50 年 10 月 28 日 東京高等裁判所 判決時報民事 26 卷 10 号 214 頁</p> <p><b>譲渡人の破産</b> (売却・残余代金請求事件)</p>	<p><b>概要</b> 訴外会社が債務者に対して債権を有していたところ、訴外会社は破産宣告を受けた。訴外会社の破産管財人は、債務者に対し、訴外会社が債務者に対して有する売却金代金債権の支払を請求したところ拒絶されたため提訴した。債務者は、当該売却金債権は破産宣告を受ける前に訴外会社から第三者に対して譲渡された旨の抗弁を提出したが、当該譲渡につき訴外会社から債務者に対する確定日付ある書面による通知及び債務者による確定日付ある承諾はなされていない。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 譲渡人の破産前の債権譲渡の事実を認定されていない。</p> <p><b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本判決は債務者の主張する債権譲渡の事実が証拠により認定できずは措いた上で次のように判示した。</li> <li>一般に、債権者が破産すれば、当時破産者の有した執行しうべき財産は、破産財団となり、破産管財人の管理処分に属し、破産債権者全体のために差押ええられたのと同視すべきであるから、破産管財人は、譲渡債権の差押債権者と同様の立場に立つと考えられる。そうとすれば、破産管財人は、破産者が債権者となっている譲渡債権につき債権譲渡受人と相両立し得ない法的地位を取得した者というべきであるから、正に、右条項にいう「第三者」に該当し、前記債権譲渡における譲受人は民法第 467 条第 2 項所定の対抗要件を具備することなくしては、破産管財人にこれを対抗しえず、従って右譲渡債権の債務者もまた破産管財人に対し債権譲渡の事実を主張し得ないと解するのが相当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実際に債権譲渡の事実を認定されていない。</li> <li>破産管財人が民法第 467 条にいう「債務者以外の第三者」に該当するか否かについての判断であり、対抗要件制度の設計の問題とは直接関係しない。</li> </ul>
<p>16 福岡地小倉支判</p>	<p><b>概要</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>抵当権は本来目的物の滅失によって消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物上代位権の効力が火災保険</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>昭和 55 年 9 月 11 日下民 31 卷 9～12 号 890 頁</p> <p><u>債権質権と抵当権に基づく物上代位による差押との競合</u></p> <p>(配当異議事件)</p>	<p>抵当権者は、建物の上に抵当権を設定し、その登記を経由した(昭和 51 年 3 月 19 日)。また、根抵当権者も、同建物の上に根抵当権を設定し、その登記を経由した(昭和 52 年 10 月 6 日)。その後、同建物が火災により消失し、債権者が債権者(保険会社)との間の火災保険契約に基づき、保険金請求権(以下「本件請求権」という。)を取得した(昭和 53 年 4 月 7 日)。根抵当権者は、前記根抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件請求権につき仮差押命令(同年同月 13 日)、後に差押・転付命令(同年 9 月 28 日)を得た。質権者は、本件請求権の上に根質権を取得し、債権者から確定日付ある証書により承認を得た(同年 4 月 14 日)。抵当権者は、前記抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件請求権につき差押命令(同年 4 月 15 日)を得た。債権者は、上記各差押が競合したため保険金を供託した。当該供託金につき配当表が作成されたが、最終順位者と</p>	<p>滅すべきははずのものであって、例えその消滅によって価値代替物が生じたとしても当然には抵当権の効力が及ぶものではないのであり、物上代位権は法が特に抵当権者を保護するために設けたものと解するのが相当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民法第 304 条(ママ)にいう「払渡又は引渡」とは債権の譲渡、質権の設定等の処分行為をも包含するから、抵当権者は、その優先権を保全するためには、代位物につきこれらの処分行為がなされるより先に差押をなすことが必要である。(なお、物上代位による差押は抵当権の優先的効力の保全を目的とするものであるから、仮差押の手続によってもその目的を達成することができる。)</li> </ul>	<p>金請求権にも及ぶことを肯定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根抵当権者による債権仮差押の処分禁止効は個別相対効であり、抵当権者と債権者との関係には及ばない。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>17 最判昭和 58 年 3 月 22 日裁判集民 138 号 303 頁 <b>譲渡人の破産</b> (売掛代金、同参加請求事件)</p>	<p>して配当が 0 円とされた抵当権者が異議を申立て、根抵当権者及び根質権者がこれを承認しなかつたため、提訴した。 <b>多重譲渡等の原因</b> 同一の保険金請求権につき、質権設定、根抵当権者及び抵当権者による物上代位に基づく差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 質権設定につき承諾した。その後抵当権者と根抵当権者の各差押が競合したため、保険金を義務供託し、かつ裁判所に対して事情届出を行った。</p>		
	<p><b>概要</b> 譲受人は、債権者との間で、債務者らに対する現在及び将来の売買代金債権を目的とする停止条件付債権譲渡契約を締結し（昭和 53 年 3 月 8 日）、その後、当該停止条件が成就し、右債権譲渡の効力が生じた（昭和 55 年 10 月 4 日）。そして、債権者の名で、当該譲渡につき債務者らに譲渡通知書が到達した（同年同月 6 日頃）。その後、債権者は破産宣告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権の譲渡を受けた者は、譲渡人が破産宣告を受けた場合には、破産宣告前に右譲渡について民法第 467 条第 2 項所定の対抗要件を具備しない限り、右債権の譲受をもって破産管財人に対抗しえないものと解すべきである。</li> <li>民法施行法第 5 条第 4 号にいう「確定日付ある証書中に私署証書を引用したるとき」とは、確定日付ある証書それ自体に当該私署証書の存在とその同一性が</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>破産管財人が民法第 467 条にいう「債務者以外の第三者」に該当するか否かについての判断であり、対抗要件制度の設計の問題とは直接関係しない。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>18 福岡高判平成元年12月21日判タ731号176頁  <b>債権質権と動産保存先取特権に基づく物上代位による差押との競合</b>  (配当異議事件)</p>	<p>を受け(同年同月15日)、破産管財人から譲受人に対して、上記債権の回収をしないよう確定日付ある書面により申入れがなされ、この書面において譲受人が債務者らに譲渡通知をした事実が記載されていた。債権者が債務者らを相手に上記代金の支払を求めて提訴し、破産管財人がこれに訴訟参加した。  <b>多重譲渡等の原因</b>  現在及び将来の売掛債権の譲渡後、譲渡人が破産した。  <b>債務者の行動</b>  特に積極的行為なし。</p>	<p>明確に認識しうる程度に、その作成者、作成日、内容等の全部又は一部が記載されていることをいう。本件においては、確定日付が付されたことにならない。</p>	
	<p><b>概要</b>  質権者は、代位弁済により債権者に対して取得した(昭和59年7月20日)求償債権を担保するため、毎年、債権者所有の船舶について債権者が債務者(保険会社)と締結する保険契約に基づき保険金請求権(以下「本件債権」という。)に質権を設定していた。昭和61年度も同様に質権を設定し(同年8月10日)、確</p>	<p>・ 本件は保険金請求権を差押債権としての執行手続であり、その配当手続における質権と動産保存先取特権の優先順位を問題にすべき事案である。民法第304条但書(ママ)は、差押の対象である目的債権の特定性を維持して物上代位権の効力を保全するほか、目的債権を譲り受けるなどした第三者等が不測の損害を被ることを防止しようとする趣旨で</p>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>定日付ある証書により債務者の承諾がなされた（昭和62年1月19日）。ところで、債権者が前記船舶につき事故を起こした（昭和61年11月7日）ため、動産保存先取特権者がその修繕を行い、修繕代金債権を取得した（同年同月30日）。その後動産保存先取特権者は、上記修繕代金債権を被担保債権とする動産保存先取特権に基づく物上代位権の行使により、債権者の債務者に対する本件債権につき差押命令を得た（昭和62年1月27日）。また、質権者も、前記質権に基づく物上代位権の行使により、本件債権につき、差押命令を得た（同年3月9日）。かかる各差押の競合が生じたため、債務者は本件債権につき義務供託を行い、執行裁判所により配当表が作成されたが、同配当表において質権者が優先されたため、動産保存先取特権者が配当異議を申立て、提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の保険金請求権につき、質権者によ</p>	<p>あり、従って目的債権の差押が他の債権者に対する優先効取得の要件であり、他の債権者への對抗要件としての機能も併有するものと解することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 権利質は、債権をそのまま処分する債権譲渡に類似し、同法第304条第1項但書にいう「払渡又は引渡」に該当するものであり、その第三者対抗要件は、確定日付ある通知書又は承諾書の具備である。</li> <li>• 本件では、先取特権の物上代位権行使としての債権差押時期と、質権の確定日付ある承諾証書が具備された時期との先後によって解決すべきであるから、質権者が優先する。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
19 東京高判平成7年 1月26日金判966 号15頁 ゴルフ会員権取 得の第三者対抗 要件 (会員資格証書 返還請求事件)	<p>物上代位に基づく差押及び動産保存先取特権者による物上代位に基づく差押がなされた。  <u>債務者の行動</u>  物上代位に基づく差押が競合したため、保険金を義務供託した。</p> <p><u>概要</u>  譲受人は、債務者から預託金会員組織のゴルフ会員権について譲渡担保権の設定を受け、会員資格証書の交付を受けたが、当該譲渡担保権の設定について、ゴルフクラブに対する通知はなされなかった。その後、債務者が破産し、破産管財人が、譲受人に対し上記会員資格証書の引渡しを求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>  ゴルフ会員権の譲渡後、譲渡人が破産した。  <u>債務者の行動</u>  特に積極的行為なし。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の譲渡について確定日付ある通知・承諾を得ていない債権の譲受人は、譲渡人が破産宣告を受けたときは、その債権の譲渡をもって破産管財人に対して対抗することができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルフ会員権取得の第三者対抗要件が問題となった事案である。</li> </ul>
20 東京地判平成7年 9月28日判時	<p><u>概要</u>  譲受人は、債務者から預託金会員組織の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>預託金制ゴルフ会員権の譲渡の第三者に対する対抗要件は、指名債権譲渡の対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ゴルフ会員権取得の第三者対抗要件が問題となった事案で</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>1568号68頁</p> <p><b>ゴルフ会員権取得の第三者対抗要件</b></p> <p>(否認権行使事件)</p>	<p>ゴルフ会員権について譲渡担保権の設定を受け(平成6年7月24日)、会員資格証書、名義書換承認請求書の交付を受けた。譲受人からゴルフクラブに対する会員権譲渡通知書が内容証明郵便にて発送され、ゴルフクラブに到達した(同年10月27日)。その後、債務者は破産宣告を受けた(同年11月18日)。債務者の破産管財人が上記譲渡担保権の設定を否認し、自らにゴルフ会員権が帰属することの確認等を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>ゴルフ会員権の譲渡後、譲渡人が破産した。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>特に積極的行為なし。</p>	<p>抗要件である確定日付ある証書による通知又は債務者の承諾によると解すべきであるから、破産者から破産宣告前にも右会員権を譲り受けた者が、その譲り受けを破産管財人に主張するには、債権譲渡の対抗要件である確定日付ある通知・承諾が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預託金制ゴルフ会員権の譲渡担保について、破産者から譲渡担保の設定を受けた者が、譲渡担保契約後15日以内に確定日付ある通知・承諾により対抗要件を具備しなかったならば、その譲渡担保の設定を破産管財人に対抗できない。</li> </ul>	<p>ある。</p>
<p>21</p> <p>東京地判平成7年12月1日金判1006号23頁</p> <p><b>ゴルフ会員権取得の第三者対抗</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>譲受人は、譲渡人に対する現在及び将来の債権の担保として、譲渡人の債務者(ゴルフクラブ)のゴルフ会員権5口について、根譲渡担保権の設定を受け、債</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株主会員制ゴルフ会員権について、会員権の譲渡を譲渡当事者以外の第三者に対抗するには、株券の交付のほか、その譲渡に入会払戻請求権等の指名債権の譲渡を伴うことに鑑み、指名債権の譲渡を伴うことにより、債権譲渡と債権差</li> <li>・ ゴルフ会員権の譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>・ ゴルフ会員権取得の第三者対抗要件が問題となった事案である。</li> </ul>	<p>ある。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>要件 (第三者異議事 件)</p>	<p>務者の株券5枚、日付及び譲受人欄が白 地の株式譲渡承認請求書等、会員権譲渡 に必要な一切の書類の交付を受け(平成 6年4月12日)、更に譲渡人から債務者 に対する確定日付ある書面による譲渡 通知が、債務者に到達した(同年同月 14日)。他方、譲渡人の債権者は、上記 ゴルフ会員権につき差押命令を得た(同 年8月5日)。そこで、譲受人は、右差 押命令の執行力の排除を求めて第三者 異議の訴えを提起した。 <b>多重譲渡等の原因</b> 同一のゴルフ会員権について債権譲渡 及び債権差押がなされた。 <b>債務者の行動</b> 特に積極的行為なし。</p>	<p>渡の場合に準じて、確定日付ある証書を もってする通知又は承諾を要し、かつ、 それらをもって足りると解するのが相 当である。</p>	
<p>22 最判平成8年7月 12日民集50巻7 号1918頁 <b>ゴルフ会員権取 得の第三者対抗 要件</b></p>	<p><b>概要</b> 債権者が債務者(ゴルフクラブ)の会員 権(以下「本件会員権」という。)を第 一譲受人に譲渡し、更に本件会員権は第 一譲受人から第二譲受人、第二譲受人か ら第三譲受人へと転々譲渡された(いず</p>	<p>・ 預託金会員制ゴルフクラブの会員権の 譲渡を第三者に対抗するには、指名債権 の譲渡の場合に準じて、民法第467条第 2項所定の方法によることを要し、かつ それをもって足りる。 ・ 名義書換は対抗要件ではなく、第三債務</p>	<p>・ ゴルフ会員権取得の第三者対 抗要件が問題となった事案で ある。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>(ゴルフ会員権地位確認請求本訴、同等請求反訴事件)</p>	<p>れも平成4年3月16日)。第二譲受人は、第三譲受人から委託されて、本件会員権の名義書換手続のために、債権者が署名・押印した名義書換請求書や譲渡通知書を預かり、債務者に名義書換を申請した。債務者は第三譲受人に対し入会の承認を通知するとともに(同年6月16日)、名義書換手数料を請求し、第三譲受人はこれを支払った(同年同月22日)。他方、第二譲受人は本件会員権を譲渡担保権者に対して担保目的で譲渡し(同年5月22日)、当該譲渡に係る確定日付ある書面による通知が債務者に到達した(同年6月26日)。第三譲受人が譲渡担保権者に対して、本件会員権が自己に帰属することの確認を求めて提訴した。譲渡担保権者も同様の請求につき反訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一のゴルフ会員権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p>	<p>者たるゴルフクラブに対して会員権を行使するための権利行使要件にすぎない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>もつとも、従来、会員権の譲渡に際して確定日付ある証書による通知承諾の手続が必ずしも履行されていなかったという実情を勘案すれば、現在までに会員権を譲り受け、既に名義書換えを完了してゴルフクラブにおいて会員として処遇されている者については、その後に当該会員権を二重に譲り受けた者や差押債権者等が、当該会員が右のような対抗要件具備の手続を経ないことを理由としてその権利取得を否定することが、信義則上許されない場合があり得るというべきである。</li> <li>反対意見あり。</li> </ul>	

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>23 東京高判平成8年11月27日金判1045号13頁  <b>譲渡禁止特約付債権の多重譲渡</b>  (供託金還付請求権確認請求事件)</p>	<p>名義書換申請をなした第三譲受人に対して、入会承認通知を送付し、名義書換料を受領した。</p> <p><b>概要</b>  譲渡禁止特約付の指名債権につき、第一譲受人及び第二譲受人がそれぞれ譲り受けた。いずれの譲受人も、譲渡禁止特約につき悪意重過失であったが、債務者は第一譲受人に対する譲渡について確定日付ある書面により承諾した(平成6年6月21日)。他方、第二譲渡に係る内容証明郵便による通知は債務者に平成5年12月30日に到達していた。その後、当該指名債権について、仮差押、差押がなされた(同年8月20日)。債務者は債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。第一譲受人は、第二譲受人・差押・仮差押債権者を相手取り、自らが供託金還付金請求権を有することの確認を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b>  同一の債権について、譲渡、債権仮差押</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡禁止特約のある債権が二重に譲渡された場合に、譲渡が付されていたことにつき悪意重過失であるときには、先に債務者から譲渡につき承諾を得た譲受人が、他の譲受人に対して自己に対する債権譲渡の効力を主張することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡禁止特約のある債権が二重に譲渡された場合にその帰趨が問題となった。</li> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>譲受人が譲渡禁止特約につき悪意重過失の場合でも、債務者の承諾により債権譲渡は譲渡時に遡って有効となり、承諾後の第三者に対して対抗できる(最判昭和52年3月17日民集31巻2号308頁)。</li> <li>債務者の承諾による債権譲渡の遡及効も移転の効力が第三者を害する形で遡って生ずることはない(最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁)。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>及び債権差押がなされた。  <b>債務者の行動</b>            第一譲受人に対して債権譲渡を承諾したが、債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		
<p>24 最判平成 13 年 11 月 27 日民集 55 卷 6 号 1090 頁  <b>債権譲渡の予約時における承諾</b>            (取立債権請求事件)</p>	<p><b>概要</b>            債権譲渡の予約について、債務者により確定日付ある証書による承諾がなされたが(昭和 59 年 7 月 3 日頃)、その後譲受人が予約完結権を行使した際には、確定日付ある通知又は承諾はなされなかった。その後、国が当該債権を差押えた(平成 3 年 10 月 9 日)。そこで、国は債務者に対し当該債権の支払を求めて提訴した。上記債権譲渡について、予約時における承諾をもって第三者対抗要件を備えているといえるかが問題となった。  <b>多重譲渡等の原因</b>            同一の債権について債権譲渡と債権差押がなされた。  <b>債務者の行動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名債権譲渡の予約につき確定日付ある証書により債務者に対する通知又はその承諾がされても、債務者は、これによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> <li>補助参加人である債権譲受人は、上告論旨において、「債務者のインフオメーションセンターとしての役割に照らして、譲渡予約の事実の認識があれば、後の譲受人に対して、支払を拒むことができる」と主張したが、左記のとおり退けられている。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>25 最判平成14年10月10日民集56巻8号1742頁  <u>債権譲渡登記の効力</u>  (供託金還付請求権確認及び譲受債権請求事件)</p>	<p>債権譲渡の予約について確定日付ある証書にて承諾をした。</p> <p><u>概要</u>  債権者は、第一譲渡人に対し、リース債務の担保として、債務者に対する報酬債権（以下「本件報酬債権」という。）を集合譲渡担保に供し、当該第一譲渡につき債権譲渡登記がなされた（平成11年3月4日14時46分。ただし、本件報酬債権の発生年月日の終期が記録されていなかった。）。また、債権者は、第二譲渡人に対して、借入債務の代物弁済として、本件報酬債権の一部を譲渡し、当該第二譲渡につき債権譲渡登記が経由された（同年5月28日13時57分）。その後、債権者が手形不渡りを出したため、両譲受人は債務者らに対して特例法第2条第2項の通知をなした（同年7月26日）。債務者が本件報酬債権につき債権者不確知を理由として供託したため、第一譲受人が、第二譲受人に対して、同供託金の還付請求権が自己に属すること</p>	<p>・ 債権譲渡登記中に始期当日以外の日に発生した債権も譲渡の目的である旨の記録がない限り、当該債権譲渡が数日に渡って発生した債権を目的とするものであっても、記録された日以外の日に発生した債権の譲受けを第三者に対抗することはできない。</p>	<p>・ 特例法に基づく対抗要件の具備として、債権譲渡登記の効力が問題となった事案である。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
26 大阪地判平成16年12月24日金判1209号20頁 債権譲渡契約の解除と差押との競合 (取立債権請求事件)	<p>の確認を求めて提訴した。  <u>多重譲渡等の原因</u>          同一の債権につき多重譲渡がなされた。  <u>債務者の行動</u>          債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p> <p><u>概要</u>          債権者（譲渡担保設定者）は譲受人（譲渡担保権者）との間で診療報酬債権等（以下「本件債権」という。）を担保目的の債権として譲渡担保契約を締結し、債務者らに当該譲渡の通知書が郵送された（平成14年9月10日）。譲受人の債権者（差押債権者）は、本件債権につき、差押命令を取得し、同命令は債務者らに送達された（平成15年4月1日）。その後、債権者と譲受人は、上記譲渡担保契約の被担保債権が債権者により弁済されたことから、同契約を合意解除し、その旨が債務者らに対して確定日付ある書面により通知された（同年同月25日）。差押債権者が前記差押後に取得し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁済による譲渡担保権の消滅後に、譲渡担保権者を差押債務者として譲渡担保目的物である債権を被差押債権とする差押命令を得た上で、第三債務者への送達による取立権を取得した差押債権者は民法第467条第2項の第三者にあたる（最判昭和62年11月12日裁判集民152号177頁参照）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡の合意解除の権利移転の対抗要件を不要とすると、それが当事者間の合意だけで行われる点で通常の債権譲渡と何ら異ならないにもかかわらず、債務者や債権を譲り受けようとする者等において債権の帰属主体を認識することができず、これらの者に不測の損害を及ぼす危険が大きいため、民法第467条</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権譲渡と債権差押とが競合した事案でもある。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>た取立権に基づき、本件債権の支払を求めて債務者らを提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき集合債権譲渡担保の設定及び（その一部の）債権差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>本件債権のうち一部を供託し、一部を債権者に対して弁済した。また、差押債権者に対する支払を拒絶した。</p>	<p>を類推適用し、その効力を対抗するには、同条の第三者対抗要件を具備する必要があると解すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>差押債権者と解除により債権が帰属したものは差押債務者を起点とする二重譲渡と類似の法律関係になるものと考えることができるから、対抗要件具備の先後関係、即ち確定日付ある証書による通知又は承諾と差押命令の第三債務者に対する送達の後により優劣が決められるべきである。</li> </ul>	
<p>27</p> <p>東京高判平成 18 年 6 月 28 日判時 1936 号 82 頁</p> <p><b>譲渡人の破産</b> (売買代金等請求事件)</p>	<p><b>概要</b></p> <p>譲渡人 (A 社) は、譲受人に対し、担保目的で債務者に対する売却代金債権を譲渡し、当該譲渡につき債権譲渡登記が経由された（ただし、目的債権の債権者及び債務者の表示が実際とは異なっていた）。その後、譲渡人は破産宣告を受けた。破産管財人が上記売却債権の弁済を受けた譲受人に対し不当利得返還を求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件各債権譲渡登記は、その債権個別事項として、本件債権譲渡により譲渡された売却代金債権と異なる原債権者及び債務者が記載されていることにより、本件債権譲渡について破産管財人に対する対抗要件の具備の効力を認めることができなない。</li> <li>譲渡に係る債権を特定するために必要な事項としての、譲渡に係る債権の「債務者」及び「債権の発生の際における債権者」は譲渡に係る債権の特定に必要な</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例法に基づき対抗要件の具備として、債権譲渡登記の効力が問題となった事案である。</li> </ul>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
<p>28 最判平成 19 年 2 月 15 日民集 61 卷 1 号 243 頁  <u>国税徴収法第 24 条第 6 項</u>にいう「<u>国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産</u>」該当性  (債権差押処分取消請求事件)</p>	<p>債権譲渡後、譲渡人が破産した。  <u>債務者の行動</u>  譲受人に対して弁済した。</p> <p><u>概要</u>  先行譲渡担保権者は、担保設定者との間で集合債権譲渡担保契約を締結し、担保設定者の第三債務者に対する既発生債権及び将来発生すべき債権を一括して譲り受け(平成 9 年 3 月 31 日)、その債権譲渡につき第三債務者に対する確定日付ある通知により対抗要件を具備していた(同年 6 月 5 日)。その後、差押債権者たる国税局長が、国税徴収法第 24 条の規定に基づき担保設定者の滞納国税を徴収するため、譲渡担保財産を差押さえ(平成 10 年 4 月 3 日付、同年同月 6 日付)、国税徴収法第 24 条第 1 項の</p>	<p>事項であり、登記事項中の概要事項に譲渡人として A 社が記録されているとしても、譲渡に係る債権の「債権の発生の際における債権者」が当然に A 社であることが明白であると認められず、また入力時の過誤により原債権者及び債務者のコードを取り違えたことが明らかであるとも認められない。</p> <p>・ 国税の法定納期限等以前に、将来発生すべき債権を目的として、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない譲渡担保契約が締結され、その債権譲渡につき第三者に対する対抗要件が具備されていた場合には、譲渡担保の目的とされた債権が国税の法定納期限等の到来後に発生したとしても、当該債権は国税徴収法第 24 条第 6 項にいう「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当する。</p>	<p>・ 国税の法定納期限等以前に将来発生すべき債権を目的として譲渡担保契約が締結され第三者に対する対抗要件が具備されていた場合に、「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」(国税徴収法第 24 条第 6 項)ものに当たるかどうかが争われた。</p> <p>・ 債権譲渡担保権の設定と債権差押とが競合した事案でもある。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
29	<p>規定により譲渡担保財産である上記債権から徴収するため、譲渡担保権者に対し、同法同条第2項の告知を行った。債権者は債権者不確知を理由に弁済供託した(同年5月26日)。譲渡担保権者が、上記差押の取消しを求めて提訴した。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b> 同一の債権について債権譲渡及び差押がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b> 債権者を確知できないことを理由に弁済供託した。</p>		
東京地判平成22年7月27日判時2090号34頁 <b>多重譲渡</b> (不当利得返還請求事件)	<p><b>概要</b> 第一譲受人は、貸金業者である譲渡人からその顧客に対する貸付債権の信託譲渡を受け、同譲渡について、特例法第4条第1項に規定される債権譲渡登記を具備した(平成20年11月17日午後1時13分)。その後、同貸付債権の二重譲渡を受けた第二譲受人も債権譲渡登記を具備した(同年12月3日午後1時48分)。同登記が第一譲受人に劣後するに</p>	<p>第一譲受人への貸付債権の信託譲渡に係る契約は有効に成立している。被告は、債権譲渡登記の登記原因や債務者対抗要件が具備されていないこと等を理由としてこれに反する主張をするが、採用できない。</p>	<p>第一譲受人への貸付債権の信託譲渡の有効性が争点となった。</p>

裁判例	事案の概要	判旨	備考
	<p>もかかわらず、債務者は第二譲受人への譲渡について承諾した上で、同貸付債権の弁済を行ったため、同貸付債権が消滅し、これによって第一譲受人が損失を受け、第二譲受人が利得を得たとして、第一譲受人が第二譲受人に対し、不当利得の返還を求めて提訴した。第二譲受人は、第一譲受人への同貸付債権の信託譲渡の実態は譲渡担保であるなどとして同譲渡の効力を争った。</p> <p><b>多重譲渡等の原因</b></p> <p>同一の債権につき多重譲渡がなされた。</p> <p><b>債務者の行動</b></p> <p>第二譲受人への譲渡について承諾した上で、第二譲受人に弁済した。</p>		

以上



## 第4編 諸外国の制度の概要

—— 韓 国 ——

弁護士 高 禎賢

(翻訳：権 敬殷)

## 「動産・債権等の担保に関する法律」の概要及び主要争点

### 1 立法の背景

1) 今日、サービス業やIT業等の多様な分野の産業が発達しており、不動産の保有比率は低いのに対し、その他の価値ある資産を保有する企業は増えている。特に、1997年のIMF通貨危機以降、動産担保や債権担保についての関心が徐々に高まるようになり、それにつれて、不動産以外の財産を容易く担保として提供することで、取引の安全を図ると共に、十分な不動産資産を有していない中小企業や自営業者の資金の調達に便宜を提供することができる制度的な装置を設けるべきとする認識が広まるようになった。

### 2) 動産・債権等の担保に関する法律の制定前

#### (1) 民法上の動産を担保として活用する方法及びその限界

民法332条は質権を規定しているが、動産質権の設定のためには、質権者に担保目的物の占有を移転しなければならない、そのため質権の設定者が占有・利用しなければならない物や随時に販売しなければならない商品には、質権を設定することができなかったことから、企業の資金調達の方法としては限界が存在した。実務の慣行として行われて来た動産譲渡担保の場合は、公示方法として占有改定を利用していたが、占有改定は、公示方法において不完全であるため、公示の効果が乏しく、そのため譲渡担保権者の地位が非常に不安定であるという限界がある。

#### (2) 民法上の債権を担保として活用する方法及びその限界

民法349条は権利質権について規定しているが、対抗要件として、債務者に対し確

定日付のある証書による通知又は債務者の承諾が必要となっているため、大量債権を一度に担保として提供し対抗要件を具備するのに、多くの時間と費用が所要されるほか、債務者が特定されないような将来債権の場合には、対抗要件を具備することが不可能であるということもあって、資金調達的手段としては利用されていない。集合債権の譲渡担保の場合も、譲渡人による通知又は債務者の承諾が必要であることから、活発には利用されていないという限界がある。

### (3) 「資産の流動化に関する法律」及びその限界

韓国は、資産の流動化の一環として、1998年9月、「資産の流動化に関する法律」を制定したものの、同法は非常に制限された範囲内、即ち長期的な住宅資金を安定的に供給<sup>1)</sup>することによって、住宅金融の基盤を拡大するための「住宅抵当債券の流動」を図ることがその主な内容となっており、さらに資産の流動化の主体が厳格に制限されている等(同法2条)の限界がある。

### 3)担保制度の改善のための立法の試み

このような状況の中で、債権譲渡の際に、債権譲渡を登記することによって、対抗要件の利便性及び債権譲渡の透明性を確保し、また資金の流動化を拡大する必要が生じたことから、大法院は2007年10月「動産及び債権の譲渡登記に関する特例法案」を作り(それ以上、立法の段階までには至らなかった。)、さらに2009年1月13日第18代の国会議員10人は、「債権譲渡登記に関する特別法案」を発議した(2012. 5. 29. 任期満了によって廃棄された)。

法務部は、2008年3月5日、動産及び債権の担保に関する特例法制定のための特

---

訳者注<sup>1)</sup> 原本は、「公金」となっているが、「供給」の誤りと思われる。

別分科委員会(以下、「委員会」という。)を構成し、2009年3月18日、委員会による動産・債権等の担保に関する法律案の草案が作られた。又委員会は2009年7月3日、立法予告を経て2009年11月3日政府案として国会に提出し、2010年4月29日に国会の法制司法委員会で法案が修正可決され、2010年5月19日に国会の本会議を通過するようになったことで、2010年6月10日「動産・債権等の担保に関する法律」(法律第10366号)として公布されるようになり、2012年6月11日から施行されるようになった。同法の施行令は、2010年10月21日制定されており、大法院規則である「動産・債権の担保登記等に関する規則」は、2011年11月17日に制定されるようになった。

## 2 「動産・債権等の担保に関する法律」の概要

### 1) 新たな類型の担保権の創設

**第1条(目的)** この法律は、動産・債権・知識財産権を目的とする担保権と、その登記又は登録に関する事項を規定することにより、資金の調達を円滑にし取引の安全を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

従来利用されてきた譲渡担保の法的性質は、信託的な譲渡として所有権的な構成を取っていたのに対し、同法は、多数の動産・債権及び将来取得する動産・債権を担保として提供し、その公示方法として担保登記をすることができるようにすることによって、法律による新たな「担保権」を創設しており、既存の動産及び債権の担保制度を直接変更するような規定は設けていない。

委員会は、その議論に当たり、担保権的な構成をとった理由として、「担保権的な構成が、所有権的な構成よりも当事者の実際の意図や合理的な理解をよりよく反映することができる。それに対し所有権的な構成は、担保を設定する目的で所有権を移転するという形式を取るため、担保の目的に比してあまりにも多くの権利を移転することになり、結局実質と形式との乖離をもたらすのである。担保権的な構成を採用したのは、このような所有権的な構成による問題点をなくすためである。」

としている<sup>1</sup>。

## 2) 担保権設定者の資格

法人のみならず「商業登記法」による商号登記をした人も、担保権設定者となることができるようにすることで、商号登記をした自営業者の便宜を図っている(同法2条5号)。

又、担保登記以降、担保権設定者の商号登記が抹消された場合にも、既に設定された担保権には影響を及ぼさない(同法4条)。

## 3) 担保権の目的物

### (1) 動産担保権の目的物

複数の動産(将来取得する動産を含む。)であっても、目的物の種類、保管場所、数量を決めるか、又はこれと類似する方法で特定することができる場合には、これを目的として担保登記をすることができる。

但し、①「船舶登記法」によって登記された船舶、「自動車等の特定動産抵当法」によって登録された建設機械・自動車・航空機・小型船舶、「工場及び鉱業財団抵当法」によって登記された企業財産、その他他の法律によって登記又は登録された動産、②貨物引換証、船荷証券、倉庫証券が作成された動産、③無記名債権証書等の大統領令で定める証券を目的としては、担保登記をすることができない。

---

<sup>1</sup> 金チェヒョン “動産・債権等の担保に関する法律の制定案の構成と内容” 239面。

動産担保権の目的物は、善意取得の対象となるが(同法32条が準用する民法249条)、動産担保権そのものの善意取得は認められない。

## (2)債権担保権の目的物

担保約定によって、**金銭の支払いを目的とする指名債権**

### 4)根担保権の設定

根担保権の設定も可能であり、被担保債務が確定されるまでの債務の消滅又は移転は、既に設定された担保権に影響を及ぼさない。債務の利息は、被担保債務の極度額に含まれたものと看做す(同法5条、37条)。

### 5)明示義務

担保権設定者は、担保約定の際に担保目的物の所有の如何、担保目的物に関する他の権利の存在の有無を担保権者に明示しなければならない(同法6条、37条)。それに違反した場合に関する明文の規定はないが、民法上の損害賠償責任や刑法上の不作為による詐欺等によって処罰されることがある。

### 6)担保登記の効力

#### (1)動産担保権の登記(成立要件)(同法7条)

①約定による動産担保権の得失変更は、**担保登記簿に登記することで効力が生じる。**(動産の質権と異なって、占有の移転を要しない。)

②同一の動産に設定された動産担保権の順位は、登記の前後による。従って、一つの動産に順位が異なる担保権を設定し、これを公示することができる。

③同一の動産について担保登記簿の登記や引渡(「民法」に定められた簡易引渡、占有改定、目的物返還請求権の譲渡を含む。)がなされた場合、それによる権利間の順

位については、法律に別段の定めがある場合を除き、登記の前後による。

## (2) 債権担保権の登記(対抗要件)(同法35条)

約定による債権担保権の得失変更は、担保登記簿に登記したときに、**第三債務者以外の第三者に対抗することができる**。(指名債権に対する質権とは異なって、確定日付のある通知や第三債務者の承諾を要しない。)

② 第三債務者に対抗できるためには、第三債務者に通知するか又は承諾を得なければならないが、同法は、担保権者や担保権設定者が**登記事項証明書**を渡す方法によって、そのような事実を通知することができるとした。

③同一の債権について、担保登記簿の登記や民法による通知或いは承諾がある場合において、それによる権利間の順位は、法律に別段の定めがなければ、**登記とその通知の到達又は承諾の前後による**。

## 7) 担保権の内容及び効力

①優先弁済権:担保権者は、債務者又は第三者が提供した担保目的物に対し、他の債権者よりも優先して、自己の債権の弁済を受ける権利を有する(同法8条、37条)。

②不可分性:担保権者は、債権全部の弁済を受けるまでに、担保目的物の全部に対してその権利を行使することができる(同法9条、37条)。

③効力の範囲:担保目的物に附合された物や従物、及び担保目的物に対する差押え又は引渡請求をした後に、担保権設定者が収取又は収取することができる担保目的物の果実にも及ぶ(同法10条、11条)。

④譲渡:被担保債権と分離して、他人に譲渡することはできない(同法13条、37条)。

⑤物上代位:滅失、毀損、公用徴収のみならず、売却、賃貸の場合にも物上代位が可能(同法14条)。

⑥返還請求権:第3者の担保目的物に対する占有の侵奪等に対して、返還請求権、妨害除去請求権、妨害予防請求権の行使が可能(同法19条、20条)。

## 8)担保権の実行

### (1)動産担保権

動産担保権者は、競売を請求することができ、担保目的物をもって直接弁済に充当するか、又は売却してその代金を弁済に充当することができる(同法21条1項)。

### (2)債権担保権

債権担保権者は、被担保債権の限度において債権担保権の目的となった債権を直接請求することができ、債権担保権の目的となった債権が被担保債権よりも先に弁済期となった場合には、担保権者は、第3債務者に対してその弁済金額の供託を請求することができる。その他、「民事執行法」で定める実行方法によって、債権担保権を実行することができる(同法36条)。

## 9)担保登記の手続き

### (1)登記できる権利(同法38条)

動産担保権や債権担保権の設定・移転・変更・抹消又は延長に対して、担保登記をすることができる。

### (2)管轄登記所(同法39条)

登記事務は、大法院長が指定・告示する地方法院、その支院又は登記所で取り扱う。

### (3)登記事務の処理(同法40条)

登記官は、受付番号の順に、電算情報処理組織によって、担保や登記簿に登記事項を記録する方式で、登記事務を処理する。

不動産登記が物的編成主義を採用しているのとは異なり、動産担保登記簿や債権担保登記簿は、**担保権設定者を基準にする人的編成主義**に従って担保登記をする(同法2条8項)。

#### (4) 登記の申請人(同法41条)

登記の申請は、法律に別段の規定がなければ、登記権利者と登記義務者が共同で行うが、登記名義人の表示の変更、更正登記、判決による登記、相続やその他の包括承継による登記は、単独申請が可能である。

#### (5) 登記の申請方法(同法42条)

①訪問申請、②電子申請

#### (6) 登記申請の受付(同法45条)

登記の申請は、登記申請情報が電算情報処理組織に電子的に記録されたときに、受け付けられたものと看做し、登記官が登記をした場合、その登記は、受け付けたとき(時・分まで登記)から効力が発生する(遡及効)。

#### 10) 担保権の存続期間及び延長登記(同法49条)

**動産・債権担保権の存続期間は、5年を超えることができない。**但し、存続期間が満了する前に延長登記をすれば、延長登記をした日から5年を超えない期間に更新することが可能であり、延長登記の回数には制限がない。

#### 11) 知識財産権の担保に関する特例

### (1) 知識財産権担保権の登録(同法58条)

知識財産権者が、約定によって同一の債権を担保するために、2つ以上の知識財産権を担保として提供する場合には、特許原簿及び著作権登録簿等の、その知識財産権を登録する公的帳簿に、担保権を登録することができる。

### (2) 登録の効力(同法59条)

① 約定による知識財産権担保権の得失変更は、その登録をしたときに、その知識財産権に対する質権の得失変更を登録したのと同じ効力が生じる。

② 同一の知識財産権について、この法による担保権の登録や個別の法律による質権の登録が成された場合において、その順位は、法律に別段の規定がなければ、その前後による。

## 12) 「仮登記担保等に関する法律」との関係

登記又は登録することができる不動産所有権以外の権利の取得を目的とする担保契約については、仮登記担保等に関する法律を準用(仮登記担保等に関する法律18条)するが、動産・債権等の担保に関する法律に従って登記・登録した場合には、仮登記担保等に関する法律は適用しない<sup>2)</sup>(同法附則3条1項<sup>3)</sup>)。

## 3 主要争点

### 1) 委員会が採用した基本的な立場

① 新たな担保権を創設するが、統一的な担保権の概念は採用しない。

---

訳者注<sup>2)</sup> 原本は、「法律の適用を除外する」となっている。

訳者注<sup>3)</sup> 資料として付けてある法律の附則には、3条1項はない。

②動産や債権を担保として提供する場合には、担保登記をするようにするが、動産や債権を譲渡する場合には、譲渡登記をするような方案は導入しない。

③既存の動産及び債権の担保制度は、当分の間そのまま存続させる。

## 2) 譲渡登記制度と担保登記制度のうち、いずれを選択するのか

### (1) 動産の場合

①動産譲渡登記を導入することは、民法188条～190条が規定する引渡の以外に、もう一つの公示方法を認めることになる。このような方法の規定を設けることとなれば、動産・債権等の担保に関する法律は、担保法に対する特例ではなく民法の公示方法に関する特例を認めるような形となる。

②通常の譲渡を含めつつ、担保に関する効力を入れるということは、法体系上釣り合わない。

③何よりも、必要性がない。動産の譲渡に関する登記規定は、日本以外の他の国では見当たらず、真正<sup>4)</sup>譲渡のためにこのような規定が利用されている場合は多くなく、真正譲渡として登記する場合にも、実際には担保のために利用されている。

### (2) 債権の場合

動産・債権等の担保に関する法律において、債権譲渡登記ができるようにする場合、民法による債権譲渡の公示方法と、資産流動化法による債権譲渡の公示方法とが混在することで、法の亀裂が生じかねない。動産・債権等の担保に関する法律においては担保登記制度を導入するが、債権譲渡登記制度は次回の立法作業に委ねるという段階的なアプローチ方法を採用することにした。

---

訳者注<sup>4)</sup> 一応真正譲渡と訳してあるが、「本当」という意味なのか、「真正、不真正」というときの前者なのか定かではない。いずれにしても、意味としては「本当」という意味で使われている。以下、同様。

### 3) 登記の効力

動産担保や債権担保を統一的に規定し、担保登記を成立要件又は対抗要件とする方案、動産担保の場合には登記を成立要件とし債権担保の場合には登記を対抗要件とする方案が議論されたが、民法規定との衝突をできる限り減らすことが望ましいと考え、動産担保の場合には担保登記を成立要件とし債権担保の場合には対抗要件とすることに決定した。

### 4) 善意取得

担保目的物の善意取得を認める場合、担保登記の実効性が弱化的ることが懸念され、善意取得を認めるべきではないとする旨の主張があった。しかしながら、現在民法は、動産取引において善意取得を認めているので、担保登記がなされているとしても善意取得を否定することはできないとする意見が多かったため、動産・債権等の担保に関する法律32条に、動産目的物の善意取得を認める規定を設けたのである。但し、担保登記がなされていれば、動産目的物を取得する第3者には、悪意又は過失があると認められる余地は多かるう。

### 5) 将来における課題

- ① 統一的な担保権の概念を導入するという問題は、将来の課題として留保した。
- ② 動産担保登記簿、債権担保登記簿、知識財産権担保登記簿を一つの登記簿に統合するような担保登記簿を設ける方案が、委員会では採用されたものの、後に、個別に動産担保登記簿と債権担保登記簿を設けることに変更された。
- ③ 人的適用範囲は、法律を施行してから、この制度がある程度定着して来たら改正の如何について決めるべきとして、その範囲を制限したのである。

\*\* 添付

1. 動産・債権等の担保に関する法律
2. 動産・債権等の担保に関する法律の施行令
3. 動産・債権の担保登記等に関する規則
4. 動産・債権担保登記の現況と分析
5. [書式1]担保権設定者が法人である場合の動産担保登記記録
6. [書式2]担保権設定者が商号を登記した人<sup>5)</sup>である場合の動産担保登記記録
7. [書式3]担保権設定者が法人である場合の債権担保登記記録
8. [書式4]担保権設定者が商号を登記した人<sup>6)</sup>である場合の債権担保登記記録

---

訳者注<sup>5)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

訳者注<sup>6)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

# 動産・債権等の担保に関する法律

[施行2012.6.11][法律第10629号、2011.5.19、他法改正]

法務部(法務審議官室)02-2110-3164

## 第一章 総則

**第一条(目的)** この法律は、動産・債権・知識財産権を目的とする担保権と、その登記又は登録に関する事項を規定することにより、資金の調達を円滑にし取引の安全を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。〈改正2011. 5. 19〉

**第二条(定義)** この法律において使用する用語の意義については、次のとおりである。〈改正2011. 5. 19〉

- 1 「担保約定」とは、譲渡担保等のその名目を問わず、この法律に従って動産・債権・知識財産権を担保として提供する旨の約定をいう。
- 2 「動産担保権」とは、担保約定に従い動産(複数の動産又は将来取得する動産を含む。)を目的として登記した担保権をいう。
- 3 「債権担保権」とは、担保約定に従い金銭の支払いを目的とする指名債権(複数の債権又は将来発生する債権を含む。)を目的として登記した担保権をいう。
- 4 「知識財産権担保権」とは、担保約定に従い特許権、実用新案権、デザイン権、商標権、著作権、半導体集積回路の配置設計権等の知識財産権[法律に従い質権を設定することができる場合に限る。以下同様である。]を目的として、その知識財産権を規律する個別法律に従って登録した担保権をいう。
- 5 「担保権設定者」とは、この法律に従い動産・債権・知識財産権に担保権を設定した者をいう。但し、動産・債権を担保として提供する場合には、法人(商事法人、民法法人、特別法による法人、外国法人をいう。以下同様である。)又は「商業登記法」に従い商号登記をした人に限る。
- 6 「担保権者」とは、この法律に従い動産・債権・知識財産権を目的とする担保権を取得した者をいう。
- 7 「担保登記」とは、この法律に従い動産・債権を担保として提供するためになされ

た登記をいう。

8 「担保登記簿」とは、電算情報処理組織によって入力・処理された登記事項に関する電算情報資料を、担保権設定者ごとに<sup>1)</sup>保存した補助記憶装置(磁気ディスク、磁気テープ、その他これに類似する方法で一定の登記記録を記録・保存することができる電子的情報保存媒体を含む。以下同様である。)を言い、動産担保登記簿と債権担保登記簿に区分する。

9 「債務者等」とは、債務者、担保目的物の物上保証人、担保目的物の第三取得者を言う。

10 「利害関係者」とは、債務者等と一緒に担保目的物に対する権利者として担保登記簿に記載されたか又はその権利を証明した者、差押え及び仮差押え債権者、執行力のある正本によって配当を要求した債権者をいう。

11 「登記済み情報」とは、担保登記簿に新たな権利者が記載される場合、その権利者を確認するために地方法院、その支院又は登記所に勤務する裁判所書記官、登記事務官、登記主事又は登記主事補の中から地方裁判長(登記所の事務を支院長が管轄する場合には、支院長をいう。)が指定する者(以下、「登記官」という。)が作成した情報をいう。

## 第二章 動産担保権

**第三条(動産担保権の目的物)** 法人又は「商業登記法」によって商号登記をした者(以下、「法人等」という。)が担保約定に従い動産を担保として提供した場合には、担保登記をすることができる。

②複数の動産(将来取得する動産を含む。)であっても、目的物の種類、保管場所、数量を決めるか、又はその他これと類似する方法で特定することができる場合には、これを目的として担保登記をすることができる。

③第1項及び第2項にも関わらず次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、これを目的として担保登記をすることはできない。

1 「船舶登記法」に従い登記された船舶、「自動車等特定動産抵当法」に従い登録された建設機械・自動車・航空機・小型船舶、「工場及び鉱業財団抵当法」に従い登記された企業財産、その他の法律に従って登記されたか登録された動産。

---

訳者注<sup>1)</sup> 「別に」と訳しても日本語として通じるなら、「別に」としても構わない。

2 貨物引換証、船荷証券、倉庫証券が作成された動産。

3 無記名債権証書等、大統領令で定める証券

**第四条(担保設定者の商号登記の抹消と動産担保力の効力)**担保権設定者の商号登記が抹消された場合でも、既に設定された動産担保権の効力には影響を及ぼさない。

**第五条(根抵当権)**動産担保権は、担保する債務の極度額のみを定め債務の確定は将来に保留して設定することができる。この場合、債務が確定するまで債務の消滅又は移転は、既に設定された動産担保権に影響を及ぼさない。

②第1項の場合、債務の利息は極度額に含まれたものと看做す。

**第六条(動産担保権を設定しようとする者の明示義務)**動産担保権を設定しようとする者は、担保約定をする際、次の各号の事項を相手方に明示しなければならない。

1 担保目的物の所有の有無

2 担保目的物に関する他の権利の存否

**第七条(担保登記の効力)**約定による動産担保権の得失変更は、担保登記簿に登録することで効力が生じる。

②同一の動産に設定された動産担保権の順位は、登記の前後による。

③同一の動産について担保登記簿の登記や引渡(「民法」に定められた簡易引渡、占有改定、目的物返還請求権の譲渡を含む。)がなされた場合、それによる権利間の順位については、法律に別段の定めがある場合を除き、登記の前後による。

**第八条(動産担保権の内容)**担保権者は、債務者又は第三者が提供した担保目的物について、他の債権者よりも優先弁済を受ける権利を有する。

**第九条(動産担保権の不可分性)**担保権者は、債権全部の弁済を受けるまで担保目的物全部に対しその権利を行使することができる。

**第十条(動産担保権の効力の範囲)**動産担保権の効力は、担保目的物に附合された物権やその従物に及ぶ。但し、法律に別段の定めがあるか設定行為に別段の約定がなされた場合は、この限りではない。

**第十一条(果実に対する効力)**動産担保権の効力は、担保目的物について差押又は25条第2項の引渡請求があった時は、その後に担保権設定者がその担保目的物から収取した果実又は収取することができる果実に及ぶ。

**第十二条(被担保債権の範囲)** 動産担保権は元本、利息、違約金、担保権実行の費用、担保目的物の保存費用及び債務不履行又は担保目的物の瑕疵による損害賠償の債権を担保する。但し、設定行為に別段の約定がある場合にはその約定による。

**第十三条(動産担保権の譲渡)** 動産担保権は、被担保債権と分離して他人に譲渡することはできない。

**第十四条(物上代位)** 動産担保権は、担保目的物の売却、賃貸、滅失、毀損又は公用徴収等によって担保設定者が受けるべき金銭やその他の物に対しても行使することができる。この場合、支払い又は引渡の前に差し押さえなければならない。

**第十五条(担保目的物ではない財産からの弁済)** 担保権者は、担保目的物から弁済を受けることができなかつた債権がある場合にのみ、債務者の他の財産から弁済を受けることができる。

②第1項は、担保目的物よりも先に他の財産を対象にして配当が実施される場合には適用しない。但し、他の債権者は、担保権者にその配当金額の供託を請求することができる。

**第十六条(物上保証人の求償権)** 他人の債務を担保するための<sup>2)</sup>担保権設定者が、その債務を弁済するか又は動産担保権の実行によって担保目的物の所有権を失った場合には、「民法」の保証債務に関する規定により債務者に対する求償権を有する。

**第十七条(担保目的物に対する現況調査及び担保目的物の補充)** 担保権設定者は、正当な事由なく担保権者の担保目的物に対する現況調査要求を拒むことはできない。この時、担保目的物の現況を調査するために、約定によって電子的に識別することができる標識を付着するなど必要な措置をすることができる。

②担保権設定者に責任ある事由によって担保目的物の価額が顕著に減少した場合には、担保権者は担保権設定者に対し、その原状回復又は相当の担保の提供を請求することができる。

**第十八条(第三取得者の費用償還請求権)** 担保目的物の第三取得者がその担保目的物の保存・改良のために必要費又は有益費を支出した場合には、「民法」203条1項又は2項により、担保権者が担保目的物を実行し取得した対価から優先償還を受けることができる。

**第十九条(担保目的物の返還請求権)** 担保権者は、担保目的物を占有した者に対し、

---

訳者注<sup>2)</sup> 法律上、「ための」という意味です。

担保権設定者に返還することを請求することができる。

②担保権者が担保目的物を占有する権原があるか、又は担保権設定者が担保目的物の返還を受けることができない事情がある場合、担保権者は、担保目的物を占有する者に対して、自己に担保目的物を返還することを請求することができる。

③第1項及び第2項にも関わらず、占有者がその物を占有する権利がある場合には、返還を拒むことができる。

**第二十条(担保目的物の妨害排除請求権及び妨害予防請求権)**担保権者は、動産担保権を妨害する者に対し妨害の排除を請求ことができ、動産担保権を妨害するおそれのある行為をする者に対し、妨害の予防や損害賠償の担保を請求することができる。

**第二十一条(動産担保権の実行方法)**担保権者は、自己の債権の弁済を受けるために担保目的物の競売を請求することができる。

②正当な理由がある場合担保権者は、担保目的物をもって直接弁済に充当するか、又は担保目的物を売却しその代金を弁済に充当することができる。但し、先順位権利者(担保登記簿に登記されたか又は担保権者が知っている場合に限る。)がいる場合には、同意を得なければならない。

**第二十二条(担保権の実行のための競売手続き)**21条1項による競売手続きは、「民事執行法」264条、271条及び272条を準用する。

②担保権設定者が担保目的物を占有する場合、競売手続きは差押によって開始する。

**第二十三条(担保目的物の直接返済充当等の手続き)**21条2項により、担保権者が担保目的物をもって直接弁済に充当するか、又は担保目的物を売却するためには、その債権の弁済期後に動産担保権実行の方法を債務者等及び担保権者が知っている利害関係人に通知し、その通知が債務者等及び担保権者が知っている利害関係人に到達した日から一ヶ月が経過しなければならない。但し、担保目的物が滅失又は毀損されるおそれがあるか、又は価値が急速に減少するおそれがある場合には、この限りではない。

②第1項の通知には被担保債権の金額、担保目的物の評価額又は予想売却代金、担保目的物をもって直接弁済に充当又は担保目的物を売却しようとする理由を明示しなければならない。

③担保権者は、担保目的物の評価額又は売却代金(以下、「売却代金等」という。)から債権額を差し引いた金額(以下「清算金」)を債務者等に支払わなければならない。この場合、担保目的物に先順位の動産担保権等が存在する時は、その債権額を計算する際先順位の動産担保権等によって担保された債権額を含む。

④担保権者が担保目的物をもって直接充当する場合、清算金を債務者等に対し支払

った時に、担保目的物の所有権を取得する。

⑤次の各号の区分によって定めた期間内に担保目的物に対して競売が開始された場合は、担保権者は直接弁済充当等の手続きを中止しなければならない。

1 担保目的物を直接弁済に充当する場合:清算金を支払う前又は精算金がない場合は、第1項の期間が経過する前。

2 担保目的物を売却しその代金を弁済に充当する場合:担保権者が第三者と売買契約を締結する前。

⑥第1項及び第2項による通知の内容や方法については、大統領令で定める。

**第二十四条(担保目的物取得者の地位)** 21条2項による動産担保権の実行によって担保権者や買主が、担保目的物の所有権を取得したときに、その担保権者の権利及びそれに対抗することのできない権利は消滅する。

**第二十五条(担保目的物の占有)** 担保権者が担保目的物を占有した場合には、被担保債権全部の弁済を受けるまで担保目的物を留置することができる。但し、先順位権利者に対抗することはできない。

②担保権者が担保権を実行するために必要な場合には、債務者等に対し担保目的物の引渡を請求することができる。

③担保権者が担保目的物を占有する場合担保権者は、善良なる管理者の注意をもって担保目的物を管理しなければならない。

④3項の場合において、担保権者は、担保目的物の果実を収取し、他の債権者よりも先にその債権の弁済に充当することができる。但し、果実が金銭ではない場合には、21条に従いその果実を競売するかその果実をもって直接弁済に充当するか、又はその果実を売却しその代金をもって弁済に充当することができる。

**第二十六条(後順位権利者の権利の行使)** 後順位権利者は、23条3項により債務者等が受けるべき清算金について、その順位に従い清算金の支払いを受けるまでその権利を行使することができ、担保権者は、後順位権利者が要求する場合には清算金を支払わなければならない。

②21条2項による動産担保権実行の場合、後順位権利者は23条5項各号の区分に従い定められた期間の前まで、担保目的物の競売を請求することができる。但し、その被担保債権の弁済期になる前においては、23条1項の期間についてのみ競売を請求することができる。

③後順位権利者は、1項の権利を行使するときは、その被担保債権の範囲において債権の明細や証書を担保権者に交付<sup>3)</sup>しなければならない。

④担保権者が3項の債権の明細や証書を受けて後順位権利者に対し清算金を支払った

---

訳者注<sup>3)</sup> 原本には、「渡さなければならない」と書かれている。

ときには、その範囲において債務者等に対する清算金の支払い債務は消滅する。

⑤1項の権利行使を防ごうとする者は、清算金を差押えるか又は仮差押えなければならない。

**第二十七条(売却代金等の供託)**担保目的物の売却代金等が差押えられたか仮差押えられた場合、又は担保目的物の売却代金等について権利を主張する者がいる場合、担保権者は、その全部又は一部を担保権設定者の法人登記又は商号登記を管轄する法院に供託することができる。この場合、担保権者は供託事実を直ちに担保権者が知っている利害関係人や担保目的物の売却代金等を差押え又は仮差押えたか、或いはそれについて権利を主張する者に通知しなければならない。

②担保目的物の売却代金等に対する差押え又は仮差押えがなされた後に、1項によって担保目的物の売却代金等を供託した場合には、債務者等の供託金還付請求権が差押えられたか又は仮差押えられたものと看做す。

③担保権者は、供託金の取戻を請求することはできない。

**第二十八条(弁済と実行の中断)**動産担保権の実行の場合において、債務者等は23条5項各号の区分に従い定められた期間まで、被担保債務額を担保権者に支払い担保登記の抹消を請求することができる。この場合、担保権者は、動産担保権の実行を直ちに中止しなければならない。

②1項により動産担保権の実行を中止することによって担保権者に損害が発生する場合、債務者等は、その損害を賠償しなければならない。

**第二十九条(共同担保の配当、後順位者の代位)**同一の債権の担保として複数の担保目的物に動産担保権を設定した場合、その担保目的物の売却代金を同時に配当するときには、各担保目的物の売却代金に応じてその債権の比例配分を定める<sup>4)</sup>。

②1項の担保目的物のうち一部の売却代金を先に配当する場合には、その対価から債権全部について弁済を受けることができる。この場合、競売された動産の後順位担保権者は、先順位担保権者が他の担保目的物の動産担保権の実行によって弁済を受けることができる金額の限度において、先順位担保権者を代位し担保権を行使することができる。

③担保権者が21条2項により動産担保権を実行する場合には、1項や2項を準用する。但し、1項によって各担保目的物の売却代金を定めることができない場合には、23条2項による通知に明示された各担保目的物の評価額または予想売却代金に応じてその債権の比例配分を定める<sup>5)</sup>。

---

訳者注<sup>4)</sup> 原本をそのまま訳すと、「売却代金に比例してその債権の分担を定める」となる。

訳者注<sup>5)</sup> 原本には、「予想売却代金に比例してその債権の分担を定める」となっている。

**第三十条(利害関係人の仮処分申請等)**利害関係人は、担保権者が違法に動産担保権を実行する場合、担保権設定者の法人登記又は商号登記を管轄する法院に対し、21条2項による動産担保権の実行の中止等の必要な措置を命ずる仮処分を申請することができる。

②法院は、1項の申請に対する決定をする前に、利害関係人に対し担保の提供、又はは提供せず執行を一時停止することを命ずるか、或いは担保権者に担保を提供しその執行を継続するように命ずる等の暫定処分をすることができる。

③担保権の実行のための競売に対し、利害関係人は、「民事執行法」に従って異議申立をすることができる。

**第三十一条(動産担保権の実行に関する約定)**担保権者と担保権設定者は、この法で定める実行手続きと異なる旨の約定をすることができる。但し、23条1項による通知がないか、又は通知後一ヶ月が経過していない場合でも、通知なしに担保権者が担保目的物を処分又は直接弁済に充当する旨の約定は効力を有しない。

②1項本文の約定によって、利害関係人の権利を侵害することはできない。

**第三十二条(担保目的物の善意取得)**この法により動産担保権が設定された担保目的物の所有権・質権を取得する場合には、「民法」249条から251条までの規定を準用する。

**第三十三条(準用規定)**動産担保権については、「民法」331条及び369条を準用する。

### 第三章 債権担保権

**第三十四条(債権担保権の目的)**法人等が担保約定により、金銭の支払いを目的とする指名債権を担保として提供する場合には、担保登記をすることができる。

②複数の債権(債務者が特定されたか否かを問わず将来発生する債権を含む。)であっても、債権の種類、発生原因、発生年月日を定めるか、その他これと類似する方法によって特定することができる場合には、これを目的として担保登記をすることができる。

**第三十五条(担保登記の効力)**約定による債権担保権の得失変更は、担保登記簿に登録したときに、指名債権の債務者(以下、「第三債務者」という。)以外の第三者に対し対抗することができる。

②担保権者又は担保権設定者(債権担保権譲渡の場合には、その譲渡人又は譲受人をいう。)は、第三債務者に52条の登記事項証明書を交付する方法<sup>6)</sup>によってその事実

---

訳者注<sup>6)</sup> 原本は、「渡す方法」となっている。

を通知するか、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、第三債務者に対抗することができない。

③同一の債権について、担保登記簿の登記や「民法」349条又は450条2項による通知或いは承諾がある場合において、担保権者又は担保の目的である債権の譲受人は、法律に別段の規定がなければ第三債務者以外の第三者に対し、登記やその通知の到達又は承諾の前後によって、その権利を主張することができる。

④2項の通知や承諾については、「民法」451条及び452条を準用する。

**第三十六条(債権担保権の実行)**担保権者は、被担保債権の限度において債権担保権の目的となった債権を直接請求することができる。

②債権担保権の目的となった債権が、被担保債権よりも先に弁済期になった場合には、担保権者は、第三債務者に対しその弁済金額の供託を請求することができる。この場合、第三債務者が弁済金額を供託した後は、債権担保権は、その供託金に存在する。

③担保権者は、1項及び2項による債権担保権の実行方法の他に、「民事執行法」で定める執行方法によって債権担保権を実行することができる。

**第三十七条(準用規定)**債権担保権については、その性質に反しない範囲において、動産担保権についての第2章や「民法」348条及び352条を準用する。

## 第四章 担保登記

**第三十八条(登記できる権利)**担保登記は、動産担保権や債権担保権の設定、移転、変更、抹消又はその延長について行う。

**第三十九条(管轄登記所)**38条の登記に関する事務(以下、「登記事務」という。)は、大法院長が指定・告示する地方法院、その支院又は登記所で取り扱う。

②登記事務については、1項により大法院長が指定・告示する地方法院、その支院又は登記所のうち次の各号の区分による所在地を管轄する地方法院、その支院又は登記所を管轄登記所とする。

1 担保権設定者が法人である場合:本店又は主たる事務所の所在地。

2 担保権設定者が「商業登記法」31条により商号登記をした人<sup>7)</sup>である場合:営業所の所在地。

③大法院長はいずれかの登記所の管轄に属する事務を、他の登記所に委任することができる。

---

訳者注<sup>7)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

**第四十条(登記事務の処理)** 登記事務は登記官が処理する。

②登記官は、受付番号の順序に従い、電算情報処理組織によって担保登記簿に登記事項を記録する方法で、登記事務を処理しなければならない。

③登記官が登記事務を処理したときには、大法院規則で定めるところに従い、登記官の識別符号を記録する等の登記事務を処理した登記官を確認することができる措置をしなければならない。

**第四十一条(登記申請人)** 担保登記は、法律に別段の規定がなければ、登記権利者と登記義務者が共同で申請する。

②登記名義人の表示の変更又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

③判決による登記は、勝訴した登記権利者又は登記義務者が単独で申請することができ、相続やその他包括承継による登記は、登記権利者が単独で申請することができる。

**第四十二条(登記申請の方法)** 担保登記は次の各号のいずれかの一つに該当する方法によって申請する。

1 訪問申請:申請人又はその代理人が登記所に出席し、書面によって申請。但し、代理人が弁護士又は司法書士[法務法人、法務法人(有限)、法務組合又は司法書士合同法人を含む。]である場合には、大法院規則で定める事務員を登記所に出席させ登記を申請することができる。

2 電子申請:大法院規則で定めるところに従い、電算情報処理組織を利用して申請。

**第四十三条(登記の申請に必要な書面、又は電子文書及び申請書の記載事項及びその方式)** 担保登記を申請するときには、次の各号の書面又は電子文書(以下、「書面等」という。)を提出又は送信しなければならない。

1 大法院規則で定める方法<sup>8)</sup>による申請書。

2 登記の原因を証明する書面等。

3 登記の原因について第三者の許可、同意又は承諾が必要であるときには、これを証明する書面等。

4 代理人が登記を申請するときには、その権限を証明する書面等。

5 その他当事者の特定等のために大法院規則で定める書面等。

②1項1号による申請書には、次の各号の事項を記録し、申請人が記名捺印するか署名又は「電子署名法」2条2項による電子署名をしなければならない。

---

訳者注<sup>8)</sup> 原本は、「方式」となっている。日本語の「方法」の代わりに、「方式」を使うのが一般的である。以下同様。他の翻訳においても、方法と訳しているところは、「方式」を「方法」と訳している。

- 1 47条2項1号から9号までの規定において定める事項。
- 2 代理人が登記を申請する場合、代理人の氏名[代理人が法務法人、法務法人(有限)、法務組合又は司法書士合同法人である場合には、その名称をいう。]、住所(法人や組合である場合は、本店又は主たる事務所をいう。)
- 3 登記権利者や登記義務者が共同で申請する場合、及び勝訴した登記義務者が単独で登記を申請する場合において、登記義務者の登記済み情報。但し、最初の担保権設定登記の場合には、記録しない。
- 4 登記所の表示。
- 5 年月日。

**第四十四条(申請の手数料)**担保登記簿に登記をしようとする者は、大法院規則で定めるところに従い、手数料を支払わなければならない。

**第四十五条(登記申請の受付)**登記の申請は、登記の目的、申請人の氏名又は名称、その他大法院規則で定める登記申請情報が電算情報処理組織に電子的に記録されたときに、受付られたものと看做す。

②登記官が登記をした<sup>9)</sup>場合、その登記は、受付られた時から効力を発生する。

**第四十六条(申請の却下)**登記官は、次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、理由を記した決定によって申請を却下しなければならない。但し、申請に誤りのある部分を補正することができる場合において、申請人が当日それを補正したときには、この限りではない。

- 1 事件が、その登記所の管轄ではない場合。
- 2 事件が、登記すべきではない場合。
- 3 権限のない者が申請した場合。
- 4 訪問申請の場合、当事者やその代理人が出席しなかった場合。
- 5 申請書が大法院規則で定める方法に合っていない場合。
- 6 申請書に記録された事項が添付書面と異なる場合。
- 7 申請書に必要な書面等を添付しなかった場合。
- 8 申請の内容が、既に担保登記簿に記録されている事項と一致しない場合。
- 9 第44条による申請の手数料を支払わなかったか、又は登記申請と関連して他の法律によって課せられた義務を履行しなかった場合。

**第四十七条(登記簿の作成及び記録事項)**担保登記簿は、担保目的物である動産又は債権の登記事項に係る電算情報資料を、電算情報処理組織によって担保権設定者ご

---

訳者注<sup>9)</sup> 「終えた」、あるいは「済ました」という意味。

とに<sup>10)</sup>区分して作成する。

②担保登記簿に記録する事項は、次の各号のとおりである。

1 担保権設定者の商号又は名称、及び次の各目の区分による事項。

イ担保権設定者が法人である場合：本店又は主たる事務所及び法人登録番号。

ロ担保権設定者が「商業登記法」31条により商号を登記した人<sup>11)</sup>である場合：氏名、住所、住民登録番号及び営業所。

2 債務者の氏名や住所(法人である場合には、商号又は名称、及び本店又は主たる事務所をいう。)

3 担保権者の氏名、住所及び住民登録番号<sup>12)</sup>(法人である場合には、商号又は名称、本店又は主たる事務所及び法人登録番号をいう。)

4 担保権設定者や債務者、又は担保権者が外国法人である場合、国内の営業所又は事務所。但し、国内に営業所又は事務所がない場合には、大法院規則で定める事項。

5 担保登記の登記原因及びその年月日。

6 担保登記の目的物である動産や債権を特定するのに必要な事項として、大法院規則で定める事項。

7 被担保債権額、又はその極度額。

8 10条の但し書き、又は12条の但し書きの約定がある場合には、その約定。

9 担保権の存続期間。

10 受付番号。

11 受付年月日。

**第四十八条(登記済み情報の通知)** 登記官が担保権の設定又は移転登記をした<sup>13)</sup>ときには、登記済み情報を登記権利者に通知しなければならない。但し、最初の担保権設定登記である場合には、担保権設定者に対しても登記済み情報を通知しなければならない。

**第四十九条(担保権の存続期間及び延長登記)** この法による担保権の存続期間は、5年を超過することができない。但し、5年を超過しない期間でこれを更新することができる。

②担保権設定者と担保権者は、1項の存続期間を更新するためにはその満了前に延長登記を申請しなければならない。

③2項の延長登記のために、担保登記簿に次の事項を記録しなければならない。

---

訳者注<sup>10)</sup> 原本は、「別に」となっている。

訳者注<sup>11)</sup> 原本は、「者」ではなく、「人」となっている。

訳者注<sup>12)</sup> 住民票における識別番号のこと。

訳者注<sup>13)</sup> 「終えた」、あるいは「済ました」という意味。

- 1 存続期間を延長する旨。
- 2 延長後の存続期間。
- 3 受付番号。
- 4 受付年月日。

**第五十条(抹消登記)** 担保権設定者と担保権者は、次の各号のいずれかの一つに該当する場合、抹消登記を申請することができる。

- 1 担保約定の取消、解除又はその他の原因によって効力が発生しないか、又は効力を失った場合。
- 2 担保目的物である動産が滅失したか債権が消滅した場合。
- 3 その他担保権が消滅した場合。

② 1 項の抹消登記をするために、担保登記簿に次の各号の事項を記録しなければならない。

- 1 担保登記を抹消する趣旨。但し、担保登記の一部を抹消する場合には、その趣旨や抹消登記の対象。
- 2 抹消登記の登記の原因及びその年月日。
- 3 受付番号。
- 4 受付年月日。

**第五十一条(登記の更正等)** 担保登記簿に記録された事項に誤植や記入漏れがある場合、担保権設定者又は担保権者は、更正登記を申請することができる。但し、誤植や記入漏れが登記官の誤りによる場合には、登記官が職権で更正することができる。

② 担保登記簿に記録された担保権設定者の法人登記簿や商号登記簿において、商号、名称、本店、又は主たる事務所及び営業所(以下、「商号等」いう。)が変更された場合、担保登記を担当する登記官は、担保登記簿の当該事項を職権で変更することができる。

③ 2 項の直権変更のために、担保権設定者の法人登記や商号登記を担当する登記官は、担保権設定者の商号等についての変更登記をした<sup>14)</sup>後、遅滞なく担保登記を担当する登記官に、これを通知しなければならない。

**第五十二条(担保登記簿の閲覧及び証明書の発行)** 何人も、手数料を納付して、登記事項の閲覧、又はその全部若しくは一部を証明する書面の発行<sup>15)</sup>を請求することができる。

② 1 項による登記簿の閲覧又は発行の範囲及びその方法や手数料については、大法院規則で定める。

---

訳者注<sup>14)</sup> 「終えた」、あるいは「済ました」という意味。

訳者注<sup>15)</sup> 原本は、「発給」となっているが、発行して交付するという意味であると思われる。

**第五十三条(異議申立等)**登記官の決定又は処分に対し異議のある者は、管轄の地方法院に異議申立をすることができる。

② 1項による異議申立書は、登記所に提出する。

③ 1項の異議申立は、執行停止の効力を有しない。

**第五十四条(異議申立事由の制限)**新たな事実や新たな証拠方法を根拠にして、53条による異議申立をすることはできない。

**第五十五条(登記官の措置)**登記官は、異議に理由があると認定したときには、それに該当する<sup>16)</sup>処分をしなければならない。

②登記官は、異議に理由がないと認定したときには、3日以内に意見書を付し事件を管轄の地方法院に送付しなければならない。

③登記を完了した後に異議申立がある場合、登記官は、次の各号の区分による当事者に異議申立の事実を通知し、2項の措置をしなければならない。

1 第三者が異議申立をした場合:担保権設定者及び担保権者。

2 担保権設定者又は担保権者が異議申立をした場合:その相手方

**第五十六条(異議に対する決定及び抗告)**管轄の地方法院は、意義に対し理由を付した決定をしなければならない。この場合、異議に理由があると認定するときは、登記官に対しそれに該当する処分を命じ、その旨を異議申立人及び55条3項の当事者に通知しなければならない。

② 1項の決定については、「非訟事件手続法」に従い抗告することができる。

**第五十七条(準用規定)**担保登記については、この法に別段の規定がある場合を除いて、その性質に反しない範囲において「不動産登記法」を準用する。

## 第五章 知識財産権の担保に関する特例<改正2011. 5. 19>

**第五十八条(知識財産権担保権の登録)**知識財産権者が約定により、同一の債権を担保するために2つ以上の知識財産権を担保として提供する場合には、特許原簿、著作権登録簿等のその知識財産権を登録する公的帳簿(以下、「登録簿」という。)に、この法による担保権を登録することができる。<改正2011. 5. 19>

② 1項の場合、担保の目的となる知識財産権は、その登録簿を管掌する機関が同一でなければならない。知識財産権の種類や対象を定め、又はその他にこれと類似の方法によって特定することができなければならない。<改正2011. 5. 19>

---

訳者注<sup>16)</sup> 「相応の」という意味と思われる。

〈題名<sup>17)</sup>改正2011. 5. 19〉

**第五十九条(登録の効力)** 約定による知識財産権担保権の得失変更は、その登録をしたときに、その知識財産権に対する質権の得失変更を登録したのと同じの効力が生じる。〈改正2011. 5. 19〉

②同一の知識財産権について、この法による担保権の登録やその知識財産権を規律する個別の法律による質権の登録がなされた場合、その順位は、法律に別段の規定がなければ、その前後による。〈改正2011. 5. 19〉

**第六十条(知識財産権担保権者の権利行使)** 担保権者は、知識財産権を規律する個別の法律に従い、担保権を行使することができる。〈改正2011. 5. 19〉

〈題名改正2011. 5. 19〉

**第六十一条(準用規定)** 知識財産権担保権については、その性質に反しない範囲において、動産担保権に関する2章や「民法」352条を準用する。但し、21条2項や知識財産権について規律する個別の法律において異なる旨を定めた<sup>18)</sup>場合には、この限りではない。〈改正2011. 5. 19〉

## 第六章 補則

**第六十二条(登記済み情報の安全の確保)** 登記官は、取り扱う登記済み情報の漏洩、滅失又は毀損の防止や、その他登記済み情報の安全の管理に必要な、適切な措置を設けなければならない。

②登記官や、その他登記所で登記事務に従事する人<sup>19)</sup>とその職にあった人<sup>20)</sup>は、その職務によって知るようになった登記済み情報の作成や管理に関する秘密を漏洩してはならない。

③何人も、登記を申請するか嘱託し担保登記簿に不実の登記をさせる<sup>21)</sup>目的で、登記済み情報を取得するか、又はその事情を知りながら登記済み情報を提供してはならない。

**第六十三条(大法院規則)** この法に規定した事項以外に、この法の施行に必要な事項は、大法院規則で定める。

---

訳者注<sup>17)</sup> 「タイトル」という意味。以下、同様。

訳者注<sup>18)</sup> 「異なる定めがある」、あるいは「別段の定めがある」という意味。

訳者注<sup>19)</sup> 原本は、「者」ではなく、「人」となっている。

訳者注<sup>20)</sup> 前掲注<sup>19)</sup>と同様。

訳者注<sup>21)</sup> 人にさせるという意味。

## 第七章 罰則

**第六十四条(罰則)** 次の各号のいずれかの一つに該当する人<sup>22)</sup>は、2年以下の懲役又は一千万オウン以下の罰金に処する。

1 62条2項に違反し、登記済み情報の作成や管理に関する秘密を漏洩した人<sup>23)</sup>。

2 62条3項に違反し、担保登記簿に不実の登記をさせる<sup>23)</sup>目的で、登記済み情報を取得した人<sup>24)</sup>、又はその事情を知らずながら登記済み情報を提供した人<sup>25)</sup>。

3 不正に取得した登記済み情報を、2号の目的で保管した人<sup>26)</sup>。

### 附則<第10629号、2011.5.19>

**第一条(施行日)** この法は、公布後二ヶ月が経過した日から施行する。但し、附則2条9項は、2012年6月11日から施行する。

**第二条(他の法律の改正)** ①から⑧まで省略。

⑨法律第10366号「動産・債権等の担保に関する法律」の一部を、次のように改正する。

第一条のうち、「知的財産権」を「知識財産権」にする。

第二条第1号のうち、「知的財産権」を「知識財産権」にし、同条第4号のうち、「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」に、「知的財産権」をそれぞれ「知識財産権」にし、同条第5号本文のうち、「知的財産権」を「知識財産権」にし、同条第6号のうち「知的財産権」を「知識財産権」にする。

第五章の題名の「知的財産権の担保に関する特例」を「知識財産権の担保に関する特例」にする。

第五十八条の題名の「(知的財産権担保権の登録)」を「(知識財産権担保権の登録)」にし、同条1項のうち「知的財産権者」を「知識財産権者」に、「知的財産権」をそれぞれ「知識財産権」にし、同条2項のうち「知的財産権」をそれぞれ「知識財産権」にする。

第五十九条第1項のうち、「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」に、「知的財産権」を「知識財産権」にし、同条2項のうち、「知的財産権」をそれぞれ「

---

訳者注<sup>22)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

訳者注<sup>23)</sup> 前掲注22)と同様。

訳者注<sup>23)</sup> 人にさせるという意味。

訳者注<sup>24)</sup> 前掲注22)と同様。

訳者注<sup>25)</sup> 前掲注22)と同様。

訳者注<sup>26)</sup> 前掲注22)と同様。

知識財産権」にする。

第六十条の題名の「(知的財産権担保権者の権利行使)」を「(知識財産権担保権者の権利行使)」にし、同条のうち「知的財産権」を「知識財産権」にする。

第六十一条本文のうち、「知的財産権担保権」を「知識財産権担保権」にし、同条但し書きのうち、「知的財産権」を「知識財産権」にする。

⑩から<22>まで、省略。

# 動産・債権等の担保に関する法律施行令

[施行2012. 6. 11][大統領令第22457号、2010. 10. 21、制定]

法務部(法務審議官室)02-2110-3164

**第一条(目的)** この令は、「動産・債権等の担保に関する法律」において委任された事項や、その施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第二条(動産担保権の目的物から除外される証券)** 「動産・債権等の担保に関する法律」(以下、「法」という。)3条3項3号の「無記名債権証券等、大統領令で定める証券」とは、次の各号のとおりである。

- 1 無記名債権証券。
- 2 「資産流動化に関する法律」2条4号による流動化証券。
- 3 「資本市場や金融投資業に関する法律」4条による証券。

**第三条(担保目的物の直接弁済充当等の通知)** 担保権者は、法23条1項又及び2項による通知をするとき、担保目的物の評価額又は予想売却代金からその債権額を差し引いた金額がないと認定される場合には、その旨を明らかにしなければならない。

②担保権者は、法23条1項及び2項による通知をするとき、担保目的物が複数である場合には、各担保目的物の評価額又は予想売却代金に比例して、消滅させようとする債権やその費用を明らかにしなければならない。

③法23条1項及び2項による通知は、郵便やその他の適切な方式によってすることができる。

④担保目的物に対する権利者として担保登記簿に記録されている利害関係人に対する法23条1項及び2項による通知は、受けるべき者の登記簿上の住所にする<sup>1)</sup>ことができる。

⑤担保権者が過失なくして債務者等や担保権者が知っている利害関係人の所在を知ることができず、3項による方式によって通知することができない場合には、「民事訴訟法」の公示送達に関する規定に従って通知することができる。

**附則**〈第22457号、2010. 10. 21〉

この令は、2012年6月11日から施行する。

---

訳者注<sup>1)</sup> 「登記簿上の住所に通知する」という意味。

# 動産・債権の担保登記等に関する規則

[施行2012.6.11][大法院規則第2368号、2011.11.17、制定]

法院行政処(司法登記審議官室)02-3480-1878

## 第一章 総則

いて

**第一条(目的)** この規則は、「動産・債権等の担保に関する法律」(以下、「法」という。)で委任した事項や、その施行に必要な事項を規定することを目的とする。

**第二条(担保登記簿等に使用する文字)** 登記をするか、又は申請書その他の登記に関する書面(「電子署名法」2条1号の電子文書を含む。)を作成するときには、ハングルやアラビア数字を使用しなければならない。

②1項にも関わらず、担保権設定者の商号等の大法院例規で定める事項は、その定めるところに従いハングル又はハングルやアラビア数字で記録した後、括弧の中にローマ字、漢字、アラビア数字又は符号を併記することができる。

**第三条(登記情報中央管理所と電算運営責任官)** 電算情報処理組織による登記事務処理の支援、担保登記簿の保管・管理及び登記情報の効率的な活用のために、法院行政処に登記情報中央管理所(以下、「中央管理所」という。)を置く。

②法院行政処長は、中央管理所に電算運営責任官を置き、電算情報処理組織を総合的に管理・運営しなければならない。

③法院行政処長は、中央管理所に出入者及び電算情報処理組織の使用者の身元を管理する等の必要な保安措置をしなければならない。

## 第2章 登記所と登記官

**第四条(外国法人の管轄)** 担保権設定者が外国法人である場合には、次の各号の区分による登記所を、管轄登記所とする。

1 国内に営業所や事務所の設置登記をした場合:営業所や事務所の所在地を管轄する登記所

2 国内に営業所や事務所の設置登記をしていない場合:大法院所在地を管轄する登記所

**第五条(管轄の変更)** 法人の本店又は主たる事務所の移転によって担保登記の管轄登記所が変更された場合、その法人の本店又は主たる事務所の移転登記をした<sup>1)</sup>新所在地の管轄登記所は、遅滞なく担保登記の従前の管轄登記所に対し、その事実を通知しなければならない。「商業登記法」31条により商号登記をした人<sup>2)</sup>の営業所の移転によって、担保登記の管轄登記所が変更された場合も、同様である。

②1項の通知を受けた従前の管轄登記所は、電算情報処理組織を利用し、その担保権設定者に対する登記情報資料(以下、「登記記録」という。)の処理権限を、新たな管轄登記所に引渡す<sup>3)</sup>措置をしなければならない。

**第六条(登記官の識別符号の記録)** 法40条3項の登記事務を処理した登記官が誰であるかが分かるようにする措置は、各登記官が予め付与された識別符号を記録する方法によって行う。

**第七条(登記官の業務処理の制限)** 登記官は、自己、配偶者又は4新等以内の親族(以下、「配偶者等」という。)が登記申請人であるときには、配偶者等ではない成年者2名以上の参加<sup>4)</sup>がなければ、登記することができない。配偶者等の関係が終わった後<sup>5)</sup>にも、同様である。

②1項の場合に、登記官は、調書を作成して、参加人<sup>6)</sup>と一緒に記名捺印又は署名しなければならない。

③登記官が2項の調書を作成するときには、その調書に次の各号の事項を記さなければならない。

- 1 申請人の氏名や住所。
- 2 業務処理が制限される事由。
- 3 登記の目的
- 4 申請情報の受付年月日と受付番号。
- 5 参加人<sup>7)</sup>の氏名、住所と住民登録番号。

---

訳者注<sup>1)</sup> 「済ませた」、あるいは「終えた」という意味。

訳者注<sup>2)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

訳者注<sup>3)</sup> 「引き継がせる」という意味。

訳者注<sup>4)</sup> 「立会」という意味。

訳者注<sup>5)</sup> 配偶者でなくなったという意味。

訳者注<sup>6)</sup> 立会人という意味。

訳者注<sup>7)</sup> 前掲注6)と同様。

### 第三章 担保登記簿等

**第八条(担保登記簿の保管)** 担保登記簿は、中央管理所で保管する。

②閉鎖担保登記簿についても、1項を準用する。

**第九条(登記申請書やその他の付属書類の移動等)** 登記官が戦争・天災地変その他これに準ずる事態を避けるために、申請書やその他の付属書類を登記所の外に移動させた場合には、遅滞なくその事実を地方法院長(登記所の事務を支院長が管掌する場合には、支院長をいう。44条を除いては以下同様である)に報告しなければならない。

②登記官が法院から登記申請書やその他の付属書類の送付命令又は囑託を受けたときには、その命令又は囑託と関係がある部分のみを法院に送付しなければならない。

③2項の書類が電子文書で作成された場合には、当該文書を出力<sup>8)</sup>した後、認証して送付するか電子文書で送付する。

**第十条(登記の固有番号等)** 登記記録を開設するときには、担保権設定者ごとに登記の固有番号を付与し、担保権設定登記をするときには、担保約定ごとに登記の一連番号を付与して、これを登記記録に記録しなければならない。

**第十一条(登記記録の様式)** 登記記録には、担保権設定者に関する事項を記録する担保権設定者簿を置き、担保約定別に担保権に関する事項を記録する担保権簿や、担保目的物に関する事項を記録する担保目的物簿を置く。

②動産担保登記記録は別紙第1号及び第2号の様式、債権担保登記記録は別紙第3号及び第4号の様式に従う。

**第十二条(登記簿富本資料の作成と保管)** 登記官が登記をした<sup>9)</sup>ときには、電算情報処理組織を利用し登記簿富本資料を作成しなければならない。

②登記簿富本資料は、法院行政処長が指定する場所で保管しなければならない。

③登記簿富本資料は、担保登記簿と同様に<sup>10)</sup>管理しなければならない。

---

訳者注<sup>8)</sup> プリントアウトという意味。

訳者注<sup>9)</sup> 「済ました」あるいは「終えた」がより正確。

訳者注<sup>10)</sup> 「同じ方法で」という意味。

## 動産・債権担保登記の現況と分析

2012. 11. 01.

動産・債権担保研究所  
サムゾン司法書士合同事務所  
代表司法書士キムヒョソク

## — 主要内容 —

### I 概要

### II 動産・債権担保登記の現況と分析

#### 1 申請件数の概況

#### 2 担保権の内容による現況と分析

イ 担保権者別の登記の現況と分析

ロ 担保権設定者別の申請の現況と分析

ハ 債権(極度)額別の登記の現況と分析

ニ 担保目的物に関する現況と分析

#### 3 登記種類別の申請の現況と分析

#### 4 地域(法院・登記所)別の申請の現況と分析

### III 担保登記の主要処理実績(諮問及び登記申請)

## 「動産・債権等の担保に関する法律」の施行による

### 動産・債権担保登記の現況と分析

－施行後凡そ五ヶ月間の実績を踏まえて－

司法書士 キムヒョソク<sup>1</sup>

#### I 概要

「動産・債権等の担保に関する法律」(以下、「**動産担保法**」という。)が制定されてから、2年間の準備期間を経て、6月11日から施行されるようになった。期待と関心が高まる中で、動産及び債権を目的とする**新たな担保登記制度**が始まってから、既に5ヵ月近くなっている。

筆者は、5年ほど前の2007年頃から、同じ意見のチーム員たちと一緒に、動産・債権を活用した新たな担保制度に関する多くの研究活動を行って来た。その活動の成果として、動産担保法の施行の初日に全国では初めて、動産担保権の設定登記や債権担保権の設定登記を申請し、**第1・2号の担保登記**をする<sup>1)</sup>ようになった<sup>2)</sup>。

制度が施行してから未だ初期であるにも関わらず、当初の懸念を覆して、担保登記の申請件数は相当早いスピードで増加しており、一部の金融会社を除く多くの市中銀行においても、貸出商品の販売に伴い非常に積極的に担保登記が活用されるようになってきていることから、これからも引き続き成長していくことと予想される。

2012年10月19日までに銀行の動産担保貸出における取扱額は、延べ**2,374億ウォン**にも上り、今年目標額であった2千億ウォンを18.7%も超過達成している。担保目的物は、有形資産が942.1億ウォンと最も多く、次いで**在庫資産**が936.6億ウォン、**売出債権**が474.9億ウォン、**農畜水産物**が20.6億ウォンという順であった。**企業銀行**が最も多い509億ウォンを貸し出しており、その次に**外換銀行**が422.6億ウォン、**ウリ銀行**が332.8億ウォンの順であった。

<sup>1</sup> 大韓司法書士協会法制研究委員、動産・債権担保研究所首席研究委員。

訳者注<sup>1)</sup> 「済ませた」という意味。

<sup>2</sup> 法律新聞2012. 6. 11. 1・2頁;韓国経済2012. 6. 12A10頁;ソウル経済2012. 6. 12. 26頁を参照。

■ 銀行別の動産担保貸出取扱額・取引業体数<sup>3</sup>

(単位:億ウォン、個)

銀行	有形資産	在庫資産	売出債権	農畜水産物	小計	取引先数
ウリ	128.0	151.8	53.0	-	332.8	223
国民	114.2	76.2	67.5	-	257.9	106
新韓	112.1	151.2	43.2	-	306.5	125
ハナ	63.8	85.0	-	-	148.8	40
外換	36.1	131.8	254.7	-	422.6	61
シティ	6.3	-	-	-	6.3	5
SC	-	-	-	-	-	-
産業	-	-	-	-	-	-
企業	304.0	181.0	24.0	-	509.0	342
農協	83.3	21.2	17.8	18.0	140.3	75
水協	-	-	6.5	0.4	6.9	2
大邱	47.8	-	-	-	47.8	21
釜山	12.6	-	-	-	12.6	8
光州	12.4	7.4	-	2.2	22.0	23
慶南	17.7	131.0	-	-	148.7	27
全北	3.8	-	1.2	-	5.0	3
濟州	-	-	7.0	-	7.0	1
合計	942.1	936.6	474.9	20.6	2,374.2	1,062

\*8月8日から10月19日までの累積額(資料:各銀行、金融監督院)。

本論文の目的は、6月11日から10月31日までの凡そ5ヵ月の間(以下、「対象期間」という。)に受け付けられた担保登記の現況を分析することで、動産・債権担保登記の活性化及びその定着に少しでも資しようとするものである。

但し、担保登記の申請現況は、2012年10月31日まで大法院のインターネット登記所を通して手作業で集計したものであり、又個人的に研究する目的で分析したものであることから、実際の現況とは多少不一致或いは相違点があり得ることを予め断って置く。尚、統計資料のうち一部は、大法院が2012年10月22日の報道資料で発表した、2012年10月15日までの担保登記の現況を再度引用したものもあることから、筆者が集計した資料とは時期において違いがある。

<sup>3</sup> 連合ニュースインターネット版2012. 10. 28. 速報参照。

## II 動産・債権担保登記の現況と分析

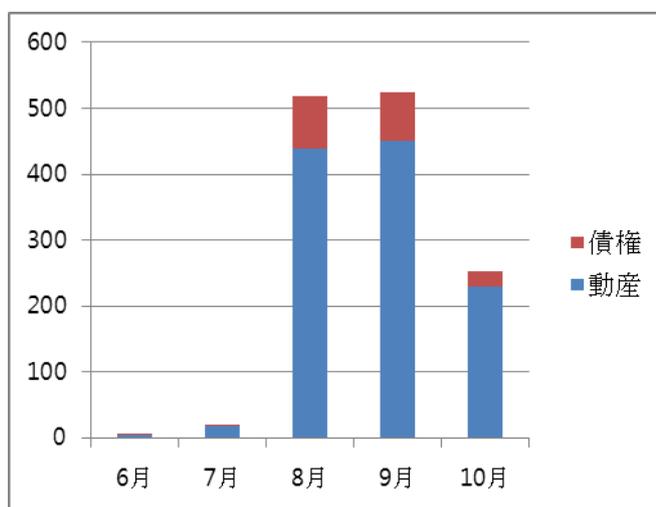
### 1 申請件数の概況

対象期間中、全国156箇所の管轄登記所に受け付けられた担保登記の申請件数の推移を見ると、6月(6件)や7月(20件)は非常に低調であったが、8月(519件)や9月(524件)には急増したことが分かる。その原因としては、2012年8月8日から金融会社が動産担保貸出商品を販売し始めたことにあると考えて無理はないであろう。金融当局が示した今年目標値が9月末に早期達成できたからか、10月には、申請件数(253件)が急激に減少したことが分かる。

#### ■ 月別の登記申請件数

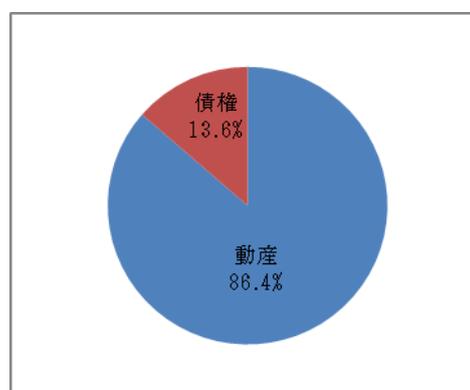
区分	6月	7月	8月	9月	10月	合計
動産	5	19	438	450	230	1,142
債権	1	1	81	74	23	180
合計	6	20	519	524	253	1,322

#### ■ 登記申請件数の増減の推移



対象期間中の全登記申請件数1,322件のうち、**動産担保**に係る登記申請は**1,142件**(86.2%)、**債権担保**に係る登記申請は**180件**(13.6%)となっており、債権担保よりも動産担保に係る申請が遥かに多いことが分かる<sup>4</sup>。

#### ■ 動産担保と債権担保の比率



<sup>4</sup> 大法院の2012年10月22日の報道資料によれば、10月15日までに了した担保登記は1,112件であり、このうち動産は947件(85.2%)、債権は165件(14.8%)であった。

## 2 担保権の内容による現況と分析

### イ 担保権者別の登記の現況と分析

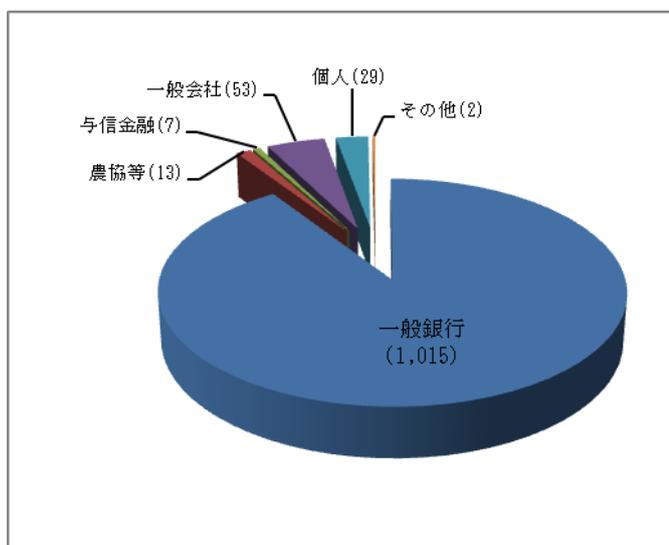
2012年10月15日まで受け付けられた動産・債権の担保登記1,119件における担保権者別の現況を見てみると、一般銀行が1,015件(90.7%)、農協・水協・貯蓄銀行が13件(1.2%)、与信専門金融業が7件(0.6%)と、**金融会社**が1,029件(92.5%)を占めている<sup>5</sup>。それに対し、一般の会社は53件(4.7%)、個人は29件(2.6%)、その他2件(0.2%)となっており、非金融圏の活用は非常に低調である。

これは、制度の施行当初金融当局が積極的に介入することによって、第一金融圏が動産担保貸出商品の販売に対し積極性を見せたことにその理由があると思われる。

#### ■ 担保権者別の現況

(2012.10.15.現在)

担保権者		件数	比率
金融会社	一般銀行	1,015	90.7%
	農・水協、貯蓄銀行	13	1.2%
	与信専門金融業	7	0.6%
一般会社		53	4.7%
個人		29	2.6%
その他		2	0.2%
合計		1,119	100%



今後、動産及び債権担保制度の活性化やその定着のためには、一般銀行のほかに金融会社は勿論一般会社や商号登記をした個人事業者等も、新たな担保制度を積極的に活用できるように、制度を宣伝し補完する必要がある<sup>6</sup>。

### ロ 担保権設定者別の申請の現況と分析

<sup>5</sup> 大法院2012年10月22日の報道資料を参照。

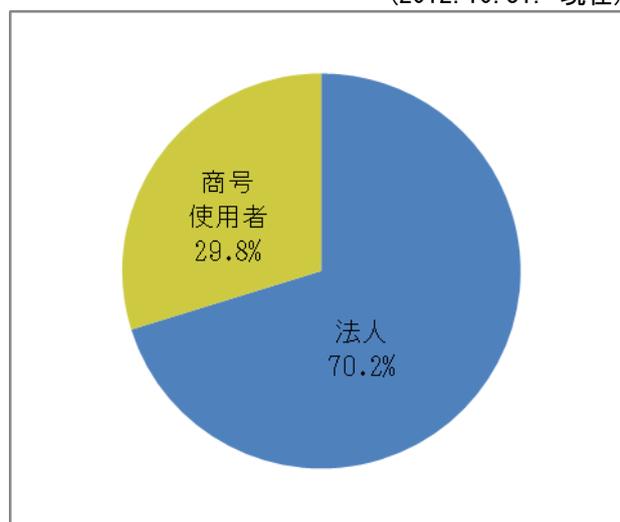
<sup>6</sup> 近年金融監督院では、牛・豚等の農畜水産物や機械類のような動産の担保物を取り扱う競売サイトを構築し、零細法人の場合、3箇年の財務諸表がなくても動産担保貸出を受けることができるように、多くの活性化方案を検討していることが言われている。

対象期間中に申請された担保登記1,322件のうち、担保権設定者が**法人**である場合は928件として全体の70.2%を、担保権設定者が**商号登記をした人**<sup>2)</sup>である場合は394件として29.8%をそれぞれ占めている<sup>7)</sup>。法人以外にも商号を登記した人<sup>3)</sup>(自然人である小商工人)が30%に上っており、法人においてもその多くは、十分な不動産の資産を有していない零細中小企業が主に利用していることが伺われる。法人の中には、一般の株式会社の他に、農業会社法人又は営農組合法人も散見できる。

#### ■ 担保権設定者別の現況

担保権設定者		件数	比率
法人	動産	753	57.0%
	債権	175	13.2%
	小計	928	70.2%
商号 使用者	動産	389	29.4%
	債権	5	0.4%
	小計	394	29.8%
外国法人		0	0%
未登記の外国法人		0	0%
<b>合計</b>		<b>1,322</b>	<b>100%</b>

(2012. 10. 31. 現在)



但し、商号登記をした設定者が、債権担保登記をしたのは僅か5件(0.4%)に過ぎず、非常に低い。さらに、担保権設定者が外国法人又は未登記の外国法人である場合には、これまで一件も確認されていない。

訳者注<sup>2)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

<sup>7)</sup> 大法院の報道資料によれば、2012. 10. 15. までの登記記録の1,053件のうち、担保権設定者が法人である場合が733件(69.6%)、商号登記をした人の場合が320件(30.4%)となっている。

訳者注<sup>3)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。

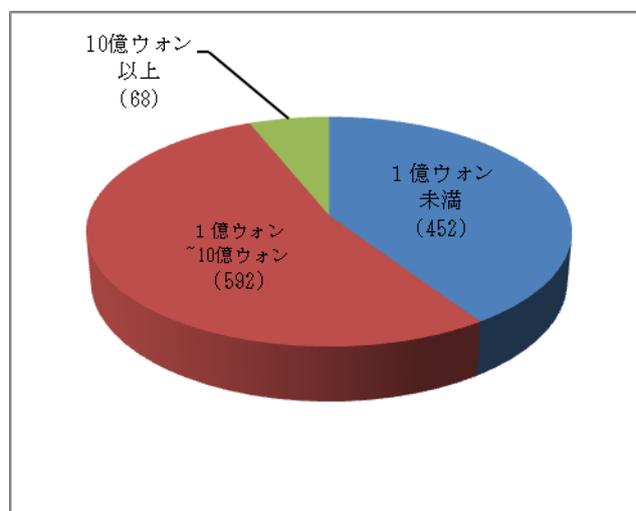
## ハ 債権(極度)額別の登記の現況の分析

2012年10月15日まで完了された1,112件の担保登記のうち、債権(極度)額が1億ウォン未満は452件(40.7%)、1億ウォン以上10億ウォン未満は592件(53.2%)、10億ウォン以上は68件(6.1%)であった。特に、動産担保登記の最低額は144万ウォンとなっており、最高額は384億ウォンであるのに対し、債権担保登記の最低額は123万ウォン、最高額は130億ウォンであることが把握できた。従って、小額の資金の需要のみならず、数百億ウォンに上る資金の調達においても、動産・債権の担保制度が有用に活用されていることが確認できる。

### ■ 債権(極度)額別の現況

(2012.10.15.現在)

債権(極度)額	件数		備考
1,000万ウォン未満	動産	14	最低144万ウォン
	債権	3	最低123万ウォン
1,000万ウォン以上 1億ウォン未満	動産	394	
	債権	41	
1億ウォン以上 10億ウォン未満	動産	492	
	債権	100	
10億ウォン以上	動産	47	最高384億ウォン
	債権	21	最高130億ウォン
合計	1,112		



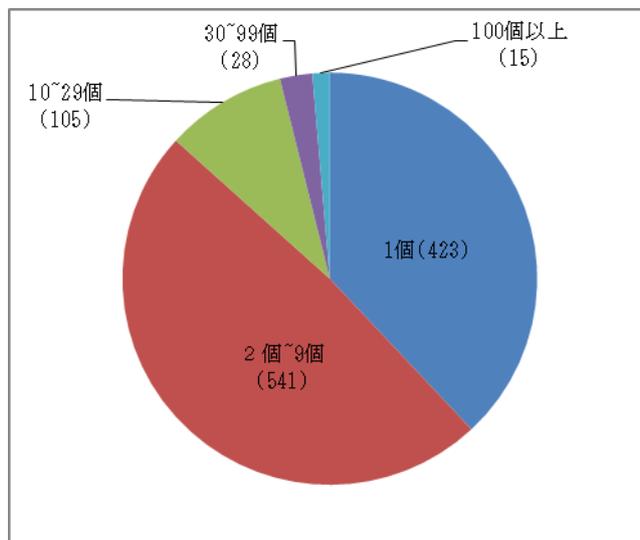
## ニ 担保目的物に関する現況と分析

2012年10月15日まで担保登記が完了した、述べ1,112件の担保目的物の個数は、11,614個で一件当たり10個程度であった。事件当たりの担保目的物の個数が1個であるのは423件(38.0%)、10個未満は964件(86.7%)、30個未満は1,069件(96.1%)であった。これを目的物別に区分すると、**動産**の場合は平均12個として、最大で1,524個、最小で1個(275件)であるのに対し、**債権**の場合には、平均が1.42個として、最大で34個で、最小で1個(148件)である。

■ 担保目的物の個数別現況

(2012.10.15.現在)

目的物の個数	件数		備考
10個未満	動産	801	1個:275件
	債権	163	1個:148件
10個以上 30個未満	動産	104	
	債権	1	
30個以上 100個未満	動産	27	
	債権	1	最大34個
100個以上	動産	15	最大1,524個
	債権	0	
合計	1,112		

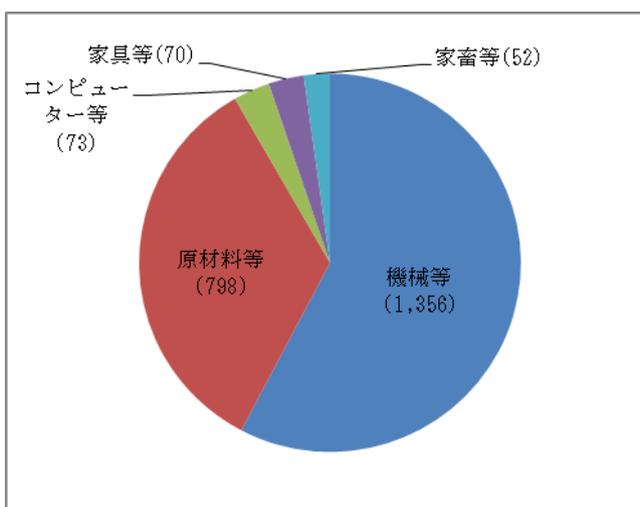


動産の種類(300件の標本抽出の分析結果)は、機械及び機械の部品が1,356個(57.7%)、原材料及び半製品(農水産物を含む。)が798個(34.0%)、コンピューター等のIT機器が73個(3.1%)、家具及び事務用品が70個(3.0%)、家畜が52個(2.2%)等であった。

■ 動産種類別の現況

(300件標本抽出)

種類	個数	比率
機械及び機械の部品	1,356	57.7%
原材料及び半製品	798	34.0%
コンピューター等のIT機器	73	3.1%
家具及び事務用品	70	3.0%
家畜	52	2.2%
合計	2,349	100%



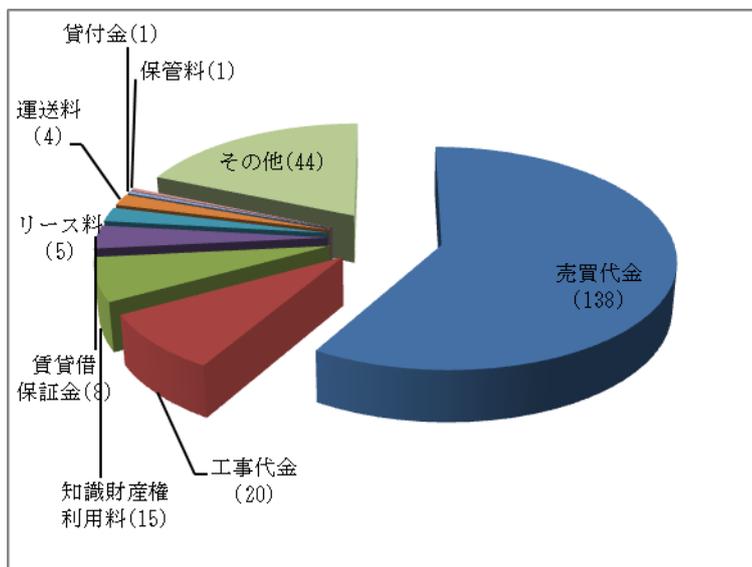
債権の種類(236件全部)は、売買代金債権が138件(58.5%)、工事代金債権が20件(8.5%)、知識財産権の利用料債権が15件(6.4%)、賃貸借保証金の返還債権が8件(3.4%)、

リース料債権が5件(2.1%)、運送料(運賃)債権が4件(1.7%)、貸付金債権が1件(0.4%)、保管料債権が1件(0.4%)、その他の債権が44件(18.6%)であった。

### ■ 債権種類別の現況

(236件全部)

種類	件数	比率
売買代金債権	138	58.5%
工事代金債権	20	8.5%
知識財産権利用料債権	15	6.4%
賃貸借保証金の返還債権	8	3.4%
リース料債権	5	2.1%
運送料(運賃)債権	4	1.7%
貸付金債権	1	0.4%
保管料債権	1	0.4%
その他の債権	44	18.6%
合計	236	100%



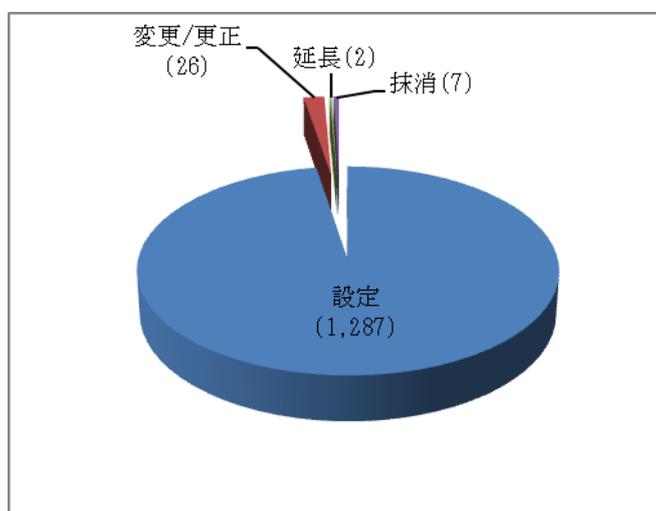
### 3 登記種類別の申請の現況と分析

2012年10月31日まで受け付けられた1,322件を、**登記種類別**に見てみると、担保権設定が1,287件(97.4%)、変更又は更正が26件、延長が2件、抹消が7件である。

### ■ 登記種類別の現況

(2012.10.31.現在)

登記の種類	件数		比率
設定登記	動産	1,111	97.4%
	債権	176	
変更・更正登記	動産	24	1.9%
	債権	2	
延長登記	動産	2	0.2%
	債権	0	
抹消登記	動産	5	0.5%
	債権	2	
合計	1,322		100%



最初に担保権を創設する設定登記の場合、**根担保権**がその殆どであるが、稀に**通常の担保権**として申請し後に更正登記を申請するか、又は取下げた後再度根担保権を申請する場合も多く見られる。通常の担保権の登記と根担保権の登記は、はっきり区別すべきであろう。

変更・更正登記は、**根担保権の更正**が殆どであるが、稀に**登記名義人の表示の更正**(2件)や**担保権設定者の更正**(2件)があるほか、**根担保権の変更登記**(2件)もあった。

登記が施行されてまもないにも関わらず、**抹消登記**(7件)が多数申請されたのは、当初の登記申請を誤ったケースが殆どであろうと推定され、**延長登記**(2件)の場合もやはり同じであろうと思われる。

その他、登記の申請件数には含まれていないものの、商業登記所の**通知**による担保権設定者の変更登記(職権)が13件、担保権の設定や更正登記を**取下げた**場合が32件、**却下**が1件あった。取下げの場合には、その多くは、補正が不可能であるか或いは申請の錯誤及び管轄違反の登記申請がその原因として把握することができる。

#### 4 地域(法院・登記所)別の申請の現況と分析

担保登記の業務を取り扱う全国156箇所の登記所に、2012年10月31日までに受けられた登記の申請件数を**地方法院別**に集計した結果、**水原地法**<sup>4)</sup>が最も多い321件であり、次いで**仁川地法**が176件、**ソウル中央地法**が143件、**昌原地法**が115件、**大邱地法**が111件、**光州地法**が107件の順であった。

---

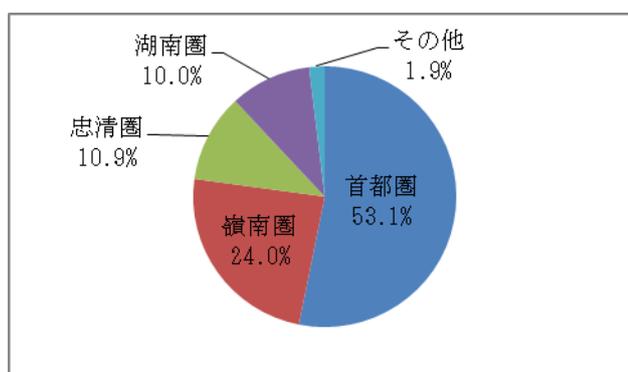
訳者注<sup>4)</sup> 「地裁」とのこと。以下、同様。

## ■ 全国の法院別担保登記の申請現況

地方法院	件数	動産担保登記			債権担保登記			担保権設定者	
		法人	商号	小計	法人	商号	小計	法人	商号
ソウル中央	143	61	33	94	46	3	49	107	36
議政府	62	32	24	56	6	-	6	38	24
仁川	176	83	62	145	31	-	31	114	62
水原	321	222	74	296	25	-	25	247	74
春川	18	12	3	15	3	-	3	15	3
大田	83	60	11	71	12	-	12	72	11
清州	61	45	6	51	8	2	10	53	8
大邱	111	61	37	98	13	-	13	74	37
釜山	57	24	29	53	4	-	4	28	29
蔚山	35	16	19	35	-	-	-	16	19
昌原	115	47	61	108	7	-	7	54	61
光州	107	70	27	97	10	-	10	80	27
全州	26	18	2	20	6	-	6	24	2
済州	7	2	1	3	4	-	4	6	1
合計	1,322	753	389	1,142	175	5	180	928	394

圏域別には、首都圏の地方法院（ソウル、議政府、仁川、水原）に受け付けられた登記事件が702件（53.1%）を占めており、その次に嶺南圏（大邱、釜山、蔚山、昌原）が318件（24%）、忠清圏（大田、清州）が144件（10.9%）、湖南圏（光州、全州）が133件（10%）、その他（江原、済州）が25件（1.9%）の順である。

## ■ 圏域別の申請現況



登記所別の登記申請件数を見てみると、最も多かったのは、ソウル中央地法登記局の143件(10.8%)であり、その次が仁川地法登記局の103件(7.8%)、水原地法華城登記所の77件(5.8%)、水原地法安山支院登記課の66件(5.0%)、光州地法登記局の60件(4.5%)の順である。

#### ■ 登記申請件数の上位15箇登記所

順位	法院/支院/登記所	申請件数	動産担保登記			債権担保登記			担保権設定者	
			法人	商号	小計	法人	商号	小計	法人	商号
1	ソウル中央/登記局	143	61	33	94	46	3	49	107	36
2	仁川/登記課	103	53	40	93	10	-	10	63	40
3	水原/華城	77	42	29	71	6	-	6	48	29
4	水原/安山/登記課	66	59	7	66	-	-	-	59	7
5	光州/登記局	60	33	22	55	5	-	5	38	22
6	釜山/登記課	57	24	29	53	4	-	4	28	29
7	仁川/富川/登記課	49	11	19	30	19	-	19	30	19
8	大邱/登記課	48	21	21	42	6	-	6	27	21
9	水原/安山/始興	46	29	15	44	2	-	2	31	15
10	昌原/金海	45	17	25	42	3	-	3	20	25
11	昌原/登記課	39	13	23	36	3	-	3	16	23
12	水原/平澤/登記課	27	18	3	21	6	-	6	24	3
13	大田/天安/登記課	26	21	2	23	3	-	3	24	2
14	仁川/富川/金浦	24	19	3	22	2	-	2	21	3
15	蔚山 /登記課	20	9	11	20	-	-	-	9	11

それに対し、制度施行後5ヵ月の間、一件の担保登記も受け付けられていない登記所(48ヶ所)を含めて、申請件数が5件以下である登記所が109箇所(69.9%)に上る等、地域別・登記所別の偏差は非常に激しい。

### Ⅲ 担保登記の主要処理実績(諮問及び登記申請)

#### <動産担保登記>

- 2012.06.11.ソウル中央地法登記局、動産根担保権の設定(全国第1号登記)  
(集合動産—図書類、債権極度額1,000万ウォン)
- 2012.07.03.光州地法咸平登記所、動産根担保権の設定  
(集合動産—豚肉類)
- 2012.07.03. 清州支院陰城登記所、動産根担保権の設定  
(集合動産—豚肉類)
- 2012.09.19. 昌原支法巨濟登記所、動産根担保権の設定  
(個別動産—機械類、債権極度額54億ウォン)
- 2012.09.21. 仁川地法富川登記所、動産根担保権の設定  
(集合動産—電子部品類、債権極度額2,880万ウォン)
- 2012.09.25. 水原地法始興登記所、動産根担保権の設定  
(個別動産—機械類、債権極度額3億ウォン)
- 2012.09.27. 大田支院世宗登記所、動産根担保権の設定  
(個別動産—機械類、債権極度額1億2千万ウォン)

#### <債権担保登記>

- 2012.06.11.ソウル中央地法登記局、債権根担保権の設定(全国第2号登記)  
(将来債権—動産売買代金債権、債権極度額1千万ウォン)
- 2012.09.10. ソウル中央支法登記局、債権根担保権の設定  
(現存債権—動産売買代金債権、債権極度額5,760万ウォン)
- 2012.09.10. ソウル中央地法登記局、債権根担保権の設定  
(現存債権—動産売買代金債権、債権極度額1,440万ウォン)
- 2012.10.25. 仁川地法登記課、債権根担保権の設定  
(将来債権—動産売買代金債権、債権極度額2億4千万ウォン)

動産・債権担保研究所  
サムゾン司法書士合同事務所

ソウル特別市瑞草区瑞洞1555-16(2階)  
電話:02-535-0987、ファックス:02-533-9449  
ホームページ <http://lawagent.kr>  
E-mail : hskim4055@hanmail.net

[別紙第1号様式] 担保権設定者が法人である場合の動産担保登記記録

登記固有番号 0000-000000 登記一連番号 000000

【担保権設定者】 (担保権設定者に関する事項)			
表示番号	商号/名称	法人登録番号	本店/主事務所
			登記の原因及び登記の日付

【担保権】 (担保権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付	登記の原因
			担保権者及びその他の事項

【担保目的物】 (担保目的物に関する事項)		
一連番号	動産の種類	保管場所/特性
		その他の事項

[別紙第2号様式] 担保権設定者が商号を登記した人<sup>1)</sup>である場合の動産担保登記記録

登記固有番号 0000-000000 登記一連番号 000000

【担保権設定者】 (担保権設定者に関する事項)			
表示番号	氏名、住民登録番号、住所	商号及び営業所	登記の原因及び登記の日付

【担保権】 (担保権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付	登記の原因 担保権者及びその他の事項

【担保目的物】 (担保目的物に関する事項)		
一連番号	動産の種類 保管場所/特性	その他の事項

訳者注<sup>1)</sup> 「者」ではなく、「人」となっている。以下、同様。

[別紙第3号様式] 担保権設定者が法人である場合の債権担保登記記録

登記固有番号 0000-000000 登記一連番号 000000

【担保権設定者】 (担保権設定者に関する事項)			
表示番号	商号/名称	法人登録番号	本店/主事務所
			登記の原因及び登記の日付

【担保権】 (担保権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付	登記の原因
			担保権者及びその他の事項

【担保目的物】 (担保目的物に関する事項)		
一連番号	債権の種類	債権の発生原因及び発生年月日
		目的債権の債権者及び債務者
		その他の事項

[別紙第4号様式] 担保権設定者が商号を登記した人である場合の債権担保登記記録

登記固有番号 0000-000000 登記一連番号 000000

【担保権設定者】 (担保権設定者に関する事項)			
表示番号	氏名、住民登録番号、住所	商号及び営業所	登記の原因及び登記の日付

【担保権】 (担保権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付	登記の原因
			担保権者及びその他の事項

【担保目的物】 (担保目的物に関する事項)			
一連番号	債権の種類	債権の発生原因及び発生年月日	目的債権の債権者及び債務者
			その他の事項



## 第4編 諸外国の制度の概要

— 中 国 —

森・濱田松本法律事務所  
弁護士 射手矢好雄

## 中国の浮動抵当登記制度及び債権譲渡登記制度のご報告

### I 浮動抵当制度

#### 一、 法律規定

##### 1. 「物権法」

第181条（企業の生産設備等に対する抵当権の設定）

当事者の書面協議を経て、企業、個人商工業者及び農業生産経営者は、現有の及び将来有する生産設備、原材料、半製品及び製品に抵当権を設定することができ、債務者が期限到来債務を履行しない場合、又は当事者が約定した抵当権の実行の事由が発生した場合は、債権者は、抵当権を実行する際の動産について優先弁済を受ける権利を有する。

第189条（企業の生産設備等に対する抵当権の成立）

企業、個人商工業者及び農業生産経営者は、本法第 181 条に定める動産に抵当権を設定する場合、抵当権設定者の住所地の工商行政管理部門にて登記を行わなければならない。 抵当権は、抵当権設定契約の効力が生じたときより成立する。登記を経っていない場合は、善意の第三者に対抗することはできない。

本法第 181 条の規定に従い抵当権を設定する場合、正常な経営活動においてすでに合理的な代金を支払い、かつ抵当財産を取得している買受人に対抗することはできない。

第23条（動産物権の設定及び譲渡）

動産物権の設定及び譲渡は、引渡のときより効力が生じる。但し、法律に別段の定めがある場合はこの限りでない。

##### 2. 「動産抵当権登記規則」（国家工商行政管理総局、2007年10月12日公布・施行）

- 2条：抵当権設定者所在地の県レベルの工商行政管理部門が登記機関である。
- 3条：登記機関に、「動産抵当権登記書」および抵当契約当事者の資格証明を提出
- 4条：「動産抵当権登記書」には、下記の事項を記載する。
  - ① 抵当権設定者及び抵当権者の名称（氏名）、住所地
  - ② 代理人名称
  - ③ 被担保債権の種類、金額
  - ④ 担保の範囲

- ⑤ 債務履行期限
  - ⑥ 抵当財産の名称、数量、品質、状況、所在地、所有権又は使用権帰属
  - ⑦ 抵当権設定者及び抵当権者の書名又は捺印
- 5条：登記機関は、「動産抵当権登記書」受理後、その場で、登記専用印を捺印し、捺印日付を記入する。
  - 10条：登記機関が、「動産抵当権登記書」、「動産抵当権変更登記書」、「動産抵当権抹消登記書」に基づいて作成する「動産抵当権登記簿」は、一般公衆が閲覧できるようにする。
  - 11条：関連単位及び個人は、合法的な身分証明書をもって、登記機関において、関連動産抵当権登記を閲覧、抄録又はコピーすることができる。
  - 12条：反担保、最高額抵当も本規定を適用

## 二、 登記制度

上記条文から、登記は、第三者対抗要件であり、抵当権効力発生要件ではない。

## 三、 登記実務

「動産抵当権登記規則」が規定したとおり、浮動抵当については、抵当権設定者所在地の県レベルの工商管理部門が登記機関であるので、全国レベルの登記ネットワーク、オンライン照会制度は確立されていない。また、北京、上海、雲南省等の工商管理部門のホームページ及び電話による調査によれば、各地の工商管理部門は、動産の抵当と同じ方法で管理し、浮動抵当について特別の管理をしていないようである。なお、浮動抵当の利用規模、利用者、実務等に関する文献はほとんど見つからず、下記の四の問題点でまとめたとおり、民法理論上の問題点の指摘にとどまる文献が多いのが現状である。

## 四、 問題点<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 参考文献は下記のとおりである。

・ 「物権法動産浮動抵当制度若干問題研究」 鐘婧鸞。  
<http://mall.cnki.net/magazine/article/NMLX201102007.htm>

・ 「浮動抵当権登記制度研究」 高聖平、孔嘉。「中国工商管理研究」2009年第3期, 58-62

・ 「現行浮動抵当制度の欠陥及び再構成」 蔡清明。  
<http://hunanfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=33530>

・ 「我国の浮動抵当実務運用中のリスク防止」 黄建洲。  
[http://www.nblawyer.com/view1.asp?id=1455&News\\_bclassid=13](http://www.nblawyer.com/view1.asp?id=1455&News_bclassid=13)

#### 1. 抵当権設定者の主体が広すぎる

- ① イギリスは会社に限定し、日本は株式会社に限定していることに対し、中国は、「企業、個人商工業者及び農業生産経営者」が利用できる」と規定している。立法経緯としては、中小企業や農民の融資難を解決するために「個人商工業者及び農業生産経営者」を主体として追記したとの説明がある。但し、信用制度が整備されていない中、財産を不当に移転するおそれのあるこれらの主体に利用させることは、抵当権者にリスクを移転してしまうおそれがある。
- ② 企業には、パートナーシップ企業も含まれ、「個人商工業者及び農業生産経営者」と合わせて、オーナーが無限責任を負う主体も含まれる。また、個人資産と企業の資産が区分されていないものもあり、この点も、不動産として適切ではないと思われる。
- ③ 「農業生産経営者」の定義が明確ではなく、どのようなものがこれに含まれるかは明確ではないとの問題もある。営業許可証等の登録義務がないことから、その主体の適合性も証明しにくい。また、売上、規模等で範囲を確定することも適切ではない。

#### 2. 抵当物の範囲が狭すぎる

- ① 生産設備、原材料、半製品及び製品の四つの動産に限定したのは、抵当権の安全性を考えたかも知れないが、融資機能を高める観点からは、抵当物を限定することは適切ではない。
- ② 交通工具、事務用品、不動産、知的財産権、売掛債権、持分、株式、手形等を含む、企業の全ての財産を担保の対象に拡大すべきである。

#### 3. 抵当権実現方法が限定されている

- ① 浮動抵当について特別な実現方法を規定しておらず、競売、時価換算、換価したことにより得た代金による弁済の一般的な方法しか利用できない。諸外国で一般的に利用されている **Receivership** 制度は存在しない。

#### 4. 優先権の規定が明確ではない

- ① 物権法 199 条は、同一財産に二つ以上の抵当権が設定された場合、登記の前後の順位に従い弁済すると規定している。この原則規定は、浮動抵当の抵当権実行事由が生じた後に適用されるには問題ないが、下記の問題について、説明できない。
- ② 例えば、浮動抵当が設定された後、一部の資産に固定抵当が設定される場合、両者の優先関係はどうなるかは明確ではない。また、後で登記した浮動抵当が先に期限到来した場合、先に登記した浮動抵当権との優先関係はどうなるかも明確ではない。

#### 5. 抵当権設定者の経営自由権の範囲が明確ではない

- ① 物権法 189 条 2 項は、浮動抵当は、抵当権設定者は正常な経営活動に対抗で

きないと規定しているのみで、どのような処分行為が正常な経営活動範囲に含まれるかの原則的又は例示的基準がないため、紛争が生じやすい。

- ② 当事者間の契約により、正常な経営活動を制限できるか、他の浮動抵当、または固定抵当権を設定できない旨の約束が有効か等について、明確な規定がない。

## II 債権譲渡登記制度

担保手段として債権譲渡については、中国法上特別な規定はなく、「契約法」上の一般的な規定が適用される。契約法第 80 条によれば、債権の譲渡は、債務者に通知して初めて債務者に対して効力が発生する。実務上は、ファクタリング関連の債権譲渡取引も、下記の債権質権登記システムと同じシステムで登記がなされている。

債権質権登記に関する法律規定、登記実務、問題点は下記のとおりである。

### 一、 法律規定

#### 1. 物権法

第228条（売掛金に対する質権の設定）

売掛金に質権を設定する場合、当事者は、書面により契約を締結しなければならない。質権は、貸付信用リスク管理機構が質権登記を行ったときに成立する。

売掛金は、質権設定後においては、これを譲渡してはならない。但し、質権設定者と質権者が協議により同意した場合はこの限りでない。質権設定者が売掛金を譲渡したことにより得た代金については、質権者に対する債務の繰上弁済に用い、又は供託をしなければならない。

#### 2. 「売掛債権質権登記規則」（中国人民銀行、2007年10月1日施行）

- 2条：中国人民銀行信用リスクセンター（中国語では、「征信中心」）が売掛債権の登記機関である。
- 4条：売掛債権とは、権利者が一定の貨物、サービス又は施設を提供することにより獲得した、義務者に対して支払を要求する権利を指し、現在の及び将来の金銭債権及び収益を含むが、手形又はその他有価証券から生じる支払請求権は含まない。売掛債権には、下記のものが含まれる。

1. 販売による債権で、貨物の販売、水・電気・ガス・熱の供給及び知的財産権のライセンス等を含む
  2. 動産又は不動産のリースによる債権
  3. サービス提供による債権
  4. 道路、橋、トンネル等の不動産に費用徴収権
  5. 貸付又はその他の信用を提供することによる債権
- 5条：複数の質権が同一売掛債権に設定された場合、登記の順序により質権を執行する。
  - 6条：登記公示システムを通じて質権登記を行う。
  - 7条：質権登記は、質権者又はその受託者が行う。
  - 10条：登記内容には以下を含む：質権設定者と質権者の基本情報、売掛債権の記述、登記期間、主債権金額（optional）
  - 12条、13条：登記期間は、質権者が自主的に規定するが、最長5年とする。期間満了後、質権登記は自動的に失効する。期間満了90日前に、延長可能。一回以上延長可能だが、毎回の延長期間は5年を超えてはならない。
  - 14条：質権登記に、新しい売掛債権を追加した場合、追加部分は新規質権登記と見なし、登記時期は、新しい売掛債権を登記公示システムに提出した時間とする。
  - 19条：質権設定者又はその他の利害関係者は、登記内容に錯誤がある場合、質権者に対して変更登記を要求する権利を有し、これに応じない場合は、異議登記を行うことができる。
  - 21条：異議登記日から15日以内に質権設定者又はその他の利害関係者が訴訟を提起しない場合、信用リスクセンターは異議登記を抹消する。
  - 22条：信用リスクセンターは裁判所の確定判決又は裁決により、異議登記又は質権登記を抹消しなければならない。
  - 25条：如何なる単位又は個人は、登記公示システムにユーザー登録した後、売掛債権の質権登記情報を照会することができる。
  - 26条、27条：ユーザー登録していない人も、質権設定者の正式名称（法人の場合）、又は身分証明書番号（個人の場合）をもって、照会でき、信用リスクセンターは、かかる照会要請にこたえなければならない。
  - 31条：登記抹消又は登記期間満了後も15年間記録を保存する。

### 3. 中国人民銀行信用センター売掛債権質権登記操作規則（中国人民銀行信用センター、2007年10月1日公布、2009年8月10日改正）

- 4条：普通ユーザー（照会のみ）と常用ユーザー（登記+照会）に分けられる。
- 13条：売掛債権に対する記述は、概略的なものと具体的なものの両方がある

が、質権対象となる売掛債権を識別できるレベルである必要がある。

- 25 条：当該登記システムは、ファクタリング業務（中国語では、「保理業務」）における売掛債権の譲渡についても、権利公示サービスを提供する。売掛債権の譲渡登記も本規則を適用する。

## 二、 登記制度

上記条文から、登記は、売掛債権質権の効力発生要件である。中国人民銀行の信用リスクセンターに会員として登録し、一定費用を払った場合は、売掛債権質権登記、債権譲渡登記に関する実例を照会することができる。

## 三、 登記実務<sup>2</sup>

- 中国人民銀行の信用リスクセンターの登記実務は、2007 年 10 月 1 日に開始した。毎月の登記数は、約 3 万件（2008 年）から 8 万件（2012 年）に増えている。ファクタリングと関連する債権譲渡登記の割合も、全体の 20%（2008 年）から、50% 近く（2012 年）まで増えている。
- 2007 年 10 月から 2012 年度第 2 四半期までの統計は、登記が 60 万件、照会が 80 万件に達している。
- 質権設定者の中で、中小企業が 85%（数量ベース）、45%（融資額ベース）を占めている。質権者の中で、銀行が圧倒的に多い（9 割以上）。
- 裁判実務では、中国人民銀行の信用リスクセンターにおける登記資料そのものが、質権設定対象の権利に対する優先弁済権の証拠として認められている。
- 社債発行の担保として、売掛債権の質権が利用された例も出ている。
- 中国人民銀行の信用リスクセンターの特徴：①全国統一のインターネット情報システムである、②質権設定契約を提示する必要がなく、質権設定者、質権者、質権対象権利などの情報のみを要求する、③当事者が自ら入力するもので、登記情報の真実性、合法性、正確性については、質権者が責任を負う、④照会方法が簡便である。
- 中国人民銀行の信用リスクセンターの成功から、動産の抵当について、全国において統一の登記公示システムを構築する必要があるとの提案がある。

<sup>2</sup> 参考文献は下記のとおりである。

・「売掛債権質権登記公示システム運行一年状況紹介」中国人民銀行信用リスクセンター。

<http://www.beijing.gov.cn/pbcyyglb/jrzs/zxzs/P020081020507333938062.doc>

・「動産融資登記公示システム専門報告第 55 期」中国人民銀行信用リスクセンター。

<http://file.pbcerc.org.cn/%E4%B8%9A%E5%8A%A1%E6%96%87%E6%A1%A3/%E4%B8%93%E9%A2%98%E6%8A%A5%E5%91%8A/%E5%8A%A8%E4%BA%A7%E8%9E%8D%E8%B5%84%E7%99%BB%E8%AE%B0%E5%85%AC%E7%A4%BA%E7%B3%BB%E7%BB%9F%E4%B8%93%E9%A2%98%E6%8A%A5%E5%91%8A%E7%AC%AC55%E6%9C%9F.pdf>

#### 四、 問題点<sup>3</sup>

1. 登記実務と密接に係る根拠規定である「売掛債権質権登記規則」（中国人民銀行、2007年10月1日施行）及び「中国人民銀行信用センター売掛債権質権登記操作規則」（中国人民銀行信用センター、2007年10月1日公布、2009年8月10日改正）は、立法法の規定に適合して制定された規定ではないため、その効力に問題があるとの見解がある。例えば、売掛債権に対する定義など法律、行政法規に規定すべき内容を、部門規則で規定していることから、有効か否か、裁判所が判決の際に引用できるか等が問題となっている。
2. 質権設定者の名称、身分証明書番号等が変更された場合、変更後4ヶ月以内に、質権者は変更登記をしなければならず、変更登記をしない場合は、質権は無効となるとの規定（15条）があるが、変更登記ができなかったことに対して過失の有無を問わず、契約上の権利を無効にすることは問題があるとの指摘がある。
3. 登記期間に関する規定（12条、13条）も、物権法の規定（主債権の訴訟時効内で権利行使ができるとの202条の規定）や司法解釈（当事者の約束又は登記機関が要求する登記期間は法的拘束力を有しないとの担保法に関する司法解釈）と矛盾し、この効力に問題があるといわれている。
4. 登記機関はシステムの原因による登記ミスについてのみ責任をおり、登記情報に対してはなんらの審査も行わず、その真実性等については、質権者が責任を負う。

---

3 参考文献は下記のとおりである。

・「売掛債権質権に関する若干問題の分析及び検討」金振朝。

[http://article.chinalawinfo.com/Article\\_Detail.asp?ArticleId=58295](http://article.chinalawinfo.com/Article_Detail.asp?ArticleId=58295)

## 第4編 諸外国の制度の概要

—— アメリカ・カナダ・オーストラリア ——

立教大学法学部准教授  
藤澤 治奈

## 第1．報告書の趣旨

債権譲渡は、不動産等の物的担保や保証に依存しない資金調達手法として、特に中小企業にとって、重要な役割を果たしている。しかし、現在の債権譲渡に関する民法の規定は、現代の取引における要請に対応することができていないのではないかと指摘されている。特に対抗要件制度については、債務者をインフォメーション・センターとする制度であることによって債務者に過大な負担を強いていることや、公示性が十分ではないことなどが問題点として指摘されている。

そこで、民法（債権関係）の改正に関する中間試案では、改正案の一つとして、金銭債権の譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するという考え方が示されている。

このような考え方に対して、実務界からは、現在の債権譲渡登記制度には問題があり、制度が抜本的に改善されるのであれば賛成することができる旨の意見が表明されている。しかし、現在のところ、債権譲渡登記制度に関する具体的な改善提案が示されているとは言い難い。

そこで、本報告書では、債権譲渡登記制度に関する具体的な改善提案の作成に資するため、諸外国、特に北米の参考となる制度の調査の報告を行う。報告書で取り扱う外国は、諸外国に先駆けて債権譲渡登記制度を成立させたアメリカ、そして、アメリカの制度を継受したカナダおよびオーストラリアである。

## 第2. アメリカの債権譲渡登記制度

### 1. はじめに

連邦制を採用するアメリカは、連邦および 50 州プラス $\alpha$ の法域 (jurisdiction) を有している。本報告書のテーマである債権譲渡は、契約法の一部をなしており、契約法は、連邦法ではなく、州法に属する。

そこで、一般的に言えば、債権譲渡は、州によって異なる契約法により規律されることになる。

しかし、商取引に関するルールを統一化・現代化するために、1951年には、統一商事法典 (Uniform Commercial Code、以下では「UCC」として引用する) が成立した。UCC は、統一州法の一つであり、これを各州が採択することにより、各州内で法源としての効力を有する。UCC は、1972年には、52の法域で採択されるに至った。

UCC は、11の編からなる統一州法であるが、そのうち債権譲渡を規律するのは、主に第9編である。UCC 第9編は、「担保取引」と題されており、担保取引 (secured transactions) と題されており、基本的には、動産担保および債権担保を対象としたものである。しかし、債権譲渡取引においては、担保目的の取引と真正の譲渡とを区別することが困難であることから、UCC 第9編は、一定の債権の真正譲渡をも対象としている。

したがって、アメリカの債権譲渡は、UCC の適用がある債権譲渡については、全米共通の UCC のルールにより規律され、適用がない部分は、一般法である州法によって規律されていると整理することができる。

そこで、本報告書では、一般法について簡単に紹介した後、多くの債権譲渡取引を規律する UCC 第9編における債権譲渡制度および債権譲渡登記 (ファイリング) 制度について紹介を行う。

## 2. アメリカの債権譲渡制度

### (1) 債権譲渡の一般法

先述の通り、アメリカにおける債権譲渡は、州によって異なる契約法によって規律されている。本来であれば、各州の契約法を検討する必要があるかもしれないが、アメリカの契約法は、リステイトメント (Restatement) にまとめられている。リステイトメントとは、アメリカにおける判例法を条文の形にまとめ、説明 (comment) と例 (illustration) を付したものである。ALI (アメリカ法律協会、American Law Institute) により作成されたものであり、法源としての拘束力があるわけではないが、実際に当事者、裁判所によってしばしば引用され、アメリカ法の統一に一定の役割を果たしている。そこで、本報告書では、第二次契約法リステイトメント (Restatement (Second) of Contract) の内容を紹介し、アメリカの債権譲渡に関する一般的なルールの説明としたい。

また、売買契約によって発生する債権の譲渡については、UCC 第 2 編 (売買) においても言及されている。そこで、UCC 第 2 編の規定が存在する問題については、その条文も紹介することとする。

#### ア. 債権の譲渡

第二次契約法リステイトメント第 317 条によれば、債権譲渡は、譲渡人の意思表示によって行われる。債権譲渡の意思表示がなされると、譲渡人が債務者に対して有していた履行を求める権利は消滅し、譲受人が当該権利を取得することになる。

ただし、債権譲渡が、債務者の義務の内容を本質的に変更することになるような場合、債務者の負担やリスクを大幅に増加させる場合、債務者が対価を取得する可能性を大幅に減じる場合、対価の価値を大幅に減じる場合などは、債権の譲渡は認められない。

また、契約により債権の譲渡が排除されている場合には、債権の譲渡は認められない。

なお、売買契約において、売主または買主が有する権利について、UCC § 2-210(a)が、これと同趣旨のルールを定めている。

#### イ. 将来債権の譲渡

なお、債権譲渡の時点で存在していた債権だけではなく、将来発生する債権も譲渡することは可能である。ただし、譲渡可能であるのは、債権発生基礎となる継続的な取引関係や使用関係が債権譲渡の時点で存在している場合に限られる。そのような関係が存在していない場合には、債権譲渡があったとしても、それは、債権が発生した時点で譲渡するという約束にとどまるとされている (第二次契約法リステイトメント第 321 条)。

#### ウ. 債権譲渡の債務者対抗要件

債務者は、債権譲渡の通知（①債権が譲渡され、②債務の履行は譲受人に対してなされるべき旨の通知）がなされるまでは、譲渡人に対して弁済することで、債務を免れることができる。反対に、通知を受けた後は、譲渡人に弁済しても、その弁済は無効となる（第二次契約法リステイトメント第 338 条）。

日本法にいう債務者対抗要件（民法 467 条）は、アメリカにおいては、債務者に対する通知であると言えよう。

#### エ. 債務者の抗弁

債務者は、譲渡人に対して有していた抗弁を、譲受人に対しても主張することができる。しかし、債権譲渡の通知を受けた後に発生した抗弁については、この限りではない（第二次契約法リステイトメント第 336 条）。

#### オ. 債務者の承諾

では、債権譲渡につき債務者の承諾があった場合は、どのように扱われるのであろうか。日本法においては、承諾が債務者対抗要件および第三者対抗要件の役割を果たし（民法 467 条）、さらには、異議なき承諾が抗弁の切断をもたらすことから（同法 468 条 1 項）、承諾は実務上重要な意義を有している。民法（債権関係）改正作業においては、承諾を対抗要件具備の手段の一つとして維持すべきか、事前の承諾による抗弁の切断の効果をどのように認めるかなどが、大きな論点となっている<sup>1</sup>。

アメリカにおいては、第二次契約法リステイトメント第 323 条により、債務者による事前の債権譲渡の承諾は、有効であるとされている。また、事後的な承諾も有効である。

承諾は、債権譲渡を有効にするために不可欠なものではないが、一定の効果を有している。先述したとおり、リステイトメント 317 条は、債権譲渡が、債務者の義務の内容を本質的に変更することになるような場合、債務者の負担やリスクを大幅に増加させる場合、債務者が対価を取得する可能性を大幅に減じる場合、対価の価値を大幅に減じる場合などは、債権の譲渡は認められないと規定していた。しかし、債務者による承諾があった場合には、これらの債権譲渡の禁止がクリアされることもあるという<sup>2</sup>。また、債権の一部譲渡の場合に、一部のみの行使を制限するルールが存在するが（第二次契約法リステイトメント第 326 条）、債務者による承諾があった場合には、一部行使が認められることもある。

ここで注意すべき点は、債権譲渡についての承諾があったからといって、これらの効果が必ず認められるわけではないという点である。個々の承諾の趣旨を解釈し、そこから、一定の効果が導かれるとのことである。

つまり、アメリカ法における債権譲渡の承諾は、債務者対抗要件や第三者対抗要件とな

<sup>1</sup> 「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」240 頁以下、252 頁以下参照。

<sup>2</sup> 第二次契約法リステイトメント第 323 条のコメント a 参照。

るわけではなく、広範な抗弁の切断をもたらすものでもない。

#### カ．債権譲渡の第三者対抗要件

アメリカにおける債権譲渡の第三者対抗要件（**perfection**）をめぐるルールは、非常に複雑なものになっている<sup>3</sup>。複雑さの原因の一つは、日本法において、「第三者」として同一に扱われる差押債権者と第二譲受人とが、別々に扱われる点にある。

##### （ア）差押債権者との関係

まず、債権譲渡の後に、譲渡人の債権者が譲渡された債権を差し押さえた場面を検討する。

日本法において、譲受人が差押債権者に対して債権譲渡を主張するためには、確定日付のある通知または承諾の存在が必要である（民法 467 条 2 項）。

これに対してアメリカ法においては、債権の譲受人は、差押債権者に対して、常に優先する（第二次契約法リステイメント第 341 条）。差押債権者に対しては、第三者対抗要件を備える必要はないというのが、アメリカの一般法である。

##### （イ）第二譲受人との関係

では、一つの債権が、複数の譲受人に対して譲渡されてしまった場合、譲受人間の優劣はどのように決せられるのか。

各州の立場は、三つに分かれるという<sup>4</sup>。

第一の立場は、**イングリッシュ・ルール**と呼ばれるもので、譲渡の先後を問わず、先に債務者に譲渡の通知を行った譲受人が優先するという立場である。日本法における債権譲渡の対抗要件と類似した考え方であるが、アメリカでは、少数派である。

第二の立場は、**ニューヨーク・ルール**と呼ばれるもので、通知の先後を問わず、先に譲渡を受けた譲受人が優先するという立場である。

第三の立場は、**マサチューセッツ・ルール**と呼ばれるもので、第二の立場に例外を認めるものである。契約法リステイメントは、この立場に立っている（第二次契約法リステイメント第 342 条）。マサチューセッツ・ルールにおいても、ニューヨーク・ルールと同様に、原則として第一譲受人が優先するが、一定の要件のもとで、第二譲受人が優先することもある。まず、第二譲受人は、先行の債権譲渡につき善意無過失で、有償で債権を譲り受けている必要がある。次に、①債務者から支払等の債権の満足を受けたこと、②債務者に対して勝訴判決を得たこと、③更改によって債務者と新たな契約を締結したこと、④債権譲渡の徴表または証拠として通常授受される書面の占有を得たことのうち、どれか一

---

<sup>3</sup> この問題については、角紀代恵『受取勘定債権担保金融の生成と発展』（有斐閣、2008 年）が詳しい。

<sup>4</sup> 角・前注 4・8 頁以下

つを満たせば、第二譲受人は、第一譲受人に優先する。

## (2) UCC 第9編の適用範囲

以上のように、アメリカの債権譲渡制度は、特に第三者対抗要件の点で、不明確で不安定なものである。そこで、UCC 第9編により、債権譲渡をめぐるルールが現代化、統一化されることとなった。

現在では、債権譲渡の取引の多くが UCC 第9編によって規律されると考えられることから、まずは、その適用範囲を明らかにしておく。

### ア. 動産および債権

UCC 第9編は、人的財産 (**personal property**) を目的とする担保取引を規律する。人的財産とは、物的財産 (**real property**、不動産) 以外の財産のことであり、動産および債権が中心的なものである。

つまり、UCC 第9編においては、動産と債権とが、原則として共通の規律に服し、また、共通の登記制度によって公示が行われている。

### イ. 担保取引および真正譲渡

UCC 第9編は、担保取引 (**secured transactions**) と題されており、動産担保および債権担保を対象としたものである。しかし、債権譲渡取引においては、担保目的の取引と真正の譲渡とを区別することが困難であることから、UCC 第9編は、一定の債権の真正譲渡をも対象としている。

適用範囲に含まれるのは、売掛債権 (**account**)、動産担保証書 (**chattel paper**)、その他の金銭債権 (**payment intangible**)、約束手形 (**promissory note**) の売買である (§ 9-109(a))。

多くの債権譲渡が UCC 第9編の適用を受けることになるが、適用されないものもある。例えば、賃金債権、不動産の賃料債権、一定の不法行為債権の譲渡などについては、UCC 第9編は適用されない (§ 9-109(d))。

### ウ. 当事者

日本法において、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の対象となるのは、法人がする動産または債権の譲渡だけである。そのため、自然人が債権譲渡を行う場合には、民法上の対抗要件を備える他ないが、法人が債権譲渡を行う場合には、民法上の対抗要件制度と動産債権譲渡特例法上の対抗要件制度とが併存するという、複雑な状態が生じている。

これに対して、UCC 第9編は、法人、自然人の区別なく適用される。つまり、自然人が、債権の譲渡人である場合にも、UCC 第9編の定める公示制度が利用できる。他方で、自然人が譲渡人である場合に、どのように個人を特定するかなど、後述するよういくつかの

問題が生じている。

### (3) UCC 第9編における債権譲渡

#### ア. 債権の譲渡

UCC 第9編においては、担保目的の債権譲渡は、債務者 (debtor、債権の譲渡人) と担保権者 (secured party、債権の譲受人) との間の担保権設定契約 (security agreement) によって行われる。当事者が、契約内でどのような文言を用いていたかとは無関係であり、何らかの債権を担保する目的で、一定の財産上に債権者の利益が設定されている場合は、担保権 (security interest) の設定を目的とする担保権設定契約があったとされる。なお、担保権の設定 (attachment) が認められるためには、担保権設定契約が締結されただけでは不十分である。①対価が授受されたこと、②債務者が担保目的物に対する権利または処分権を有していること、③担保目的物を記載した担保権設定契約に債務者が署名したことなどが必要とされている。

また、債権の真正譲渡については、先述したように、売掛債権、動産担保証書、その他の金銭債権、約束手形の売買契約 (sale) があった場合が、UCC 第9編の適用対象となる。

#### イ. 将来債権の譲渡

UCC 第9編の大きな特徴の一つは、将来債権譲渡 (真正譲渡および担保目的の譲渡の両方を含む) を、明文で認めていることにある。かつてのアメリカでは、将来債権譲渡の有効性につき疑義があったことから、これを正面から有効としたことが、UCC 第9編の意義の一つであった。

将来債権譲渡は、契約中の「事後取得財産条項 (after-acquired property clause)」によって行われる (§ 9-204(a))。事後取得財産条項とは、「譲渡目的物に、債務者が現に有している財産のみならず、将来取得することになる財産をも含める」という趣旨の契約条項であり、担保権設定契約または売買契約中に、このような条項を挿入することで、将来債権譲渡が可能である。

なお、将来債権譲渡とは若干異なるが、UCC 第9編において、債権の包括的譲渡を可能にするもう一つの制度について、ここで言及しておきたい。

UCC 第9編は、事後取得財産条項の有効性に加えて、将来貸付条項の有効性も認めている (§ 9-204(b))。将来貸付条項とは、担保権設定契約に定められた担保目的物が、将来発生する被担保債権をも担保することを定める契約条項である。この条項の有効性が認められることにより、いわば極度額のない根担保が可能になる。また、同じ条文において、売掛債権、動産担保証書、その他の金銭債権、約束手形の売買について、当初の対価とは別の対価を加えることも認められている。債権の真正譲渡であっても、根担保と同様の機能を果たすことができる。

#### ウ. 債権譲渡禁止特約の効力

なお、先述したとおり、債権譲渡の一般法においては、債務者と債権者（譲渡人）との合意により債権の譲渡が禁止されていれば、その合意は有効であるとされている。

しかし、UCC 第 9 編においては、そのような合意の効力は制限されている。売掛債権、動産担保証書、その他の金銭債権、約束手形につき、これらの債権の譲渡や債権への担保権設定を禁じたり、制限したり、債務者の同意を必要としたりする合意は、無効である。また、債権の譲渡や債権への担保権設定が、債務者と債権者（譲渡人）との間で契約違反となるような契約条項も無効とされる（§ 9-406(d)）。

#### エ. 債権譲渡の債務者対抗要件

UCC の 9-406(a)は、譲渡対象債権の債務者が弁済により免責される条件を規定している。債務者は、債権譲渡の通知（①債権が譲渡され、②債務の履行は譲受人に対してなされるべき旨の通知）がなされるまでは、譲渡人に対して弁済することで、債務を免れることができる。この通知には、譲渡人または譲受人による検認（**authentication**）がなされている必要がある。反対に、通知を受けた後は、譲受人に弁済することによって免責され、譲渡人に弁済しても免責はなされない。

日本法にいう債務者対抗要件（民法 467 条）は、UCC 第 9 編においては、債務者に対する検認のある通知であると言えよう。

#### オ. 債務者の抗弁

譲渡対象債権の債務者は、債務者と譲渡人との間の合意を譲受人に対しても対抗することができる。また、債務者が譲渡人または譲受人から検認のある債権譲渡通知を受けるまでに発生した譲渡人に対する抗弁は、譲受人に対しても対抗することができる（§ 9-404(a)）。

債務者の抗弁に関する UCC 第 9 編の特徴は、債務者の抗弁の切断条項（**agreement not to assert defenses against assignee**）の効力についての明確な規定を有していることである（§ 9-403）。

債務者が債権の譲受人に対して抗弁などを主張しないという債務者と譲渡人との間の合意は、有効であり、債権の譲受人は債務者に対してこの合意の効力を主張することができる。ただし、これには、一定の条件が付されている。条件は、①譲受人が債権を有償で取得していること、②譲受人が抗弁につき善意で債権を譲り受けたこと、③譲受人が譲渡対象債権につき所有権または占有権の主張があることを知らずに債権を譲り受けたことなどである。

#### カ. 第三者対抗要件

UCC 第 9 編においても、差押債権者に対する対抗要件と第二譲受人に対する対抗要件は、区別されている。この区別は、UCC 第 9 編においては、第三者に対して権利を主張する局

面ではなく、後述する担保オプションとの関係で顕在化してくる<sup>5</sup>

UCC 第 9 編が定める主要な対抗要件は、登記 (filing、ファイリング) である。債権の譲受人は、与信公示書 (financing statement) をファイリングすることにより、自らの権利を第三者に対抗することができる (§ 9-310(a))。債権の譲受人が複数登場した場合には、登記の先後によって、その優劣が決せられる。

ただし、UCC 第 9 編上、登記以外の第三者対抗要件が規定されている債権も存在する。まず、預金債権においては、支配 (control) により対抗要件を備えなくてはならない。また、動産担保証券や有価証券については、登記による対抗要件具備も認められるが、占有により対抗要件を備えることもできる。

なお、約束手形およびその他金銭債権の売買については、対抗要件に関する例外規定が置かれており、売買があっただけで当然に第三者に対抗できるものとされている (§ 9-309(3), (4))。これは、改正前の UCC 第 9 編において、これらの債権の売買が UCC の適用を受けなかったことに由来する例外規定である。

#### キ. 担保オプション<sup>6</sup>

なお、UCC 第 9 編における登記制度の特徴を指摘しておく。その特徴とは、UCC 第 9 編におけるファイリングとは、日本法における対抗要件のように譲渡や担保権設定を公示するものではなく、担保権者 (債権の譲受人) に担保オプションを与えるものであるという点である。

というのも、担保権者 (債権の譲受人) は、債権の譲渡に先立ってファイリングを備えておくことができる (§ 9-502(d))。そして、その後、債権譲渡がなされれば、譲受人の優先順位は、ファイリングの時に遡る<sup>7</sup>。

そして、このような登記制度の特徴から、最初にファイリングを行った者には、以下のような優先権も与えられることになる。例えば、第一譲受人が、自らが譲渡人に対して有する債権を担保するために、譲渡人が有する売掛債権上に担保権の設定を受け、譲渡人が現在有する売掛債権および将来取得する売掛債権を目的物とするファイリングを行ったとする。その後、第二譲受人が登場し、自らが譲渡人に対して有する債権を担保するために、同じ売掛債権上に担保権の設定を受けた。さらにその後、第一譲受人が、新たに譲渡人に対して貸付を行い同じ売掛債権上に担保権の設定を受けた場合、第一譲受人は、新たな被担保債権についても第二譲受人に優先することになる。

このように、UCC 第 9 編のファイリングは、債権者 (債権の譲受人) に非常に強力な地

---

<sup>5</sup> 注 7 参照。

<sup>6</sup> 担保オプションという概念については、森田修『アメリカ倒産担保法—「初期融資者の優越」の法理』(商事法務、2005年)第2章参照。

<sup>7</sup> なお、債権の譲受人と差押債権者との間においては、このような担保オプションは認められない。あくまで、債権の譲渡およびファイリング (またはその他の対抗要件具備) と差押リーエンの取得との先後によって、両者の優劣が決定される (§ 9-317(a))。

位を与えるものである点で日本法の債権譲渡登記とは異なっており、これが、UCC 第 9 編の制度が広く使われている理由の一つである。

### 3. アメリカの債権譲渡登記制度

前項では、UCC 第 9 編における債権譲渡の対抗要件具備の主要な方法として、登記（ファイリング）制度があることを述べた。そこで、ここでは、登記制度の詳細につき、紹介を行う。

#### (1) 登記の方法

##### ア. 登記の場所

UCC 第 9 編の登記は、各州により設置された登記所（filing office）に、与信公示書をファイルすることにより行われる（§ 9-501(a)）。なお、与信公示書には、UCC1 という定型書式が存在している（参考資料 2-1 参照）。

多くの州において、登記所は、州務長官（Secretary of State）の管轄下にある。

##### イ. 登記の手続き

登記所の登記官（filing officer）は、与信公示書が提出されると、これを審査した上で受理する。この時点で、ファイリングには番号が付されて、この番号によりファイリング間の優劣が決められる。また、登記官は、目録（index）を作成し、この目録が検索の際の手掛かりとなる。与信公示書を検索しようとする者は、この目録にアクセスすることができ、目録から分かるファイリング番号により、与信公示書の謄本を入手することができる。

しかし、このような検索システムの二重性は、ある問題を生じさせていた。与信公示書の受理の後に、登記官による目録の作成というプロセスが介在するため、与信公示書が受理されてから、すなわち、ファイリングが優先順位を得てから、そのファイリングが目録に登場するまでに、一定のタイムラグが存在していたのである<sup>8</sup>。そのため、ある時点で既にファイリングが存在するか否かを、その時点で正確に確認することはできなかった。

##### ウ. オンラインによる手続き

近年では、各州が、「e-filing」といったオンラインの手続を提供している。紙ベースで与信公示書を提出するのではなく、ウェブ上で一定の書式に記入し、情報を送信することにより、ファイリングが可能になっている（参考資料 2-2 参照）。

---

<sup>8</sup> 森田・前注 6・113 頁

なお、オンライン手続により、上述のタイムラグの問題は解消されつつある。情報の送信から、その情報が検索可能になるまでに、どの程度のタイムラグがあるかは、州によって異なるのであろうが、例えば、ワイオミング州の **e-filing** に関しては、情報入力後即時にファイリングがなされるのがこの制度の利点であるといった説明がなされている<sup>9</sup>。

## (2) 与信公示書 (financing statement) の記載内容

では、与信公示書には、どのような記載がなされるのであろうか。

与信公示書の必要的記載事項は、①債務者 (譲渡人) 名、②担保権者 (譲受人) 名、③目的物である (§ 9-502)。なお、ここで、必要的記載事項とは、この情報が欠けていた場合には、債権譲渡は対抗要件を備えていない (**not perfected**) とされることを意味する。

さらに、与信公示書には、追加的記載事項が定められている (§ 9-516)。追加的記載事項には、債務者 (譲渡人) の住所、担保権者 (譲受人) の住所などがある。また、債務者 (譲渡人) が組織の場合には、組織の形態、組織の所在法域、組織を特定する番号も追加的記載事項とされている。なお、ここで、追加的記載事項とは、以下のことを意味する。この情報が欠けていた場合には、登記官 (**filing officer**) は、与信公示書の受理を拒絶しなくてはならない。ただし、登記官が与信公示書を受理し、登記がなされた場合には、当該登記は有効であり、債権譲渡は対抗要件を備えていることになる。

以上の記載事項を定型化したものとして、先述の UCC1 という書式がある (参考資料 2-1 参照)。譲渡人は、この書式に記入又は入力し、与信公示書を提出することになる。

では、各記載事項には、どの程度の記載が要求されるのか。必要的記載事項について検討した後、記載に誤りがあった場合の処理を紹介する。

### ア. 債務者 (債権の譲渡人) 名

UCC 第 9 編における登記は人的編成主義になっており、検索は、譲渡人の「名前」によって行われるのが通常である (参考資料 2-3 参照)。そこで、名前の記載方法及び誤記の場合の処理が問題となる。

債務者 (債権の譲渡人) 名は、それが登録された組織 (**registered organization**) である場合には、登録名称を記載する必要がある。これに対して、個人が債務者 (債権の譲渡人) である場合には、比較的広い範囲で名前の記載が許容される。

### イ. 担保権者 (債権の譲受人) 名

与信公示書の記載事項については先述したが、与信公示書には、被担保債権額 (債権の真正譲渡の場合には対価) の記載がない。つまり、後順位の債権の譲受人は、先順位の担保権者 (債権の譲受人) が存在する場合には、登記を見ただけでは、自らが得られる優先権の範囲を知ることはできず、担保権者 (債権の譲受人) に確認をして初めてそれを知る

<sup>9</sup> <https://ucc.state.wy.us/ExLogin.asp> 参照

ことになる。そこで、担保権者（債権の譲受人）の名も一定程度重要な情報と考えられるが、UCC 第 9 編は、債務者（債権の譲渡人）のような詳細なルールは規定していない。

#### ウ. 目的物の記載 (indication of collateral)

与信公示書には、目的物の記載が必須とされているが、実は、この記載は、包括的なもので十分であるとされている。

UCC § 9-504 条によれば、与信公示書が「全ての財産 (all asset)」や「全ての人的財産 (personal property)」をカバーするという記載で十分である。

もちろん、当事者間の担保権設定契約または債権の売買契約において、目的物が特定されている必要はあるが、それは、公示には反映されないのである。

#### エ. 記載の誤り

では、与信公示書の記載に誤りがあった場合、その与信公示書の効力はどうなるか。

UCC は、与信公示書に些細な誤りや省略があったとしても、その効力は有効であるとしている (§ 9-506(a))。

しかし、誤りや省略に重大な誤導性 (seriously misleading) がある場合に登録が無効とされる。一体どのような記載に「重大な誤導性」があるかをめぐっては、多くの紛争が生じており、判例が数多く存在する。

なお、債務者名に変更があった場合には、変更から 4 カ月以内に登録を変更しないと、その後に債務者が取得する担保目的物については、対抗要件具備が認められないことになる。これに対して、担保権の移転により担保権者が変更になった場合には、これをファイリングする必要はなく、新たな担保権者は、第三者に対して自らの権利を対抗することができる (§ 9-310(c))。

以上のように、与信公示書の記載に厳密さを求めず、少ない情報を公示しさえすれば対抗要件具備が認められるのが、UCC 第 9 編の特徴である。

【参考資料 2 - 1】 与信公示書の書式 (UCC1)

**UCC FINANCING STATEMENT**

FOLLOW INSTRUCTIONS (front and back) CAREFULLY

A. NAME & PHONE OF CONTACT AT FILER [optional]

---

B. SEND ACKNOWLEDGMENT TO: (Name and Address)

**Print**   **Reset**

THE ABOVE SPACE IS FOR FILING OFFICE USE ONLY

**1. DEBTOR'S EXACT FULL LEGAL NAME** - insert only one debtor name (1a or 1b) - do not abbreviate or combine names

1a. ORGANIZATION'S NAME

---

OR

1b. INDIVIDUAL'S LAST NAME      FIRST NAME      MIDDLE NAME      SUFFIX

---

1c. MAILING ADDRESS      CITY      STATE      POSTAL CODE      COUNTRY

---

1d. <b>SEE INSTRUCTIONS</b> Not Applicable	ADD'L INFO RE ORGANIZATION DEBTOR	1e. TYPE OF ORGANIZATION	1f. JURISDICTION OF ORGANIZATION	1g. ORGANIZATIONAL ID #, if any
---	-----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------------------------

NONE

**2. ADDITIONAL DEBTOR'S EXACT FULL LEGAL NAME** - insert only one debtor name (2a or 2b) - do not abbreviate or combine names

2a. ORGANIZATION'S NAME

---

OR

2b. INDIVIDUAL'S LAST NAME      FIRST NAME      MIDDLE NAME      SUFFIX

---

2c. MAILING ADDRESS      CITY      STATE      POSTAL CODE      COUNTRY

---

2d. <b>SEE INSTRUCTIONS</b> Not Applicable	ADD'L INFO RE ORGANIZATION DEBTOR	2e. TYPE OF ORGANIZATION	2f. JURISDICTION OF ORGANIZATION	2g. ORGANIZATIONAL ID #, if any
---	-----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	---------------------------------

NONE

**3. SECURED PARTY'S NAME** (or NAME of TOTAL ASSIGNEE of ASSIGNORS/P) - insert only one secured party name (3a or 3b)

3a. ORGANIZATION'S NAME

---

OR

3b. INDIVIDUAL'S LAST NAME      FIRST NAME      MIDDLE NAME      SUFFIX

---

3c. MAILING ADDRESS      CITY      STATE      POSTAL CODE      COUNTRY

4. This FINANCING STATEMENT covers the following collateral:

5. ALTERNATIVE DESIGNATION (if applicable):							
<input type="checkbox"/> LESSEE/LESSOR	<input type="checkbox"/> CONSIGNEE/CONSIGNOR	<input type="checkbox"/> BAILEE/BAILOR	<input type="checkbox"/> SELLER/BUYER	<input type="checkbox"/> AG. LIEN	<input type="checkbox"/> NON-UCC FILING		
6. <input type="checkbox"/> This FINANCING STATEMENT is to be filed [for record] (or recorded) in the REAL ESTATE RECORDS. Attach Addendum [if applicable].				7. Check to REQUEST SEARCH REPORT(S) on Debtor(s) [optional].		All Debtors    Debtor 1    Debtor 2	
8. OPTIONAL FILER REFERENCE DATA							

【参考資料 2-2】オンラインで登記をする場合の入力画面

**ELECTRONIC UCC FINANCING STATEMENT** (Required items are in red and marked by a reding \*\*\*)

A. Name & Phone of Contact at Filer (Optional):

B. Filer Information:  
 Organization's Name

OR Individual's Last Name First Name Middle Name Suffix Email Address \*\*

Mailing Address City State Postal Code Country UNITED STATES

Card No. \* (Amex/BK/Mx) Exp. Month \*\* Year \*\* Card Holder's Zip Code \*

January 2013

**DEBTOR 1** - Enter the debtor's exact full legal name. Use either line 1a or 1b, but not both. Do not abbreviate or combine names. The mailing ADDRESS and CITY are required. If an organization name is entered in 1a then 1d and 1e must be completed.

1a. Organization's Name

OR 1b. Individual's Last Name \* First Name Middle Name Suffix

1c. Mailing Address \* City \* State \* Postal Code Country UNITED STATES

1d. Type of organization 1e. Jurisdiction of organization 1f. Organization ID#, if any  No Org ID#

**DEBTOR 2** - Enter the debtor's exact full legal name. Use either line 2a or 2b, but not both. Do not abbreviate or combine names. The mailing ADDRESS and CITY are required. If any) If an organization name is entered in 2a then 2d and 2e must be completed.

2a. Organization's Name

OR 2b. Individual's Last Name \* First Name Middle Name Suffix

2c. Mailing Address \* City \* State \* Postal Code Country UNITED STATES

2d. Type of organization 2e. Jurisdiction of organization 2f. Organization ID#, if any  No Org ID#

**DEBTOR 3** - Enter the debtor's exact full legal name. Use either line 3a or 3b, but not both. Do not abbreviate or combine names. The mailing ADDRESS and CITY are required. If any) If an organization name is entered in 3a then 3d and 3e must be completed.

3a. Organization's Name

OR 3b. Individual's Last Name \* First Name Middle Name Suffix

3c. Mailing Address \* City \* State \* Postal Code Country UNITED STATES

3d. Type of organization 3e. Jurisdiction of organization 3f. Organization ID#, if any  No Org ID#

---

**SECURED PARTY'S NAME** \* (or NAME of TOTAL ASSIGNOR or ASSIGNOR SP) - Insert only one secured party name (4a or 4b).

4a. Organization's Name

OR 4b. Individual's Last Name \* First Name Middle Name Suffix

4c. Mailing Address \* City \* State \* Postal Code Country UNITED STATES

5.  Additional Secured Parties or  Assignor SP'S NAME - Insert only one name (5a or 5b)

5a. Organization's Name

OR 5b. Individual's Last Name \* First Name Middle Name Suffix

5c. Mailing Address \* City \* State \* Postal Code Country UNITED STATES

This Financing Statement covers the following collateral (Up to 4000 characters may be entered):

ALTERNATIVE DESIGNATION - If you wish to use alternate terms for the debtor and secured party, check the appropriate box below.

6. ALTERNATIVE DESIGNATION (if applicable)  Lessor/Lessor  Consignee/Consignor  Bailor/Bailor  Seller/Buyer  N/A

7. Check  if applicable. Debtor is a  Trust or  Trustee acting with respect to property held in trust or  Decedent's Estate or  N/A

8. Check  if applicable.  Transmitting Utility  Manufactured Home - effective 30 years  Public Finance - effective 30 years  Agricultural Lien  Non-UCC Filing  N/A

9. Optional Filer Reference Data

**FILE**

【参考資料 2-3】 オンラインの検索画面

**New York State Department of State**  
**Uniform Commercial Code**  
NYS Standard Debtor Search

*Enter Name and Select Search Criteria.*  
*(Required items are in red and marked by a trailing "\*\*")*

Business Name \*

or

Last Name \*

First Name (Optional)

Middle Name(Optional)

Suffix(Optional)

City(Optional)

State(Optional)

Filing Status  All Filings  Unlapsed Filings

File Type  All Filings  Federal Tax Liens

Search Button Reset Button Help Button

• This search will retrieve filings against a named business or individual. It is identical in search logic to those searches performed on requests by the Department of State. It will not retrieve similar names or variants.

Should you wish to search for certain similar names or name variants, please search our "Other Debtor Search Options."

## **Chapter 15 - Assignment and Delegation**

### **§ 316 Scope of This Chapter**

- (1) In this Chapter, references to assignment of a right or delegation of a duty or condition, to the obligee or obligor of an assigned right or delegated duty, or to an assignor or assignee, are limited to rights, duties, and conditions arising under a contract or for breach of a contract.
- (2) The statements in this Chapter are qualified in some respects by statutory and other rules governing negotiable instruments and documents, relating to interests in land, and affecting other classes of contracts.

### **§ 317 Assignment of a Right**

- (1) An assignment of a right is a manifestation of the assignor's intention to transfer it by virtue of which the assignor's right to performance by the obligor is extinguished in whole or in part and the assignee acquires a right to such performance.
- (2) A contractual right can be assigned unless
  - (a) the substitution of a right of the assignee for the right of the assignor would materially change the duty of the obligor, or materially increase the burden or risk imposed on him by his contract, or materially impair his chance of obtaining return performance, or materially reduce its value to him, or
  - (b) the assignment is forbidden by statute or is otherwise inoperative on grounds of public policy, or
  - (c) assignment is validly precluded by contract.

### **§ 321 Assignment of Future Rights**

- (1) Except as otherwise provided by statute, an assignment of a right to payment expected to arise out of an existing employment or other continuing business relationship is effective in the same way as an

assignment of an existing right.

- (2) Except as otherwise provided by statute and as stated in Subsection (1), a purported assignment of a right expected to arise under a contract not in existence operates only as a promise to assign the right when it arises and as a power to enforce it.

### **§ 323 Obligor's Assent to Assignment or Delegation**

- (1) A term of a contract manifesting an obligor's assent to the future assignment of a right or an obligee's assent to the future delegation of the performance of a duty or condition is effective despite any subsequent objection.
- (2) A manifestation of such assent after the formation of a contract is similarly effective if made for consideration or in circumstances in which a promise would be binding without consideration, or if a material change of position takes place in reliance on the manifestation.

### **§ 324 Mode of Assignment in General**

It is essential to an assignment of a right that the obligee manifest an intention to transfer the right to another person without further action or manifestation of intention by the obligee. The manifestation may be made to the other or to a third person on his behalf and, except as provided by statute or by contract, may be made either orally or by a writing.

### **§ 336 Defenses Against an Assignee**

- (1) By an assignment the assignee acquires a right against the obligor only to the extent that the obligor is under a duty to the assignor; and if the right of the assignor would be voidable by the obligor or unenforceable against him if no assignment had been made, the right of the assignee is subject to the infirmity.
- (2) The right of an assignee is subject to any defense or claim of the obligor which accrues before the obligor receives notification of the assignment, but not to defenses or claims which accrue thereafter except as stated in this Section or as provided by statute.

- (3) Where the right of an assignor is subject to discharge or modification in whole or in part by impracticability, public policy, non-occurrence of a condition, or present or prospective failure of performance by an obligee, the right of the assignee is to that extent subject to discharge or modification even after the obligor receives notification of the assignment.
- (4) An assignee's right against the obligor is subject to any defense or claim arising from his conduct or to which he was subject as a party or a prior assignee because he had notice.

### **§ 337 Elimination of Defenses by Subsequent Events**

Where the right of an assignor is limited or voidable or unenforceable or subject to discharge or modification, subsequent events which would eliminate the limitation or defense have the same effect on the right of the assignee.

### **§ 338 Discharge of an Obligor After Assignment**

- (1) Except as stated in this Section, notwithstanding an assignment, the assignor retains his power to discharge or modify the duty of the obligor to the extent that the obligor performs or otherwise gives value until but not after the obligor receives notification that the right has been assigned and that performance is to be rendered to the assignee.
- (2) So far as an assigned right is conditional on the performance of a return promise, and notwithstanding notification of the assignment, any modification of or substitution for the contract made by the assignor and obligor in good faith and in accordance with reasonable commercial standards is effective against the assignee. The assignee acquires corresponding rights under the modified or substituted contract.
- (3) Notwithstanding a defect in the right of an assignee, he has the same power his assignor had to discharge or modify the duty of the obligor to the extent that the obligor gives value or otherwise changes his position in good faith and without knowledge or reason to know of the defect.
- (4) Where there is a writing of a type customarily accepted as a symbol or as evidence of the right assigned, a discharge or modification is not effective

- (a) against the owner or an assignor having a power of avoidance, unless given by him or by a person in possession of the writing with his consent and any necessary indorsement or assignment;
- (b) against a subsequent assignee who takes possession of the writing and gives value in good faith and without knowledge or reason to know of the discharge or modification.

**§ 341 Creditors of an Assignor**

- (1) Except as provided by statute, the right of an assignee is superior to a judicial lien subsequently obtained against the property of the assignor, unless the assignment is ineffective or revocable or is voidable by the assignor or by the person obtaining the lien or is in fraud of creditors.
- (2) Notwithstanding the superiority of the right of an assignee, an obligor who does not receive notification of the assignment until after he has lost his opportunity to assert the assignment as a defense in the proceeding in which the judicial lien was obtained is discharged from his duty to the assignee to the extent of his satisfaction of the lien.

**§ 342 Successive Assignees From the Same Assignor**

Except as otherwise provided by statute, the right of an assignee is superior to that of a subsequent assignee of the same right from the same assignor, unless

- (a) the first assignment is ineffective or revocable or is voidable by the assignor or by the subsequent assignee; or
- (b) the subsequent assignee in good faith and without knowledge or reason to know of the prior assignment gives value and obtains
  - (i) payment or satisfaction of the obligation,
  - (ii) judgment against the obligor,
  - (iii) a new contract with the obligor by novation, or
  - (iv) possession of a writing of a type customarily accepted as a symbol or as evidence of the right assigned.

【参考条文 2-2】アメリカ統一商事法典第2編 売買 (Uniform Commercial Code Article 2: Sales)

**§ 2-210. Delegation of Performance; Assignment of Rights.**

- (1) If the seller or buyer assigns rights under a contract, the following rules apply:
  - (a) Subject to paragraph (b) and except as otherwise provided in Section 9-406 or as otherwise agreed, all rights of the seller or the buyer may be assigned unless the assignment would materially change the duty of the other party, increase materially the burden or risk imposed on that party by the contract, or impair materially that party's chance of obtaining return performance. A right to damages for breach of the whole contract or a right arising out of the assignor's due performance of its entire obligation may be assigned despite an agreement otherwise.
  - (b) The creation, attachment, perfection, or enforcement of a security interest in the seller's interest under a contract is not an assignment that materially changes the duty of or materially increases the burden or risk imposed on the buyer or materially impairs the buyer's chance of obtaining return performance under paragraph (a) unless, and only to the extent that, enforcement of the security interest results in a delegation of a material performance of the seller. Even in that event, the creation, attachment, perfection, and enforcement of the security interest remain effective. However, the seller is liable to the buyer for damages caused by the delegation to the extent that the damages could not reasonably be prevented by the buyer, and a court may grant other appropriate relief, including cancellation of the contract or an injunction against enforcement of the security interest or consummation of the enforcement.
- (2) If the seller or buyer delegates performance of its duties under a contract, the following rules apply:

- (a) A party may perform its duties through a delegate unless otherwise agreed or unless the other party has a substantial interest in having the original promisor perform or control the acts required by the contract. Delegation of performance does not relieve the delegating party of any duty to perform or liability for breach.
  - (b) Acceptance of a delegation of duties by the assignee constitutes a promise to perform those duties. The promise is enforceable by either the assignor or the other party to the original contract.
  - (c) The other party may treat any delegation of duties as creating reasonable grounds for insecurity and may without prejudice to its rights against the assignor demand assurances from the assignee under Section 2--609.
  - (d) A contractual term prohibiting the delegation of duties otherwise delegable under paragraph (a) is enforceable, and an attempted delegation is not effective.
- (3) An assignment of "the contract" or of "all my rights under the contract" or an assignment in similar general terms is an assignment of rights and unless the language or the circumstances, as in an assignment for security, indicate the contrary, it is also a delegation of performance of the duties of the assignor.
- (4) Unless the circumstances indicate the contrary, a prohibition of assignment of "the contract" is to be construed as barring only the delegation to the assignee of the assignor's performance.

【参考条文 2-3】 アメリカ統一商事法典第 9 編 担保取引 (Uniform Commercial Code Article 9: Secured Transactions)

**§ 9-109. Scope.**

(a) [General scope of article.]

Except as otherwise provided in subsections (c) and (d), this article applies to:

- (1) a transaction, regardless of its form, that creates a security interest in personal property or fixtures by contract;
- (2) an agricultural lien;
- (3) a sale of accounts, chattel paper, payment intangibles, or promissory notes;
- (4) a consignment;
- (5) a security interest arising under Section 2-401, 2-505, 2-711(3), or 2A-508(5), as provided in Section 9-110; and
- (6) a security interest arising under Section 4-210 or 5-118.

(後略)

**§ 9-204. After-Acquired Property; Future Advances.**

(a) [After-acquired collateral.]

Except as otherwise provided in subsection (b), a security agreement may create or provide for a security interest in after-acquired collateral.

(b) [When after-acquired property clause not effective.]

A security interest does not attach under a term constituting an after-acquired property clause to:

- (1) consumer goods, other than an accession when given as additional security, unless the debtor acquires rights in them within 10 days after the secured party gives value; or
- (2) a commercial tort claim.

(c) [Future advances and other value.]

A security agreement may provide that collateral secures, or that accounts, chattel paper, payment intangibles, or promissory notes are sold in

connection with, future advances or other value, whether or not the advances or value are given pursuant to commitment.

**§ 9-310. When Filing Required to Perfect Security Interest or Agricultural Lien; Security Interests and Agricultural Liens to which Filing Provisions Do not Apply.**

(a) [General rule: perfection by filing.]

Except as otherwise provided in subsection (b) and Section 9-312(b), a financing statement must be filed to perfect all security interests and agricultural liens.

(b) [Exceptions: filing not necessary.]

The filing of a financing statement is not necessary to perfect a security interest:

- (1) that is perfected under Section 9-308(d), (e), (f), or (g);
- (2) that is perfected under Section 9-309 when it attaches;
- (3) in property subject to a statute, regulation, or treaty described in Section 9-311(a);
- (4) in goods in possession of a bailee which is perfected under Section 9-312(d)(1) or (2);
- (5) in certificated securities, documents, goods, or instruments which is perfected without filing or possession under Section 9-312(e), (f), or (g);
- (6) in collateral in the secured party's possession under Section 9-313;
- (7) in a certificated security which is perfected by delivery of the security certificate to the secured party under Section 9-313;
- (8) in deposit accounts, electronic chattel paper, investment property, or letter-of-credit rights which is perfected by control under Section 9-314;
- (9) in proceeds which is perfected under Section 9-315; or
- (10) that is perfected under Section 9-316.

(後略)

**§ 9-403. Agreement not to Assert Defenses Against Assignee.**

(a) ["Value."]

In this section, "value" has the meaning provided in Section 3-303(a).

(b) [Agreement not to assert claim or defense.]

Except as otherwise provided in this section, an agreement between an account debtor and an assignor not to assert against an assignee any claim or defense that the account debtor may have against the assignor is enforceable by an assignee that takes an assignment:

- (1) for value;
- (2) in good faith;
- (3) without notice of a claim of a property or possessory right to the property assigned; and
- (4) without notice of a defense or claim in recoupment of the type that may be asserted against a person entitled to enforce a negotiable instrument under Section 3-305(a).

(後略)

**§ 9-404. Rights Acquired by Assignee; Claims and Defenses against Assignee.**

(a) [Assignee's rights subject to terms, claims, and defenses; exceptions.]

Unless an account debtor has made an enforceable agreement not to assert defenses or claims, and subject to subsections (b) through (e), the rights of an assignee are subject to:

- (1) all terms of the agreement between the account debtor and assignor and any defense or claim in recoupment arising from the transaction that gave rise to the contract; and
- (2) any other defense or claim of the account debtor against the assignor which accrues before the account debtor receives a notification of the assignment authenticated by the assignor or the assignee.

(後略)

**§ 9-406. Discharge of Account Debtor; Notification of Assignment; Identification And Proof of Assignment; Restrictions on Assignment of Accounts, Chattel Paper, Payment Intangibles, and Promissory Notes Ineffective.**

(a) [Discharge of account debtor; effect of notification.]

Subject to subsections (b) through (i), an account debtor on an account, chattel paper, or a payment intangible may discharge its obligation by paying the assignor until, but not after, the account debtor receives a notification, authenticated by the assignor or the assignee, that the amount due or to become due has been assigned and that payment is to be made to the assignee. After receipt of the notification, the account debtor may discharge its obligation by paying the assignee and may not discharge the obligation by paying the assignor.

(中略)

(d) [Term restricting assignment generally ineffective.]

Except as otherwise provided in subsection (e) and Sections 2A-303 and 9-407, and subject to subsection (h), a term in an agreement between an account debtor and an assignor or in a promissory note is ineffective to the extent that it:

- (1) prohibits, restricts, or requires the consent of the account debtor or person obligated on the promissory note to the assignment or transfer of, or the creation, attachment, perfection, or enforcement of a security interest in, the account, chattel paper, payment intangible, or promissory note; or
- (2) provides that the assignment or transfer or the creation, attachment, perfection, or enforcement of the security interest may give rise to a default, breach, right of recoupment, claim, defense, termination, right of termination, or remedy under the account, chattel paper, payment intangible, or promissory note.

(後略)

**§ 9-501. Filing Office.**

(a) [Filing offices.]

Except as otherwise provided in subsection (b), if the local law of this State governs perfection of a security interest or agricultural lien, the office in which to file a financing statement to perfect the security interest or agricultural lien is:

- (1) the office designated for the filing or recording of a record of a mortgage on the related real property, if:
  - (A) the collateral is as-extracted collateral or timber to be cut; or
  - (B) the financing statement is filed as a fixture filing and the collateral is goods that are or are to become fixtures; or
- (2) the office of [or any office duly authorized by [ ]], in all other cases, including a case in which the collateral is goods that are or are to become fixtures and the financing statement is not filed as a fixture filing.

(b) [Filing office for transmitting utilities.]

The office in which to file a financing statement to perfect a security interest in collateral, including fixtures, of a transmitting utility is the office of [ ]. The financing statement also constitutes a fixture filing as to the collateral indicated in the financing statement which is or is to become fixtures.

**§ 9-502. Contents of Financing Statement; Record of Mortgage as Financing Statement ; Time of Filing Financing Statement.**

(a) [Sufficiency of financing statement.]

Subject to subsection (b), a financing statement is sufficient only if it:

- (1) provides the name of the debtor;
- (2) provides the name of the secured party or a representative of the secured party; and
- (3) indicates the collateral covered by the financing statement.

(中略)

(d) [Filing before security agreement or attachment.]

A financing statement may be filed before a security agreement is made or a security interest otherwise attaches.

**§ 9-503. Name of Debtor and Secured Party.**

(a) [Sufficiency of debtor's name.]

A financing statement sufficiently provides the name of the debtor:

- (1) if the debtor is a registered organization, only if the financing statement provides the name of the debtor indicated on the public record of the debtor's jurisdiction of organization which shows the debtor to have been organized;
- (2) if the debtor is a decedent's estate, only if the financing statement provides the name of the decedent and indicates that the debtor is an estate;
- (3) if the debtor is a trust or a trustee acting with respect to property held in trust, only if the financing statement:
  - (A) provides the name specified for the trust in its organic documents or, if no name is specified, provides the name of the settlor and additional information sufficient to distinguish the debtor from other trusts having one or more of the same settlors; and
  - (B) indicates, in the debtor's name or otherwise, that the debtor is a trust or is a trustee acting with respect to property held in trust; and
- (4) in other cases:
  - (A) if the debtor has a name, only if it provides the individual or organizational name of the debtor; and
  - (B) if the debtor does not have a name, only if it provides the names of the partners, members, associates, or other persons comprising the debtor.

(b) [Additional debtor-related information.]

A financing statement that provides the name of the debtor in accordance with subsection (a) is not rendered ineffective by the absence of:

- (1) a trade name or other name of the debtor; or
- (2) unless required under subsection (a)(4)(B), names of partners, members, associates, or other persons comprising the debtor.

(c) [Debtor's trade name insufficient.]

A financing statement that provides only the debtor's trade name does not sufficiently provide the name of the debtor.

(d) [Representative capacity.]

Failure to indicate the representative capacity of a secured party or representative of a secured party does not affect the sufficiency of a financing statement.

(e) [Multiple debtors and secured parties.]

A financing statement may provide the name of more than one debtor and the name of more than one secured party.

#### **§ 9-504. Indication of Collateral.**

A financing statement sufficiently indicates the collateral that it covers if the financing statement provides:

- (1) a description of the collateral pursuant to Section 9-108; or
- (2) an indication that the financing statement covers all assets or all personal property.

#### **§ 9-506. Effect of Errors or Omissions.**

(a) [Minor errors and omissions.]

A financing statement substantially satisfying the requirements of this part is effective, even if it has minor errors or omissions, unless the errors or omissions make the financing statement seriously misleading.

(b) [Financing statement seriously misleading.]

Except as otherwise provided in subsection (c), a financing statement that fails sufficiently to provide the name of the debtor in accordance with Section 9-503(a) is seriously misleading.

(c) [Financing statement not seriously misleading.]

If a search of the records of the filing office under the debtor's correct name, using the filing office's standard search logic, if any, would disclose a financing statement that fails sufficiently to provide the name of the debtor

in accordance with Section 9-503(a), the name provided does not make the financing statement seriously misleading.

(d) ["Debtor's correct name."]

For purposes of Section 9-508(b), the "debtor's correct name" in subsection (c) means the correct name of the new debtor.

## 第3. カナダの債権譲渡登記制度

### 1. はじめに

#### (1) カナダの PPSA

前章では、アメリカの UCC 第 9 編の制度を紹介したが、これを継受したのがカナダである。

カナダもアメリカ同様に連邦制を採用しており、ブリティッシュコロンビア州 (BC)、アルバータ州 (AB)、サスカチュワン州 (SK)、マニトバ州 (MB)、オンタリオ州 (ON)、ケベック州 (QC)、ニューブランズウィック州 (NB)、ノバスコシア州 (NS)、ニューファンドランド・ラブラドール州 (NL)、プリンスエドワードアイランド州 (PEI) の 10 州とユーコン準州、ノースウェスト準州、ヌナブト準州の 3 つの準州からなっている。

カナダにおいては、まず、オンタリオ州において 1950 年代末から、UCC 第 9 編を参考にした人的担保法 (Personal Property Security Act、以下では、「PPSA」として引用する) の起草作業が始まった。オンタリオ州の PPSA は、1967 年に成立し、1976 年になって施行された。これを嚆矢として、その他の州もそれぞれ PPSA を制定し、現在では、大陸法系に属するケベック州を除く全ての州および準州が PPSA を有している<sup>10</sup>。

PPSA は、UCC のような統一州法ではないため、統一された条文は存在しない。ただ、UCC 第 9 編の数次にわたる改正を受けて、各州においても PPSA の改正が繰り返され、現時点では、實際上、内容の多くが共通している (参考資料 3-1 参照)。

#### (2) PPSA と債権譲渡

その名称からも明らかなように PPSA は、UCC 第 9 編同様に、動産担保および債権担保を対象とした法律である。しかし、後述するように、一定の債権の真正譲渡も PPSA の適用範囲に含まれている。そこで、カナダにおける多くの債権譲渡が PPSA の適用を受けると考えられることから、本報告書では、債権譲渡制度および債権譲渡登記 (registration) 制度について紹介を行う。

## 2. カナダの債権譲渡制度

まず、PPSA における債権譲渡制度の紹介を行う。

なお、先述の通り、PPSA は、州の間で統一されていないことから、条文番号等が州によ

---

<sup>10</sup> 小山泰史『流動財産担保論』(成文堂、2009年) 70頁以下

って異なっている。そこで、ここでは、カナダで最初に PPSA を導入したオンタリオ州の条文を参照条文として挙げることにする。その他の州については、参考資料 3-1 として、条文対照表を挙げた<sup>11</sup>。

## (1) PPSA の適用範囲

### ア. 動産および債権

PPSA は、UCC 第 9 編と同様に、人的財産 (personal property) を目的とする担保取引を規律する (オンタリオ州 PPSA 第 2 条 a 号、第 1 条 1 項)。つまり、原則として、動産担保および債権担保に適用される。

### イ. 担保取引および真正譲渡

ただし、一定の債権の真正譲渡についても PPSA が適用される。

PPSA の適用対象となるのは、金銭債権 (account) および動産担保証券 (chattel paper) の譲渡である (オンタリオ州 PPSA 第 2 条 b 号)。

なお、PPSA における「account」の範囲は、UCC 第 9 編におけるそれよりも広がっている。PPSA において「account」とは、動産担保証券や有価証券によって表象されない金銭債権をいう。ただし、投資財産 (investment property) は、これに含まれない (オンタリオ州 PPSA 第 1 条 1 項)。そこで、PPSA における「account」は、「売掛債権」ではなく「金銭債権」と訳すことにする。

### ウ. 当事者

PPSA も、UCC 第 9 編と同様に、法人、自然人の区別なく適用される。なお、消費者の財産 (consumer goods) については、PPSA 中に様々な規定が存在するが、動産に関するルールであることから、ここでは割愛する。

## (2) PPSA における債権譲渡

### ア. 債権の譲渡

PPSA において、担保目的の債権譲渡は、債務者と担保権者との間の担保権設定契約 (security agreement) によって行われる。

また、PPSA の定義規定によれば、金銭債権および動産担保債権の譲渡における譲受人の権利も、「担保権 (security interest)」であるとされている。そこで、債権の真正譲渡も、PPSA 上は「担保権設定契約」であり、それによって譲渡が行われたものとして、担保権設定の場合と同様の規律に服することになる (オンタリオ州 PPSA 1 条 1 項)。

なお、第三者に対して担保権を主張するためには、担保権設定契約が締結されただけでは不十分である。担保権の設定 (attachment) と対抗要件の具備の両方があって初めて、

---

<sup>11</sup> なお、条文対照表は、2013 年版のオンタリオ州 PPSA の注釈書から引用した。

第三者に対して担保権を主張できる（perfection）。なお、担保権の設定と対抗要件具備の先後は問われない。どちらが先にあったとしても、両方が揃えば、担保権を第三者に主張することができる（オンタリオ州 PPSA19 条）。

担保権の設定があったといえるためには、①対価が授受されたこと、②債務者が担保目的物に対する権利または処分権を取得したことが必要である。また、担保権設定契約書における担保目的物の記載が、目的物を特定可能なものでなくてはならない（オンタリオ州 PPSA11 条 2 項）。

#### イ．将来債権の譲渡

なお、UCC 第 9 編と同様、PPSA においても、爾後取得財産条項の有効性が認められており、将来債権の譲渡が可能になっている（オンタリオ州 PPSA12 条 1 項）。

また、将来貸付条項の有効性も認められていることから、将来発生する債権について、極度額を定めずに被担保債権とすることが可能である（オンタリオ州 PPSA13 条）。

#### ウ．債権譲渡禁止特約の効力

PPSA においても、金銭債権に関する債権譲渡禁止特約の効力は制限されている（オンタリオ州 PPSA40 条 4 項）。

債権譲渡を禁止もしくは制限する、債権上の担保権設定を禁止するもしくは制限する、または、債権の譲渡や担保権設定に債務者の同意を要するとする特約は、第三者に対しては主張することができない（unenforceable）とされている。ただし、債務者は、債権者（債権の譲渡人）との関係では、契約違反の主張をすることができ、その限りでこの特約は効力を有するとされている。

#### エ．債権譲渡の債務者対抗要件

オンタリオ州 PPSA40 条 2 項によれば、譲渡対象債権の債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでは、債権の譲渡人に弁済することができる。ここでの債権譲渡通知は、どの債権が譲渡されたか特定しうるものでなくてはならない。また、債務者からの請求があった場合には、適切な期間内に、譲受人が債権譲渡の証拠を提示しなくてはならない。この証拠が提示されない場合には、債務者は、譲渡人に弁済することができる。

#### オ．債務者の抗弁

譲渡対象債権の債務者は、債権の譲渡人との間の契約等から生じる抗弁を、譲受人に対しても対抗することができる。また、債権譲渡の通知を受けるまでに弁済期が到来した債権を自働債権として、相殺の抗弁を主張することもできる（オンタリオ州 PPSA40 条 1.1 項）。

ただし、債務者が債権の譲受人に対して抗弁等を主張しないという債務者と譲渡人との

間の合意は、有効であり、債権の譲受人は債務者に対してこの合意の効力を主張することができる。

このとき、債権の譲受人は、①債権を有償で取得したこと、②抗弁につき善意で債権を譲り受けたことが必要である。ただし、この抗弁の切断の規定は、消費者保護法（Consumer Protection Act）の適用がある債権譲渡には適用されないと規定されており、消費者が債務者であるような貸金債権の譲渡の場合には適用されない（オンタリオ州 PPSA14 条）。

#### カ．第三者対抗要件

PPSA においては、どのような種類の目的物であっても、登記（registration）によって第三者対抗要件を備えることができる（オンタリオ州 PPSA23 条）。登記による対抗要件は、与信公示書（financing statement）を登記することにより具備される。なお、動産担保証券や有価証券については、占有によっても対抗要件を具備することができる（オンタリオ州 PPSA22 条）。

対抗要件を具備していない場合には、担保権または債権譲渡は、後順位の担保権者や差押債権者に劣後する（オンタリオ州 PPSA20 条 1 項）。

登記により対抗要件を具備した担保権者（債権の譲受人）間では、登記の先後により優先順位が決定される（オンタリオ州 PPSA30 条 1 項）。

また、登記により対抗要件を具備した担保権者（債権の譲受人）とそれ以外の方法により担保権を具備した担保権者（債権の譲受人）の間では、登記と完全化（perfection、担保権の設定と対抗要件具備の両方の要件が満たされた状態）との先後により優先順位が決定される。登録は、担保権の設定に先立って行うことができるため、登録は他の対抗要件具備方法よりも優遇されているといえることができる。

#### キ．担保オプション

このようなルールが採用されているため、PPSA においても UCC 第 9 編と同様に、登録により対抗要件を具備した担保権者（債権の譲受人）には、いわゆる担保オプションが与えられる。

オンタリオ州 PPSA30 条 3 項は、ある被担保債権を担保する担保権が対抗要件を備えている状態で、追加の貸付が行われた場合、追加の貸付には、当初の貸付と同じ優先順位が認められると規定している。

そこで、UCC 第 9 編と同様に、債権者 A が第一の貸付を行い、債権者 B が第二の貸付を行い、さらに、債権者 A が第三の貸付を行ったという場面で、AB とともに同じ債権上に担保権の設定を行い、A、B の順で登記を行っていた場合、被担保債権全額について、A が優先するという帰結が導かれることになる。

### 3. カナダの債権譲渡登記制度

2では、カナダの債権譲渡制度の紹介を行ったが、ここでは、その登記（registration）制度の紹介を行う。

#### （1）PPSA の定めるルール

##### ア. 登記の方法

PPSA は、アメリカの UCC とは異なり、登記方法についての詳細は規定しておらず、州によって微妙に異なる登記システムが用意されている。そこで、各州の登記システムについて、（2）で紹介することとする。

##### イ. 与信公示書の記載内容

PPSA において、登記により第三者対抗要件を具備するためには、与信公示書を登記する必要があるが、与信公示書の記載内容についても、PPSA は、詳細な規定を有しているわけではない。オンタリオ州 PPSA46 条 1 項は、「登記される与信公示書や変更公示書においては、要求された書式に要求された情報が記載されていなくてはならない。」と定めるのみである。そこで、記載内容についても、（2）で各州の書式などを紹介することとする。

なお、UCC と同様に、与信公示書の記載に軽微な誤りや省略があったからといって、与信公示書が無効になることはないというルールが存在している（オンタリオ州 PPSA46 条 4 項）。ただし、誤りや省略に重大な誤導性がある場合には、この限りではない。

他方、与信公示書に誤りや省略がある場合には、当事者はいつでも変更公示書（financing change statement）を登記することによって、与信公示書を訂正することができる（オンタリオ州 PPSA49 条）。

##### ウ. 登記の変更等

債務者（債権の譲渡人）の名前に変更があった場合には、担保権者（債権の譲受人）がそのことを知ってから 30 日以内に、変更公示書を登記するか目的物の占有を取得しなければ、担保権は第三者対抗要件を失うことになる（オンタリオ州 PPSA48 条 3 項）。

これに対して、担保権の移転により担保権者が変更になった場合には、当事者は変更公示書を登記することもできるが（オンタリオ州 PPSA47 条 1 項）、登記をしなかったとしても、担保権者を第三者に対抗できなくなるわけではない（オンタリオ州 PPSA21 条 2 項）

##### エ. 保証基金（Assurance Fund）

なお、PPSA は、人的財産担保保証基金（Personal Property Security Assurance Fund）についての規定を有している（オンタリオ州 PPSA44 条）。登記システム側の過失により検

索情報に誤りがあり、それによって損害を受けた者がいた場合に、その者は、この基金から損害の填補を受けることができる。なお、登記や検索の手数料の一部は、この基金に拠出されることになっている。

## (2) 各州の登記制度

先述のとおり、カナダの登記制度は、州によって微妙に異なっている。そこで、ここでは、各州の登記制度の特徴を紹介する。

各州の差異は様々な点に存在しているが、与信公示書における担保目的物の記載方法に着目すれば、二つのタイプに分類することができるかもしれない。第一のタイプは、「ホワイトボード型」である。担保目的物欄が白紙で存在し、そこに当事者が担保目的物の記載を行うというもので、ブリティッシュコロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州が、このタイプに属する。これに対して、第二のタイプは、「チェックボックス型」である。担保目的物の種類が予め与信公示書の書式にいくつか示されており、当事者がその中から該当する担保目的物を選択するというものである。マニトバ州、オンタリオ州がこのタイプに属する。実は、この二つの州の記載方法には一定の差異があるが、詳細は以下の紹介を参照されたい。なお、どちらのタイプにおいても、自動車のように登録ナンバーで特定できる担保目的物については、ナンバーの記載が求められている。

### ア. ブリティッシュコロンビア州

ブリティッシュコロンビア州における PPSA の登記は、ブリティッシュコロンビア登記局 (BC Registry Service) <sup>12</sup>によって運営されている。

登記および検索は、ブリティッシュコロンビア・オンライン (BC Online) <sup>13</sup>のシステムを用いて、人的財産登記データベース (Personal Property Registry database) 上で行われる。

オンラインサービスのアカウントを有している者は、ブリティッシュコロンビア・オンラインに直接にアクセスし、登記および検索を行うことができる。アカウントを有していない場合には、ブリティッシュコロンビア州内に約 60 存在する地方局 (Service BC Centre) において、登記および検索の代行を用いることができる。なお、アカウントを取得するためには、氏名 (団体名称) や住所等の情報を登録し、保証金 100 カナダドルの預託が必要である。

登記を行う場合には、第一の入力画面で、債務者名および担保権者名 (債権の譲受人名) を入力した上で、続く入力画面で担保目的物の内容を入力する。第一の画面の上部にある「SP (Secured Parties、担保権者)」、「DE (Debtors、債務者)」、「VE (Vehicles、自動車等の乗り物)」、「GC (General Collateral、種類により特定する担保目的物)」に、それぞれの

<sup>12</sup> <http://www.bcregistryservices.gov.bc.ca/bcreg/index.page>

<sup>13</sup> <https://www.bconline.gov.bc.ca/>

人数または個数を入力すると、それに従って第二の入力画面が開くため、そこに自動車の登録番号や担保目的物の記載を行うことになる。

【参考資料】 ブリティッシュコロンビア州における登記のための入力画面

**Personal Property Registry** **Draft a Financing Statement**  
For: [ PS91871 ] [ SAMPLES.LAW CORP. ] Dec 30, 2011 11:32:52 AM

Return Submit Reset Help ?  
Folio: smith12345 BC OnLine Mailbox

FSA004 - ENTER DATA FOR ADD

Reference Number: S-12345 SP: 1 DE: 2 VE: 1 GC: 1  
Reg. Type: SA - PPSA Security Agreement  
Reg. Length: 4 years or infinity  Yes  No Trust Indenture:   
Amount of Lien:  Date of Surrender:

**Secured Party**  
Code: 43210000  
Name:   
Address:   
City:  Province:  Postal Code:

**Registering Party**  
Code: 43210000  
Name:   
Address:   
City:  Province:  Postal Code:

Submit Reset

Copyright © 2000 Access BC Information Services Ltd. All Rights Reserved.

また、検索を行う場合には、自動車などのシリアルナンバーや債務者名を入力して、登記を検索することができる。検索 (search) ボタンをクリックすると、入力された情報に合致する登記のリストが表示される。

なお、このシステムでは、入力情報に完全に一致する登記 (exact match) だけでなく、近似した登記 (similar match) もリストに表示される。検索者は、近似した登記のうち、必要なものを検索結果に含ませることができる。

【参考資料】 ブリティッシュコロンビア州における登記の検索画面

Personal Property Registry		Search Request	
For: [ PS91871 ] [ SAMPLES.LAW CORP. ]		Dec 30, 2011 11:29:09 AM	
<input type="button" value="Return"/>	<input type="button" value="Search"/>	<input type="button" value="Reset"/>	<input type="button" value="Help ?"/>
Folio: <input type="text"/>	<input type="button" value="BC OnLine Mailbox"/>		
SER100 - KEY IN THE SEARCH REQUEST DATA AND CLICK APPROPRIATE BUTTON			
Serial Number: <input type="text"/>			
Individual Debtor Name:			
Last Name: <input type="text"/>	First: <input type="text"/>	Second: <input type="text"/>	
Business Debtor Name: <input type="text"/>			
Other Searches			
Manufactured Home Registration Number: <input type="text"/>			
Registration Number of Document/Statement: <input type="text"/>			
Aircraft Airframe D.O.T. Number: <input type="text"/>			
Attn./Ref. Number: <input type="text"/>			
Large searches will be sent to:			
Name: <input type="text" value="SAMPLE SEARCH TEST CO"/>			
Address: <input type="text" value="302 - 4000 SEYMOUR PLACE"/>			
<input type="text"/>			
City: <input type="text" value="VICTORIA"/>	Province: <input type="text" value="BC"/>		
Postal Code: <input type="text" value="V8X 4S8"/>	Country: <input type="text" value="CANADA"/>		
<input type="button" value="Search"/>		<input type="button" value="Reset"/>	

#### イ. アルバータ州

アルバータ州における PPSA の登記は、人的財産登記 (Personal Property Registry)<sup>14</sup> になされるが、アルバータ州の人的財産登記には、大きな特徴がある。

第一の特徴は、人的財産登記には、PPSA にもとづく担保権のみならず、他の権利も登記される点である。売買やファクター法上の権利 (目的物の占有が売主に残っている場合の買主の権利)、ガレージ主の担保権 (自動車等の乗物の所有者に対するガレージ主の担保権

<sup>14</sup> <http://www.servicealberta.ca/8.cfm>

で、修理代金や保管費用を担保する)、強制執行令状 (writ of enforcement)、差押令状 (writ of seizure and sale (federal writ))、仮差押命令 (attachment order)、法定の担保権 (Crown charge, statutory charge) 等も登記される。これらの登記は、それぞれの担保権や手続きを定める法律の規定にしたがって行われる。

第二の特徴は、上記のような登記の複雑さから、登記および検索は登記代理人 (registry agent) を通じて行うこととされている点である。

登記および検索は、アルバータ州人的財産登記電子システム (Alberta Personal Property Registry Electronic System (APPRES)) によってオンライン上で行われるが、このシステムにアクセスできるのは、一定の訓練プログラムを受けて認可を得た者だけである<sup>15</sup>。なお、訓練プログラムとしては、アルバータ州登記代理人協会 (Association of Alberta Registry Agents (AARA)) が、オンライン上のプログラム (e-learning) を提供しており<sup>16</sup>、また、マキュワン大学 (MacEwan University) が、授業を展開している。

そのため、登記の詳細は明らかではないものの、与信公示書の書式は公開されている<sup>17</sup>。債務者名 (債権の譲渡人)、担保権者名 (債権の譲受人名) および担保目的物の記載を要求するだけの比較的シンプルなもので、UCC1 と類似していると言えよう。

また、検索の際には、債務者名 (債権の譲渡人名)、自動車等のナンバー、登記番号などから検索を行うことができる。完全一致検索のみならず、類似した登記の検索も可能である点などは、ブリティッシュコロンビア州と同様である。

#### ウ. サスカチュワン州

サスカチュワン州における PPSA の登記は、情報サービス会社 (Information Services Corporation (ISC)) が運営するサスカチュワン人的財産登記 (Saskatchewan Personal Property Registry (SPPR)) に行われる。ISC は、サスカチュワン州政府が 100 パーセントの持ち分を有する法人で、人的財産登記の他、不動産登記や出生・結婚・死亡等の身分関係の登録、会社の登記なども運営している<sup>18</sup>。

PPSA の登記および検索は、ISC のオンラインのシステム上で行われる。これにアクセスするためには、アカウントが必要であるが、住所・氏名・電話番号等を登録することにより、アカウントを取得することができる。

与信公示書を登記する点や検索方法などは、他州と違いはない。与信公示書の記載内容は比較的詳細であるが、ブリティッシュコロンビア州に近いものといえよう。

なお、人的財産登記とは別の制度ではあるが、サスカチュワン州には判決登記 (Judgment Registry) という登記制度が存在しており、これも ISC によって運営されていることから、

---

<sup>15</sup> <http://www.servicealberta.ca/1005.cfm>

<sup>16</sup> <http://www.aaratraining.com/index.aspx?tabid=1>

<sup>17</sup> [http://www.servicealberta.ca/WP\\_PersonalPropertyForms.cfm](http://www.servicealberta.ca/WP_PersonalPropertyForms.cfm)

<sup>18</sup> <https://www.isc.ca/Pages/default.aspx>

人的財産登記の検索に判決登記の情報が連動している。債務者の財産につき差押え等がなされている場合には、人的財産登記の検索により、それを知ることができる。

【参考資料】 アルバータ州の与信公示書

Print Form



## Financing Statement

PPSA Security Agreement or  
Sale of Goods Acts s.26(2) or  
Factors Act s.9(2)

**Type of Registration (Select one only)**

SA  PPSA Security Agreement

1. What is the term of Registration?  \_\_\_\_\_ or  Infinity  
1 - 25 years

2. Does it cover Trust Indenture?  Yes  No

SG  Sale of Goods Act s. 26(2) or Factors Act s.9(2)

1. What is the term of Registration?  \_\_\_\_\_ or  Infinity  
1 - 25 years

**Debtor One**

Select one  Business  Individual

Business Name or Last Name		First Name	Middle Name
Street Address	City	Province	Postal Code
			Birthdate yyyy/mm/dd (if known)

**Debtor Two**

Select one  Business  Individual

Business Name or Last Name		First Name	Middle Name
Street Address	City	Province	Postal Code
			Birthdate yyyy/mm/dd (if known)

**Secured Party**

Select one  Business  Individual

Secured Party Code	Business Name or Last Name	First Name	Middle Name
Street Address	City	Province	Postal Code

**Collateral - Serial Number Goods (If PPSA, applicable only to consumer goods or equipment)**

Serial Number	Year (yyyy)	Make and Model	Category
1			
2			

**General Collateral**

1	Your Reference Number
2	

Authorized Signature	Name of Person Authorized to Complete this Form (PRINT)	Telephone Number	Call Box Number
----------------------	---	------------------	-----------------

REG3318 (2013/03) Registry Agent Office Use Only Date of Submission (yyyy/mm/dd)

Reset
Save Form
Print Form

【参考資料】 サスカチュワン州の与信公示書

Use this Control # for future reference regarding this document.  900063378 Saskatchewan Personal Property Registry (SPPR) <b>Information Services Corporation</b> <b>Financing Statement – Security Agreement</b>	
Complete this form to register a Security Agreement in accordance with The Personal Property Security Act. For information visit www.sppr.sk.ca. If you require assistance, contact ISC at 1-866-273-4721 or ASK@isc.ca.	
Security Agreement – is an agreement between a debtor and a creditor where the creditor agrees to lend the debtor money on the condition that the debtor gives property as collateral. For example, a person goes into a car dealership and buys a car. The dealership has the buyer sign an agreement that says the dealership can take the car back if the buyer defaults on their payments.	
<b>CLIENT INFORMATION</b> Client Reference # _____ Account Number _____ Password _____ (min 5-max 16 characters)	
<b>REGISTRANT INFORMATION</b> Select one option only: Party ID # _____ DO NOT provide name & address if Party ID # entered OR Business Name _____ OR Last Name _____ First Name _____ Second Name _____ Third Name _____ Generation _____ Estate <input type="checkbox"/> Date of Birth (dd-mmm-yyyy) _____ Address 1 (max 100 char) _____ Address 2 (max 100 char) _____ City _____ Province/State _____ Country _____ PC/Zip _____	
<b>OUTPUT SELECTION</b> Note: If no output is selected, SPPR will mail results to Registrant address. Appropriate fee will apply. Fee schedule is posted at www.isc.ca. Attention: _____ (mandatory) Phone # _____ (mandatory) <input type="checkbox"/> Mail - mailing address from Registrant Information will be used <input type="checkbox"/> Email Address _____ <input type="checkbox"/> Fax # _____ <input type="checkbox"/> CD - mailing address from Registrant Information will be used.	
SIC - SPPR - F568 - 0511-15-01 Page 1 of 4	
<b>REGISTRATION TYPE &amp; LIFE</b> Registration Type: Security Agreement Applicable to PPSA only: <input type="checkbox"/> Trust Indenture	Registration Life – (select one option only) Years ____ Months ____ Days ____ or Expiry Date _____ (dd-mmm-yyyy) or Infinity <input type="checkbox"/>
<b>TRANSACTION DESCRIPTION</b> Maximum 250 characters: _____	
<b>LINKED TYPE</b> <input type="checkbox"/> None <input type="checkbox"/> Subsection 39(7) of The PPSA, 1993 <input type="checkbox"/> Act Change Linked Registration # _____ (mandatory if item other than "None" is selected)	
<b>COURT ORDER INFORMATION</b> Applicable to Court Orders Only: Both are mandatory: Court Order Date (dd-mmm-yyyy) _____ Court Order # _____ Optional: Court Order Amount _____ Court Order Judicial Centre (max 100 characters) _____	
<b>SECURED PARTY</b> Select one option only: (if additional Secured Parties required complete appropriate schedule) Same as Registrant <input type="checkbox"/> OR Party ID # _____ DO NOT provide name & address or Party ID # if same as registrant indicated. OR Business Name _____ OR Last Name _____ First Name _____ Second Name _____ Third Name _____ Generation _____ Estate <input type="checkbox"/> Date of Birth (dd-mmm-yyyy) _____ Address 1 (max 100 char) _____ Address 2 (max 100 char) _____ City _____ Province/State _____ Country _____ PC/Zip _____	
SIC - SPPR - F568 - 0511-15-01 Page 2 of 4	

<p><b>DEBTOR PARTY</b></p> <p>1st Debtor Party: (if additional Debtor Parties required complete appropriate schedule)          Select one option only:          Party ID # _____ DO NOT provide name &amp; address if Party ID # entered          OR          Business Name _____          OR          Last Name _____ First Name _____          Second Name _____ Third Name _____          Generation _____ Estate <input type="checkbox"/> Date of Birth (dd-mm-YYYY) _____          Address 1 (max 100 char) _____          Address 2 (max 100 char) _____          City _____ Province/State _____ Country _____ PC/Zip _____</p> <p>2nd Debtor Party: (if additional Debtor Parties required complete appropriate schedule)          Select one option only:          Party ID # _____ DO NOT provide name &amp; address if Party ID # entered          OR          Business Name _____          OR          Last Name _____ First Name _____          Second Name _____ Third Name _____          Generation _____ Estate <input type="checkbox"/> Date of Birth (dd-mm-YYYY) _____          Address 1 (max 100 char) _____          Address 2 (max 100 char) _____          City _____ Province/State _____ Country _____ PC/Zip _____</p> <p><b>SERIAL PROPERTY INFORMATION</b></p> <p>If additional Serial Property required complete appropriate schedule.          Serial Type Codes          MV - Motor Vehicle      OM - Outboard Motor      BT - Boat      AS - Aircraft Serial #          AC - Aircraft DOT      MH - Mobile Home      TR - Trailer</p> <p>Double check your serial number. MV serial numbers will be validated as to structure. If a MV serial number does not pass this validation, this form will be returned to the submitter. If serial number is correct, despite failing validation, select Override to proceed.</p> <p>1st Serial Property (M - Mandatory, O - Optional)          Serial Type <input type="checkbox"/> Serial # _____ MANDATORY Override <input type="checkbox"/> Year <input type="text"/> (YYYY) Colour <input type="text"/>          Make/Desc. _____ MANDATORY Model _____ OPTIONAL</p> <p>2nd Serial Property          Serial Type <input type="checkbox"/> Serial # _____ MANDATORY Override <input type="checkbox"/> Year <input type="text"/> (YYYY) Colour <input type="text"/>          Make/Desc. _____ MANDATORY Model _____ OPTIONAL</p> <p>IC-SPPR-F88A-0511-15-01 Page 3 of 4</p>	<p><b>GENERAL PROPERTY</b></p> <p>If additional general property is claimed enter below or use appropriate schedule. (max 500 characters)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><b>RIN #</b></p> <p>Select one option only: If nothing is selected the default will be "None".  <input type="checkbox"/> System Generated    <input type="checkbox"/> Client Selected RIN _____ (max. 20 characters-no spaces)  <input type="checkbox"/> None</p> <p><b>AUTHORIZATION</b></p> <p>Name of Business, if applicable: _____          Printed Name: _____          Signature of Printed Name: _____ Phone #: _____</p> <p><b>OFFICE USE ONLY</b></p> <p>Date Processed: (ddmmYYYY) _____          Initials Processed by: _____  <input type="checkbox"/> Mail    <input type="checkbox"/> Fax  <input type="checkbox"/> Email    <input type="checkbox"/> Investigation</p> <p><input type="checkbox"/> CSC Regina    <input type="checkbox"/> CSC Saskatoon    <input type="checkbox"/> CSC Yorkton  <input type="checkbox"/> CSC Prince Albert    <input type="checkbox"/> CSC Humboldt    <input type="checkbox"/> CSC Moose Jaw  <input type="checkbox"/> CSC Battleford    <input type="checkbox"/> CSC Swift Current</p> <p><b>CREDIT CARD PAYMENT METHOD</b></p> <p><input type="checkbox"/> Visa    <input type="checkbox"/> MasterCard</p> <p>Card # _____ Expiry Date (mm/yy) ____ / ____          Amount _____ Financial Account # _____          Printed Name _____          Signature of Card Holder _____</p> <p>Send to Saskatchewan Personal Property Registry at: E-mail: SPPR@iso.ca OR Fax: (306) 787-6187          OR          Mail/In-Person: Saskatchewan Personal Property Registry, 1301 - 1st Avenue, Regina, SK S4R 0R2</p> <p>IC-SPPR-F88A-0511-15-01 Page 4 of 4</p>
--	---

エ. マニトバ州

マニトバ州の PPSA の登記は、人的財産登記 (Personal Property Registry) になされる。人的財産登記は、オンラインで検索および登記が可能である。

検索は、オンラインで誰でもすることができ、債務者名 (債権の譲渡人名)、自動車のナンバー、登記番号による検索が可能である<sup>19</sup>。

【参考資料】 マニトバ州における登記の検索画面

<sup>19</sup> <https://direct.gov.mb.ca/pprhtml/html/internet/en/ppr.html>

ENGLISH FRANÇAIS **Manitoba** Manitoba 

ESD main page BSG home PPR main page Services

## Individual Debtor

 **Logon**

Services

Search Services

Individual Debtor

Business Debtor

Registration Number

Serial Number

Document Copies

Other Services

Fees

Party Code

Registration History

Contact Us

Search Parameters

Payment

[Help](#)

Surname

1st Given Name      2nd Given Name

Search Parameters

Payment

**Government Links:** [home](#) | [welcome](#) | [on-line services](#) | [news](#) | [help](#) | [departments](#) | [contact](#) | [privacy](#)

これに対して、登記は、オンラインシステムのユーザーID を取得した者しかすることができない。ユーザーID は、住所・氏名・電話番号などを記入した申込書を提出することにより、取得することができる。

マニトバ州の登記の特徴は、その与信公示書にある。与信公示書の担保目的物の記載が、チェックボックス方式になっているのである。与信公示書の書式 A2 に担保目的物の記載欄があるが、担保権者は、①債務者が現在有するまたは将来取得する全ての人的財産 (all of the debtor's present and after-acquired personal property)、②ナンバーによって特定する担保目的物 (Serial Numbered Goods)、③種類によって特定する担保目的物 (General Collateral) の中から、担保目的物を選択することになる。②または③が選択された場合には、与信公示書 A1 および A2 に加えて、目的物の詳細を記載した目録を登録する必要がある。担保権者 (債権の譲受人) の利便性という観点からすれば、①を選択可能である点が注目される。

【参考資料】 マニトバ州の与信公示書





Personal Property Registry  
276 Portage Avenue, Winnipeg, MB, Canada R3C 0B6

Reset/Récomposer

Save Form

Bureau d'enregistrement relatif aux biens personnels  
276, avenue Portage, Winnipeg (MB) Canada R3C 0B6

FINANCING STATEMENT

A2

ÉTAT DE FINANCEMENT

GENERAL COLLATERAL - BIENS GREVES

- The security interest is taken in all of the debtor's present and after-acquired personal property -  
La sûreté est constituée sur tous les biens personnels que le débiteur possède à l'heure actuelle ou qu'il acquerra à une date ultérieure.
- See attached Serial Numbered Goods Schedule G1 - Voir l'annexe G1 ci-jointe concernant les objets ayant un numéro de série.
- See attached General Collateral Schedule H - Voir l'annexe H ci-jointe concernant les biens grevés.

ADDITIONAL INFORMATION - RENSEIGNEMENTS SUPPLÉMENTAIRES

- See attached Additional Information Schedule I - Voir l'annexe I ci-jointe concernant les renseignements supplémentaires.

REGISTERING AGENT - AGENT D'ENREGISTREMENT

REGISTERING AGENT NAME - NOM DE L'AGENT D'ENREGISTREMENT		OR - OU	PARTY CODE - CODE D'USAGER
STREET ADDRESS - ADRESSE DE VOIRIE			
CITY - VILLE	PROVINCE	COUNTRY - PAYS	POSTAL CODE - CODE POSTAL
SEND CONFIRMATION BY - CONFIRMATION PAR :	<input type="checkbox"/> MAIL - POSTE	<input type="checkbox"/> PHONE NO. - TÉL.	
	<input type="checkbox"/> FAX - TÉLÉCOPIEUR	<input type="checkbox"/> FAX NO. - TÉLÉC.	
	<input type="checkbox"/> EMAIL - COURRIER ÉLECTRONIQUE		
	<input type="checkbox"/> HOLD FOR PICKUP - RAMASSAGE		
	<input type="checkbox"/> NO CONFIRMATION - AUCUNE CONFIRMATION		
YOUR REFERENCE NUMBER - VOTRE NUMÉRO DE RÉFÉRENCE			

AUTHORIZED SIGNATURE - SIGNATAIRE AUTORISÉ

X

PRINTED NAME OF PERSON SIGNING - NOM DACTYLOGRAPHIÉ DU SIGNATAIRE

COLLECTION OF INFORMATION

Personal information about you is collected for the purpose of registration of a financing statement or other document under authority of The Personal Property Security Act and for registrations that are authorized or required under any other Act of the Legislature of Manitoba to be made in the Personal Property Registry. Personal information is protected by the protection of privacy provisions of the Freedom of Information and Protection of Privacy Act. If you have any questions about the collection of personal information, contact the Registrar of Personal Property Security at Personal Property Registry, 276 Portage Avenue, Winnipeg, MB R3C 0B6.

COLLECTE DE RENSEIGNEMENTS

Nous recueillons des renseignements personnels à votre sujet à des fins d'enregistrement d'un état de financement ou d'un autre document en vertu de l'autorité de la Loi sur les sûretés relatives aux biens personnels et à des fins d'enregistrement auprès du Bureau d'enregistrement relatif aux biens personnels, autorisé ou exigé en vertu de toute autre loi de l'Assemblée législative du Manitoba. Les renseignements personnels sont protégés par les dispositions relatives à la vie privée de la Loi sur l'accès à l'information et la protection de la vie privée. Si vous avez des questions au sujet de la collecte de renseignements personnels, veuillez vous mettre en rapport avec le registraire du Bureau d'enregistrement relatif aux biens personnels à l'adresse suivante : Bureau d'enregistrement relatif aux biens personnels, 276, avenue Portage, Winnipeg (MB) R3C 0B6.

PAGE  OF - DE

オ. オンタリオ州

オンタリオ州の PPSA の登記は、オンタリオ州人的財産担保登記システム (Personal Property Security Registration System in Ontario) <sup>20</sup>になされる。

<sup>20</sup> <http://www.ontario.ca/home-and-community/register-or-search-online-access-now>

このシステムは、コンピューターベースのシステムであり、PPSA の登記の他に、修理保管担保法（Repair and Storage Liens Act (RSLA)）上の担保権の登記もカバーしている。トロントには、登記局の本部（Central Registration Branch）があり、その他に 49 の地方局が存在している。登記または検索は、これらの登記局に出向いて紙ベースで行うこともでき、また、オンラインで行うこともできる。

登記のための与信公示書には、他の州と同様に、債務者名（債権の譲渡人名）、担保権者（債権の譲受人名）、それぞれの住所などを記入する。特徴があるのは、担保目的物の記載である。オンタリオ州の与信公示書では、自動車などのナンバーによって特定する担保目的物以外の担保目的物は、①消費者財産（consumer goods）、②在庫（inventory）、③設備（equipment）、④金銭債権（account）、⑤その他のチェックボックスから選択をすることになっている。なお、これらの内の複数を選択することも可能である。そして、担保目的物をさらに限定する場合には、担保物記載欄（General Collateral Description）に自由な記述をすることも可能であるが、この欄への記入は必須ではなく、担保権者（債権の譲受人）の判断に委ねられている。もちろん、この欄への記載を行えば、第三者に対抗できる担保権の範囲は、記載の範囲に限定されることになる。

登記の検索は、債務者名（債権の譲渡人名）、自動車のナンバーで行うことができる。ただし、登記のオンライシステムにアクセスするためには、アカウントが必要である。ウェブ上で、住所、氏名、電話番号などの情報を入力することにより、システムのアカウントを取得することができる。

#### カ. その他の州

ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ニューファンドランド・ラブラドール州、プリンスエドワードアイランド州は、PPSA の登記について独自のシステムを有していない。

アトランティックカナダ・オンライン（ACOL）というオンラインのサービスを通じて、PPSA の登記および検索が可能である。このサービスは、各州と契約したユニシス・カナダによって提供されている。ACOL にアクセスするためには、ユーザーID が必要とされており、与信公示書の書式などを参照することはできなかった。

なお、州によって若干の違いがあるものの、これらの州の人的財産登記（Personal Property Registry）には、PPSA の与信公示書のみならず、人的財産に対する差押に類する情報も登記されるという特徴が存在する。ニューブランズウィック州およびプリンスエドワードアイランド州では、与信公示書に加えて、判決の通知（Creditors' Relief Act Notice of Judgment）、訴訟提起の通知（Creditors' Relief Act Notice of Claim）、レシーバー選任の通知（Notice of Appointment of Receiver）が、ノバスコシア州およびニューファンドランド・ラブラドール州では、レシーバー選任の通知が、登記されることになっており、差押債権者としては執行の完了まで動産・債権上の優先権を確保でき、他方、他の債権者は差押債権者の存在を知ることができる。

【参考資料】 オンタリオ州の与信公示書

Ministry of Consumer and Commercial Relations / Ministère de la Consommation et du Commerce		Account No. / N° de compte (à remplir) / Registration Account Code / Code du compte d'enregistrement		Form Formule <b>1C</b>	
<b>Financing Statement / Claim for Lien</b> <b>État de financement / Demande de privilège</b>					
01 Dealer / Débitaire Name / Nom Type / Type Make / Marque Model / Modèle Year / Année		Registration No. (for office use only) / N° d'enregistrement (usage interne) YYYY / AAAA MM / MM DD / JJ Time / Heure Search / Rechercher Sequence / Séquence		File No. / N° de dossier 000011000	
02 Individual Debtor / Débiteur particulier Date of Birth / Date de naissance First Given Name / Prénom		Initial / Initiale Surname / Nom de famille		PPSA / (see reverse) / (voir verso) P	
03 Business Debtor / Débiteur commercial Complete Section 10 / Complétez la section 10 Complete Section 11 / Complétez la section 11 Complete Section 12 / Complétez la section 12		25 AUG 1945 MATTHEW H JOHNSON		Registration Total (see reverse) / Total des inscriptions (voir verso) 1.0	
04 Address / Adresse 716 MAIN STREET EAST City, etc. / Ville, etc. TIMMINS Prov. / Prov. P4N Postal Code / Code postal 0N7 P4N 6L3					
05 Individual Debtor / Débiteur particulier Date of Birth / Date de naissance First Given Name / Prénom					
06 Business Debtor / Débiteur commercial Complete Section 10 / Complétez la section 10 Complete Section 11 / Complétez la section 11 Complete Section 12 / Complétez la section 12					
07 Address / Adresse (Complete if different from line 04. / Complétez si différente de la ligne 04) City, etc. / Ville, etc. Prov. / Prov. Postal Code / Code postal					
08 Secured Party Lien Claimant / Créancier garanti / Créancier privilégié BANK OF ONTARIO Address / Adresse 10 QUEEN STREET EAST City, etc. / Ville, etc. TIMMINS Prov. / Prov. P4N Postal Code / Code postal 0N7 P4N 6L3					
09 If PPSA, Section 1 must be completed. If PPSA and only Consumer Goods, Sections 3 & 4 must also be completed. If RSLA, Section 3 must be completed. Section 1: Collateral Classification / Classification des biens grevés Type 'X' in appropriate box or boxes. Taper 'X' dans la (les) case(s) appropriée(s)					
Consumer Goods / Biens de consommation <input checked="" type="checkbox"/>		Inventory / Inventaire <input checked="" type="checkbox"/>		Equipment / Matériel <input checked="" type="checkbox"/>	
Accounts / Comptes <input checked="" type="checkbox"/>		Other / Autre <input checked="" type="checkbox"/>		Section 2: Type 'X' if motor vehicle included / Taper 'X' si véhicule automobile inclus <input checked="" type="checkbox"/>	
Section 3: Principal Amount Secured / Amount of the Lien / Montant principal garanti / Montant du privilège \$ .00		Section 4: Date of Maturity / Date d'échéance (MM / JJ / AAAA)		Type 'X' if PPSA / Taper 'X' si PPSA <input checked="" type="checkbox"/>	
10 Motor Vehicle Description / Description du véhicule automobile Year / Année Make / Marque Model / Modèle Vehicle Identification No. / N° d'identification du véhicule 1985 CHEVROLET MALIBU MP37898005729913N					
11 General Collateral Description (PPSA optional) / Description générale du bien grevé (PPSA facultative)					
12 If more than two vehicles, continue on the Motor Vehicle Schedule (Form 6C) / Si y a plus de deux véhicules automobiles, utiliser la Liste des véhicules automobiles (Formulaire 6C)					
13 14 15					
16 Registering Agent (if other than Secured Party / Lien Claimant) / Agent d'enregistrement (si autre que le créancier garanti / créancier privilégié) Name / Nom Address / Adresse City, etc. / Ville, etc. Prov. / Prov. Postal Code / Code postal					
17 Name and Signature of Secured Party / Lien Claimant OR Name of Secured Party / Lien Claimant AND Name and Signature of Agent of Secured Party / Lien Claimant Non et signature du créancier garanti / créancier privilégié OU Nom du créancier garanti / créancier privilégié ET nom et signature de l'agent du créancier garanti / créancier privilégié BANK OF ONTARIO (LOREN DEBOW)					
10551(10/96) This form must not be reproduced for registration purposes. Cette formule ne doit pas être reproduite aux fins d'enregistrement.					
Central Office Copy / Exemple du bureau central					

【参考資料3-1】 カナダの PPSA 条文対照表

AB	BC	MB	NB	NL	NS	ON	PEI	SK	YK	UCC
1(1)	1(1)	1	1	2(1)	2	1	1	2(1)	1(1)	8-102(a), 8-103, 8-501, 9-102(a), 9-103
N/A	N/A	92	N/A	1	1	N/A	N/A	1	N/A	N/A
1(1.1)	1(1.1)	1.1	N/A	2(2)	N/A	1(2)	N/A	2(1.1)	N/A	8-106, 9-106
1(2)	1(2)	2(1)	2(1)	3(1)	3(1)	69	2(1)	2(2)	65(3)	N/A
1(3)	1(3)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
1(5)	1(4)	2(2)	2(2)	3(2)	3(2)	N/A	2(2)	2(3)	1(2)	N/A
1(6)	1(5)	2(3)	2(3)	3(3)	3(3)	N/A	2(3)	2(4)	N/A	N/A
2	N/A	71	2(6)	3(6)	3(6)	3	N/A	3(3)	71	N/A
N/A	N/A	N/A	2(5)	3(5)	3(5)	N/A	2(5)	N/A	N/A	N/A
N/A	N/A	2(4)	2(4)	N/A	3(4)	N/A	2(4)	2(5)	N/A	N/A
3	2(1), 3	3	3	4	4	2	2	3(1), (2)	2	9-109(a), 9-202
4	4	4	4	5	5	4	4	4	3	9-109(d)
5	5	5	5	6	6	5	5	5	4	9-103, 9-316
6	6	6	6	7	7	6	6	6	5	9-301
7	7	7	7	8	8	7	7	7	6	9-301, 9-316
7.1	7.1	7.1	N/A	8.1(1)- (7)	N/A	7.1	N/A	7.1	N/A	9-305
8	8	8	8	9	9	8	8	8	7(4)	N/A
8.1	8.1	8.1	N/A	8.2	N/A	8.1	N/A	8.1	N/A	N/A
9	9	9	9	10	10	9	9	9(1)	63(2)	9-201
10	10	10	10	11	11	11(1)	10	10	8	9-203(a), (b)
11	11	11	11	12	12	10	11	11	9(1), (2)	N/A

12	12	12	12	13	13	11	12	12	11	9-203(a), (b)
12.1	12.1	12.1	N/A	13.1	N/A	11.1	N/A	12.1	N/A	9-206
13	13	13	13	14	14	12	13	13(1)- (3)	12	9-204(a), (b)
<b>AB</b>	<b>BC</b>	<b>MB</b>	<b>NB</b>	<b>NL</b>	<b>NS</b>	<b>ON</b>	<b>PEI</b>	<b>SK</b>	<b>YK</b>	<b>UCC</b>
14	14	14	14	15	15	13	14	14	13	9-204(c)
15	15	15	15	16	16	15	15	15	14	N/A
17	17	17	17	18	18	17	17	17	16(1), (2),(4)	9-207(a), (b)
17.1	17.1	17.1	N/A	18.1	N/A	17.1	N/A	17.1	N/A	9-207(c)
18	18	18	18	19	19	18	18	18	17(1)-(4), (6),(7)	9-210
19	19	19	19	20	20	19	19	19	18	9-308(a)
19.1	19.1	19.1	N/A	20.1	N/A	19.1	N/A	19.1	N/A	9-308(f), (g)
19.2	19.2	19.2	N/A	20.2	N/A	19.2	N/A	19.2	N/A	9-309
20	20	20	20	21	21	20	20	20	19	9-317(a) -(d)
21	21	21	21	22	22	N/A	21	21	N/A	N/A
22	22	22	22	23	23	20(3)	22	22	20	9-317(e)
23	23	23	23	24	24	21	23	23	21	9-308(c), 9-310(c)
24	24	24	24	25	25	22	24	24	22	9-313
24.1	24.1	24.1	N/A	25.1	N/A	22.1	N/A	24.1	N/A	9-314
25	25	25	25	26	26	23	25	25	23	9-310(a), 9-312(a)
26	26	26	26	27	27	24(2), (3)	26	26	25(2), (3)	9-312(f) -(h)
27	27	27	27	28	28	26	27	27	27(1)-(3)	9-312(c) -(e)
28	28	28	28	29	29	25	28	28	26	9-315
29	29	29	29	30	30	27	29	29	28	N/A

30	30	30	30	31, 31.1	31	28	30	30	29	1-201(9), 9-320, 9-321
31	31	31	31	32	32	28(3), (4), (6)-(8)	31	31	30	9-330, 9-331
31.1	31.1	31.1	N/A	32.1	N/A	28.1	N/A	31.1	N/A	9-331
32	32	32	32	33	33	31	32	32	31	9-333
33	33	33	33	34	34	39	33	33	32	9-401
<b>AB</b>	<b>BC</b>	<b>MB</b>	<b>NB</b>	<b>NL</b>	<b>NS</b>	<b>ON</b>	<b>PEI</b>	<b>SK</b>	<b>YK</b>	<b>UCC</b>
34	34	34	34	35	35	32, 33	34	34(1)- (6), (8)-(12)	33	9-324
35	35	35(1)- (9)	35	36	36	30	35	35	34	9-322(a), (b), 9-323(b)
35.1	35.1	35.1	N/A	36.1	N/A	30.1	N/A	35.1	N/A	9-328, 8-510
36	36	36	36	37	37	34	36	36	35	9-334, 9-604(c), (d)
37	37	37	37	38	38	N/A	37	37	N/A	N/A
38	38	38	38	39	39	35	38	38	36	9-335
39	39	39	39	40	40	37	39	39	37	9-336
40	40(1)	40(1)	40	41	41	38	40	40(1)	38	9-339
41	41	41	41	42	42	40	41	41	39	9-404, 9-405
42	42	42	42	43	43	41, 42(1)- (4), (7)	42	42(1)- (5)	40-41	N/A
43	43	43	43(1)- (8.1), (9)- (11)	44	44(1), (2), (4)-(11)	45, 46	43	43	42, 64(2), 52(1), 64(2)	N/A

N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	44A	N/A	71.1(2)-(4)	N/A	N/A	N/A
44	44	44	44	45	45	49, 51,52	44	44	46, 48	9-512, 9-515
45	45	45	45	46	46	47, 50	45	45	44, 47	9-514
46	46(1), (2)	46	46	47	47	71	46	46	49, 50(1)	9-522
47	47	47	47	48	48	46(5)	47	47	52(3)	N/A
48	48	48	48	49	49	43	48	48	41	9-523
49	49	49	49	50	50	54	49	49(1), (2), (4), (5), (7)-(12)	43	9-502(b)
50	50	50	50	51	51	56	50	50	50	9-513
51	51	51	51	52	52	48	51	51	45	9-507, 9-508
<b>AB</b>	<b>BC</b>	<b>MB</b>	<b>NB</b>	<b>NL</b>	<b>NS</b>	<b>ON</b>	<b>PEI</b>	<b>SK</b>	<b>YK</b>	<b>UCC</b>
52	54(3)-(6)	52	52	53	53	42(5), (6), 44	52	52	51	N/A
53	53	53	53	54	54	44(7)	53	53	51(4), (5)	N/A
54	54(1), (2)	54	54	55	55	44	54	54	51	N/A
55	55	55	55	56	56	58, 59(6),(7)	55	55	53	9-601(c), 9-604(a), (b)
56	56(1)-(3)	56	56	57	57	59	56	56	53	9-601-604
57	57	57	57	58	58	61	57	57	55	9-607
58	58(1), (2)	58	58	59	59	62	58	58(1), (2)	56	9-609
60	59	59	59	60	60	63	59	59(1)-(16)	57	9-610-614, 9-617-619

61	60	60	60	61	61	64	60	60	58	9-608, 9-615, 9-616
62	61	61	61	62	62	65	61	61	59	9-620- 622
63	62	62	62	63	63	66	62	62	60	9-623
64	63	63	63	64	64	67	63	63	61	9-625
65	64(1), 65, 66	64	64	65	65	60	64	64	54, 61(f)	N/A
66	68	65	65	66	66	72	65	65(1)- (4)	62(1), 63(1)	1-103(b)
67	69	65	66	67	67	67(2), (3)	66	65(5)- (10)	62(2)-(4)	9-625
N/A	N/A	66(1)	67(a), (b)	68(a), (b)	68(a), (b)	67(1)(c)	67(a), (b)	66(1)	N/A	N/A
71	71	67	67(c)	68(c)	68(c)	70	67(c)	67	66	N/A
72	72	68	69	70	70	68	69	68	65	N/A
73	76	72	71	72	72(1)	74(1)	71	71(1)	67	N/A
74	73	69	70	71	71	73	70	69	60	N/A
75	75	70	72	73	73	N/A	72	70	N/A	N/A
76	77	73	73	74	74	76	73	73	68	N/A
77	78	74	74	75	75	75, 77	74	74	69	N/A
<b>AB</b>	<b>BC</b>	<b>MB</b>	<b>NB</b>	<b>NL</b>	<b>NS</b>	<b>ON</b>	<b>PEI</b>	<b>SK</b>	<b>YK</b>	<b>UCC</b>
78	79	74.1	N/A	75.1	N/A	84	N/A	74.1	N/A	N/A
N/A	N/A	75-90	75-79	77-85	76-89	N/A	N/A	75-84	N/A	N/A
N/A	N/A	91	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	72	N/A	N/A
N/A	N/A	93	80	86	90	N/A	N/A	85	N/A	N/A

【参照条文】 オンタリオ州人的担保法 (Personal Property Security Act, PPSA)

## 1. (1) Definitions and interpretation

In this Act,

“account” means a monetary obligation not evidenced by chattel paper or an instrument, whether or not it has been earned by performance, but does not include investment property;

(中略)

“security agreement” means an agreement that creates or provides for a security interest and includes a document evidencing a security interest;

(中略)

“security interest” means an interest in personal property that secures payment or performance of an obligation, and includes, whether or not the interest secures payment or performance of an obligation,

- (a) the interest of a transferee of an account or chattel paper, and
- (b) the interest of a lessor of goods under a lease for a term of more than one year;

(後略)

## 2. Application of Act, general

Subject to subsection 4 (1), this Act applies to,

- (a) every transaction without regard to its form and without regard to the person who has title to the collateral that in substance creates a security interest including, without limiting the foregoing,
  - (i) a chattel mortgage, conditional sale, equipment trust, debenture, floating charge, pledge, trust indenture or trust receipt, and
  - (ii) an assignment, lease or consignment that secures payment or performance of an obligation;
- (b) a transfer of an account or chattel paper even though the transfer may not secure payment or performance of an obligation; and
- (c) a lease of goods under a lease for a term of more than one year even though the lease may not secure payment or performance of an obligation.

### **9. (1) Effectiveness of security agreement**

Except as otherwise provided by this or any other Act, a security agreement is effective according to its terms between the parties to it and against third parties.

### **11. (1) Attachment required to enforce security interest**

A security interest is not enforceable against a third party unless it has attached.

### **(2) When security interest attaches to collateral**

Subject to section 11.1, a security interest, including a security interest in the nature of a floating charge, attaches to collateral only when value is given, the debtor has rights in the collateral or the power to transfer rights in the collateral to a secured party and,

- (a) the debtor has signed a security agreement that contains,
  - (i) a description of the collateral sufficient to enable it to be identified, or
  - (ii) a description of collateral that is a security entitlement, securities account or futures account, if it describes the collateral by any of those terms or as investment property or if it describes the underlying financial asset or futures contract

(後略)

### **12. (1) After-acquired property**

A security agreement may cover after-acquired property.

### **13 Future advances**

A security agreement may secure future advances.

### **14. (1) Agreement not to assert defence against assignee**

An agreement by a debtor not to assert against an assignee any claim or defence that the debtor has against the debtor's seller or lessor is enforceable

by the assignee who takes the assignment for value, in good faith and without notice, except as to such defences as may be asserted against a holder in due course of a negotiable instrument under the Bills of Exchange Act (Canada).

## **(2) Non-application**

Subsection (1) does not apply to an assignment to which section 83 of the Consumer Protection Act, 2002 applies.

## **19. Perfection**

A security interest is perfected when,

- (a) it has attached; and
- (b) all steps required for perfection under any provision of this Act have been completed,

regardless of the order of occurrence.

## **20. (1) Unperfected security interests**

Except as provided in subsection (3), until perfected, a security interest,

- (a) in collateral is subordinate to the interest of,
  - (i) a person who has a perfected security interest in the same collateral or who has a lien given under any other Act or by a rule of law or who has a priority under any other Act, or
  - (ii) a person who causes the collateral to be seized through execution, attachment, garnishment, charging order, equitable execution or other legal process, or
  - (iii) all persons entitled by the Creditors' Relief Act, 2010 or otherwise to participate in the distribution of the property over which a person described in subclause (ii) has caused seizure of the collateral, or the proceeds of such property;
- (b) in collateral is not effective against a person who represents the creditors of the debtor, including an assignee for the benefit of creditors and a trustee in bankruptcy;
- (c) in chattel paper, documents of title, instruments or goods is not effective against a transferee thereof who takes under a transaction

that does not secure payment or performance of an obligation and who gives value and receives delivery thereof without knowledge of the security interest;

- (d) in intangibles other than accounts is not effective against a transferee thereof who takes under a transaction that does not secure payment or performance of an obligation and who gives value without knowledge of the security interest.

### **23. Perfection by registration**

Registration perfects a security interest in any type of collateral.

### **30. (1) Priorities**

If no other provision of this Act is applicable, the following priority rules apply to security interests in the same collateral:

1. Where priority is to be determined between security interests perfected by registration, priority shall be determined by the order of registration regardless of the order of perfection.
2. Where priority is to be determined between a security interest perfected by registration and a security interest perfected otherwise than by registration,
  - i. the security interest perfected by registration has priority over the other security interest if the registration occurred before the perfection of the other security interest, and
  - ii. the security interest perfected otherwise than by registration has priority over the other security interest, if the security interest perfected otherwise than by registration was perfected before the registration of a financing statement related to the other security interest.
3. Where priority is to be determined between security interests perfected otherwise than by registration, priority shall be determined by the order of perfection.
4. Where priority is to be determined between unperfected security interests, priority shall be determined by the order of attachment.

(中略)

### **(3) Future advances**

Subject to subsection (4), where future advances are made while a security interest is perfected, the security interest has the same priority with respect to each future advance as it has with respect to the first advance.

## **40. (1) Account debtor**

In this section, “account debtor” means a person obligated on an account or on chattel paper.

### **(1.1) Defences available against assignee**

An account debtor who has not made an enforceable agreement not to assert defences arising out of the contract between the account debtor and the assignor may set up by way of defence against the assignee,

- (a) all defences available to the account debtor against the assignor arising out of the terms of the contract or a related contract, including equitable set-off and misrepresentation; and
- (b) the right to set off any debt owing to the account debtor by the assignor that was payable to the account debtor before the account debtor received notice of the assignment.

### **(2) Payment by account debtor**

An account debtor may pay the assignor until the account debtor receives notice, reasonably identifying the relevant rights, that the account or chattel paper has been assigned, and, if requested by the account debtor, the assignee shall furnish proof within a reasonable time that the assignment has been made, and, if the assignee does not do so, the account debtor may pay the assignor.

### **(3) Modification, etc., effective against assignee**

To the extent that the right to payment or part payment under an assigned contract has not been earned by performance, and despite notice of the assignment, any modification of or substitution for the contract, made in good faith and in accordance with reasonable commercial standards and without material adverse effect upon the assignee’s right under or the

assignor's ability to perform the contract, is effective against an assignee unless the account debtor has otherwise agreed, but the assignee acquires corresponding rights under the modified or substituted contract.

**(4) Prohibition or restriction on assignment**

A term in the contract between the account debtor and the assignor that prohibits or restricts the assignment of, or the giving of a security interest in, the whole of the account or chattel paper for money due or to become due or that requires the account debtor's consent to such assignment or such giving of a security interest,

- (a) is binding on the assignor only to the extent of making the assignor liable to the account debtor for breach of their contract; and
- (b) is unenforceable against third parties.

**44. (1) Assurance Fund**

The account in the Consolidated Revenue Fund known as "The Personal Property Security Assurance Fund" is hereby continued under the name The Personal Property Security Assurance Fund in English and Caisse d'assurance des sûretés mobilières in French.

**(2) Idem**

The prescribed portion of the fees received under this Act shall be paid into the Assurance Fund.

**(3) Idem**

Interest shall be credited to the Assurance Fund out of the Consolidated Revenue Fund at a rate to be determined from time to time by the Lieutenant Governor in Council, and such interest shall be made up at the close of each fiscal year upon the balance in the Assurance Fund at the end of the previous calendar year.

**(4) Entitlement to payment**

Any person who suffers loss or damage as a result of the person's reliance upon a certificate of the registrar issued under section 43 that is incorrect because of an error or omission in the operation of the system of registration,

recording and production of information under this Part or section 78 or under the Repair and Storage Liens Act is entitled to be paid compensation out of the Assurance Fund so far as the Assurance Fund is sufficient for that purpose, having regard to any claims which have been approved but have not been paid.

#### **45. (1) Registration of financing statement**

In order to perfect a security interest by registration under this Act, a financing statement shall be registered.

#### **46. (1) Registration requirements**

A financing statement or financing change statement that is to be registered shall contain the required information presented in a required format.

#### **(4) Errors, etc.**

A financing statement or financing change statement is not invalidated nor is its effect impaired by reason only of an error or omission therein or in its execution or registration unless a reasonable person is likely to be misled materially by the error or omission.

#### **47. (1) Assignment of security interest**

A financing change statement may be registered where a security interest is perfected by registration and the secured party has assigned the secured party's interest in all or part of the collateral.

#### **(3) Change of debtor name**

Where a security interest is perfected by registration and the secured party learns that the name of the debtor has changed, the security interest in the collateral becomes unperfected thirty days after the secured party learns of the change of name and the new name of the debtor unless the secured party registers a financing change statement or takes possession of the collateral within such thirty days.

#### **49. Amendments**

A financing change statement may be registered at any time during the registration period of a financing statement,

- (a) to correct an error or omission in the registered financing statement or any financing change statement related thereto; or
- (b) to amend the registered financing statement or any financing change statement related thereto where the amendment is not otherwise provided for in this Part.

## 第4． オーストラリアの債権譲渡登記制度

### 1． はじめに

#### (1) オーストラリアの PPSA

オーストラリアにおいては、2009年に人的財産担保法(Personal Property Securities Act、以下では、「PPSA」として引用する)が成立した。それ以前のオーストラリアでは、担保法は、連邦と州によって、また州ごとに異なっていた。また、会社が有する動産や債権上に担保権を設定する場合のルールが会社法に規定されており、当事者が会社かそれ以外かによって、ルールが異なるという問題も存在していた。PPSAは、これらの法律を廃し、全国的に統一された新たな制度を構築したという意義を有している。

そして、2012年には、全国的に統一されたオンラインの登記制度である人的財産登記(Personal Property Securities Register, PPSR)が運用を開始した。オーストラリアのPPSRは、新しい制度であることから、非常に分かりやすいインターフェースが特徴であり、日本において債権譲渡登記制度を改善する際の参考になると考えられることから、本報告書で取り上げることにした。

#### (2) PPSA と債権譲渡

なお、PPSAは、その名称からも明らかとおり、担保取引を対象とした制度である。しかし、後述するように、一定の債権の真正譲渡もPPSAの適用範囲に含まれている。そこで、本報告書では、PPSAにもとづく債権譲渡および債権譲渡登記について紹介を行う。

## 2． オーストラリアの債権譲渡制度

#### (1) PPSA の適用範囲

##### ア． 動産・債権・知的財産権

PPSAは、UCC第9編と同様に、人的財産(personal property)を目的とする担保取引を規律する。人的財産は、主に動産および債権を指すが、オーストラリアのPPSAは、知的財産をも適用対象に含んでいる。

##### イ． 担保取引および真正譲渡

ただし、一定の債権の真正譲渡についてもPPSAが適用される。

PPSAは、一定の金銭債権(account)および動産担保証書(chattel paper)の譲渡にお

ける譲受人の利益も「担保権 (security interest)」であると定義しており、これらの債権の譲渡も PPSA の適用対象に含まれることになる (PPSA12 条 3 項 a 号)。

そこで、以下では PPSA の用語法に従い、一定の債権の真正譲渡も、原則として「担保権」と表現することとする。また、一定の金銭債権および動産担保証書の真正譲渡の譲渡人を「担保権設定者 (grantor)」、譲受人を「担保権者 (secured party)」と表現する場合もある。

## (2) PPSA における債権譲渡

### ア. 債権の譲渡

PPSA の定義によれば、担保権設定契約 (security agreement) とは、担保権を発生させる合意のことであり (PPSA10 条)、従って、PPSA 上は、債権への担保権設定、一定の金銭債権の真正譲渡、動産担保証書の真正譲渡は、担保権設定契約によって行われる。

担保権が担保権設定者に対して実行可能となるためには、担保権設定契約があっただけでは不十分であり、担保権の設定 (attachment) があることが必要である。設定が認められるためには、まず、担保権設定者が目的物についての権利または処分権を取得していることが必要である。次に、①対価が授受されたこと、②担保権設定者が担保権を発生させる一定の行為を行ったこと、のどちらかが必要である (PPSA19 条 2 項)。

### イ. 将来債権の譲渡

なお、PPSA18 条 2 号は、担保権設定契約により、担保権設定者が将来取得する財産 (after-acquired property) 上に担保権を設定することができるように定めている。そこで、PPSA 上の担保権設定契約により、将来債権譲渡担保、一定の将来債権についての真正譲渡が可能である。

また、同条 4 号は、担保権設定契約は、将来貸付について定めることができると規定している。そこで、UCC 第 9 編と同様に、将来貸付条項も有効であるといえよう。

### ウ. 債権譲渡禁止特約の効力

オーストラリアの PPSA においては、一定の譲渡禁止特約の効力が制限されている。

制限の対象となる譲渡禁止特約は、①在庫の代替物 (proceeds、例えば在庫が売却された場合の売買取金債権) としての債権全体、②通常の営業の範囲内で生じる、権利の対価としての債権やサービスの対価としての債権全体、③②に該当する債権の代替物としての債権全体、④動産担保証書について、その譲渡を制限したり禁止したりする債務者と譲渡人との間の契約である (PPSA81 条 1 項)。

このような債権譲渡禁止特約は、譲渡人との関係で、債務者が契約違反にもとづく損害賠償を請求できるという意味では有効であるが、それ以上の効力を有するものではない。特に、第三者に対して主張することはできないと規定されている。(PPSA81 条 2 項)。

#### エ. 債権譲渡の債務者対抗要件

譲渡対象債権の債務者は、債権譲渡の通知を受けるまでは、譲渡人に弁済を行うことができる。通知には、①譲渡によって譲受人に弁済することになった金額、②譲受人に弁済をすべきこと、③譲渡対象債権の特定（個別の特定でも種類による特定でも可）が記載されていなくてはならない。なお、通知に従って、債務者が譲受人に弁済を行った場合には、債務者のした弁済は有効であり、弁済した部分については免責される（PPSA80 条 8 項）。

また、譲渡人から通知があった場合を除き、債務者が譲渡の事実の証明を求めたにもかかわらず、譲受人が債務者の請求から 5 営業日以内に証明を行わない場合には、上記通知があったとしても、債務者は譲渡人に弁済を行うことができる（PPSA80 条 7 項）。

#### オ. 債務者の抗弁

譲渡対象債権の債務者は、債務者と債権の譲渡人との間の契約条項を、債権の譲受人に対しても主張することができる。そして、契約から発生する抗弁なども、債権の譲受人に対して主張することができる。これに対して、それ以外の抗弁は、債権譲渡の通知を受けるなどして譲渡人に対する弁済が有効ではなくなる時点までに発生したものは、譲受人に対しても主張することができるが、それ以降に発生したものについては、切断される（PPSA80 条 1 項）。

ただし、債務者が債権の譲受人に対して抗弁等を主張しないという合意をしていた場合には、この限りではない（PPSA80 条 2 項）。

#### カ. 第三者対抗要件

PPSA20 条は、担保権者がある担保目的物についての担保権を第三者に対して主張するためには、担保権の設定があったことが必要であるとしている。さらに、①担保権者が担保目的物の占有を取得したこと、②担保権者が担保目的物の支配（control）によって第三者対抗要件を備えたこと、③一定の条件を満たす担保権設定契約が、その担保目的物をカバーしていること、のうちどれか一つが満たされる必要があるとしている（PPSA20 条 1 項）。一般的な債権譲渡との関係で問題となるのは、③の条件である。

③にいう担保権設定契約が満たさなくてはならない条件とは、第一に、担保権設定契約が、担保権設定者によって署名された書面によって証明された、または、担保権設定者の作為または不作為により認容された書面によって証明されたことである。なお、ここでの作為または不作為は、合理的に判断して、書面を認容したと解されるものであれば十分である。第二に、担保権設定契約を証明する書面には、①担保目的物を特定する記載、②「担保権が債務者の現在および将来の全ての財産に設定された」という記載、③「担保権が、特定の目的物または一定の種類に属する人的財産を除き、債務者の現在および将来の全て

の財産に設定された」という記載、のどれかが必要である（20条2項）。なお、担保目的物を特定するためには、「消費者財産（consumer property）」や「商業財産（commercial property）」といった記載では不十分であり、個別の目的物を示すか、目的物の種類を示す必要がある（PPSA20条4項）。

さらに、第三者対抗要件が具備された（perfect）と言えるためには、担保権の設定があったこと、担保権が第三者に対して主張可能であることに加えて、①担保権が登記されていること、②担保権者が担保目的物を占有していること、③担保権者が担保目的物の支配を有していることのどれかが必要である。なお、全ての財産について、登記による第三者対抗要件の具備が可能である（PPSA21条1項、2項）。

また、第三者対抗要件の具備と担保権設定の先後は問わず、両方の条件が揃えば、担保権は第三者に対しても実行可能となる（PPSA21条3項）。

#### キ．優先順位

まず、担保権者と差押債権者との優劣を決するのは、担保権者による第三者対抗要件の具備と差押えの先後である。担保権者の登記が差押えに先行していたとしても、登記の時点で上記のような意味での第三者対抗要件の具備がなければ、差押債権者に優先することはない（PPSA74条1項）。

次に、担保権者間の優劣についてである。第三者対抗要件を備えていない担保権者間では、担保権設定の先後により優劣が決められる（PPSA55条2項）。また、第三者対抗要件を備えていない担保権者との関係では、第三者対抗要件を備えた担保権者が優先する（PPSA55条3項）。

問題となるのは、第三者対抗要件を備えた担保権者間での優劣である。PPSAにおいては、優先順位決定時（priority time）の先後により、優先順位が決められることとされている（PPSA55条4項）。登記により対抗要件を具備した場合は、登記の時点が優先順位決定時となる（PPSA55条5項）。

このように、担保権者間の優劣を決するにあたっては優先順位の決定時が登記の時点とされているため、UCC第9編における場合と同様、他の担保権者との関係では、先に登記をした担保権者にいわゆる担保オプションが認められることになる。

### 3. オーストラリアの債権譲渡登記制度

#### (1) 与信公示書の登記

##### ア．登記の方法

登記は、与信公示書（financing statement）を人的財産登記に登記することによって行われる。なお、登記の変更・訂正などは、変更公示書（financing change statement）を登記することにより行われる。

登記は、人的財産登記のウェブサイトからオンラインで行うことができる<sup>21</sup>。

#### イ. 与信公示書の記載内容

PPSA は、与信公示書に記載されるべき情報として、①担保権者に関する情報、②担保権設定者に関する情報、③担保権者の連絡先、④担保目的物などを挙げている (PPSA153 条)。

担保目的物については、第一に、消費者財産 (consumer property) か商業財産 (commercial property) かが選択されなくてはならない。第二に、担保目的物が、ナンバーによって特定しうる、または、ナンバーによって特定しなくてはならない場合には、ナンバーの記載が可能または必須となる。第三に、担保目的物は、登記規則に定められた一定の種類の下に属するものでなくてはならない。なお、登記規則に定められた種類は、農作物 (agriculture)、航空機 (aircraft)、全ての人的財産 (all present and after-acquired property)、一定の例外を除く全ての人的財産 (all present and after-acquired property, except)、金融財産 (financial property)、無形財産 (intangible property)、自動車 (motor vehicles)、その他の動産 (other goods) または船舶 (watercraft) である。オンラインの登記画面では、これらをチェックボックスで選択することになる。

#### 【参考資料】担保目的物のチェックボックス

Search by collateral class: \* ?

No  
 Yes

Tangible property	General property	Intangible property	Financial property
<input type="checkbox"/> Motor vehicle	All present and after-acquired property	<input type="checkbox"/> Intangible property	<input type="checkbox"/> Financial property
<input type="checkbox"/> Watercraft	<input checked="" type="checkbox"/> No exceptions	<input type="checkbox"/> Account	<input type="checkbox"/> Chattel paper
<input type="checkbox"/> Aircraft	<input checked="" type="checkbox"/> With exceptions	<input type="checkbox"/> General intangible	<input type="checkbox"/> Currency
<input type="checkbox"/> Aircraft engine		<input type="checkbox"/> Intellectual property	<input type="checkbox"/> Document of Title
<input type="checkbox"/> Airframe		<input type="checkbox"/> Circuit layout	<input type="checkbox"/> Intermediated security
<input type="checkbox"/> Helicopter		<input type="checkbox"/> Copyright	<input type="checkbox"/> Investment instrument
<input type="checkbox"/> Small aircraft		<input type="checkbox"/> Design	<input type="checkbox"/> Negotiable instrument
<input type="checkbox"/> Agriculture		<input type="checkbox"/> Patent	
<input type="checkbox"/> Crops		<input type="checkbox"/> Plant breeder's right	
<input type="checkbox"/> Livestock		<input type="checkbox"/> Trade mark	
<input type="checkbox"/> Other goods			

なお、オンラインで登記を行うためには、システムのアカウントを取得する必要があり、登記のための入力画面を参照することができなかつたため、上記の画像は、検索のための画面から取得した。

<sup>21</sup> <https://transact.ppsr.gov.au/ppsr/CreateCollateralLanding?li=False>

#### ウ. 与信公示書の誤り

与信公示書に記載された情報に重大な誤導性がある場合には、与信公示書は無効となる（PPSA164 条 1 項）。なお、重大な誤導性があったことを主張するためには、実際に誰かが与信公示書によって誤った判断を下したことを要しない（PPSA164 条 2 項）。

#### （2）登記の検索

登記の検索は、PPSR のウェブサイトから行うことができる<sup>22</sup>。

検索方法には、①自動車の検索、②船舶の検索、③シリアルナンバーによる検索、④PPSR の登録番号による検索、⑤個人債務者の検索、⑥法人債務者の検索、⑦二時点検索（二つの登録番号を入力し、その間の登記を検索するもの）がある。

例えば、個人債務者の検索の場合には、以下のような入力画面に、名前および生年月日を入力することにより、登記を検索することができる。必要であれば、担保目的物につき、上のチェックボックスを用いて限定をかけることもできる。

#### 【参考資料】



The image shows a search form with three main sections, each with a label, an asterisk, and a question mark icon:

- Given names: \* ?**: A text input field.
- Family name: \* ?**: A text input field.
- Date of birth: \* ?**: Three separate input boxes for day, month, and year, followed by a calendar icon.

なお、検索者は、必要であれば、検索結果の証明書を PDF ファイルで出力することもできる。1 回の検索には、手数料が 3.7 ドル必要であり、これを支払えば、証明書の発行は無料である。

---

<sup>22</sup> <http://www.ppsr.gov.au>

【参考条文】 オーストラリア人的財産担保法 (Personal Property Securities Act)

## **12 Meaning of security interest**

(3) A security interest also includes the following interests, whether or not the transaction concerned, in substance, secures payment or performance of an obligation:

(3) the interest of a transferee under a transfer of an account or chattel paper;

## **18 General rules about security agreements and security interests**

(1) A security agreement is effective according to its terms.

(2) A security agreement may provide for security interests in after-acquired property.

(3) A security interest in after-acquired property attaches without specific appropriation by the grantor.

(4) A security agreement may provide for future advances.

(5) A security interest is taken to secure reasonable expenses in relation to the enforcement of the security interest, unless the parties agree otherwise.

## **19 Enforceability of security interests against grantors--attachment**

Attachment required for enforceability

(1) A security interest is enforceable against a grantor in respect of particular collateral only if the security interest has attached to the collateral.

## **20 Enforceability of security interests against third parties**

### **General rule**

(1) A security interest is enforceable against a third party in respect of particular collateral only if:

(a) the security interest is attached to the collateral; and

(b) one of the following applies:

- (i) the secured party possesses the collateral;
- (ii) the secured party has perfected the security interest by control;
- (iii) a security agreement that provides for the security interest covers the collateral in accordance with subsection (2).

### **Written security agreements**

- (2) A security agreement covers collateral in accordance with this subsection if:
- (a) the security agreement is evidenced by writing that is:
    - (i) signed by the grantor (see subsection (3)); or
    - (ii) adopted or accepted by the grantor by an act, or omission, that reasonably appears to be done with the intention of adopting or accepting the writing; and
  - (b) the writing evidencing the agreement contains:
    - (i) a description of the particular collateral, subject to subsections (4) and (5); or
    - (ii) a statement that a security interest is taken in all of the grantor's present and after-acquired property; or
    - (iii) a statement that a security interest is taken in all of the grantor's present and after-acquired property except specified items or classes of personal property.

### **Methods of signing writing**

- (3) Without limiting subparagraph (2)(a)(i), for the purposes of that subparagraph a grantor is taken to sign writing if, with the intention of identifying the grantor and adopting, or accepting, the writing, the person applies:
- (a) writing (including a symbol) executed or otherwise adopted by the person; or
  - (b) writing wholly or partly encrypted, or otherwise processed, by the person.

### **Personal property descriptions--consumer property, equipment and inventory**

- (4) If particular personal property is described using the term "consumer property" or "commercial property" in the writing evidencing a security

agreement, subparagraph (2)(b)(i) is satisfied only if the personal property is more particularly described, in addition, by reference to item or class.

- (5) If particular personal property is described using the term "inventory" in the writing evidencing a security agreement, subparagraph (2)(b)(i) is satisfied only while the personal property is held or leased by the grantor as inventory.

## **21 Perfection--main rule**

- (1) A security interest in particular collateral is perfected if:
- (a) the security interest is temporarily perfected, or otherwise perfected, by force of this Act; or
  - (b) all of the following apply:
    - (i) the security interest is attached to the collateral;
    - (ii) the security interest is enforceable against a third party;
    - (iii) subsection (2) applies.
- (2) This subsection applies if:
- (a) for any collateral, a registration is effective with respect to the collateral; or
  - (b) for any collateral, the secured party has possession of the collateral (other than possession as a result of seizure or repossession); or
  - (c) for the following kinds of collateral, the secured party has control of the collateral:
    - (i) an ADI account;
    - (ii) an intermediated security;
    - (iii) an investment instrument;
    - (iv) a negotiable instrument that is not evidenced by a certificate;
    - (v) a right evidenced by a letter of credit that states that the letter of credit must be presented on claiming payment or requiring the performance of an obligation;
    - (vi) satellites and other space objects.
- (3) A security interest may be perfected regardless of the order in which attachment and any step mentioned in subsection (2) occur.
- (4) A single registration may perfect one or more security interests.

## **55 Default priority rules**

- (1) This section sets out the priority between security interests in the same collateral if this Act provides no other way of determining that priority.
  - (a) the remaining provisions of this Part;
  - (b) Chapter 3 (agricultural interests, accessions and commingling);
  - (c) Part 9.4 (transitional application of this Act).

### **Priority between unperfected security interests**

- (2) Priority between unperfected security interests in the same collateral is to be determined by the order of attachment of the security interests.

### **Perfected security interest has priority over unperfected security interest**

- (3) A perfected security interest in collateral has priority over an unperfected security interest in the same collateral.

### **Priority for perfection in other ways**

- (4) Priority between 2 or more security interests in collateral that are currently perfected is to be determined by the order in which the priority time (see subsection (5)) for each security interest occurs.
- (5) For the purposes of subsection (4), the priority time for a security interest in collateral is, subject to subsection (6), the earliest of the following times to occur in relation to the security interest:
  - (a) the registration time for the collateral;
  - (b) the time the secured party, or another person on behalf of the secured party, first perfects the security interest by taking possession or control of the collateral;
  - (c) the time the security interest is temporarily perfected, or otherwise perfected, by force of this Act.
- (6) A time is a priority time for a security interest only if, once the security interest is perfected at or after that time, the security interest remains continuously perfected.

## **74 Execution creditor has priority over unperfected security interest**

- (1) The interest of an execution creditor in collateral has priority over any

security interest in the same collateral that is not perfected at the time covered by subsection (4) (even if such a security interest is later perfected).

## **80 Rights on transfer of account or chattel paper--rights of transferee and account debtor**

### **Rights of transferee subject to contractual terms and defences**

- (1) The rights of a transferee of an account or chattel paper (including a secured party or a receiver) are subject to:
  - (a) the terms of the contract between the account debtor and the transferor, and any equity, defence, remedy or claim arising in relation to the contract (including a defence by way of a right of set-off); and
  - (b) any other equity, defence, remedy or claim of the account debtor against the transferor (including a defence by way of a right of set-off) that accrues before the first time when payment by an account debtor to the transferor no longer discharges the obligation of the account debtor under subsection (8) to the extent of the payment.
- (2) Subsection (1) does not apply if the account debtor makes an enforceable agreement not to assert defences to claims arising out of the contract.

### **Payment by account debtor after transfer**

- (7) If an account or chattel paper is transferred, the account debtor may continue to make payments under the contract to the transferor:
  - (a) until the account debtor receives a notice that:
    - (i) states that the amount payable or to become payable under the contract has been transferred; and
    - (ii) states that payment is to be made to the transferee; and
    - (iii) identifies the contract (whether specifically or by class) under which the amount payable is to become payable; or
  - (b) after receiving a notice under paragraph (a) (other than a notice from the transferor), if:
    - (i) the account debtor requests the transferee to provide proof of the

- transfer; and
  - (ii) the transferee fails to provide proof before the end of 5 business days after the day of the request.
- (8) Payment by an account debtor to a transferee in accordance with a notice under paragraph (7)(a) (including in the circumstances described in paragraph (7)(b)) discharges the obligation of the account debtor to the extent of the payment.

## **81 Rights on transfer of account or chattel paper--contractual restrictions and prohibitions on transfer**

### **Scope**

- (1) This section applies to a term in a contract if:
- (a) the contract is between an account debtor and a transferor; and
  - (b) the term restricts or prohibits transfer of any of the following for currency due or to become due:
    - (i) the whole of an account that is the proceeds of inventory;
    - (ii) the whole of an account that arises from granting a right (other than a right granted under a construction contract), or providing services (other than financial services), in the ordinary course of a business of granting rights or providing services of that kind (whether or not the account debtor is the person to whom the right is granted or the services are provided);
    - (iii) the whole of an account that is the proceeds of an account mentioned in subparagraph (ii);
    - (iv) chattel paper.

### **Statutory restriction on contracts**

- (2) The term in the contract:
- (a) is binding on the transferor, but only to the extent of making the transferor liable in damages for breach of contract; and
  - (b) is unenforceable against third parties.

## **153 Financing statements with respect to security interests**

(1) A financing statement with respect to a security interest (including such a financing statement as amended by the registration of a financing change statement) consists of data that complies with the following table:

Financing statements with respect to security interests		
Item	Date about:	Details of data
1	The secured party	<p>The details prescribed by the regulations, in relation to each secured party, of:</p> <p>(a) the secured party; or</p> <p>(b) a person nominated by the secured party who has authority to act on behalf of the secured party.</p>
2	The grantor	<p>Whichever of the following is applicable:</p> <p>(a) if the collateral is consumer property, and is required by the regulations to be described by serial number--no grantor's details;</p> <p>(b) if the collateral is consumer property, and is not required by the regulations to be described by serial number--the grantor's name and date of birth, as evidenced in accordance with the regulations, and no other details;</p> <p>(c) in any other case--the grantor's details as prescribed by the regulations.</p>
3	Giving of notices	<p>The following:</p> <p>(a) an address (including an email address or fax number) for the giving of notices to the secured party (or secured parties) relating to the registration;</p> <p>(b) details of any identifier provided for the giving of notices to the secured party (or</p>

		secured parties).
4	The collateral and proceeds	<p>A collateral description in accordance with all of the following rules:</p> <p>(a) the collateral must be described as one of the following:</p> <p>(i) consumer property;</p> <p>(ii) commercial property;</p> <p>(b) the collateral may or must be described by serial number, if allowed or required by the regulations;</p> <p>(c) the collateral must belong to a single class of collateral prescribed by the regulations;</p> <p>(d) any description of proceeds must comply with the regulations.</p> <p>Note: 2 or more types of collateral that belong to different classes prescribed by the regulations must be described in separate registrations. However, 2 or more registrations can be effected through a single application.</p>
5	The end time for registration	<p>For all the collateral described in the statement, the following data:</p> <p>(a) for collateral other than consumer property or property described by a serial number:</p> <p>(i) no stated end time; or</p> <p>(ii) an end time for the registration no later than the time (the default time ) that is the end</p>

		<p>of the day 25 years after the registration time; or</p> <p>(iii) if the registration is amended to include or change (but not omit) an end time--an amended end time for the registration no later than the time (the default time ) that is the end of the day 25 years after the amendment time for that amendment;</p> <p>(b) for consumer property, or property described by a serial number:</p> <p>(i) an end time for the registration no later than the time (the default time ) that is the end of the day 7 years after the registration time; or</p> <p>(ii) if the registration is amended to change the end time--an amended end time for the registration no later than the time (the default time ) that is the end of the day 7 years after the amendment time for that amendment.</p>
6	Subordination	An indication of whether the security interest is (or is to be) subordinated to any other security interest. However, this indication need not be included.
7	Security interest	An indication of whether the security interest is, or is to be, a purchase money security interest (to any extent) if the security interest is in respect of a class of collateral prescribed by the regulations for the purposes of this item.
8	Any matter prescribed by the regulations	Details of the matter prescribed by the regulations, whether or not the matter also comes under any of the other items in this table.

#### **164 Defects in registration--general rule**

- (1) A registration with respect to a security interest that describes particular collateral is ineffective because of a defect in the register if, and only if, there exists:
  - (a) a seriously misleading defect in any data relating to the registration, other than a defect of a kind prescribed by the regulations; or
  - (b) a defect mentioned in section 165.
- (2) In order to establish that a defect is seriously misleading, it is not necessary to prove that any person was actually misled by it.
- (3) A registration that describes particular collateral is not ineffective only because the registration is ineffective with respect to other collateral described in the registration.